

第二期川越市個別施設計画
(公共施設編)

令和8年3月

川 越 市

【目次】

第1章 総論	1
1 第二期個別施設計画策定の背景と位置づけ	3
2 基本的な考え方	4
3 計画期間	4
4 対象施設	5
5 計画の構成	6
6 用語について	12
第2章 再編	15
1 再編の目的	17
2 公共施設の再編方針	18
3 再編の手法	19
4 公共施設の再編の進め方	22
5 複合化の方向性	25
第3章 保全	31
1 保全の目的	33
2 目標使用年数	34
3 保全の進め方	35
4 保全の体制	40
5 今後の保全に係る費用	41
【参考資料】	42
第4章 施設類型別整備計画	49
A 学校教育施設	51
A-1 市立小学校	53
A-2 市立中学校	57
A-3 市立高等学校	75
A-4 市立特別支援学校	79
B 生涯学習施設	83
B-1 公民館など	85
B-2 図書館	95
B-3 学習施設	103
B-4 その他教育施設	109

C	文化・スポーツ・観光施設	115
C-1	ホール施設	117
C-2	スポーツ施設	129
C-3	観光関連施設	139
C-4	集会施設	149
D	福祉施設	153
D-1	市立保育園	155
D-2	学童保育室	163
D-3	児童福祉施設	169
D-4	障害者等福祉施設	177
D-5	高齢者福祉施設	183
E	公営住宅	189
E-1	市営住宅など	191
F	都市基盤施設	201
F-1	自転車駐車場・駐車場	203
F-2	防災施設	211
G	行政関連施設	215
G-1	市民センターなど	217
G-2	庁舎関連施設	229
G-3	環境衛生関連施設	241
G-4	給食施設	245
G-5	葬祭施設	251
H	その他の公共施設	257
H-1	その他の公共施設	259
	資料	263
	索引	275

余白ページ

第1章 総論

余白ページ

1 第二期個別施設計画策定の背景と位置づけ

本市では、老朽化が進む公共施設やインフラ施設の施設整備や維持管理に総合的かつ計画的に取り組んでいます。

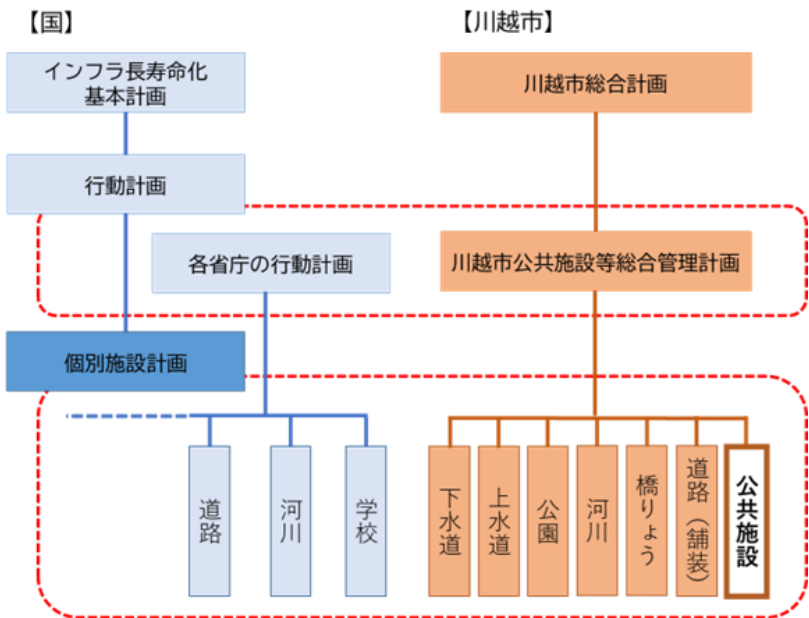
これまでに本市では、2012年度に、本市が所有し、管理する公共施設の状況を整理した「川越市公共施設マネジメント白書」を作成、2016年度に、公共施設等の中長期的な取組の方向性を示した「川越市公共施設等総合管理計画」（以下、「管理計画」という。）を策定、2020年度に、施設ごとの具体的な取組を示す「川越市個別施設計画（公共施設編）」を策定しました。また、2025年度には、「第二期川越市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

この度、策定した「第二期川越市個別施設計画（公共施設編）」は、第二期管理計画に基づき、施設ごとの老朽化の状況や求められる役割などを踏まえ、2026年度以降の具体的な取組を示しています。

国は、2013年度に策定した「インフラ長寿命化基本計画¹」の中で、地方公共団体は、行動計画とその計画に基づく個別施設計画を策定することとしています。本市が策定した管理計画はこの行動計画に、本計画は個別施設計画にそれぞれ該当するものです。

なお、インフラ施設については、本計画とは別に個別施設計画を策定しています。

【図表 1 計画の体系】



¹ インフラ長寿命化基本計画：国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、2013年にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議が策定したものの。

2 基本的な考え方

第二期管理計画においては、多くの公共施設等が更新や大規模な改修時期を迎える今後の30年間を見据え、長期的な視点で検討を行い、公共施設等のマネジメントにあたっては、サービスの向上や施設効用の最大化に努めながらも、今後も維持することが可能な公共施設等の総量となるように配慮するとともに、財政負担の軽減を図る必要があるとしています。

そして、必要不可欠なサービスを今後も継続して提供していくために、次の4つの基本方針を定めています。

- 基本方針1 施設総量の縮減
- 基本方針2 長寿命化の推進
- 基本方針3 財政負担の軽減
- 基本方針4 公民連携（PPP²）の推進と新技術の活用

本計画では、第二期管理計画の考え方に則って、施設ごとの具体的な取組を整理しています。

公共施設に求められる機能は時代と共に変化します。本計画に基づく施設の更新や保全を行う際は、ユニバーサルデザインや災害時の施設の活用など、時勢に応じた視点を踏まえた検討を行うこととします。

3 計画期間

本計画の計画期間は、第二期管理計画の期間に合わせ、2026年度から2035年度までの10年間とします。

なお、必要に応じ、計画内容の見直しを行います。

【図表 2 計画期間】



² PPP:Public Private Partnershipの略。公と民がパートナーを組んで事業を行うこと。PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシングなども含まれる。

4 対象施設

本計画では、第二期管理計画において分類した公共施設を更に 26 に分けて整理しています。

なお、市が賃借している施設については、基本的には個別施設計画の対象から外していますが、「E-1 市営住宅など」及び「F-1 自転車駐車場・駐車場」においては、賃借している施設も含めて検討の対象とし、整理しています。

【図表 3 対象施設】

	施設類型			
	大分類		中分類	
公共施設	A	学校教育施設	1	小学校
			2	中学校
			3	市立川越高等学校
			4	市立特別支援学校
	B	生涯学習施設	1	公民館など
			2	図書館
			3	学習施設
			4	その他教育施設
	C	文化・スポーツ・観光施設	1	ホール施設
			2	スポーツ施設
			3	観光関連施設
			4	集会施設
	D	福祉施設	1	保育園
			2	学童保育室
			3	児童福祉施設
			4	障害者等福祉施設
			5	高齢者福祉施設
	E	公営住宅	1	市営住宅など
	F	都市基盤施設	1	自転車駐車場・駐車場
			2	防災施設
	G	行政関連施設	1	市民センターなど
			2	庁舎関連施設
			3	環境衛生関連施設
			4	給食施設
			5	葬祭施設
	H	その他の公共施設	1	その他の公共施設
合計		8	26	

5 計画の構成

本計画は、4章で構成しています。

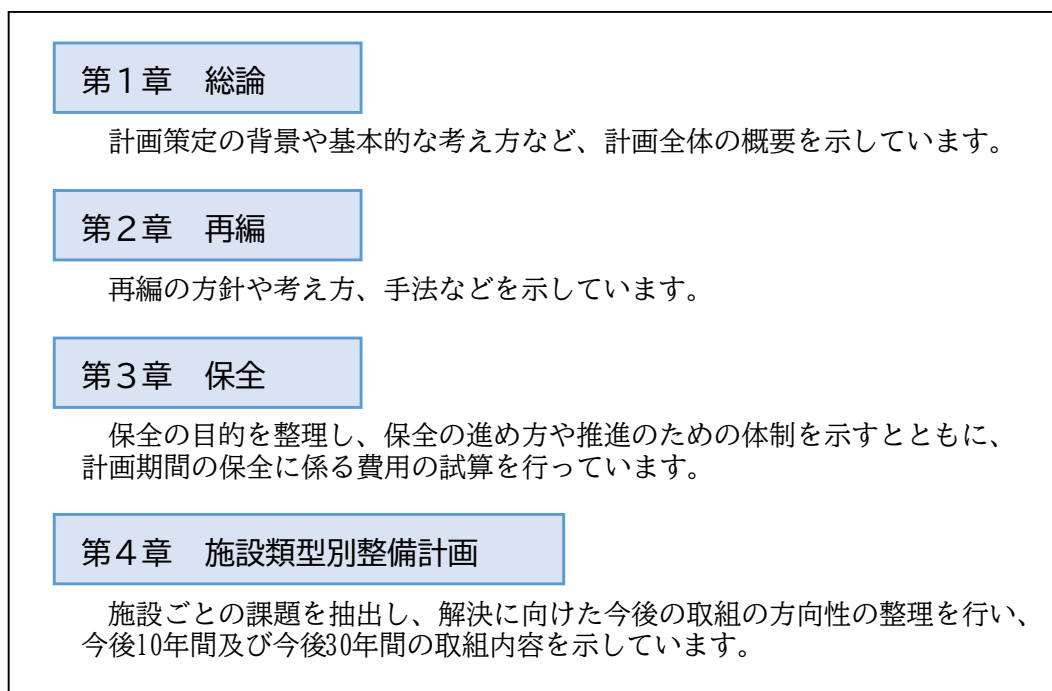
第1章は「総論」として、本計画策定の背景や基本的な考え方など、計画全体の概要を示しています。

第2章は「再編」として、再編の方針や考え方、手法などを示しています。

第3章は「保全」として、保全の目的を整理し、保全の進め方や推進のための体制を示すとともに、計画期間の保全に係る費用の試算を行っています。

第4章は「施設類型別整備計画」として、施設ごとの課題を抽出し、解決に向けた今後の取組の方向性の整理を行い、本計画の計画期間における整備更新の取組内容を示しています。

【図表 4 計画の構成】



第2章から第4章の概要は次のとおりです。

《第2章の概要》

1 再編の目的

本市の財政状況や社会環境の変化など、公共施設を取り巻く環境を踏まえ、公共施設の再編を行う目的について記載しています。

2 公共施設の再編方針

再編を進めるにあたっての基本的な考え方を記載しています。

3 再編の手法

再編の考え方を踏まえ、再編の実施にあたり取るべき手法を記載しています。

4 公共施設の再編の進め方

公共施設で提供するサービスの必要性や民間での代替可能性など、再編手法を検討するためのフローを記載しています。

5 複合化の方向性

複合化についての考え方や検討方法を記載しています。

《第3章の概要》

1 保全の目的

公共施設のあるべき姿や、公共施設を取り巻く環境を踏まえ、保全を行う目的について記載しています。

2 目標使用年数

本計画における公共施設の目標使用年数の設定についての考え方を記載しています。

3 保全の進め方

(1) 保全方針

施設の保全の方針を記載しています。

① 点検と診断

施設の点検と診断についての考え方を記載しています。

② 予防保全と事後保全

予防保全と事後保全について記載しています。

(2) 保全の実施時期

適切な保全を実施するための保全の時期の考え方や対象部位を記載しています。

また、耐震基準別の保全方針についても記載しています。

4 保全の体制

(1) 推進体制

公共施設の保全を実施するための庁内の推進体制について記載しています。

(2) 施設情報の一元化

公共施設の情報の一元化についての考え方を記載しています。

5 今後の保全に係る費用

上記、3 保全の進め方の考え方を踏まえ、一定の条件の下、計画期間内の公共施設の保全に係る費用の試算を行っています。

《第4章の概要》

1 施設の概要など

(1) 施設概要

施設ごとの設置目的、利用状況、整備状況などの概要を記載しています。なお、各種データの基準は2024年度末時点を原則とし、これによらない場合には、基準となる時点を明示しています。

また、点検による各施設の状態については、巻末の資料「公共施設の状態について」にて整理しています。

(2) 対象施設

対象施設の施設名、地区名、建築年度、延床面積、敷地面積等の基本データを記載しています。なお、使用率については原則「区分使用率」を記載し、それ以外の場合は別途明示しています。

(3) 課題

今後の30年間を見据えながら、現在の施設や提供しているサービスにおける課題を記載しています。

2 施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

現在の施設に求められている役割を記載しています。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

課題の解決に向けた再編の取組の方向性を記載しています。

② 保全方針

課題の解決に向けた保全の取組の方向性を記載しています。

(3) 規模・配置について

施設の規模及び配置について、注意すべき事項や配慮すべき事項がある場合に記載しています。

3 施設整備計画と今後の見通し

今後10年間の施設整備計画及び今後30年間の施設整備の見通しを記載しています。

更新等については、第2章で示す再編の手法を検討することとし、対策の内容が明らかなきは、その内容を具体的に記載しています。

改修については、第3章で示す保全方針に基づき、建築後20年目、40年目、60年目の改修を記載しています。

(対象施設一覧などの記載について)

対象施設について、下記のとおり記載しています。

○施設の掲載順は条例等によります。

○施設データは2024年度末時点の公有財産台帳の情報を記載することを原則とし、延床面積、敷地面積は、小数点以下第一位を四捨五入し、整数で記載しています。

○延床面積は付属する倉庫や便所等を、敷地面積は敷地外で賃借している駐車場等を含むため、他で公表している面積と異なる場合があります。

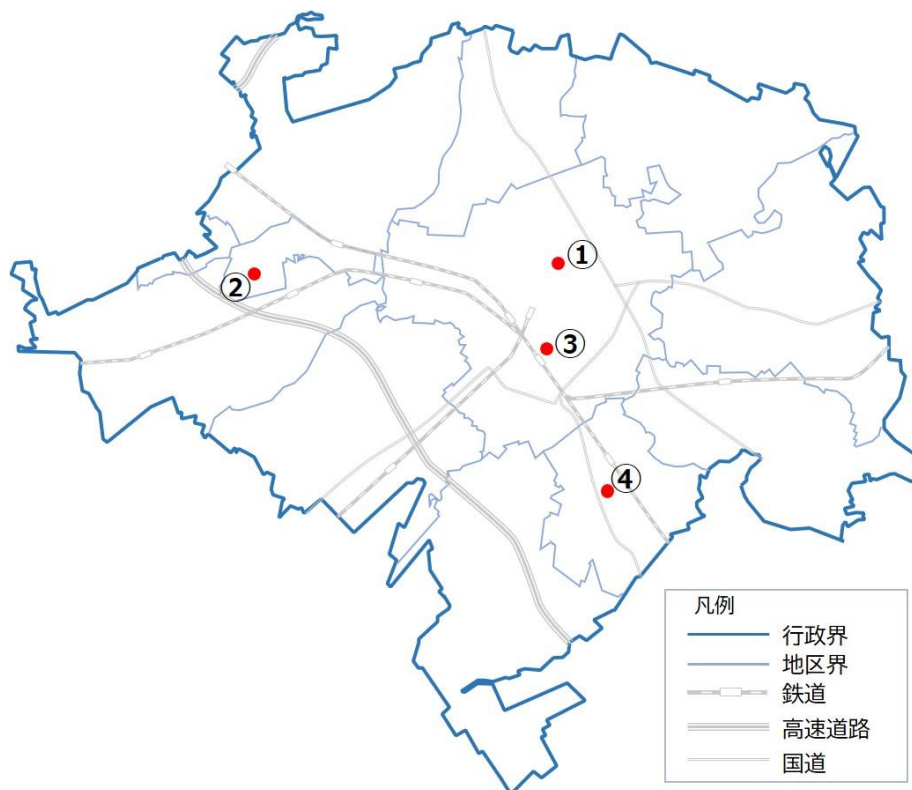
○配置図の番号は、対象施設一覧中の同じ番号の施設の位置を示しています。

【記載例】

【対象施設一覧（○○施設）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	備考
1	○○センター	本庁	1984	1,000	1,500	
2	××センター	霞ヶ関北	2001	—	—	○○会館との複合
3	△△センター	本庁	2001	1,500	2,000	
4	□□センター	高階	2007	2,000	2,500	

【配置図（○○施設）】



【図表 5 施設整備計画と今後の見通しの記載例】

【今後 10 年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数 (2025 年度 末時点)	耐震 基準	計画期間	
			2026 年度 ～2030 年度	2031 年度 ～2035 年度
〇〇センター	60 年	旧	更新	
△△センター	50 年	旧		集約化
××センター	35 年	新	大規模改修	

【今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度 ～2035 年度	2036 年度 ～2045 年度	2046 年度 ～2055 年度
〇〇センター	更新		
△△センター		更新等の検討	
××センター	大規模改修		中規模修繕

【更新等の取組に係る記載】
 具体的な取組や更新の機会にあわせた対策が明らかなきは、「更新・集約化・複合化・広域化・用途廃止」などを記載し、取組や更新の機会にあわせた対策を広く検討する必要があるときは、「更新等の検討」と記載しています。

【保全の取組に係る記載】
 原則、20 年ごとに中規模修繕、40 年目に大規模改修を記載しています。ただし、旧耐震基準建築物で経過年数が 46 年以上の施設は、事後保全を中心に対応します。

6 用語について

本計画で使用する主な用語は、次のとおりです。

【図表 6 用語について】

用語	意味
施設整備	施設の傷んだところを直したり、建て替えたりすること。
更新	施設を建て替えること。更新の機会にあわせた対策として集約化や複合化、廃止などを含む場合は「更新等」という。
集約化	同種の施設を統合し、一体の施設とすること。
複合化	異なる種類の施設を統合し、これらの機能を有した一体の施設とすること。
多機能化	施設に新たな機能を加えること。
共用化	各施設が持つ同様の機能を共同して利用すること。
広域化	国や県、周辺の市などと共同で施設を整備又は運営すること。
用途廃止	施設でのサービスを廃止すること。
民間活力の活用	管理・運営委託や指定管理、PFI ³ 等により民間が持つ技術や資金等を活用すること。
保全	補修や修繕、改修により、施設の機能を維持し、または向上させること。
維持管理	施設、設備等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕を行うこと。
補修	故障・損傷した部分を修理し、元の状態に戻すこと。
修繕	施設や設備等の壊れた部位を直したり交換したりすること。その際、当初の効用を上回らないもの。
改修	施設や設備等の壊れた部位を直したり交換したりすること。その際、当初の効用を上回るもの。
長寿命化	適切な保全を行い、躯体や設備を健全な状態に保ち、法定耐用年数を超えて使い続けること。

³ PFI：Private Finance Initiative の略。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の設計、建設、維持・管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的にサービスを提供する手法。

(参考) 公の施設に関する指定管理者導入状況(2025年4月1日現在)

分類	施設名称	指定期間			指定管理者	所管課
		管理開始日	期間	管理終了日		
ホール C-1	川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設	2025/4/1	5年間	2030/3/31	NeCST	文化芸術振興課
	川越市やまぎき会館	2021/4/1	5年間	2026/3/31	公益財団法人川越市施設管理公社	文化芸術振興課
	川越西文化会館	2021/4/1	5年間	2026/3/31	公益財団法人川越市施設管理公社	
	川越南文化会館	2021/4/1	5年間	2026/3/31	公益財団法人川越市施設管理公社	
	川越市北部地域ふれあいセンター	2023/4/1	5年間	2028/3/31	特定非営利活動法人川越市北部地域ふれあいセンター運営協議会	地域づくり推進課
	川越市東部地域ふれあいセンター	2024/4/1	5年間	2029/3/31	特定非営利活動法人川越市東部地域ふれあいセンター運営協議会	
スポーツ C-2	川越市芳野台体育館	2024/4/1	5年間	2029/3/31	公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター	雇用支援課
	川越運動公園陸上競技場	2021/4/1	5年間	2026/3/31	公益財団法人川越市施設管理公社	スポーツ振興課
	川越運動公園総合体育館					
	川越運動公園テニスコート					
	なぐわし公園	2012/8/1	14年8月間	2027/3/31	なぐわし公園PFI株式会社	公園整備課
観光 C-3	川越市産業観光館	2024/4/1	10年間	2034/3/31	株式会社まちづくり川越	産業振興課
集会 C-4	川越市中高齢労働者福祉センター	2024/4/1	5年間	2029/3/31	公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター	雇用支援課
障害者等 D-4	川越市総合福祉センター	2021/4/1	5年間	2026/3/31	社会福祉法人川越市社会福祉協議会	障害者福祉課
高齢者 D-5	川越市養護老人ホームやまぎき荘	2021/4/1	5年間	2026/3/31	社会福祉法人加寿美福祉会	高齢者いきがい課
	川越市小ヶ谷老人憩いの家	2021/4/1	5年間	2026/3/31	公益社団法人川越市シルバー人材センター	高齢者いきがい課
	川越市高階北老人憩いの家					
	川越市川越駅東口老人憩いの家					
	川越市老人福祉センター西後楽会館	2024/4/1	5年間	2029/3/31	社会福祉法人川越市社会福祉協議会	
自転車 駐車場 F-1	川越駅西口第一自転車駐車場	2022/4/1	5年間	2027/3/31	公益社団法人川越市シルバー人材センター	防犯・交通安全課
	川越駅西口第二自転車駐車場					
	川越駅東口自転車駐車場					
	本川越駅前自転車駐車場					
	的場駅前自転車駐車場					
	新河岸駅自転車駐車場					
	南大塚駅南口自転車駐車場					
川越駅西口第三自転車駐車場						

※川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設の指定管理者である NeCST は、日本環境マネジメント株式会社、株式会社コングレ及び株式会社 NTT ファシリティーズで構成される共同企業体です。

余白ページ

第2章 再編

余白ページ

1 再編の目的

- 持続可能な行政サービスの提供を実現するため、施設の複合化や多機能化などの方法により施設の機能や配置を見直し、総量縮減を図ります。

本市における公共施設は、今後一定期間に大規模改修や更新が集中することが想定されますが、一方で少子高齢化の進展等に伴う将来的な財源の不足や余剰施設の増加が見込まれます。そのため、限られた経営資源の中で財政状況や社会情勢の変化を考慮しながら公共施設全体を適正に管理していく必要があります。

再編とは、複合化や集約化などの方法により施設保有量の縮減を図ることや、施設機能の移転や民間活力による効果的な運営手法の導入を行うことなどによりサービスの効率化を図ることで、公共施設を量と質の両面から適正化しようとする取組です。

2 公共施設の再編方針

- 管理計画に定める基本方針に基づき再編を推進します。

本市の財政状況の中長期的に見ると、少子高齢化に伴う人口減少及び生産年齢人口割合の低下により今後さらに厳しくなることが想定され、今ある全ての施設を維持していくことは非常に困難です。

そのため、公共施設の在り方を考える際には、サービスの向上や施設効用の最大化に努めながらも、今後も維持することが可能な公共施設の総量となるように配慮する必要があり、民間活力の活用や施設の多機能化などさまざまな工夫をしながら、財政負担の軽減を図ることが求められます。

第二期管理計画では、公共施設の現状及び課題を踏まえ、「施設総量の縮減⁴」、「長寿命化の推進」、「財政負担の軽減」、「公民連携（PPP）の推進と新技術の活用」の4つの基本方針及びその他の管理に関する考え方を定め、それらに基づく取組の方向性を示し、再編の数値目標として今後30年間で15%の延床面積の縮減を目指すこととしています。また、それにより、30年間で約424億円（約14億円／年）のコスト削減を見込んでいます。

個別施設計画では、上記を踏まえ、第1章で示した対象施設について、管理計画の「基本方針1 施設総量の縮減」に基づき、第4章で施設類型ごとに再編の方針を示していきます。

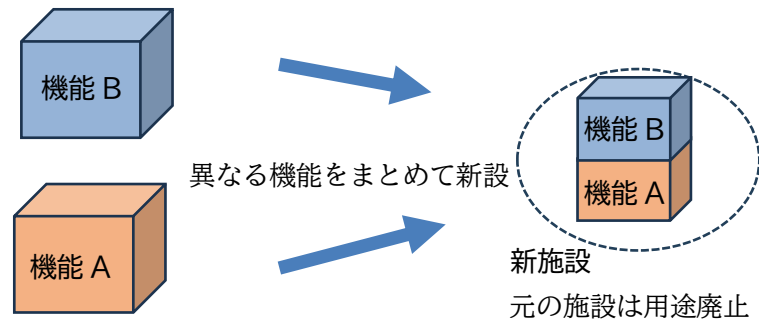
⁴ 施設総量の縮減：公共施設については、新たな施設の整備はその必要性を十分に検討することとし、原則は既存施設の活用や利用状況等を踏まえた施設再編を行い、施設総量の縮減を図る。

3 再編の手法

公共施設の再編では、次のような手法が考えられます。これにより、施設効用の向上や施設総量の縮減を図ります。

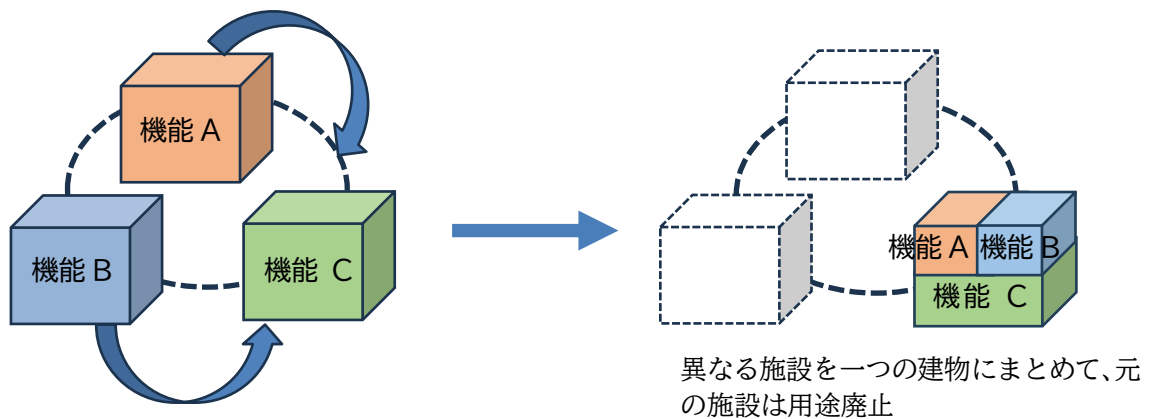
① 複合化（更新を伴う場合）

「異なる種類の施設」を合築して複数機能を持つ複合施設として再整備すること。



② 複合化（更新を伴わない場合）

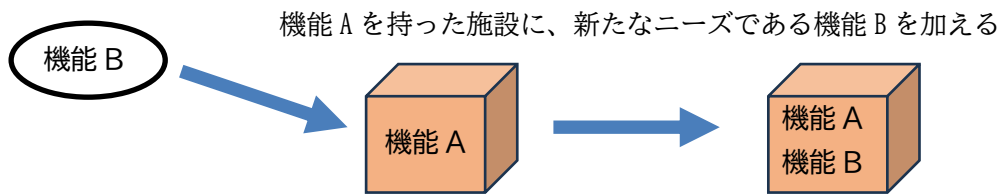
「異なる種類の施設」を一つの建物に機能集約すること。



※機能Cの施設に転用可能なスペースがある場合

③ 多機能化

一つの施設に複数の機能を持たせること。施設に機能を付加または強化することで、施設の稼働率向上や利用者のニーズに対応する効果が見込まれる。

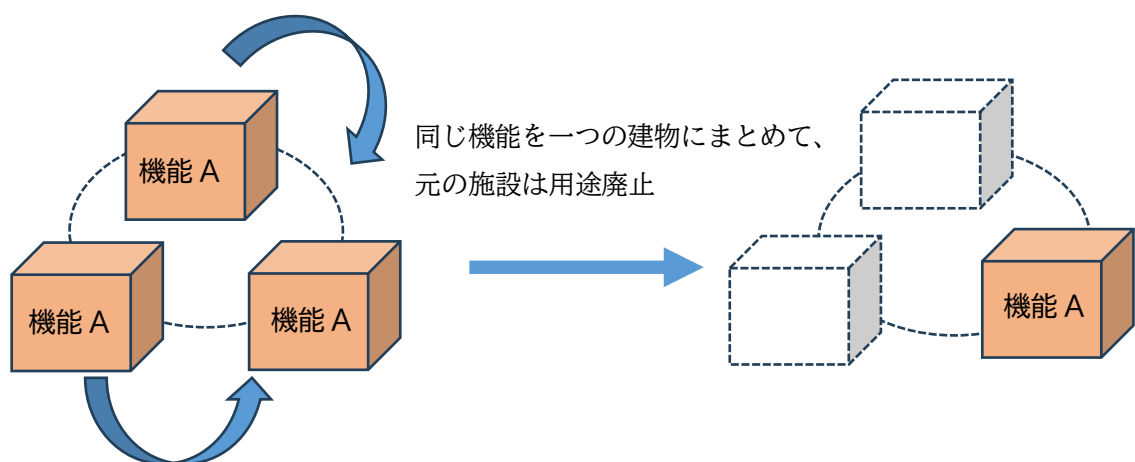


○複合化と多機能化の違い

	複合化	多機能化
内容	異なる機能を持つ複数の施設をまとめる	一つの施設に新たな機能を追加する
例	小学校+図書館+公民館	生涯学習施設に行政窓口を追加
目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・建物や敷地の有効利用とコスト削減 ・利便性の向上、賑わいの創出、世代間交流の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働率の向上、住民ニーズへの対応 ・運営効率化

④ 集約化

別々の施設にある「同種又は類似の施設」を一つの施設にまとめること。効率的で効果的な行政サービスの提供や、建物性能の充実による利便性の向上などの効果が見込まれる。



⑤ 共用化

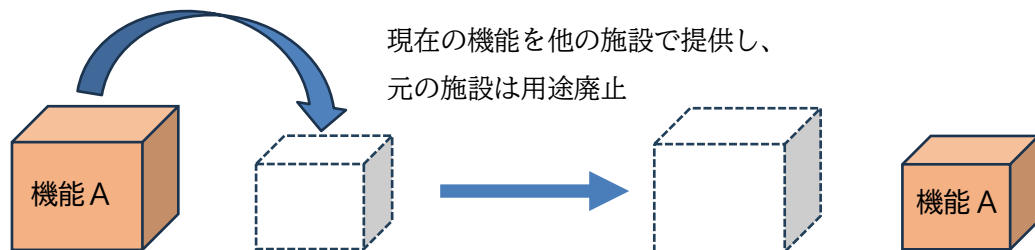
各施設が持つ同様の機能を共同して利用すること。

⑥ 広域化

国や県、周辺の市などと共有で施設を整備又は運営すること。

⑦ 移転

施設又は機能を移すこと。まちづくりの視点や、利用者ニーズの視点などから、他の場所に移すことで効率的で効果的な行政サービスの提供が見込まれる。



⑧ 譲渡

施設を民間や地域などに有償または無償で譲り渡すこと。

⑨ ソフト化

I C Tの活用、民間施設の利用、民間への運営委託などにより、公共サービスの機能は維持したうえで、施設は廃止すること。

⑩ 貸付

建物や土地を民間や地域などに有償または無償で貸すこと。

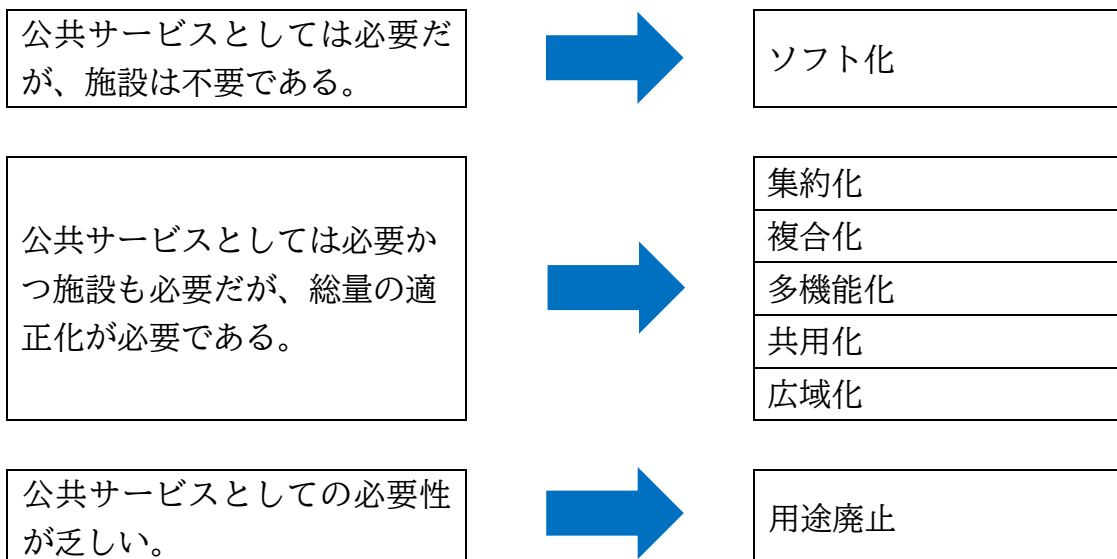
⑪ 用途廃止

目標使用年数を間近に控えて（又は超えて）いる施設や、行政需要が低下傾向にある施設などでのサービスを廃止すること。

4 公共施設の再編の進め方

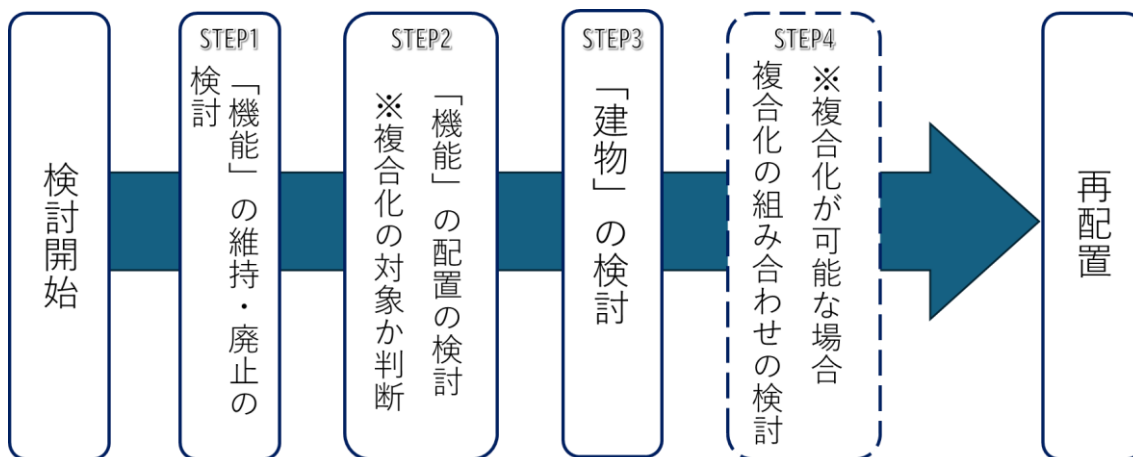
施設ごとに、提供しているサービスの必要性、民間での代替可能性、利用者の範囲などを考慮して、種類別基準（ソフト化、複合化、廃止など）の対策を割り当てます。

○施設の種類別判定基準



具体的な検討は次のように行います。

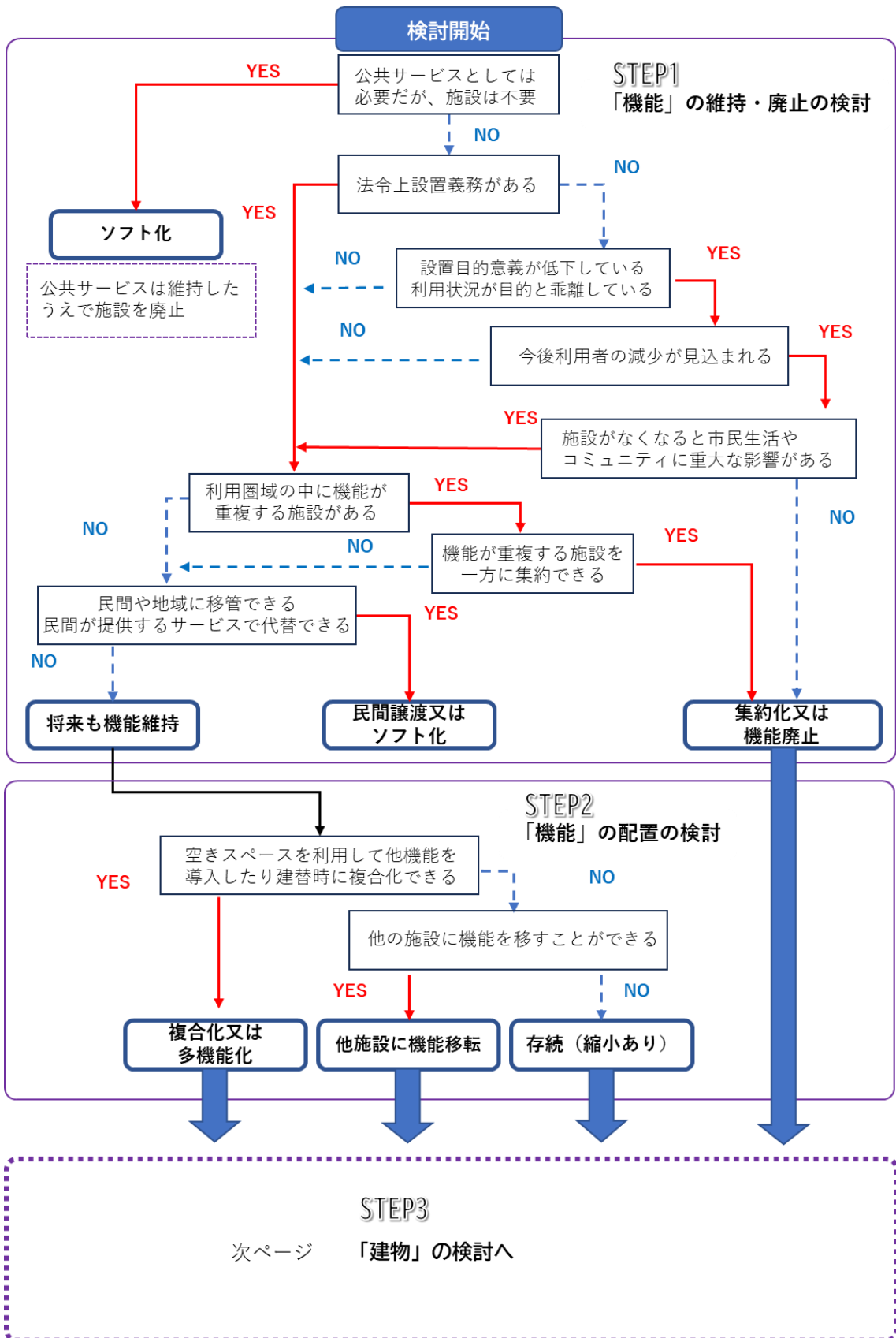
○再編の検討フロー（全体図）

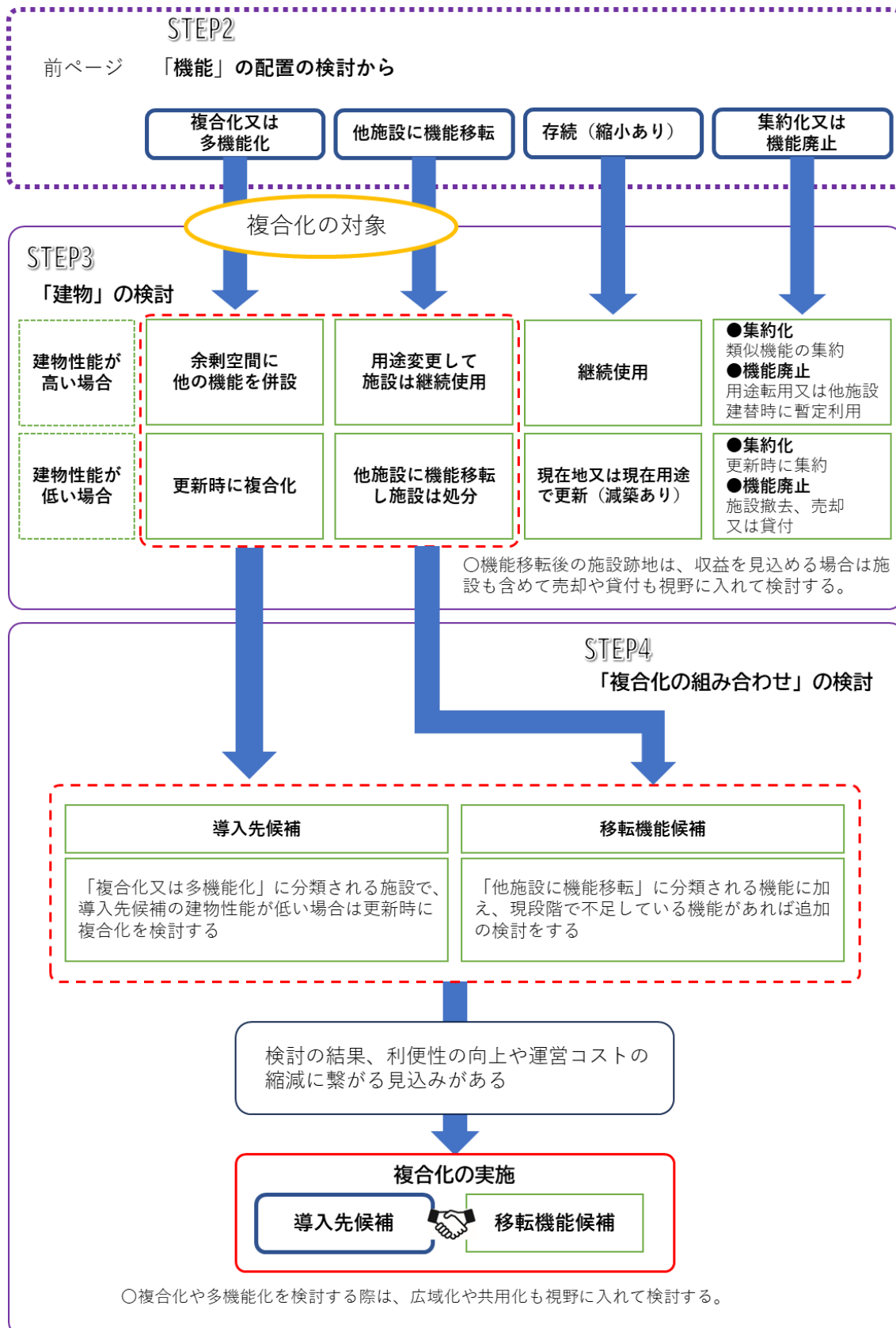


※各ステップの詳細は次ページ以降に記載。

なお、ここで示す検討フローは基本的な流れになります。施設の状況等により、検討の流れが変わる場合もあります。

○再編の検討フロー（詳細）





5 複合化の方向性

(1) 公共施設の複合化の考え方

施設の「機能」(ソフト)と「建物」(ハード)に分け、公共施設の量と配置の適正化を図ります。施設の更新の機会や大規模改修などに合わせ、既存の機能を維持すべきか検討します。維持する場合は現在の建物に残すか他に移すかを検討し、廃止する場合は建物の有効活用を検討します。

① 機能を検討する際の視点(○再編のフロー STEP1)

(ア) ニーズの変化への対応

- ・人口減少・少子高齢化により必要性が低下する施設は廃止、新たに需要が高まる機能は導入を検討します。

(イ) 重複機能の集約化

- ・同一地域内や近隣で機能が重なる場合は集約して効率化します。

(ウ) 不可欠な機能の維持

- ・日常生活に不可欠で他に代替手段がない機能をもつ施設は維持します。

(エ) 民間や他団体との連携

- ・民間や国・県、近隣の自治体間等の施設で機能が重複する場合は連携や広域化を検討します。

② 建物を検討する際の視点

(オ) 複合化による縮減と利便性向上

- ・拠点施設に機能を集約し、利便性向上と総量抑制を図ります。

(カ) 関連計画との連携

- ・限られた財源を有効活用するため、「川越市立地適正化計画」等の関連計画と連携します。

(2) 「建物」の性能や立地を踏まえた複合化の検討の進め方

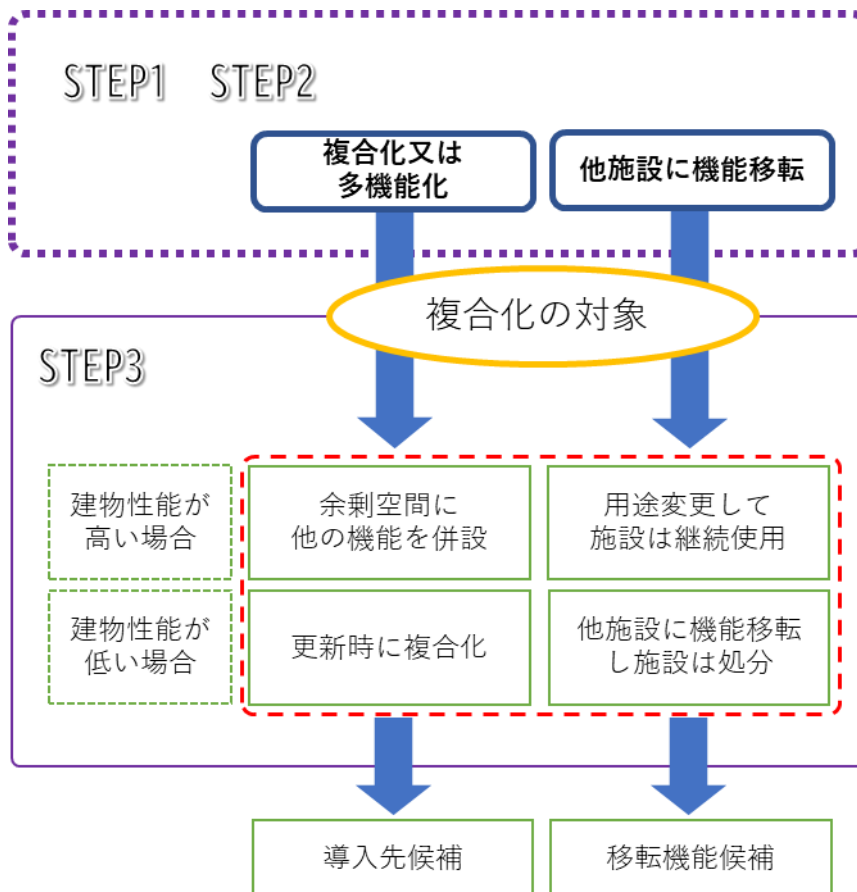
「〇再編の検討フロー」のSTEP1及びSTEP2で機能を検討した結果、「複合化又は多機能化」もしくは「他施設に機能移転」に分類された施設について、建物の性能ごとに整理し、取組手法を具体化します。

なお、ここでいう建物の性能は、建物の耐震性や劣化状況等、構造的な性能を示しています。

① 建物の性能に基づき検討（〇再編の検討フロー STEP3）

建築後経過年数、大規模改修や耐震改修の実施状況などに基づき、建物の活用方法を検討します。

〇再編の検討フロー 複合化に係る部分を再掲

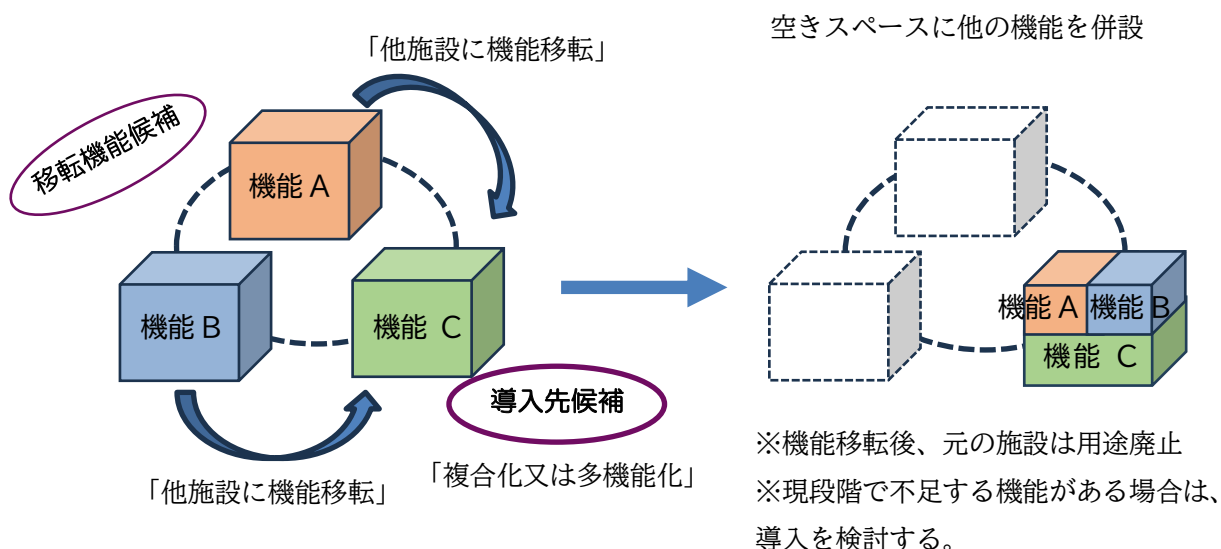


② 複合化の組み合わせを検討（○再編の検討フロー STEP4）

「移転機能候補」と「導入先候補」の組合せから機能の移転や複合化を検討します。既存の機能に加え導入すべき機能を検討し、複合化や多機能化を図ります。

移転機能候補	「他施設に機能移転」と分類された施設 ・ 現段階で不足している機能があれば追加の検討をする。
導入先候補	「複合化又は多機能化」と分類された施設 ・ 建物性能が低い場合は更新時に複合化の検討をする。

例：機能Cの建物性能が高い場合



(3) 公共施設の複合化と期待される効果

公共施設を複合化することにより、次のような効果が期待できます。

① 利便性の向上

一つの建築物内で提供するサービスの多機能化によって、利用者の利便性向上、更なる地域交流や世代間交流を促すとともに、施策横断的な相乗効果を生み出し、にぎわいの創出や地域の活性化につながります。

② 運営コストの縮減

複合化の対象となる施設に未利用スペースや低利用スペースがあった場合などは、そのスペースを活用することで、低コストでニーズに対応する機能を付加することができます。

(4) 公共施設複合化の例

本市ではこれまでも、公共施設の複合化により、利用者の利便性の向上に取り組んできました。公共施設の複合化に関する取組としては、次のようなものがあります。

① 学校を中心とした複合施設

小学校や中学校を中心とした複合施設とすることで、地域のコミュニティ活動の拠点施設としての役割が期待できます。また、複合化する公共施設の休館日や小中学校の夜間や土日、長期休業期間などに各教育活動に相互に活用するなど、共用化することで、施設の稼働率を高めることが期待できます。

○本市の学校を中心とした複合施設

施設名	主な併設施設	開設年度
霞ヶ関北小学校	霞ヶ関北小学校 霞ヶ関北学童保育室 伊勢原公民館 西図書館	2001年度

【特色】

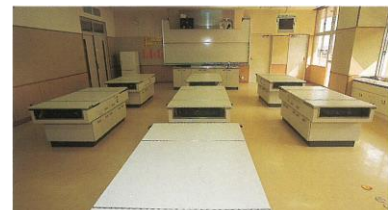
- ・音楽室、調理実習室、多目的ホール（特別教室）などについて、学校が使用しない夜間や長期休業期間中に貸出し有効活用することができます。
- ・総合的な学習の時間等、授業の一環や調べ学習において、学校と図書館の連携が密になり、本に親しむ環境づくりが図れます。また、全学年クラス単位での本の団体貸出、ブックトークの実施が可能であり、図書館の利用方法の学習も可能です。
- ・公民館利用者が気軽に図書館に立ち寄ることができるため、乳幼児、小学生から高齢者まで幅広い年齢層が利用できます。



音楽室



多目的ホール



調理実習室

② 民間施設等との複合化・広域化

ホール施設や公民館など、普遍的な集客を図る施設と、来場者の誘導を図る民間の複合開発により地域の賑わいや活性化を創出することができます。

○本市の民間施設等との複合施設

施設名	主な併設施設	開設年度
ウェスタ川越	大ホール（市） 南公民館（市） 市民活動・生涯学習施設（市） 男女共同参画推進施設（市） 多目的ホール（県） 川越県税事務所（県） 川越比企地域振興センター（県） UNICS川越（民） ほか	2014年度

【特色】

- ・大ホールや会議室などが設けられており、市民活動や生涯学習の場として利用されています。また、地域イベントや文化活動の開催にも対応できるスペースが確保されています。
- ・南公民館や子育て支援室、市民相談室などがあり、市民の日常生活をサポートするための各種サービスが提供されています。これにより、地域住民が気軽に訪れ、必要な情報や支援を受けることができます。
- ・市民活動・生涯学習関連のプログラムが充実しており、多様な講座やイベントが開催されています。
- ・地元企業や団体との連携も強化されており、地域全体での活性化を目指す取り組みが行われています。



大ホール



多目的ホール

余白ページ

第3章 保全

余白ページ

1 保全の目的

- 公共施設の安全を確保し、施設の性能を維持し、市民に必要なサービスを適切に提供できる状態を保つため、保全を行います。

公共施設は、施設の利用時の安全を確保しながら、施設本来の性能を維持し、常に健全な状態を保つ必要があります。

加えて、施設の老朽化が進む中で、快適さや環境への配慮など、時代のニーズにも対応しながら、必要なサービスを適切に提供していかなければなりません。

一方、本市の厳しい財政状況下で必要な保全を行うためには、対応の優先度や計画的な対応、経済的な工事手法の工夫などを考えることも重要です。

保全とは、施設が市民に必要なサービスを適切に提供できる状態を維持するために、点検、診断及び改修（補修や修繕を含む。）を行い、施設の安全性や性能の維持など、建築物を良好な状態に保つための取組です。

2 目標使用年数

- 施設を使用する期間の目安として、目標使用年数を定めます。

本計画では施設の更新時期の目安を示し、更新時期を見据えた改修や更新等を行うため、目標使用年数を定めます（図表7）。

施設を一般的な建築物の耐用年数である法定耐用年数より長い目標使用年数まで使用するため、適切な保全を行い、施設の長寿命化を図ります。

【図表 7 目標使用年数】

建築年度	目標使用年数	耐震基準
1981年度まで	65年	旧耐震基準
1982年度から	65年超	新耐震基準

※建築物を建設するときの基準は建築基準法によって定められており、地震に対して安全な建築物とするための基準を「耐震基準」と呼ぶ。旧耐震基準とは、1981年6月に改正施行された建築基準法の構造規定（新耐震基準）以前の構造規定のこと。

※目標使用年数については補足説明として、参考資料（42ページ）を参照。

新耐震基準建築物の65年を超える目標使用年数の具体的な数値については、今後の建築技術の動向などを踏まえて、検討を重ねていきます。

なお、目標使用年数は、あくまで建築物を使用する期間の目安を示すものです。実際の更新時期については、安全性を確認した上で、個々の建築物の構造や劣化の状態、改修や更新等に係る費用対効果などを考慮して、総合的に判断します。

また、周辺施設の複合化等を検討した結果、目標使用年数よりも早い段階で施設を更新する場合があります。

3 保全の進め方

- 出来るだけ一定の時期にまとめて改修等を実施します。
- 施設の劣化状況を適切に把握するため点検と診断を継続的に行い、予防保全と事後保全をバランスよく行います。

(1) 保全方針

計画的に保全を行うため、出来るだけ一定の時期にまとめて改修等を実施します。このことにより、以下のような効果が期待できます。

- ・集中して工事を行うことによる施設の休止期間の短縮
- ・部位や設備を出来るだけ長期間使用することや関連部分の工事をまとめて行うことによる改修等費用の低減
- ・改修等の周期を明確にすることによる計画的な費用の確保

また、施設の劣化状況を適切に把握するため、点検と診断を継続的に行います。このことにより、施設に不具合が生じる前に行う「予防保全」と、確認した不具合に応じて行う「事後保全」をバランスよく行います。

① 点検と診断

施設の本来の性能を維持するためには、施設の劣化の兆候や不具合を早期にかつ正確に把握して、適切な対応を行うことが必要です。

施設管理者は、これまでも、法律に定められた点検（法定点検）や日常的に行う点検（日常点検）、機器等の性能維持のために行う点検（定期点検）施設を行ってきました。今後もこれらの点検と診断を継続的に実施します。

しかし、点検などで得られた情報から、劣化の程度やその影響を診断するためには、建築や設備などの専門的な知見が必要です。

そのため、点検結果の活用や点検と診断への技術職員のかかわり方を工夫したり、技術職員ではない職員でも劣化の判断につながる点検が実施できるように作成した『日常点検の手引き』を活用したりすることで、専門的な視点を補いながら、効率的で効果的な点検と診断を実施します。

また、点検の実施においては、作業の効率化や費用の縮減などが期待できる新技術や技術開発の動向を把握し、活用を検討します。

② 予防保全と事後保全

耐用年数や劣化の状態が異なる部位や設備を出来る限りまとめて計画的に改修等を行うためには、改修等を実施する時期まで施設を安全に維持管理していくことが必要です。

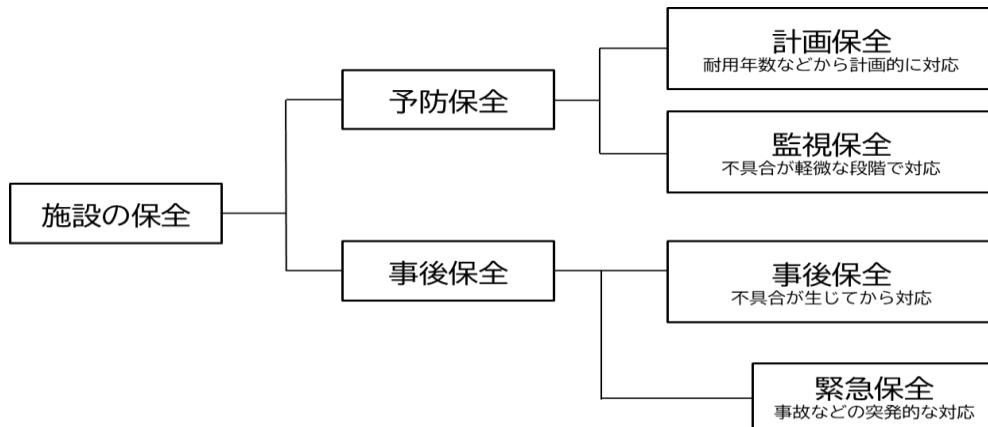
そのため、これまで一般的に行われていた、事後保全を予防保全に段階的に移行します。

予防保全とは、点検と診断の結果や建築経過年数などから劣化の進行状況を把握し、不具合の状態が軽微な段階で対応を行い、施設の性能を維持することです。

予防保全の効果が期待される部位や設備の性能保持、点検と診断の実施体制の充実、予防保全に係る財源の確保など、予防保全を進めるために必要な環境を整え、段階的に予防保全への移行を推進します。

予防保全と事後保全をバランスよく行うことで、施設でのサービスに支障がない状態を保ちます。

【図表 8 保全の種類】



※事故や災害などによる突発的な補修等(緊急保全)に対しては、随時対応する。

(2) 保全の実施時期

建築物は、完成後から時間の経過とともに劣化が進みます。

また、建築物は多くの部位や設備で構成され、耐用年数や劣化の状態は部位や設備でそれぞれ異なります。

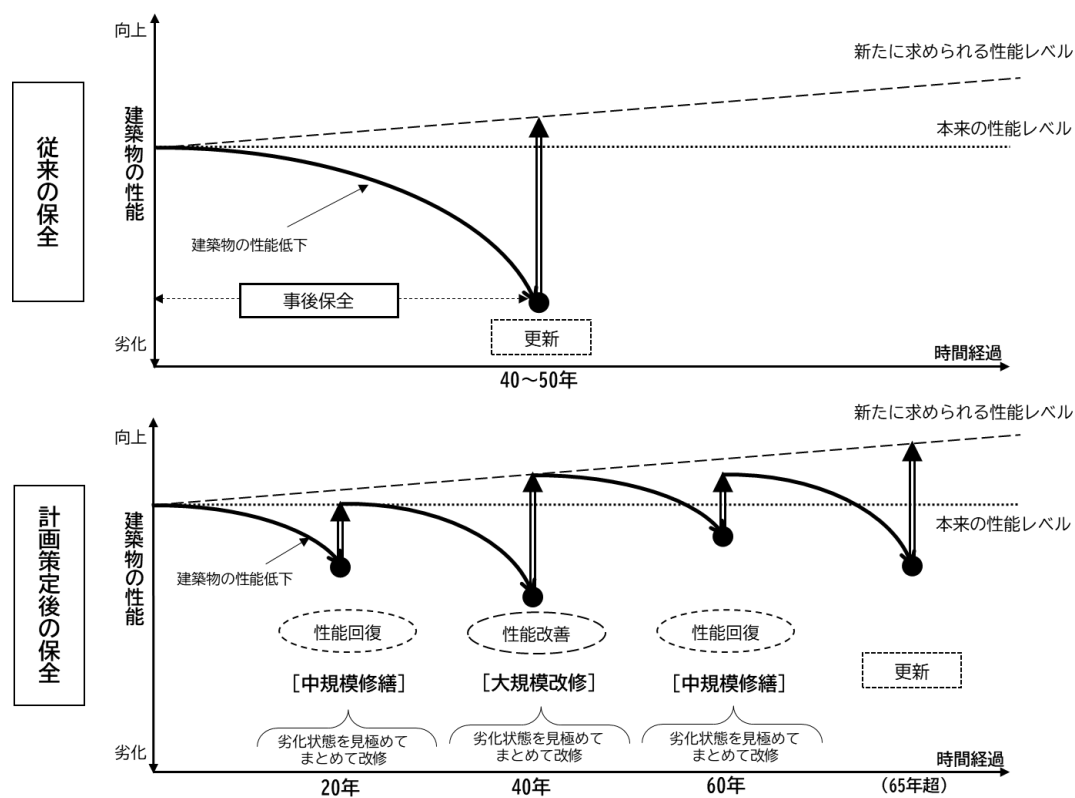
加えて、これらの劣化への対応は、専門性が高く、建築物がなくなるまで長期にわたります。

施設の保全の実施時期は、建築物の建築経過年数や 1981 年度の「建築基準法」の改正による建築物の耐震性能の違いを考慮し実施します。

本市では、建築物の部位や設備を耐用年数以上使用している状況が多く見られます。不具合が生じてから行う事後保全では費用が高額になるケースや、施設サービスに影響を与えることがあります。予防保全により劣化状態を見極めながら、改修等の時期を出来るだけまとめて、計画的・効率的に保全を行うこととします。

(図表 9、図表 10)

【図表 9 保全の進め方と実施時期のイメージ】



※改修等の周期は 20 年とする。

※前回のまとめて行う改修から 20 年経過した時期に次の改修を計画する。そのため、まとめて行う改修の時期が築 20 年や築 40 年からずれることがある。

【図表 10 一定周期による改修等の位置づけと内容】

中規模修繕 (性能回復)	建築物の良好な状態を保つために、対象となる部位や設備について、性能回復を目指す。
(主な改修等の内容)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上や屋根の防水 ・ 外壁 ・ 自動火災報知機 ・ 空調設備 ・ 中央監視設備 ・ 給排水ポンプ類 	
大規模改修 (性能改善)	経年により発生する損耗や性能低下に対する復旧措置を主目的に、時代のニーズも考慮しながら、対象となる部位や設備について、性能改善を目指す。
(主な改修等の内容)	
<ul style="list-style-type: none"> ○中規模修繕の内容に加えて ・ 建具や内装 ・ 受変電設備 ・ 受水槽類 ・ 給排水等の配管類 ・ エレベーター 	

改修等の内容		中規模修繕	大規模改修
建 築	屋上や屋根の防水	○	○
	外壁	○	○
	建具・内装		○
電 気	受変電設備		○
	自動火災報知機	○	○
	誘導灯・非常灯	○	○
機 械	空調設備	○	○
	中央監視設備	○	○
	受水槽類		○
	給排水等の配管類		○
	エレベーター		○
	給排水ポンプ類	○	○

※部位・設備別の計画更新周期については参考資料（45 ページ）を参照。

〈耐震基準別 保全の取組〉

① 新耐震基準建築物

予防保全を基本とし、点検と診断を行いながら、部位や設備の劣化状況を把握し、不具合が軽微な段階で対応を行う監視保全を実施します。また、部位や設備の耐用年数を考慮しつつ、建築後概ね 20 年を目途に中規模修繕、40 年を目途に大規模改修を行います。

これらの予防保全をバランスよく進めることで、躯体⁵の安全性を確保しながら、65 年を超えて、より長く施設を使用します。なお、建築後 60 年目を目安とする中規模修繕実施後は事後保全を中心に修繕を行います。

② 旧耐震基準建築物

2025 年度末時点における建築経過年数は 44 年以上であるため、ほとんどの施設が目標使用年数まで 20 年を切っています。目標使用年数までの残りの年数を考慮し、施設の現状を把握しながら建築後 46 年目以降は事後保全を中心に改修等を行います。

⁵ 躯体：建築物の構造を支える骨組みのこと。主に、基礎、柱、梁、床、壁などを指す。

4 保全の体制

- 施設所管部署を中心に、関係部署が互いに連携し、一元的に管理された施設情報を活用することで、効率的で効果的な保全に取り組めます。

(1) 推進体制

施設所管部署を中心に、管理計画で示した推進体制（管理計画6ページ【図表5】参照）に沿って、関係部署が互いに連携して保全に取り組めます。

また、民間のノウハウを活用した包括的民間委託なども検討します。

なお、保全の取組で得られた知見や進捗状況、他市等の事例も参考にしながら、適時、推進体制を見直します。

(2) 施設情報の一元化

施設の保全は、完成してから取り壊すまで長期間にわたり、多くの人々がかかわります。本市では、2021年度に施設に係る情報を一元的に整理した『施設カルテ』を作成し、公表しました。施設カルテは、本市が所有する公共施設のうち、個別施設計画（公共施設編）の対象施設（防災施設、倉庫、市営住宅など一部施設を除く）について、建築年度や構造などの施設の基礎データや利用状況、施設の管理運営に係るコストなどを施設ごとに整理したものです。

今後は、施設所管部署が個々に把握している点検と診断の結果や改修履歴なども連携させることで、施設の劣化状況や改修等の実施時期なども容易に把握できるようなデータ管理を目指します。施設の現状をよりわかりやすく市民に伝えるとともに、保全の必要性や優先度を判断し、効率的かつ効果的な保全の取組を進めます。

5 今後の保全に係る費用

施設の適切な保全を継続するためには、今後、相応の費用が必要になることが見込まれます。

「3 保全の進め方」を踏まえ、第4章に記載した本計画対象施設が必要な改修（中規模修繕・大規模改修）を一律に実施した場合、本計画の計画期間（2026年度から2035年度までの10年間）における費用を試算したところ、約534億円となります（図表11）。

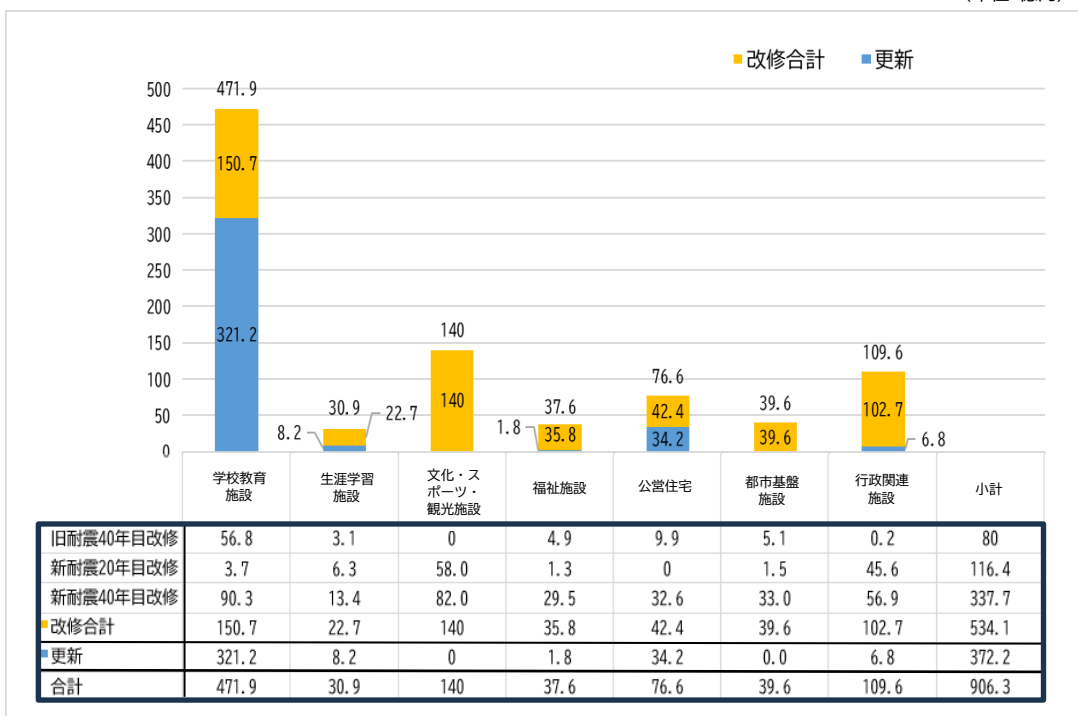
施設類型別でみると、学校教育施設のほか、文化・スポーツ・観光施設で特に高い費用を見込んでいます。

また、上記改修等費用に本計画で更新を検討することとした施設の更新費用の試算を加えた場合は、10年間で総額約906億円となります。

施設類型別の費用としては、延床面積の多くを占める学校教育施設の更新費用が多く見込まれています。

【図表11 2035年度までの改修及び更新費用】

（単位：億円）



※ 試算の条件と単価の設定は、参考資料（48ページ）を参照。

このほかにインフラ施設の保全と更新の費用も必要となるため、本市の財政規模を十分勘案した上で、計画的に保全の取組を行う必要があります。

今後一斉に施設の更新時期を迎え、保全に充てることが出来る費用の確保が厳しい状況が見込まれることから、本計画に即した保全の取組を実施しながら、再編の検討を進めることが重要です。

【参考資料】

「2 目標使用年数」について

(1) 耐用年数について

建築物の耐用年数は、一般的に「物理的耐用年数」、「法定耐用年数」、「機能的耐用年数」の3つに整理出来る。

【図表 12 建築物の耐用年数】

項目	説明
物理的耐用年数	劣化による躯体の性能低下により、構成する部材強度の確保が困難な状態になるまでの年数
法定耐用年数	財務省令による税務上の減価償却費を算出するために定められた年数
機能的耐用年数	技術革新や需要の変化などにより、当初の予定と異なる機能を社会から要請され、建築物の機能に不足を生じるまでの年数

それぞれの年数は、「物理的耐用年数」>「法定耐用年数」>「機能的耐用年数」と考えられ、これまでの使用年数は、機能的耐用年数に近いものと考えられる。

本市は、施設を出来る限り長く使用するというマネジメントの視点から、耐用年数の中で期間が最長となる物理的耐用年数の考え方を踏まえ、かつ、建築物を構成する最も重要な部位である躯体の供用期間を基準として、目標使用年数を検討した。

(2) 躯体の構造と供用期間

本市の施設の延床面積の80%を超える鉄筋コンクリート造（鉄骨鉄筋コンクリート造を含む。）の建築物に対して、以下のコンクリート強度と竣工年度との関係を踏まえ、目標使用年数を検討した。

『建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事 2018（日本建築学会）』⁶では、鉄筋コンクリートの建築物における計画供用期間に対してコンクリートの耐久設計基準強度を定めており、コンクリート強度が18N/mm²で設計された建築物の供用限界期間は65年としている。（図表 13）

⁶ 建築の質的向上と合理化を図る目的のために施工における一定標準を定めたもので、JASS5は鉄筋コンクリート造の施工に関して示したもの。構造種別による建築物に適応する標準仕様書として国内で広く採用されている。

【図表 13 建築工事標準仕様書による供用限界期間】

計画供用期間の級	計画供用期間(年)	コンクリート耐久設計標準強度 (N/mm ²)	大規模補修不要予定期間(年)	供用限界期間(年)
短期	30	18	30	65
標準	65	24	65	100

また、コンクリート強度については、『2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説（財団法人日本建築防災協会）』において、竣工年度から推定することが出来るとしている。（図表 14）

【図表 14 建物竣工年度とコンクリート強度との関係】

竣工年度	コンクリート強度の推定値 (N/mm ²)
1953年以前	13.5
1954～1958年	15.0
1959～1969年	18.0
1970年以後	21.0

※1953年以前に竣工した建物で一定の条件に当てはまる場合については、コンクリートコアの圧縮試験などを推奨する記述あり。

(3) 耐震性能について

1981年度に「建築基準法施行令」に係る改正があり、改正の前後で耐震性能に差が生じていること、また、コンクリートの設計基準強度が向上傾向であることなどを踏まえて、改正前の基準で建築された旧耐震基準建築物と改正後の基準で建築された新耐震基準建築物を分けて目標使用年数を考えた。

(4) その他の構造について

鉄骨造（重量）や木造の建築物については、『建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）』によると、学校・庁舎に係る建築物全体の望ましい目標耐用年数の設定を鉄筋コンクリート造と重量鉄骨造や木造を同程度に整理していることなどから、現段階においては、適切な保全の実施を前提に、鉄骨造（重量）と木造の建築物の目標使用年数も鉄筋コンクリート造と同様に考えた。（図表 15）

【図表 15 建築物全体の望ましい目標耐用年数の級と区分の例】

用途		構造種別		鉄骨造			ブロック造 れんが造	木造
		鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造						
		高品質の 場合	普通の品質 の場合	重量鉄骨造		軽量鉄骨造		
				高品質の 場合	普通の品質 の場合			
学校 官庁	級	Y. 100 以上	Y. 60 以上	Y. 100 以上	Y. 60 以上	Y. 40 以上	Y. 60 以上	Y. 60 以上
	代表値	100 年	60 年	100 年	60 年	40 年	60 年	60 年
	範囲	80~120 年	50~80 年	80~120 年	50~80 年	30~50 年	50~80 年	50~80 年

※目標耐用年数は、建築物全体またはその部位、部材、部品、機器が、劣化による性能・機能の低下、経済的不利益もしくは陳腐化のために、建築物の竣工時点から「大規模な改造、改築または除却等が必要になる」状態になると予測されるまでの年数あるいはその年数が含まれる範囲に対応する耐用年数の級として定めるもの

「3 保全の進め方」について

一般財団法人建築保全センターが編集・発行した『令和5年版建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）』では、建築物の部位・設備別の計画更新周期について、下表のとおりとしている。（※計画更新期間まで性能が保証されるものではありません。）

【図表 16 部位・設備別計画更新周期（建築）】

区分	種別	部材	計画更新周期
屋根	防水	保護アスファルト防水	※
		アスファルト露出防水	40
		シート防水	25
		塗膜防水	25
	金属瓦葺類	金属板葺き	40
	雑	シーリング	20
外壁	壁	仕上塗材	40
		タイル張り	50
		塗装（コンクリート面）	10
		塗装（鉄鋼面）	10
		シーリング	20
	外部建具	アルミ製	40
		鋼製	※
		ステンレス製	50
	内部	床	ビニール床シート張り
カーペット敷き			30
フローリング張り			40
畳敷き			40
内部建具		鋼製（軽量）	40
		木製	※
		ステンレス製	50

「※」印は、建物の使用年数の間に更新はないものと想定している部材

【図表 17 部位・設備別計画更新周期（電気）】

区分	種別	部材	計画更新周期
受変電	高圧受配電盤 ・高圧変圧器 ・高圧機器	高圧受配電盤(屋外)	25
		高圧受配電盤(屋内)	30
		変圧器、コンデンサ、リアクトル	30
		高圧気中開閉器 (PAS)	20
発電設備等	電力貯蔵・ 発電	ディーゼル／ガスタービン発電装置	30
		太陽光発電装置 (太陽光パネル)	25
		太陽光発電装置 (パワーコンディショナ)	15
		直流電源装置、蓄電池	20
電力	盤類	分電盤、制御盤	30
	照明器具類	照明器具	25
		LED照明器具	30
		誘導灯、非常灯	25
		LED誘導灯、LED非常灯	15
電線類	電線・ケーブル (高圧)	40	
その他	通信・情報	テレビ共同受信装置	20
		拡声装置	25
		構内電子交換機	20
		情報表示装置 (出退表示) / (時刻表示)	20
		カメラ・モニタ装置	10
		同上レコーダー装置	20
		自動火災報知・感知器	25
		非常警報装置	25
		ガス漏れ火災警報装置	25
	避雷・屋外	避雷針、避雷導線	40
外灯		20	

【図表 18 部位・設備別計画更新周期（機械）】

区分	種別	部材	計画更新周期
空調・換気	熱源機器	吸収式冷温水発生機	20
		冷却塔	20
		冷温水ポンプ、冷却水ポンプ	20
	空調調和機	空調機	20
		エアハンドリングユニット	30
		ファンコイルユニット	30
		防火ダンパー、防煙ダンパー	30
	換気機器類	排煙機、送風機	30
		全熱交換機(静止型)	24
	ダクト類	空調用／換気用／排煙用ダクト	40
	配管類	配管用炭素鋼々管	30
		ステンレス管、塩ビライニング管	30
	中央監視	自動制御盤	15
		中央監視盤	15
給排水衛生	ポンプ類	給水用ポンプユニット、揚水用ポンプ	20
		雑排水用水中ポンプ	20
	タンク類	受水槽(FRP製)	30
		受水槽(鋼板製)	30
		受水槽(ステンレス製)	25
	配管類	銅管、ステンレス管、塩ビライニング鋼管	30
		塩化ビニル管	25
	衛生陶器類	衛生器具(便器、水栓)	40
	浄化槽	浄化槽(現場施工形／ユニット形)	※
	消火設備	消火用ポンプ、消火起動装置	30
		屋内消火栓、屋外消火栓	40
		その他特殊消火設備	30
	その他衛生設備	ろ過器	30
昇降機 その他	エレベーター	エレベーター(ロープ)、 油圧エレベーター	30
	その他昇降機	小荷物昇降機	30

「※」印は、建物の使用年数の間に更新はないものと想定している部材

「5 今後の保全に係る費用」について

(1) 設定条件

対象施設は、第4章の施設ごとの検討結果として2055年度までに取組を進める施設に該当したものとし、施設の基礎データは川越市公有財産台帳データ（2024年度末時点）とした。

なお、対象施設ごとに、現在と同じ延床面積で改修及び更新すると仮定し、延床面積に設定単価を乗じることにより、改修費用及び更新費用を試算した。

(2) 単価設定

施設の建築物はそれぞれ規模や構造が異なるが、できる限り実態に即したものとするために、一般財団法人建築保全センターが編集・発行した『令和5年版建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）』を参考として、改修と更新の単価については、用途と規模別に8分類の単価を設定した。（図表19）

【図表 19 用途・規模別の改修及び更新単価】 (円/㎡)

分類	更新単価	改修単価 (旧耐震)	改修単価 (新耐震)		
		40年目	20年目	40年目	60年目
小規模事務庁舎 (1,000㎡未満)	408,100	185,600	105,300	207,400	105,300
中規模事務庁舎 (1,000㎡~5,000㎡未満)	304,700	187,600	80,200	210,900	80,200
中規模事務庁舎 (5,000㎡~10,000㎡未満)	271,100	186,600	88,600	210,800	88,600
大規模事務庁舎 (10,000㎡以上)	303,600	182,300	85,900	203,200	85,900
学校教育施設 (体育館以外)	228,600	166,300	44,900	188,800	44,900
学校教育施設 (体育館)	218,100	80,600	35,700	89,700	35,700
市営住宅	269,700	157,500	25,300	176,400	25,300
鉄骨造の建物	367,900	186,600	114,400	212,700	114,400

※更新単価には、建替えに伴う設計、取り壊し、処分等のコストを含む。

※改修及び更新単価は消費税を含まない。

第4章 施設類型別整備計画

余白ページ

A 学校教育施設

【目次】

- A-1 市立小学校
- A-2 市立中学校
- A-3 市立高等学校
- A-4 市立特別支援学校

余白ページ

A-1 市立小学校

1 施設の概要など

(1) 施設概要

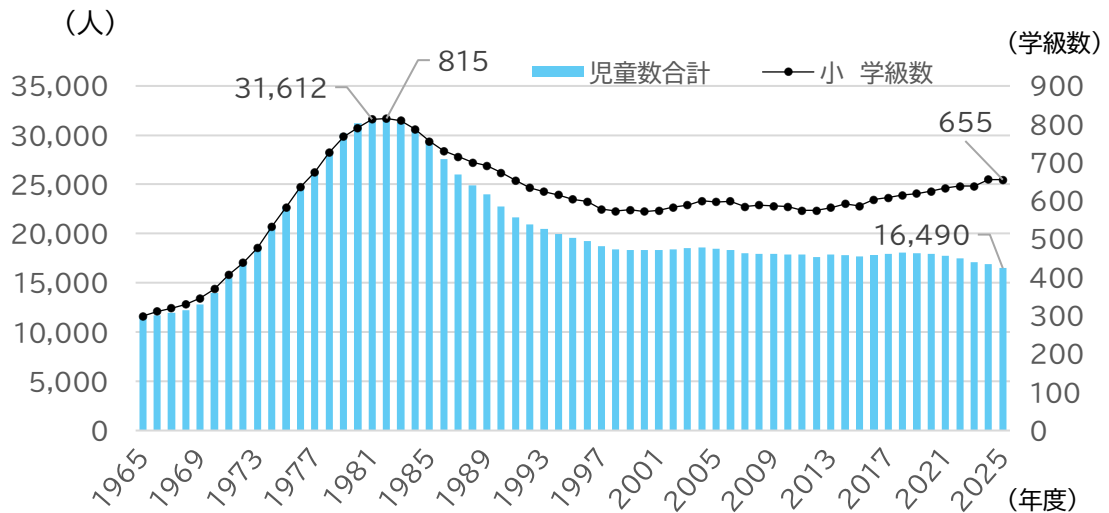
① 設置の目的

市立小学校は、「学校教育法」及び「川越市立学校設置条例」で位置付けられた施設です。現在、32校設置されています。

② 利用状況

2025年5月1日現在 児童数は16,490名、学級数は655学級です。(特別支援学級の児童数、学級数を含む。『令和7年度川越市の教育』から)

【図表 20 市立小学校児童数・学級数の推移】



※学校基本調査(各年度5月1日時点)に基づく

※特別支援学級の児童数・学級数を含む

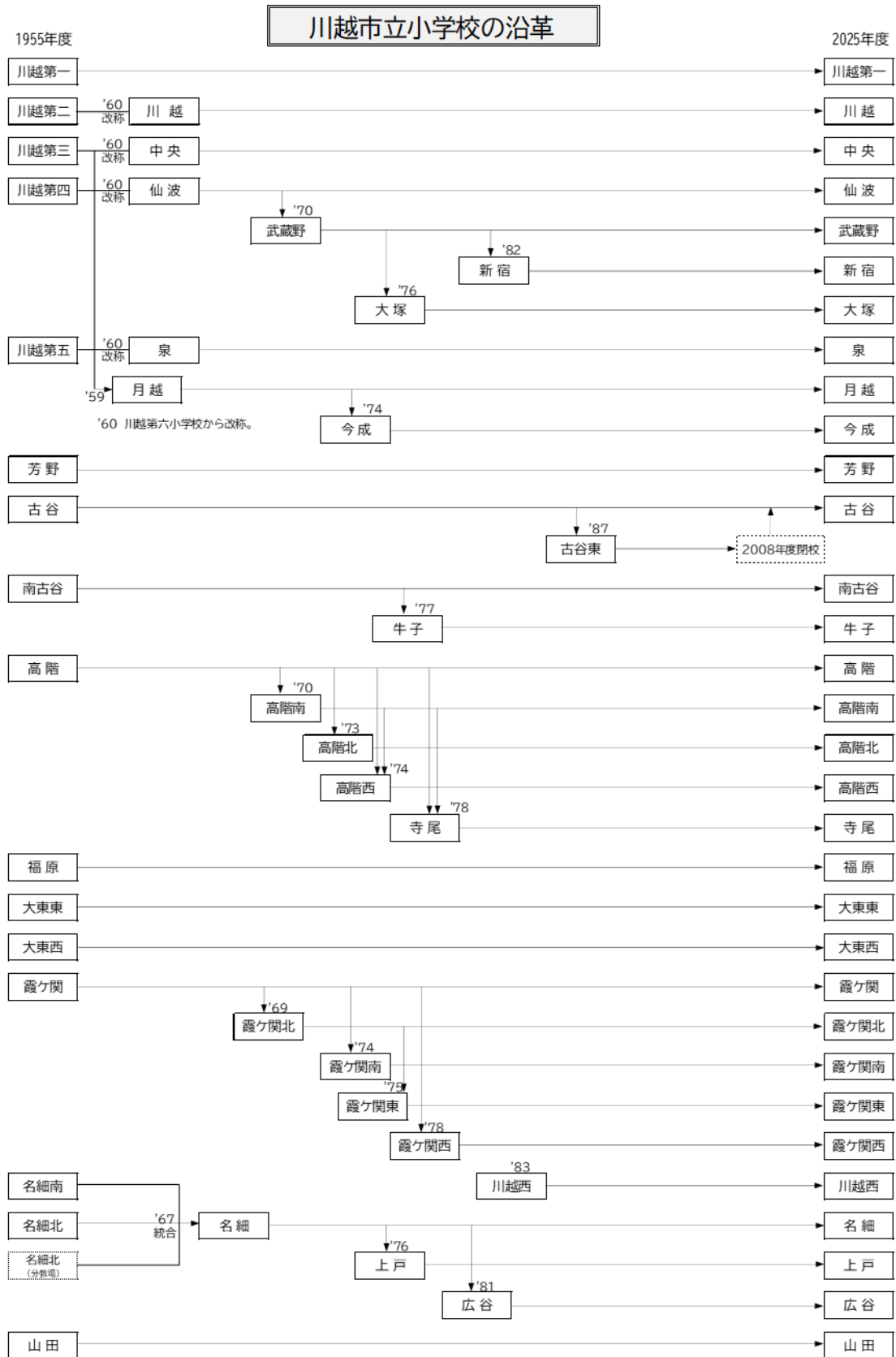
③ 整備状況

1955年度には16校でしたが、1987年度には33校となりました。2008年度に1校が閉校し、現在は、32校となっています。

1996年度から2012年度にかけて、旧耐震基準建築物の小学校施設の耐震補強工事を実施しています。

また、普通教室や特別教室、体育館への空調設備の設置のほか、外壁や屋上防水の改修、トイレ改修工事を継続的に行うなど、児童の教育環境の改善のための施設整備を行っています。

【図表 21 市立小学校の沿革】



(2) 対象施設一覧

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

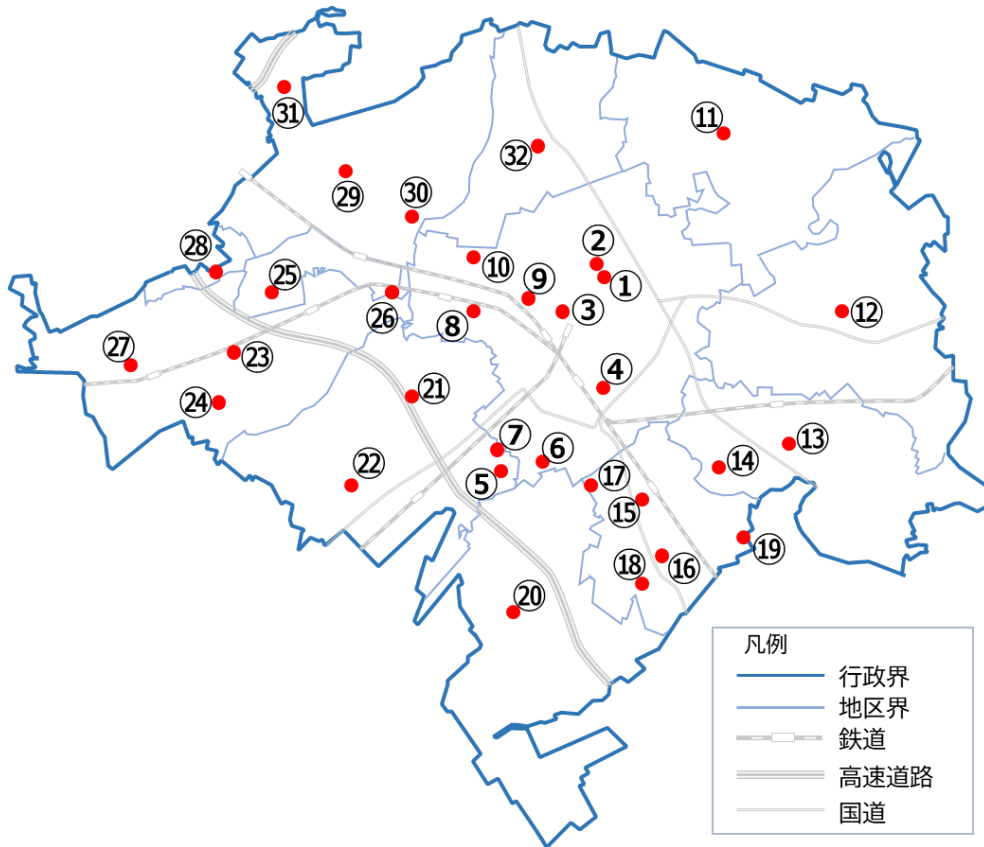
【図表 22 対象施設一覧（市立小学校）】

No.	学校名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	川越第一小学校	本庁	1963	6,290	15,646	内 135 ㎡借地
2	川越小学校	本庁	1975	9,273	13,844	
3	中央小学校	本庁	1975	6,013	10,946	重層体育館
4	仙波小学校	本庁	1959	8,165	12,889	
5	武蔵野小学校	大東	1968	7,013	16,413	
6	新宿小学校	本庁	1981	6,736	12,096	重層体育館、内 2,486 ㎡借地
7	大塚小学校	大東	1974	6,191	11,809	重層体育館
8	泉小学校	本庁	1966	6,082	11,346	内 881 ㎡借地
9	月越小学校	本庁	2006	7,238	18,091	
10	今成小学校	本庁	1973	5,239	12,955	重層体育館
11	芳野小学校	芳野	1971	4,672	18,733	
12	古谷小学校	古谷	1959	5,826	19,043	内 809 ㎡借地
13	南古谷小学校	南古谷	1974	8,001	13,424	
14	牛子小学校	南古谷	1976	6,464	13,737	重層体育館
15	高階小学校	高階	1965	7,583	16,909	重層体育館
16	高階南小学校	高階	1969	6,295	14,962	
17	高階北小学校	高階	1972	6,571	12,567	高階北老人憩いの家との複合、重層体育館
18	高階西小学校	高階	1973	6,231	15,479	重層体育館
19	寺尾小学校	高階	1977	7,075	11,721	重層体育館
20	福原小学校	福原	1971	8,166	16,948	
21	大東東小学校	大東	1967	5,563	11,697	重層体育館
22	大東西小学校	大東	1964	5,841	13,916	
23	霞ヶ関小学校	霞ヶ関	1970	8,748	18,692	霞ヶ関市民センターとの複合、重層体育館
24	霞ヶ関南小学校	霞ヶ関	1974	5,794	15,327	重層体育館
25	霞ヶ関北小学校	霞ヶ関北	2001	12,908	24,061	伊勢原公民館・西図書館との複合、重層体育館

26	霞ヶ関東小学校	霞ヶ関北	1974	5,684	13,714	重層体育館
27	霞ヶ関西小学校	霞ヶ関	1977	6,421	13,265	内 968 m ² 借地
28	川越西小学校	川鶴	1982	7,688	22,360	
29	名細小学校	名細	1967	7,219	19,444	
30	上戸小学校	名細	1975	6,159	14,295	重層体育館
31	広谷小学校	名細	1981	6,977	13,958	
32	山田小学校	山田	1972	6,539	19,785	

※延床面積は、『令和7年度川越市の教育』に記載の校舎保有面積及び屋内運動場面積に、校舎内にある他の複合施設の面積を合算したものを記載
 ※敷地面積は『令和7年度川越市の教育』に記載の校地面積を記載
 ※建築年度は、校舎の最も古い棟の建築年度を記載
 ※重層体育館は、校舎と同一の棟にある体育館
 ※全ての小学校の敷地内に、学童保育室を設置
 ※霞ヶ関南小学校の建物内に、図書館分室を設置

【図表 23 配置図（市立小学校）】



「1-(3) 施設の課題」から「3 施設整備計画と今後の見通し」までについては、「A-2 中学校」の施設概要の後に中学校と合わせて記載しています。

A-2 市立中学校

1 施設の概要など

(1) 施設概要

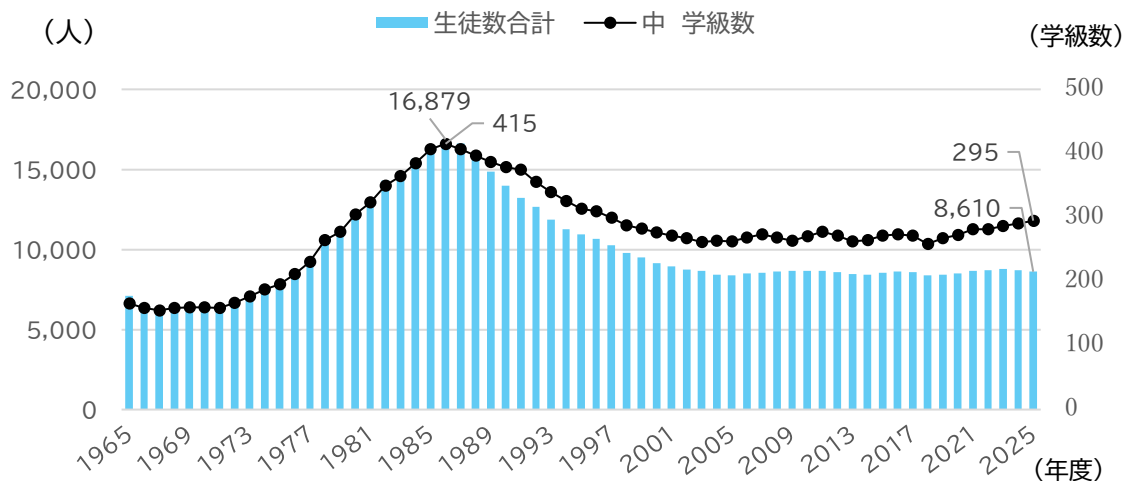
① 設置の目的

市立中学校は、「学校教育法」及び「川越市立学校設置条例」で位置付けられた施設です。現在、22校設置されています。

② 利用状況

2025年5月1日現在 生徒数は8,610名、学級数は295学級です。
(特別支援学級の生徒数、学級数を含む。『令和7年度川越市の教育』から)

【図表 24 市立中学校生徒数・学級数の推移】



※学校基本調査(各年度5月1日時点)に基づく

※特別支援学級の児童数・学級数を含む

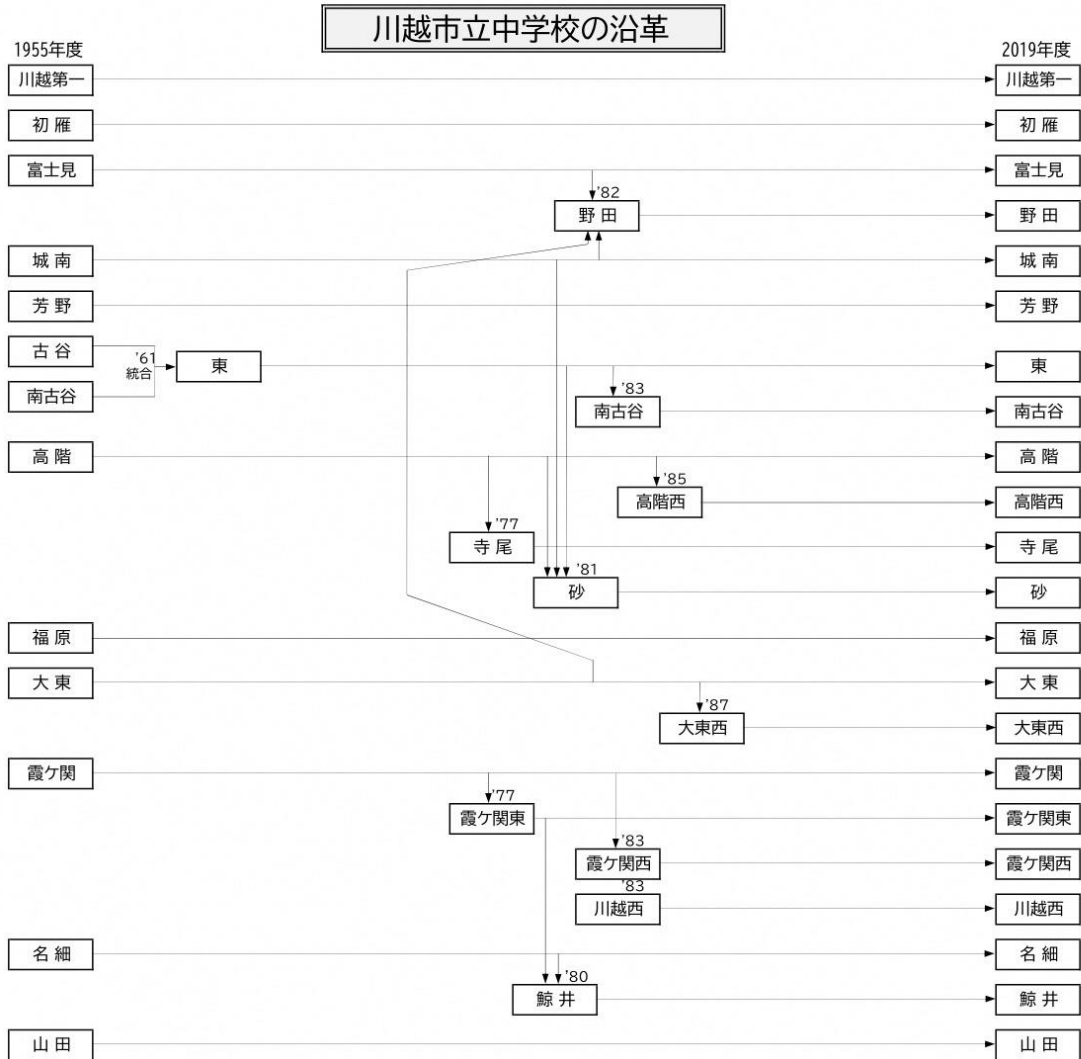
③ 整備状況

1955年度には13校でしたが、1987年度には22校となり、現在に至りません。

1996年度から2012年度にかけて、旧耐震基準建築物の中学校施設の耐震補強工事を実施しています。

また、普通教室や特別教室、体育館への空調設備の設置のほか、外壁や屋上防水の改修、トイレ改修工事を継続的に行うなど、生徒の教育環境の改善のための施設整備を行っています。

【図表 25 市立中学校の沿革】



(2) 対象施設一覧

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 26 対象施設一覧（市立中学校）】

No.	学校名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	川越第一中学校	本庁	1977	6,633	20,381	内 1,289 ㎡借地
2	初雁中学校	本庁	1977	8,231	25,890	
3	富士見中学校	本庁	1971	6,453	24,702	内 1,391 ㎡借地
4	野田中学校	本庁	1981	8,136	28,776	
5	城南中学校	本庁	1971	6,834	23,538	内 9,898 ㎡借地
6	芳野中学校	芳野	1977	5,053	13,514	
7	東中学校	古谷	1961	6,882	21,417	
8	南古谷中学校	南古谷	1982	7,755	28,628	
9	高階中学校	高階	1969	6,854	17,185	
10	高階西中学校	高階	1984	7,225	29,278	内 5,040 ㎡借地
11	寺尾中学校	高階	1977	7,181	19,787	重層体育館
12	砂中学校	高階	1980	8,509	31,213	
13	福原中学校	福原	1978	6,870	25,205	内 3,599 ㎡借地
14	大東中学校	大東	1960	7,761	25,416	
15	大東西中学校	大東	1986	7,700	23,690	
16	霞ヶ関中学校	霞ヶ関	1970	5,928	23,015	
17	霞ヶ関東中学校	霞ヶ関北	1976	6,505	20,911	重層体育館
18	霞ヶ関西中学校	霞ヶ関	1982	8,965	27,225	内 4,240 ㎡借地
19	川越西中学校	川鶴	1982	8,128	26,128	
20	名細中学校	名細	1973	7,137	20,203	重層体育館
21	鯨井中学校	名細	1980	5,614	22,365	
22	山田中学校	山田	1975	5,788	22,724	重層体育館

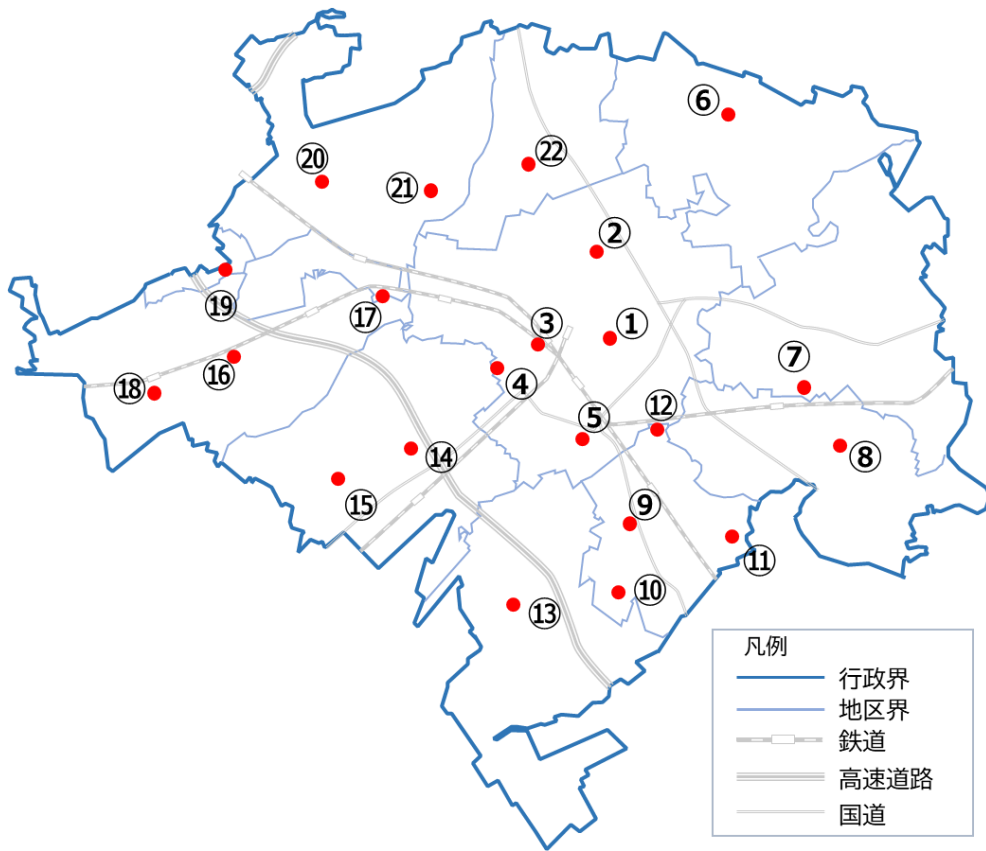
※延床面積は、『令和7年度川越市の教育』に記載の校舎保有面積及び屋内運動場面積に、校舎内にある他の複合施設の面積を合算したものを記載

※敷地面積は『令和7年度川越市の教育』に記載の校地面積を記載

※建築年度は、校舎の最も古い棟の建築年度を記載

※重層体育館は、校舎と同一の棟にある体育館

【图表 27 配置图（市立中学校）】



※これ以降は、小中学校を合わせて記載しています。

(3) 小中学校施設の課題

① 老朽化した小中学校の計画的な更新の検討が必要

2045年度までに建築後65年が到来する小学校の校舎は27校、体育館は13校、中学校は校舎16校、体育館10校（ともに、重層体育館は校舎に含む。）あります。既に目標使用年数を迎えている学校もあるため、計画的な更新の検討が必要となってきています。

② 老朽化した小中学校の計画的な改修工事が必要

小中学校を長きにわたり、安全安心に使用するためには、適切な時期に、外壁や屋上防水などの外部改修（大規模改造工事⁷）、教室の床壁天井などの内部改修、施設設備（受変電設備、受水槽設備、エレベーター等）の更新、トイレ改修工事など、多くの部位の改修工事が必要です。

③ 小中学校は施設数が多く施設規模も大きいことから再編の検討が必要

本市の小中学校は54校あり、校舎や体育館、柔剣道場、プールなど、多くの施設が設置されています。施設数が多いだけでなく、1校当たりの施設規模も大きく、本市が保有し管理する公共施設の延床面積の過半数を占めています。地域の中心施設として、周辺の施設も含めた再編の検討が必要です。

④ 小中学校の適正規模の維持についての検討が必要

児童生徒数は、将来的には減少傾向にあることから、今後の児童生徒数や学級数を考慮した、適正規模を確保するための検討が必要です。

⑤ 社会状況の変化に対応した小中学校施設の検討が必要

これからの小中学校施設には、少人数指導や英語、ICT学習などの新たな教育ニーズへの対応の他に、地域コミュニティの充実や災害時の活用など様々な用途での利用に対応した施設整備の検討が必要です。

⁷ 外壁ひび割れ・爆裂補修、外壁塗装、屋上防水、バルコニー防水、建具調整・落下防止対策、縦樋交換、手すり塗装を実施。体育館は、上記内容に加え、状況に応じて床の張替えまたは研磨、バスケットゴール電動化などを実施。

2 市立小中学校の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

小中学校施設は、児童生徒の学習の場であり、充実した教育活動を存分に展開できる施設環境であるとともに、安全で安心な施設である必要があります。また、近年の教育内容や指導方法の変化に対応し、多様な学習形態や日常的な ICT（情報通信技術）の活用が可能な高機能・多機能な学習環境を確保するとともに、今後の教育や情報技術の進展に長期的に対応することも重要です。

加えて、地域住民の学習・文化・スポーツなどの活動の場となる上、地震等の非常災害時には、地域の避難所としての役割も担うなど、地域住民にとって最も身近な公共施設のひとつでもあります。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 小中学校施設の検討について

本市の小中学校施設は、これまで以下のような変遷をたどっています。

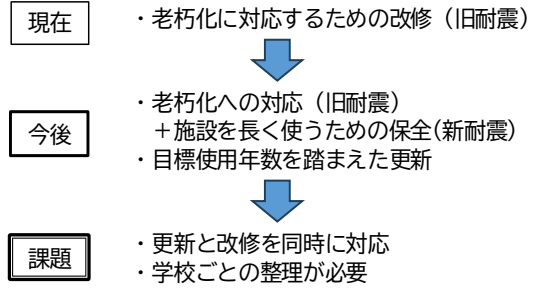
【図表 28 市立小中学校施設の変遷】

年代	小中学校施設の変遷	内容
1960年度前後から	校舎建替えの時期	・木造校舎から鉄筋コンクリート造校舎へ改築
1970年度前後から	児童急増対応の時期	・児童急増に伴う校舎増築や分離新設校を新設 ●1981年まで旧耐震基準建築物
1985年度から1995年度まで	大規模改造工事の時期	・1960年代に建築した校舎の大規模改造工事実施 ・川越市では1985年度（月越小）から
1996年度から2007年度まで	耐震補強工事と同時並行の時期	・大規模改造工事と耐震補強工事を並行して実施 ・この時期は、大規模改造工事を中心に実施 ・2000-2001年度：霞ヶ関北小移転改築 ・2005-2006年度：月越小校舎改築
2008年度から2012年度まで	耐震補強工事特化の時期	・2007年度に「川越市小中学校耐震化推進計画」策定 ・2008年度から計画的に、耐震補強工事に特化し実施したことで、2012年度で全小中学校施設の耐震化が完了 ・2008年度をもって古谷東小が閉校
2013年度から	大規模改造工事の時期	・2012年度に「川越市大規模改造計画」を策定 ・建築後30年経過し大規模改造工事未実施の棟を中心に10年間で実施する計画 ・2016-2017年度：南古谷小児童急増に伴い校舎増築を実施 ・大規模改造工事内容の見直しを実施
今後	「施設更新」と「大規模改造工事」の同時検討の到来	・校舎・体育館が建築後65年を超える ・施設更新と大規模改造工事を同時期に行うため、計画的な対応が求められる

近年では、小中学校施設の耐震補強工事を実施し、その後、老朽化に対応するため大規模改造工事やトイレ改修工事、暑さ対策のための空調設備設置工事などを行っています。

このように、現在は、老朽化に対応するための改修を中心に実施して

いますが、今後は、施設を長く使うために必要な保全、さらに、老朽化した施設の更新についても検討を行う必要があります。

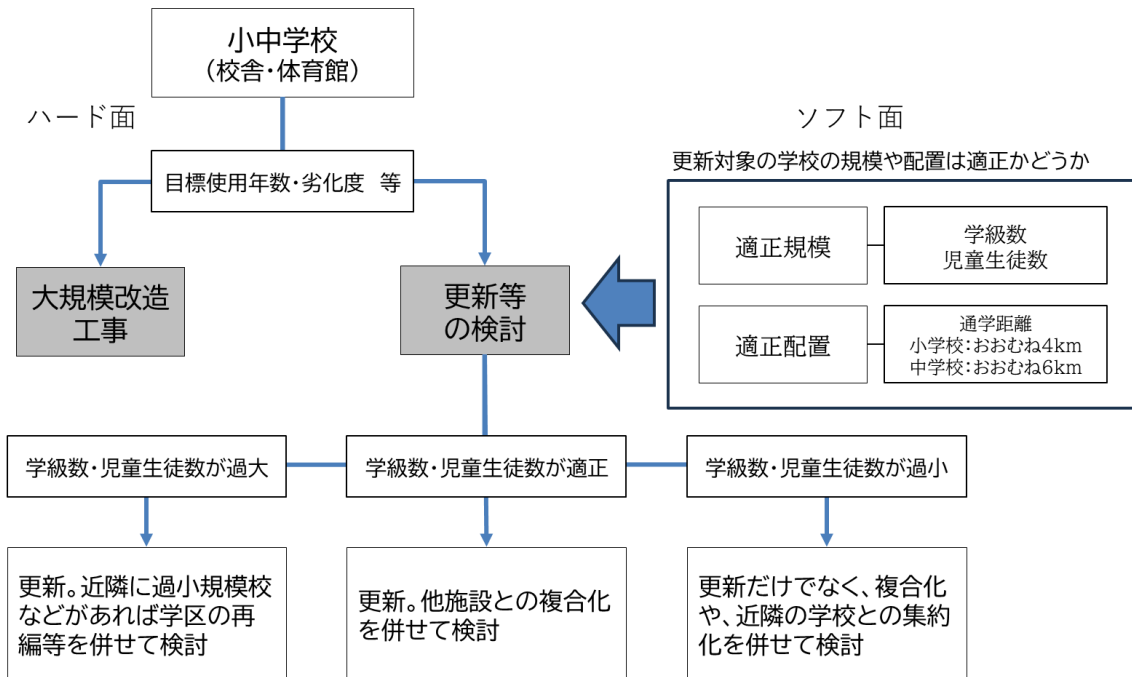


小中学校の個別施設計画を検討するにあたっては、施設（ハード面）と、児童生徒数・学級数（ソフト面）に分けて整理します。

施設（ハード面）は、本市が所有する他の公共施設と比較すると、施設数も延床面積も多く、また、校舎、体育館、プール施設、柔剣道場、校庭など、設置している種類も多岐にわたることから、対象を「校舎」と「体育館」とし、更新と改修（大規模改造工事）とに分けて整理していきます。

また、更新にあたっては、後述する小中学校の適正規模や適正配置を踏まえ、複合化や集約化など、単純な更新ではなく、他の公共施設との再編も検討する必要があります。

【図表 29 市立小中学校施設検討の進め方】

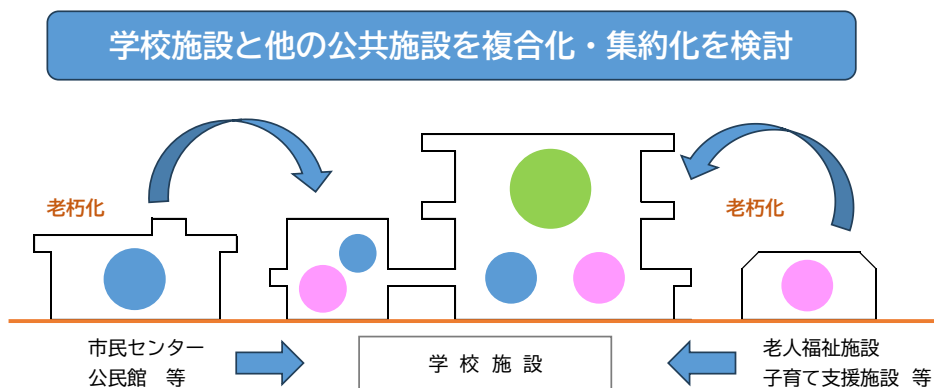


② 再編方針

国は、2015年11月に「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」を公表しました。ここでは、「学校施設の複合化に取り組むことにより、子供たちに多様な学習機会を創出するとともに、地域コミュニティの強化、ひいては地域の振興・再生に寄与することを期待する」とされています。

小中学校施設の検討は、単に施設・設備の老朽化への対応だけではなく、小中学校施設が持つこれらの多面的な役割を踏まえ、小中学校施設を更新する際には、他の公共施設と集約化・複合化を検討します。

【図表 30 学校施設と他の公共施設等との複合化のイメージ】



※文部科学省「学校施設の老朽化対策について（2013年）」を参考

（ア）校舎の更新について

本市の小中学校施設は、多くの学校で、児童生徒の増加に対応するため、校舎の増築を複数回実施したことから、建物構造上、建築年度が異なる複数の棟で構成されており、その棟数は、小中学校の校舎と体育館を合わせて、230棟になります。

棟ごとに目標使用年数を迎えるタイミングで更新することも考えられますが、別々に更新の検討をすることで検討に制約が生じ、効率的な施設配置による敷地の有効利用や施設の使い勝手の向上といった目的を達成することが難しくなります。

このようなことから、校舎の更新を検討する際は、棟単位ではなく、学校単位で検討することを原則とします。

(イ) 体育館の更新について

本市の小中学校にある体育館は、平置き体育館と重層体育館とに分かれます。重層体育館は、校舎と同一の棟にある体育館です。

体育館は、児童生徒の屋内体育施設としての利用だけではなく、土日祝日や平日夜間等は学校開放による利用、選挙時には投票会場、災害時には避難所としても利用されるという多様な側面を持っています。

特に、近年、異常気象に伴い、避難所として活用されることが多いことから、体育館の更新を検討する際は、「平置き体育館として更新すること」、「必要面積を踏まえた規模とすること」を原則とします。

ただし、敷地の形状と施設の配置、運動場の確保、児童生徒等の動線など、総合的に検討したうえで重層体育館として更新することを否定するものではありません。



【図表 31 市立小中学校体育館の分類と設置数】

種別	平置き体育館 35校		重層体育館 19校	
	旧耐震建築物	新耐震建築物	旧耐震建築物	新耐震建築物
小学校	川越第一小、川越小、 仙波小、武蔵野小、 泉小、月越小、芳野小、 古谷小、南古谷小、 高階南小、福原小、 大東西小、霞ヶ関西小、 名細小、広谷小	川越西小、 山田小	中央小、大塚小、 今成小、牛子小、 高階小、高階北小、 高階西小、寺尾小、 大東東小、 霞ヶ関小、 霞ヶ関東小、 霞ヶ関南小、上戸小	新宿小、 霞ヶ関北小
中学校	川越第一中、富士見中、 城南中、芳野中、東中、 高階中、砂中、福原中、 大東中、霞ヶ関中、 鯨井中	初雁中、野田中、 南古谷中、 高階西中、 大東西中、 霞ヶ関西中、 川越西中	寺尾中、 霞ヶ関東中、 名細中、山田中	

③ 保全方針について

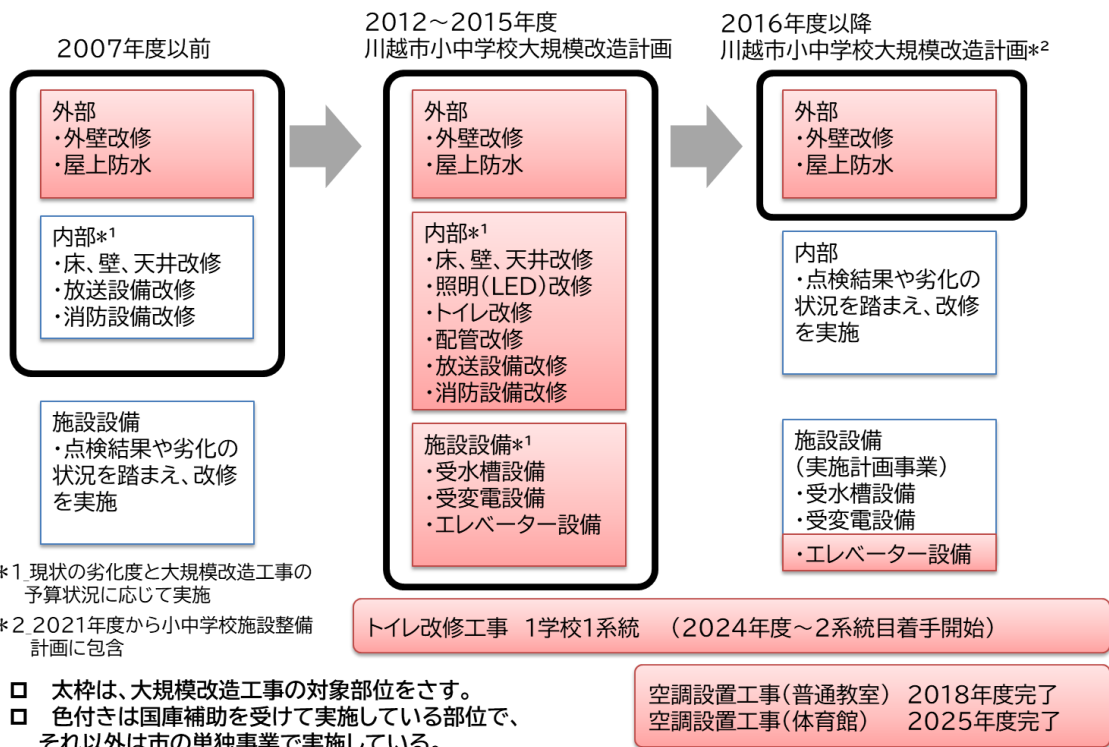
小中学校施設は、学校数が多く、1校当たりの施設面積も大きいことや、外部改修、内部改修、設備改修など対象部位が多いこと、今後、改修だけでなく、更新も同時に進めていく必要があることなどから計画的な保全が必要となります。

日常点検や「建築基準法」第12条による法定点検の結果、設備の耐用年数などにより、躯体や設備の状態を確認し、計画的な改修による予防保全に務めます。

なお、小中学校施設の改修は、「川越市小中学校施設整備計画」により計画的に実施しています。当計画は、小中学校の校舎や体育館の外壁や屋上防水の改修を行う大規模改造工事、便器の洋式化、床の乾式化などを行うトイレ改修工事、受変電設備や受水槽、エレベーターなど学校の運営に重要な設備の更新及び教室への空調設備整備を対象としています。重層体育館は、校舎と同時に改修を行っています。

また、旧耐震基準建築物の平置き体育館は、2009年度から2012年度に、耐震補強工事に併せ、大規模改造工事を実施しています。

【図表 32 市立小中学校大規模改造工事の対象部位の変遷】



ここまでの施設（ハード面）の検討のまとめと、小中学校の今後の方針は、以下のとおりです。

目標使用年数を迎える学校は、更新の機会を捉えて複合化や集約化について検討を行います。

【図表 33 小中学校施設検討のまとめ】

【方向性の優先順位】 ・旧耐震基準建築物の学校で、目標使用年数まで20年未満 ⇒更新対象 ・その他の学校 ⇒大規模改造工事の対象 （建築後30年を経過し、大規模改造工事未実施の棟を対象）	
【更新に関する方針】	【大規模改造工事に関する方針】
▶ 校舎 ・更新の検討は、原則、学校単位とする。 ・更新にあたっては、単純更新ではなく、他の施設との複合化の検討を行う。 ・更新対象の学校の規模や配置により更新ではなく近隣の学校との統合等についても検討する。	▶ 旧耐震基準建築物の小中学校施設 ・目標使用年数まで20年以上ある学校については、必要に応じ、全体的な改修を行う。 ・例外として、目標使用年数まで残り20年未満の学校については、大規模改造工事未実施により、児童生徒の安全を確保できない場合は、必要な範囲で大規模改造工事を検討する。
▶ 体育館 ・必要面積を踏まえた規模とする。 ・平置き体育館として更新を行う。 例外として、上記の検討を行った結果、やむを得ず「重層体育館を重層体育館として建替える」場合もある。	▶ 新耐震基準建築物の小中学校施設 ・目標使用年数を踏まえ、施設を長く使用するための改修を行う。

【図表 34 計画期間（2026年度～2035年度）に目標使用年数（65年）を迎える学校】

種別	小学校	中学校
校舎	川越第一小、仙波小、武蔵野小 泉小、古谷小、高階小 高階南小、大東東小、大東西小 霞ヶ関小、名細小	東中、大東中 高階中、霞ヶ関中
体育館	福原小、名細小	川越第一中、富士見中、城南中 東中、高階中、大東中

※仙波小、古谷小、大東中は前計画期間に目標使用年数到達

図表 34 中の学校で、仙波小、古谷小、東中、大東中は、一部の校舎が前期の本計画において「更新の機会を捉えた対策も含めて検討」となっています。

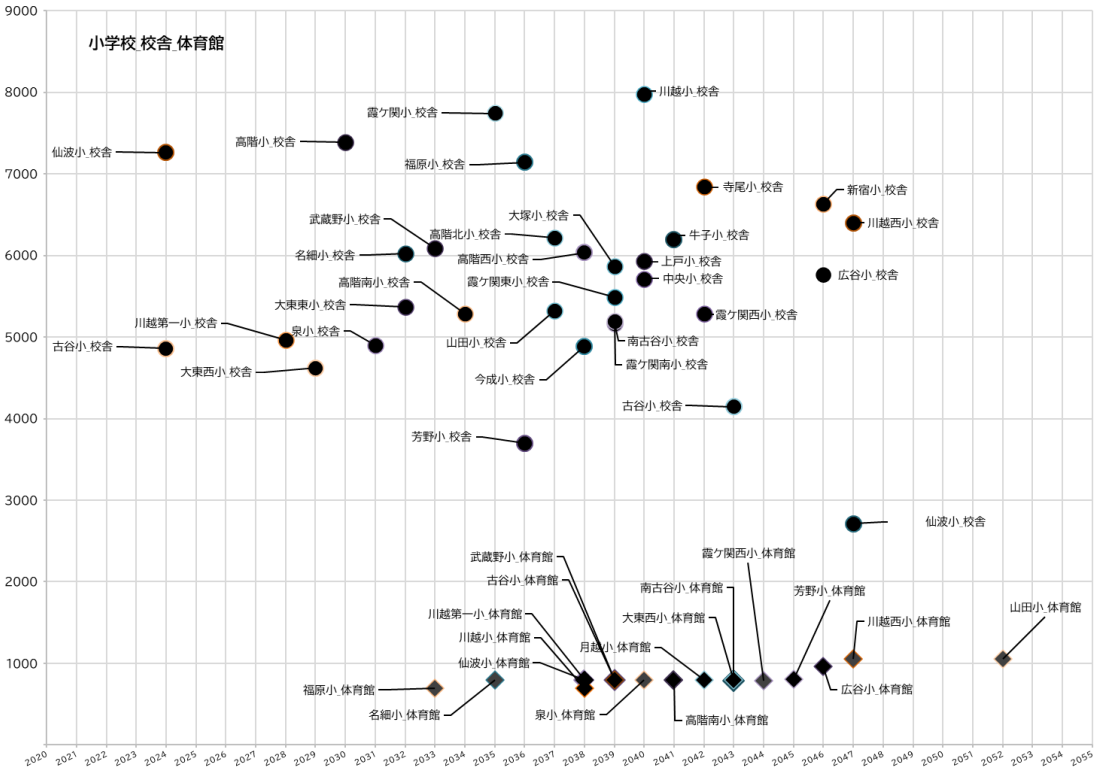
しかし、これらの学校については、前計画期間から検討を進めているところですが、具体的な対策を講じるまでには至っていないため、対策に向けた検討を加速させる必要があります。

更新に向けた具体的な検討を進めるにあたり、他の公共施設との複合化等も踏まえ検討を進めていくことが必要ですが、更新までの間、目標使用年数を迎えても適切に維持管理し、児童生徒の安心安全や教育環境を継続して確保する取組が必要です。

(参考) 2055年度までに建築後65年が到来する小中学校施設

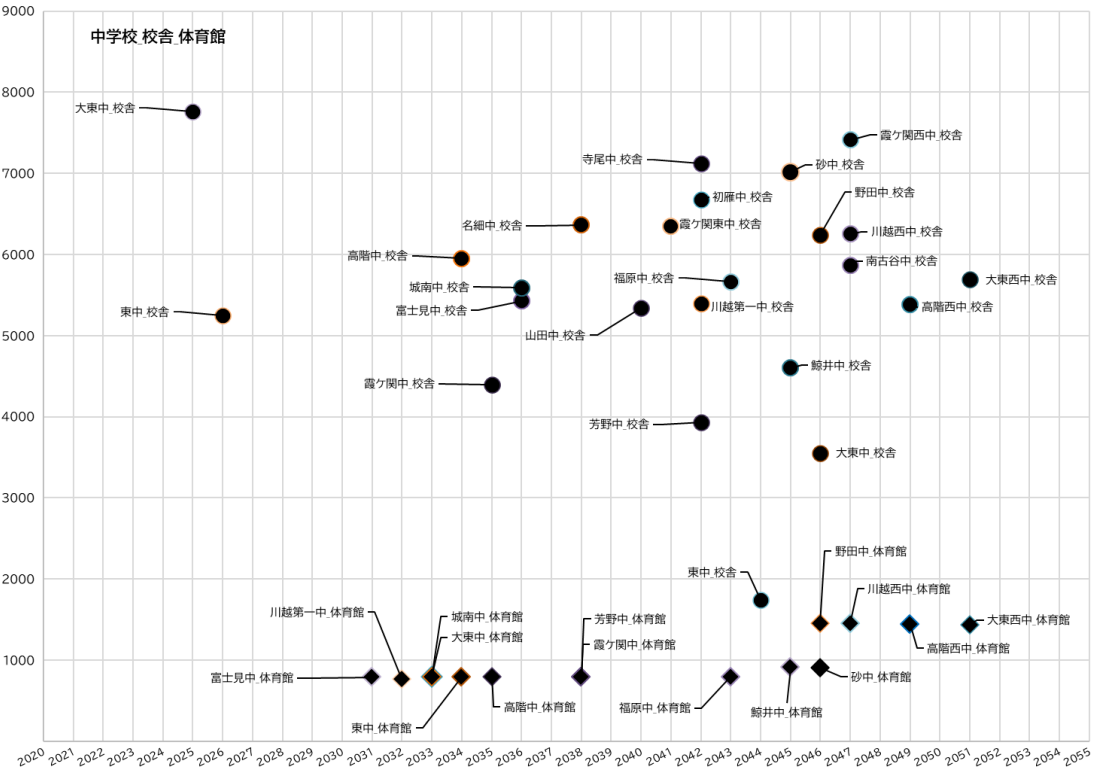
(m²)

※2024年度末時点



(年度)

(m²)



(年度)

(3) 規模・配置について

① 必要面積について

公立小中学校は、法令で学級数から見た適正規模やその児童生徒数や学級数に応ずる校舎や体育館の必要面積が示されています。本市においても、この必要面積を踏まえた施設整備を行っています。

なお、小中学校施設を建築する際、国からの補助対象となる面積は、法令⁸で定められており、次のとおりとなっています。

【図表 35 校舎の必要面積】

学校の種類	学級数（特別支援学級を除く。）	必要面積の計算方法（㎡）
小学校	1学級及び2学級	$769+279 \times (\text{学級数}-1)$
	3学級から5学級まで	$1,326+381 \times (\text{学級数}-3)$
	6学級から11学級まで	$2,468+236 \times (\text{学級数}-6)$
	12学級から17学級まで	$3,881+187 \times (\text{学級数}-12)$
	18学級以上	$5,000+173 \times (\text{学級数}-18)$
中学校及び 中等教育 学校等	1学級及び2学級	$848+651 \times (\text{学級数}-1)$
	3学級から5学級まで	$2,150+344 \times (\text{学級数}-3)$
	6学級から11学級まで	$3,181+324 \times (\text{学級数}-6)$
	12学級から17学級まで	$5,129+160 \times (\text{学級数}-12)$
	18学級以上	$6,088+217 \times (\text{学級数}-18)$

※必要面積の計算方法にある学級数は、特別支援学級を除く。

※特別支援学級がある学校は、更に学級数⁹に応じて、面積が加算される。

【図表 36 体育館の必要面積】

学校の種類	学級数（特別支援学級を含む。）	必要面積（㎡）
小学校	1学級～10学級	894
	11学級～15学級	919
	16学級以上	1,215
中学校及び 中等教育学校等	1学級～17学級	1,138
	18学級以上	1,476

⁸ 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」

⁹ 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第7条

二 特別支援学級を置く小学校、中学校又は中等教育学校等

当該学校の学級数から特別支援学級の数を除いた学級数に応じ、前号の規定の例により計算した面積に、168平方メートルに当該学校の特別支援学級の数に乗じて得た面積（略）」

② 適正規模・適正配置について

小中学校の標準規模は、法令¹⁰で学級数が示されており、「12 学級以上 18 学級以下」が標準とされています。

国からは、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（2015 年 1 月）」が示されており、小中学校の適正規模・適正配置を次のとおりとしています。

◇適正規模

【図表 37 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引にある分類】

	小学校	中学校	規模の内容
過大規模	31学級以上		
大規模	25～30学級		
適正規模	19～24学級		5学級以下の学校と統合した場合の適正規模
	12～18学級		法令で定められている標準規模
		9～11学級	全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模
小規模③	9～11学級	6～8学級	小：半分以上の学年でクラス替えができる規模 中：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模
小規模②	7～8学級	4～5学級	全学年ではクラス替えができない規模
小規模①	6学級	3学級	全学年でクラス替えができない規模
過小規模	1～5学級	1～2学級	複式学級が存在する規模

※公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を参考に、社会資本マネジメント課にて作成

◇適正配置

- ・通学距離：小学校 おおむね 4 km以内、中学校 おおむね 6 km以内
- ・通学時間：おおむね 1 時間以内

③ 今後の適正規模・適正配置の検討

本市の小中学校について、今後人口減少・少子化が進むことにより、教育環境としての学校規模を維持することが難しくなり、小中学校の一部ではこれまでに見られなかった教育上あるいは学校運営上の問題が生じる恐れがあります。

¹⁰ 「学校教育法施行規則第 41 条

小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

同規則第 79 条

第 41 条から第 49 条まで〈略〉、中学校に準用する」

このような状況を踏まえ、本市の将来的な小中学校の適正規模及び適正配置を進めていくための方向性となる基本的な考え方について調査審議するため、2024年に「川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会」に対し諮問し、2025年12月に答申を得ました。

この答申では、本市における小中学校の適正規模について次のような意見が示されました。今後はこの答申を基に、小中学校の適正規模・適正配置について検討を進める予定です。

◇適正規模についての答申内容

(1) 小学校

下限については、法令において標準学級数とされている12学級とすることは特に問題ないものと考えられます。上限については、現状の24学級で、学校運営上、特に教育課程の支障はないと考えます。

(2) 中学校

下限については、適正規模・適正配置に関する手引きでは、少なくとも9学級と示されていますが、各校の学校運営上の視点からは下限は12学級とすることが必要と考えられます。また、上限については、2018年の川越市立小中学校における適正規模における適正規模の24学級とした場合、学校運営上の視点から支障が生じる可能性があることから、18学級とすることが必要と考えられます。

【図表 38 現在及び答申による市立小中学校の適正規模】

(単位：学級)

学校種	現在の適正規模	答申による適正規模
小学校	12～24	12～24
中学校	9～24	12～18

◇適正配置についての答申内容

(1) 検討の対象範囲

現在の市域が形成された経緯、また市民センター管内を1つの地区とした文化的な背景や地理的条件、地域コミュニティの活動との関わりを踏まえると、対象範囲を原則として、本庁地区及び市民センター管内それぞれの区域（地区）を1つの単位として進めていくことが妥当と考えます。

(2) 通学区域

適正規模・適正配置等に関する手引では、徒歩や自転車による通学距離の基準としては、「小学校で4km以内、中学校で6km以内」とされています。地区を超えて通学する場合、基準を大幅に超える可能性が高く、新たな課題が浮上する恐れがあるため、地区ごとに学校の在り方を検討することが妥当と考えます。

◇今後の小中学校統合等に関する方向性についての答申内容

(1) 市民センター管内（芳野、古谷、福原、川鶴、山田）

川越市の各市民センターが所管する11地区の中には、それぞれが地区内唯一の小学校または中学校であり、通学区域が同一である地区（1小1中の関係にある地区）が5地区（芳野、古谷、福原、川鶴、山田）あります。

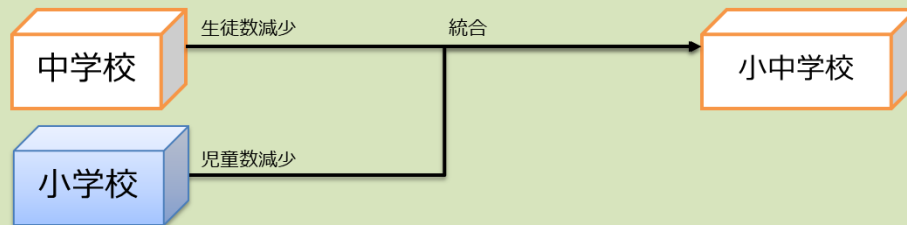
これらの地域について、先述した適正規模・適正配置の考え方を踏まえ、以下のように進めることが妥当と考えます。

○1小1中の関係にある地区の学校は、他地区の同校種との統合は行わず、地区内で小中一体化を行うこととして検討する。

地区内1小1中の学校においては、将来的に学校の小規模化が更に進むことが推測されており、同校種との統合などに代わる対策も必要となってきます。小学校と中学校の施設を一体化し、一定規模の教員集団を形成することで、物的及び人的に効率的で効果的な運営体制を整え、教育環境の改善を図ることが考えられます。

（参考）小中一体化のイメージ

▽小中学校で統合し、地区に1つ、学校施設を残す（地域拠点・防災の観点）



(2) 本庁地区及び市民センター管内（南古谷、高階、大東、霞ヶ関、霞ヶ関北、名細）

本庁地区及び市民センター管内の6地区（南古谷、高階、大東、霞ヶ関、霞ヶ関北、名細）には、いずれも複数の小中学校が配置されている現状にあり、これらの地区の統合等に関する方向性については、先述の適正規模・適正配置の考え方を踏まえ、以下のように進めることが妥当と考えます。

○地理的な条件等を踏まえて、同校種の統合や小中一体化の可能性を検討し、最適な方法を選択していくこと。その際、必要に応じて、通学区域の再編も検討する。

3 市立小中学校の施設整備計画と今後の見通し

市立小中学校の施設整備については、川越市小中学校施設整備計画に基づき対応します。なお、川越市小中学校施設整備計画については、施設の健全性や社会情勢等を勘案し、適宜改訂するものとします。

また、更新等については、目標使用年数に到達する学校施設の劣化状況や、将来的な児童・生徒数を踏まえた適正規模・適正配置を勘案し、他施設との複合化だけでなく、小中学校集約化を踏まえた再編を含め、検討を行います。

【図表 39 目標使用年数に到達する旧耐震基準施設】

計画期間	種別	小学校	中学校
2026年度 ～ 2035年度	校舎	川越第一小、仙波小、武蔵野小 泉小、古谷小、高階小 高階南小、大東東小、大東西小 霞ヶ関小、名細小	東中、大東中、高階中 霞ヶ関中
	体育館	福原小、名細小	川越第一中、富士見中、城南中 東中、高階中、大東中
2036年度 ～ 2045年度	校舎	川越小、中央小、大塚小 今成小、芳野小、南古谷小 牛子小、高階北小、高階西小 寺尾小、福原小、霞ヶ関南小 霞ヶ関東小、霞ヶ関西小 上戸小、山田小	川越第一中、初雁中、富士見中 城南中、寺尾中、砂中 福原中、霞ヶ関東中、名細中 鯨井中、山田中
	体育館	川越第一小、川越小、仙波小 武蔵野小、泉小、芳野小 南古谷小、大東西小	芳野中、砂中、福原中 霞ヶ関中、鯨井中

※建築年度が最も古い校舎及び体育館が目標使用年数に到達する時期を記載。

※仙波小、古谷小、大東中の最も古い校舎は前計画期間に到達。

A-3 市立高等学校

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

市立川越高等学校は、「学校教育法」及び「川越市立学校設置条例」に基づき設置された施設です。

② 利用状況など

生徒数及び学級数は以下のとおりです。

【図表 40 生徒数及び学級数】

	2025年度	各学年の定員
全生徒数	831名(24学級)	280名(8学級)
普通科	419名(12学級)	140名(4学級)
情報処理科	207名(6学級)	70名(2学級)
国際経済科	205名(6学級)	70名(2学級)

※学校基本調査(2025年5月1日現在)による。

学校授業以外での利用実績は以下のとおりです。

【図表 41 学校授業以外での主な利用実績(2024年度)】

検定試験の利用	28回	商業系各種検定(全商簿記実務検定等)	12回
		実用英語技能検定(英検)	6回
		日本漢字能力検定(漢検)	3回
		秘書検定	3回
		日商珠算能力検定	4回
市主催事業	7回	市職員採用試験	7回

③ 施設の整備状況

市立川越高等学校は、1926年に川越商業学校として設立認可を受け、1960年に現在の場所に移転しています。1991年度から1996年度にかけて改築を行い、現在の校舎及び体育館となりました。

なお、2023年度から2024年度にかけてエレベーターを、2024年度から2025年度にかけてトイレ(校舎A・C棟及び校舎B棟)を更新しています。

また、2025年度には、体育館の空調設備等を整備しています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 42 対象施設一覧（高等学校）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	市立川越高等学校	本庁	1992	21,402	41,049	

※『令和7年度川越市の教育』による

【図表 43 配置図（高等学校）】



(3) 市立川越高等学校の課題

① 学校施設・設備の改修

校舎及び体育館は、改築後30年以上が経過し、経年劣化による不具合が生じています。生徒の安全の確保や当該施設の長寿命化に加え、より良い教育環境の整備を図るために、外壁、屋上防水、施設設備や空調設備などの改修を計画的に行うことが必要です。

② 社会的（時代的）要請を踏まえた魅力ある学校づくりの検討

将来の人口減少社会を見据え、多様化する社会に対応する人材を育成するために、これまでの市立川越高等学校の伝統を活かしつつ、市内にある大学等と連携を図るなど、市内唯一の市立高等学校として魅力ある姿の検討が必要です。

2 市立川越高等学校の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

施設・設備面からも教育力の維持向上を目指し、安全で快適な教育環境を整備するため、計画的な改修が必要です。また、情報活用能力の育成や「個別最適な学び」を実現するため、ICT環境の充実も求められます。

また、地震等の非常災害時には、地域の避難所としての役割も担うなど、地域住民にとって最も身近な公共施設のひとつでもあります。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

市立川越高等学校の一番古い校舎は、1992年度に建設された新耐震基準建築物のため、65年以上使用することを目標とします。そのため、施設の老朽化具合や、社会状況の変化を見極めつつ、周辺の公共施設の設置状況などを考慮して更新時の規模や複合化を検討していきます。

② 保全方針

市立川越高等学校の施設の多くが新耐震基準建築物です。今後も、適正な保全を行い、良好な状態を保つことで施設の長寿命化を目指します。

そのために、生徒の安全や学校運営の影響、現状の施設・設備の課題を踏まえ、校舎及び体育館の外壁や屋上防水の改修に加え、空調設備といった施設設備の改修など、教育環境の改善につながる改修を計画的に進めます。

受変電設備や受水槽設備等の設備については、法定点検等を実施することで劣化の予兆を見定め、必要に応じて改修により対応します。

(3) 規模・配置について

埼玉県立高校では、適正な高等学校の生徒数・学級数の規模を、1学年あたり320名～240名（8学級～6学級）としています。市立川越高等学校においては、多様な教育課程の編成、学校行事などの特別活動や部活動などを維持する観点から、生徒数を一定規模、確保することが必要であるため、学年あたりの定員を280名・8学級としています。

3 市立川越高等学校の施設整備計画と今後の見通し

今後10年間の施設整備計画及び今後30年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 44 今後10年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数 (2025年度 末時点)	耐震 基準	計画期間	
			2026年度 ～2030年度	2031年度 ～2035年度
市立川越高等学校	33年	新		大規模改修

※施設を使用する期間の目安となる耐用年数は、旧耐震基準の施設を65年、新耐震基準の施設を65年超としています。

【図表 45 今後30年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026年度 ～2035年度	2036年度 ～2045年度	2046年度 ～2055年度
市立川越高等学校	大規模改修		中規模修繕

A-4 市立特別支援学校

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

市立特別支援学校は、「学校教育法」及び「川越市立学校設置条例」に基づき設置された施設です。

② 利用状況など

定員は、3学年各2学級（1学級8人¹¹）の6学級で、生徒数は48人です。

市立特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援や、特別支援教育等に関する相談・情報提供、障害のある幼児児童生徒への指導・支援など、地域の特別支援教育のセンター的な機能も担っています。

③ 施設の整備状況

市立特別支援学校は、1964年4月に、小学部・中学部からなる川越市立養護学校として開校し、1966年には、高等部が設置されました。1972年4月に県立川越養護学校の開校に伴い、小学部・中学部を移管し、高等部のみの特別支援学校（2010年度から川越市立養護学校から校名変更）として現在に至っています。

1982年度に校舎を改築し、2014年度に屋根改修工事、2016年度に普通教室等への空調設備設置工事、2018年度に校舎内のトイレ改修工事を実施しています。また、2019年度からは、隣接する教育センター第二分室（旧あけぼの・ひかり児童園）の1階の一部を、教育センターと共用しています。

¹¹ 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律
第六章 公立の特別支援学校の高等部の学級編制の標準（学級編制の標準）
第十四条 公立の特別支援学校の高等部の一学級の生徒の数は、重複障害生徒（略）で学級を編制する場合にあつては三人、重複障害生徒以外の生徒で学級を編制する場合にあつては八人を標準とする。（略）」

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 46 対象施設一覧（特別支援学校）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	市立特別支援学校	本庁	1982	1,785	3,160	

※『令和7年度川越市の教育』による

【図表 47 配置図（特別支援学校）】



(3) 市立特別支援学校の課題

① 適切な施設の維持管理

生徒が一日の大半を過ごす施設であり、学校運営に支障が生じないよう、適切な維持管理が必要です。

② 狭あいな施設

体育館の代わりとして使用している多目的室は、高校生が運動する体育施設、卒業式等の学校行事で使用する施設としては狭あいです。また、校庭が狭あいであるため、体育の授業の一部は、市民グラウンドで実施しています。一方、当校の敷地を拡張する余地はないのが現状です。

2 市立特別支援学校の整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

校舎の老朽化に対応するため、計画的に改修を行う必要があります。また、特別支援学校では就労に向けた指導を行っており、社会のニーズに沿った作業を行うための設備整備など、教育環境の整備・充実が求められます。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

小中学校等の更新の際などに、小中学校等との集約化をすることや、小中学校の集約化で未利用となった施設を特別支援学校へ転用することなどを検討し、特別支援学校の施設の充実を図ります。

② 保全年間

定期的な点検と、計画的な改修を行います。

③ 規模・配置

現在は、隣接する施設を共用したり、敷地外のグラウンドを利用したりするなど、限られた施設のなかで工夫することにより、学校運営を行っています。

しかし、先に述べたように非常に狭あいな施設であるため、小中学校などの再編に合わせ集約化や移転の検討をする必要があります。

3 市立特別支援学校の検討結果

今後 10 年間の施設整備計画及び今後 30 年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです

【図表 48 今後 10 年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数 (2025 年度 末時点)	耐震 基準	計画期間	
			2026 年度 ～2030 年度	2031 年度 ～2035 年度
市立特別支援学校	43 年	新	大規模改修	

※施設を使用する期間の目安となる耐用年数は、旧耐震基準の施設を 65 年、新耐震基準の施設を 65 年超としています。

【図表 49 今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度 ～2035 年度	2036 年度 ～2045 年度	2046 年度 ～2055 年度
市立特別支援学校	大規模改修		更新等の検討

B 生涯学習施設

【目次】

- B-1 公民館など
- B-2 図書館
- B-3 学習施設
- B-4 その他教育施設

余白ページ

B-1 公民館など

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

公民館は、「教育基本法」及び「社会教育法」、「川越市公民館設置条例」に基づき設置された施設で、市町村その他一定区域内の住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

小堤集会所は、「川越市小堤集会所条例」に基づき設置された施設で、地区の組織的社会的教育活動を助長することを目的としています。

② 利用状況など

2024年度の全館の講座利用人数は、26,045人で、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数は回復傾向にあります（図表50）。講座利用人数が最も多い公民館は中央公民館（4,230人）、最も少ない公民館は福原公民館（188人）です。

また、2024年度の全館の貸室利用人数は734,279人で、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数は回復傾向にあります（図表51）。貸室利用人数が最も多い公民館は高階公民館（86,865人）、最も少ない公民館は芳野公民館（9,746人）です。

全館の貸室年間平均使用率は35.7%で、最も高い公民館は南公民館（66.1%）、最も低い公民館は古谷公民館（14.3%）です（図表52）。

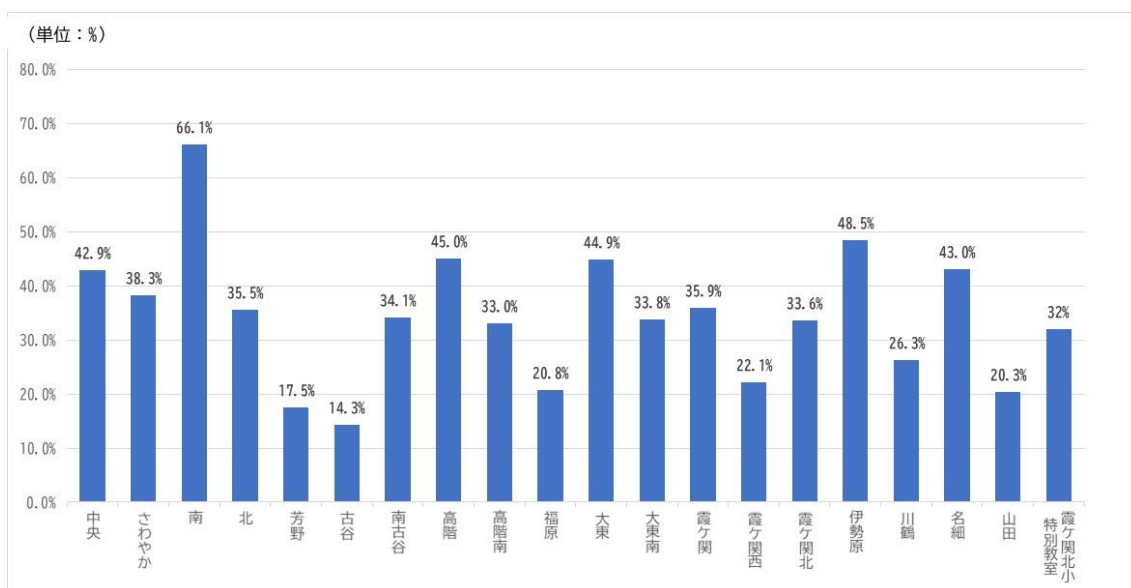
【図表 50 過去5年間の講座利用人数】

公民館名	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
中央	885	2,148	4,158	4,703	4,230
南	542	1,161	2,721	2,195	2,286
北	662	2,413	2,736	2,139	2,142
芳野	357	489	787	338	226
古谷	325	548	808	849	270
南古谷	435	1,054	3,016	1,143	1,152
高階	498	878	1,044	999	933
高階南	631	879	1,612	1,264	2,000
福原	675	724	1,173	236	188
大東	879	1,450	3,767	5,062	3,231
大東南	1,274	1,864	3,098	3,465	2,734
霞ヶ関	540	692	2,116	492	338
霞ヶ関西	880	1,410	2,029	1,880	1,932
霞ヶ関北	214	481	1,115	629	796
伊勢原	540	961	1,244	1,577	2,041
川鶴	648	814	1,513	603	534
名細	839	1,339	3,117	665	584
山田	766	1,020	1,110	440	428
計	11,590	20,325	37,164	28,679	26,045

【図表 51 過去5年間の貸室利用人数】

公民館名	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
中央	36,566	54,219	56,485	54,332	52,039
さわやか	24,773	35,630	35,211	30,428	29,617
南	39,577	92,469	67,852	76,013	73,847
北	23,262	26,748	33,693	32,150	28,395
芳野	4,868	5,905	10,305	7,699	9,746
古谷	6,045	8,727	10,855	10,148	13,345
南古谷	11,767	19,903	24,477	34,454	30,095
高階	45,494	66,539	67,548	85,682	86,865
高階南	31,677	46,127	50,247	53,799	49,571
福原	11,583	22,150	26,041	40,866	27,846
大東	36,408	48,514	53,891	73,718	58,076
大東南	26,105	35,099	36,441	42,223	40,842
霞ヶ関	15,596	21,558	23,908	29,274	28,637
霞ヶ関西	5,516	8,688	11,582	12,031	13,640
霞ヶ関北	23,602	29,542	36,970	42,941	34,985
伊勢原	25,544	30,176	35,606	40,649	40,456
川鶴	20,979	28,914	28,182	36,768	33,088
名細	31,945	47,171	52,813	53,616	55,828
山田	6,859	9,396	10,713	10,475	11,401
霞ヶ関北小 特別教室	11,125	18,269	14,667	15,495	15,960
合計	439,291	655,744	687,487	782,761	734,279

【図表 52 公民館の貸室年間平均使用率（2024 年度）】



③ 施設の整備状況

本市では、市民センターに併設して設置している公民館（以下、「併設公民館」という）と、それ以外の公民館（以下、「単独公民館」という）があります。

本市にある単独公民館は9館で、4館が旧耐震基準建築物で、5館が新耐震基準建築物です。

さわやか活動館は、給食センターを公民館に転用した施設です。

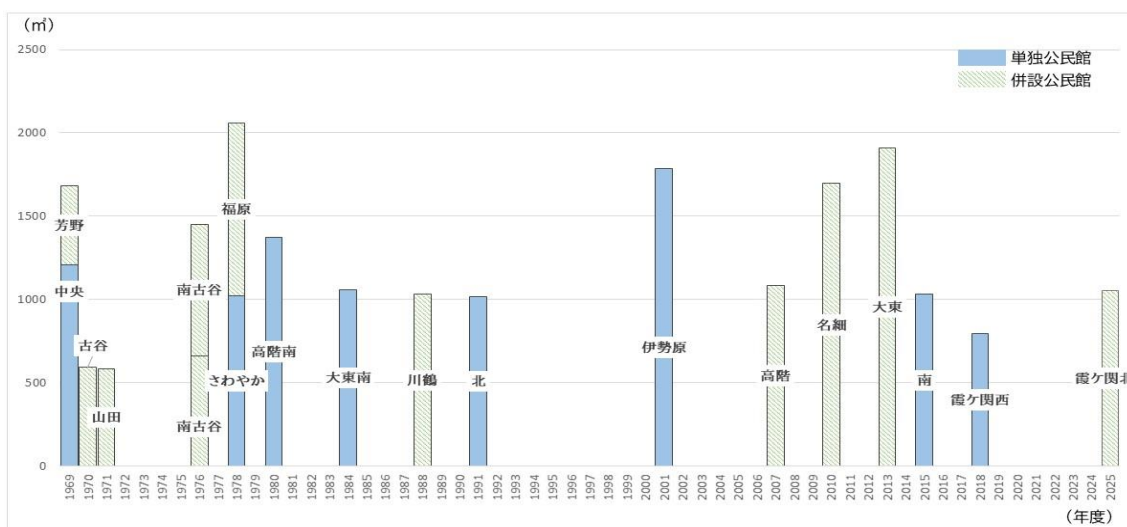
伊勢原公民館は、霞ヶ関北小学校と西図書館との複合施設で、「川越市学校施設使用料条例」に基づき、霞ヶ関北小学校特別教室を共用しています。

南公民館はウエスタ川越に設置しています。

中央公民館分室（1939年度移築）は、耐震性が確保されていません。

小堤集会所は、1996年度に改築した新耐震基準建築物です。

【図表 53 公民館の建築年度と延床面積】



※中央公民館分室は移築された建築物のため除く。

※伊勢原公民館は霞ヶ関北小学校特別教室を含む。

(2) 対象施設

「公民館など」で対象とする公民館は、単独公民館とし、併設公民館は、「市民センター」で記載します。

ただし、公民館機能の課題や方向性については、単独・併設の如何に関わらず「公民館など」で併せて検討をします。

【図表 54 対象施設一覧（公民館など）】

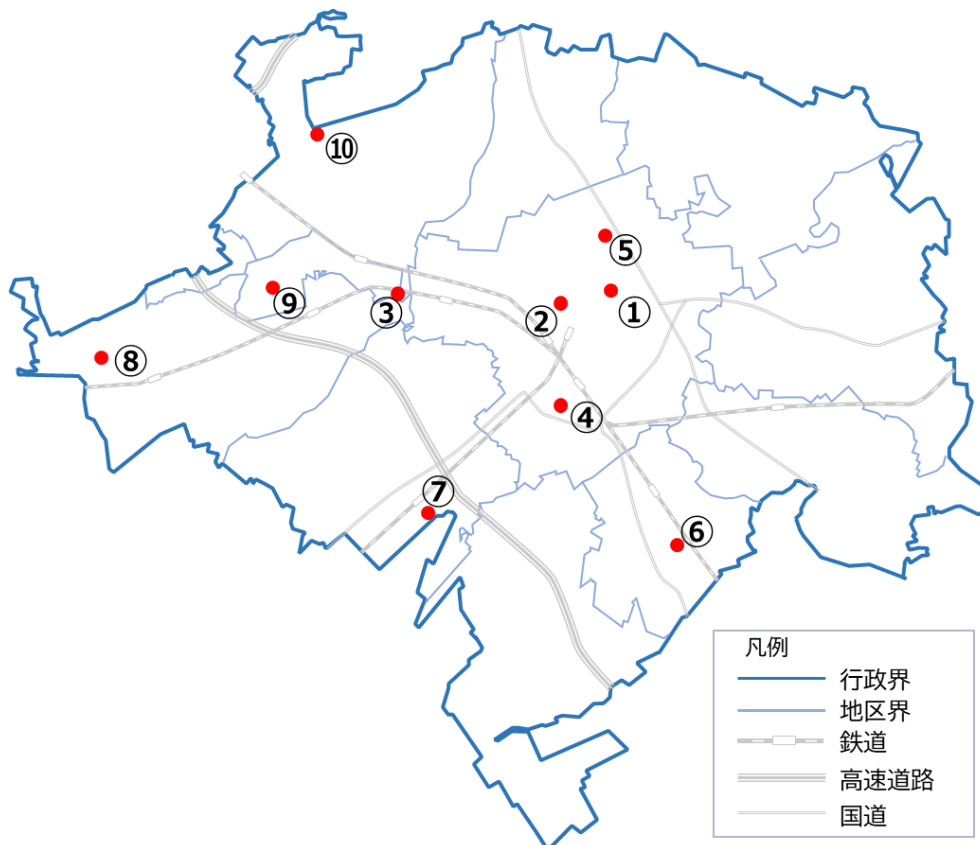
No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	中央公民館	本庁	1969	1,229	3,627	
2	中央公民館分室	本庁	1939	170	1,077	
3	さわか活動館	霞ヶ関北	1977	1,054	4,404	
4	南公民館	本庁	2014	—	—	ウエスタ川越内
5	北公民館	本庁	1991	1,019	2,713	全借地
6	高階南公民館	高階	1980	1,373	2,417	全借地
7	大東南公民館	大東	1984	1,075	1,664	
8	霞ヶ関西公民館	霞ヶ関	2018	797	2,128	
9	伊勢原公民館	霞ヶ関北	2001	—	—	霞ヶ関北小学校等との複合
10	小堤集会所	名細	1996	291	626	内 592 ㎡借地

※さわか活動館の敷地面積は、教育センター第一分室を含む。

※南公民館の延床・敷地面積は文化芸術振興施設(ウェスタ川越大ホール)に含めて記載

※伊勢原公民館の延床・敷地面積は霞ヶ関北小学校に含めて記載

【図表 55 配置図（公民館など）】



(3) 公民館などの課題

(公民館)

① 老朽化した施設への対応と適切な保全

中央公民館は旧耐震基準の施設であり、目標使用年数が近づいて来ていることから、更新等の検討が必要です。

高階南公民館及び大東南公民館は建築後40年が経過していますが、大規模改修が未実施のため、早期の対応が必要です。

最も古い単独公民館である中央公民館分室は、耐震性能が確保されておらず、老朽化も進んでおり、現在、利用を中止しています。

中央公民館分室を除く旧耐震基準建築物の単独公民館3館は、目標使用年数を踏まえた改修が必要です。

② 施設効用の向上に向けての取組

中央公民館分室を除く、2024年度の全公民館の貸室年間平均使用率は35.7%ですが、貸室年間平均使用率が20%未満の公民館は、芳野公民館、古谷公民館の2館です（図表52）。

また、貸室各室の年間使用率では、多くの公民館で実習室と和室の使用率が低いことや、使用区分のうち午後2（午後4時から午後6時30分まで）の使用率が低いのが現状です。

このような状況を分析し、施設効用の向上を図るための検討が必要です。

③ 他部局実施事業との連携

公民館では、公民館運営方針に基づき、社会教育事業を展開していますが、2024年度の全公民館の講座利用者は約2.6万人であり、2019年度と比較すると約66%減少しています。

多様化するニーズへの対応や魅力ある講座、学習の深度に対応した講座を行うなど、コンテンツの充実は不可欠です。

一方で、公民館以外の学習施設や集会施設、福祉施設などにおいても、行政課題に沿った普及啓発事業として学習機会が提供されています。事業内容が重複しないようにするなど、効率的な事業展開手法について検討が必要です。

（集会所）

小堤集会所は、新耐震基準建築物です。建築後、大きな改修は行っていませんが、建築から29年が経過し、施設の外壁や設備等が劣化していることから、施設の在り方を検討し、必要な修繕や改修を行う必要があります。

2 公民館などの施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

(公民館)

公民館の目的は、「社会教育法」に定められた社会教育施設として、住民に対して実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、住民の教養向上や健康増進、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与することです。この観点から、生涯学習の拠点であり、地域のコミュニティの核となる施設であることが求められます。

国では公立社会教育施設（博物館・図書館・公民館等）について、地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能としました。これにより、社会教育のさらなる振興はもとより、文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等に資するとしています。

このことから、公民館が持つ機能を従来通りの施設サービスに限定するのではなく、社会状況の変化に対応した、地域住民が利用しやすい施設を目指す必要があります。

(集会所)

小堤集会所は、地域の教育・文化水準の向上を図り、人権意識の高揚並びによりよい人間関係の醸成を図る施設として活用されることが求められます。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

単独公民館は建築年数や利用状況等を考慮し、更新等の際は、学校など周辺の公共施設との複合化を積極的に検討します。複合化の検討にあたっては、実習室や和室だけでなく、会議室や講座室についても共用化を図り、施設効用の向上を図ります。併せて、地域内の施設にある類似した用途の部屋との重複の解消についても検討します。

さわやか活動館は旧耐震基準の施設であることから、施設の更新等にあたっては、利用状況等や周辺の他の公共施設を考慮した在り方検討を行います。

② 保全年方針

公民館などは、地域コミュニティの拠点となる施設であるため、計画的に保全を実施し、長寿命化を図ります。

(3) 規模・配置について

公民館などの更新等にあたっては、社会状況の変化を見極めつつ、地域の人口や周辺の公共施設の設置状況を考慮して規模や配置を検討します。

(公民館)

単独公民館を設置する際は、直近の検討状況（2018年度に霞ヶ関西公民館を設置）も参考に、将来の人口規模の推移も踏まえ、規模を検討します。

また、本市には、公民館が20館（分館・分室を含む）設置されていますが、1959年の「公民館の設置及び運営に関する基準¹²」に沿って整備が進められました。

3 公民館などの施設整備計画と今後の見通し

今後10年間の施設整備計画及び今後30年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 56 今後10年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数	耐震基準	計画期間	
	(2025年度末時点)		2026年度～2030年度	2031年度～2035年度
中央公民館	56年	旧		更新等の検討
中央公民館分室	86年	旧	除却、売却または民間活用等の検討	
南公民館	11年	新		中規模修繕
北公民館	34年	新		大規模改修
高階南公民館	45年	旧	大規模改修	
大東南公民館	41年	新	大規模改修	

※施設を使用する期間の目安となる耐用年数は、旧耐震基準の施設を65年、新耐震基準の施設を65年超としています。

¹² 「公民館の設置及び運営に関する基準」（昭和34年文部省告示第98号）で示された、「公民館の事業の主たる対象となる区域」について、文部省社会教育局長名で、「市にあつては中学校の通学区域を考慮することが実態に即すると思われる。」と通達した（「公民館の設置及び運営に関する基準（昭和34年文部省告示第98号）の取扱いについて（昭和35年文社施第54号）」）。なお、平成15年に告示された現在の基準（平成15年6月6日文部科学省告示第112号）では、当該通学区域に係る文言は削除されている。

【図表 57 今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度 ～2035 年度	2036 年度 ～2045 年度	2046 年度 ～2055 年度
中央公民館	更新等の検討		
中央公民館分室	除却、売却または 民間活用等の検討		
さわやか活動館		更新等の検討	
南公民館	中規模修繕		大規模改修
北公民館	大規模改修		中規模修繕
高階南公民館	大規模改修		更新等の検討
大東南公民館	大規模改修		中規模修繕
霞ヶ関西公民館		中規模修繕	
伊勢原公民館		大規模改修	
小堤集会所		中規模修繕	

B-2 図書館

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

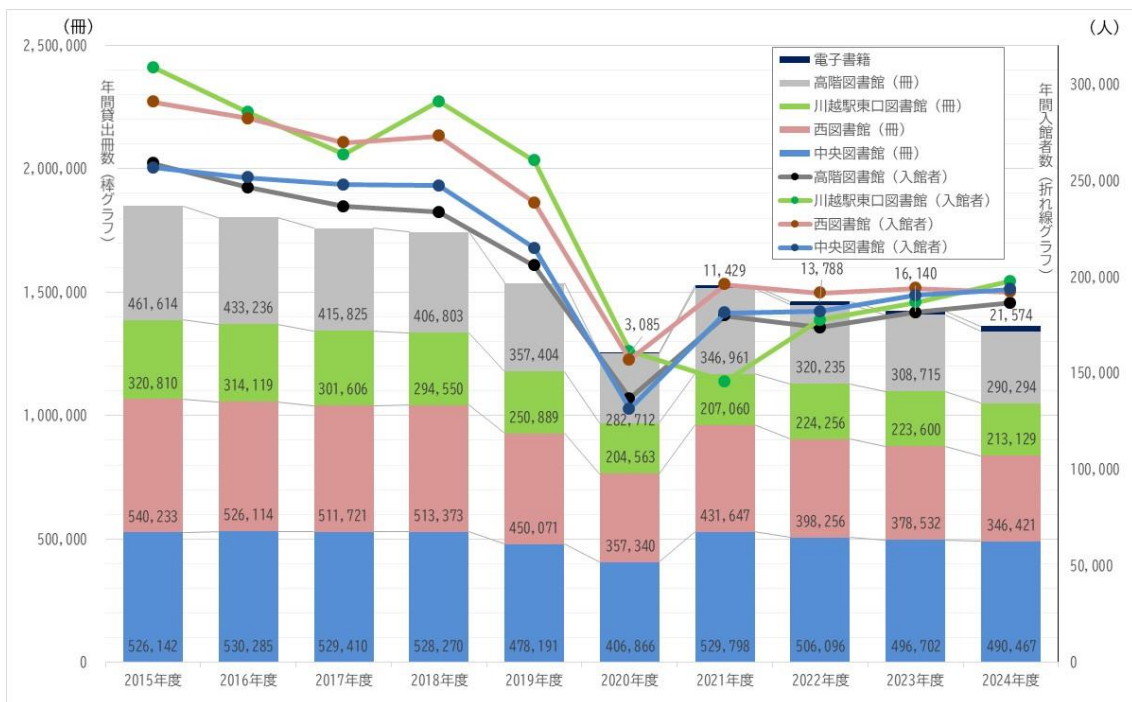
図書館は、「図書館法」及び「川越市立図書館条例」に基づき設置された施設です。

② 利用状況など

本市にある図書館4館の2024年度の貸出冊数は約136万冊で、中央図書館が最も多くなっています。

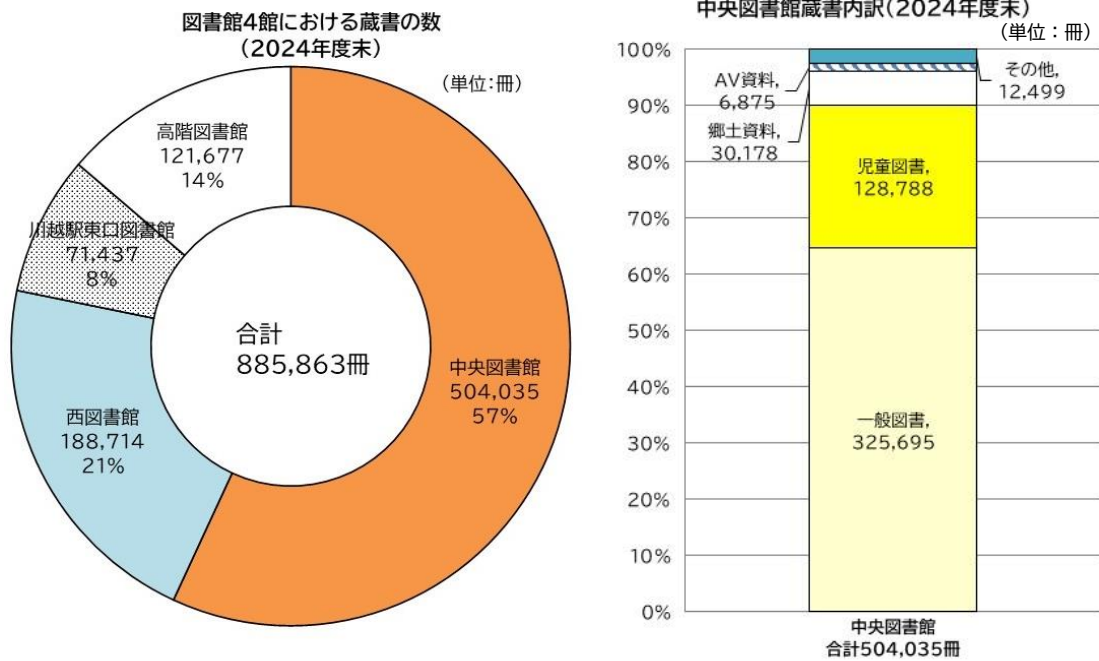
また、4館の入館者数は約77万人で、川越駅東口図書館が最も多くなっています（図表58）。

【図表58 過去10年における4館の入館者数と貸出冊数の推移】



また、蔵書数については、4館の合計が約89万冊で、その約6割を中央図書館が保有しています。中央図書館の蔵書内訳は、一般図書と児童図書が約9割を占めています（図表59）。

【図表 59 各図書館の蔵書数と中央図書館の蔵書の内訳】



③ 施設の整備状況

本市にある図書館は、全て新耐震基準建築物です。

4館のうち、中央図書館だけが単独施設で、西図書館は霞ヶ関北小学校に、川越駅東口図書館はクラッセ川越に、高階図書館は高階市民センターに、それぞれ複合施設として設置しています。

また、中央図書館の分室として、霞ヶ関南分室を霞ヶ関南小学校の校舎の一部に1994年度から設置しています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 60 対象施設一覧（図書館）】

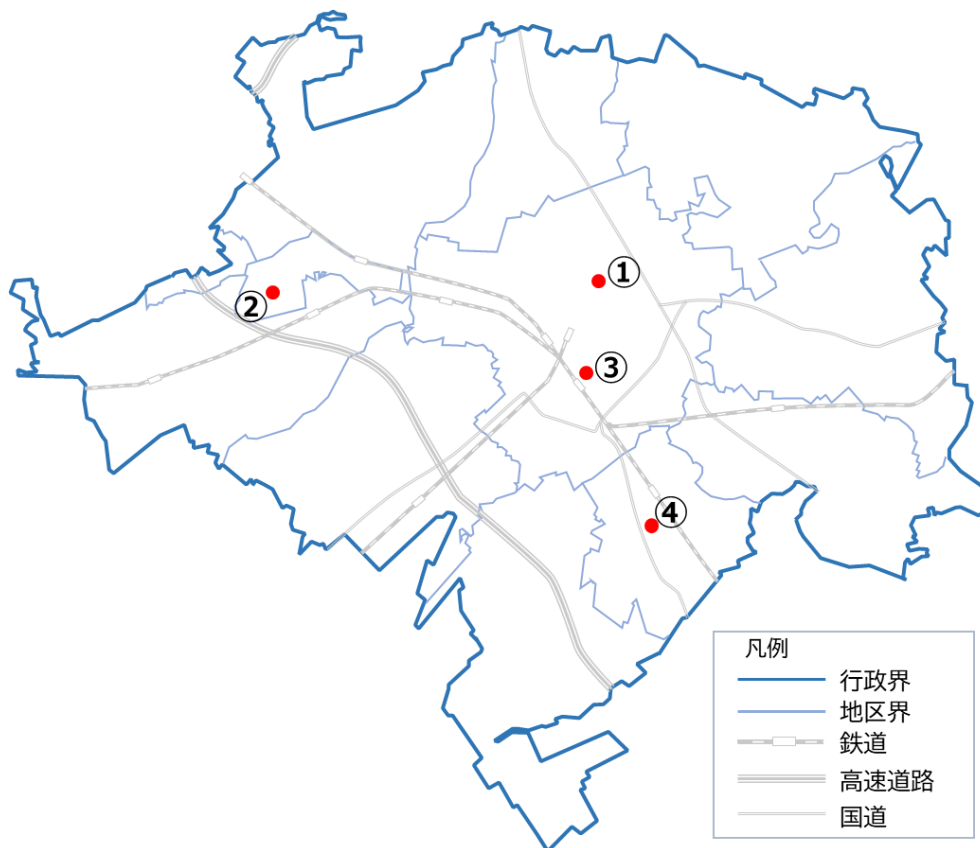
No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	中央図書館	本庁	1984	5,931	4,443	
2	西図書館	霞ヶ関北	2001	—	—	霞ヶ関北小学校等との複合
3	川越駅東口図書館	本庁	2001	2,641	770	クラッセ川越内
4	高階図書館	高階	2007	—	—	高階市民センター等との複合

※西図書館の延床・敷地面積は、霞ヶ関北小学校に含めて記載

※川越駅東口図書館の延床・敷地面積は、他の複合施設を含めた面積を記載

※高階図書館の延床・敷地面積は、高階市民センターに含めて記載

【図表 61 配置図（図書館）】



(3) 図書館の課題

① 計画的な施設改修

中央図書館は、建築後 41 年が経過し、施設・設備などに経年による劣化がみられるため、改修工事を実施しています。中央図書館以外の図書館は全て複合施設であり、建築後 20 年前後の施設であることから、計画的な保全が必要です。また、改修の際は、各施設の利用者への周知や安全確保、スケジュールの調整など、利用者に配慮した検討が必要です。

② 図書館サービスの向上の検討

現在の厳しい財政状況では、新規施設の建設を伴う図書館サービスの拡充は難しい状況にあります。一方で、これまで、返却ポストの設置や電子書籍の導入などにより図書館サービスの向上を図ってきました。今後も、利用者が求める図書館サービスを継続して提供するためには、限られた予算や人員で可能な、図書館サービス向上のための取組の検討が必要です。

③ 効率的で効果的な運営手法の検討

市民の多様なニーズに応えるため、他の既存施設の多機能化を検討するとともに、社会の変化に応じた運営方法を検討することが必要です。

また、中央図書館は、施設の収容能力である約 40 万冊を大きく超えて、現在、約 50 万冊を蔵書しており、適切な資料管理が必要です。

2 図書館の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

図書館は、市民の「知る自由」を保障する施設として、資料を収集・整理・保存し、地域住民に供することにより、教養・調査研究等に資することを目的としています。この公共性を担保するために、公平で中立的な資料収集と利用環境の確保が求められます。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

図書館の更新等の際は、利用状況や周辺の他の公共施設の状況等を考慮し、複合化や共用化等により施設効用の向上を図ります。

また、限られたスペースを最大限に活用した蔵書を構成します。

② 保全方針

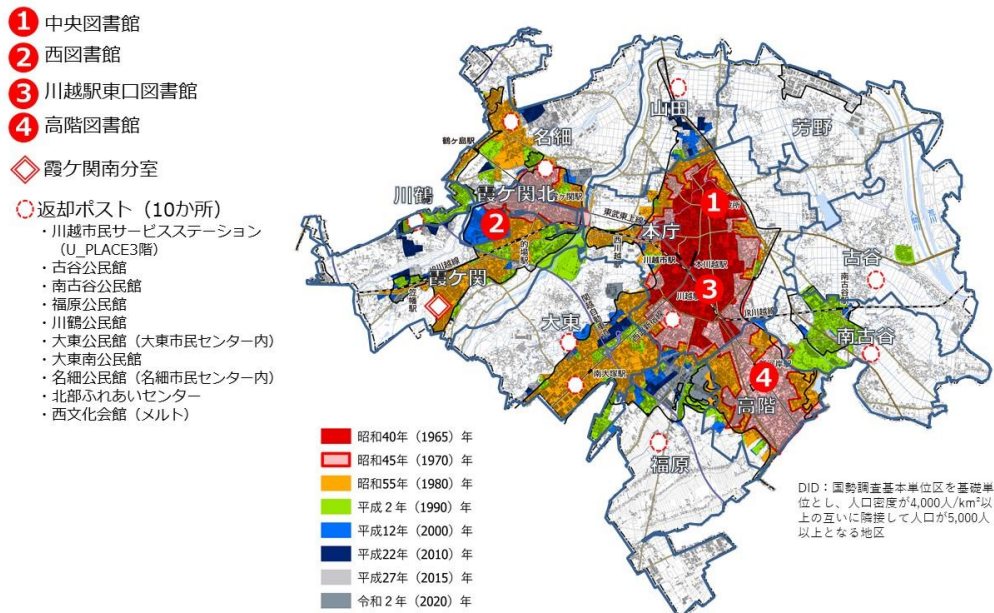
図書館は全て新耐震基準の施設であることから、計画的に保全を実施し、長寿命化を図ります。

(3) 規模・配置について

本市には、本館として中央図書館（主に中心市街地、市北部、東部地区）、分館として西図書館（西部地区）・川越駅東口図書館（川越駅周辺などの市街地）・高階図書館（南部地区と東部地区）の4施設が配置されています。

国が定めている「図書館の設置及び運営上の望ましい基準¹³」を概ね満たしています。

【図表 62 本市における人口集中地区（DID¹⁴）と図書館の位置】



※川越市立地適正化計画にある人口集中地区（DID）に図書館4館の位置を
社会資本マネジメント課で加筆

※返却ポストは2025年度末時点の場所を記載

¹³ 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月文部科学省告示）

第1 総則 二 設置の基本

③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。」

¹⁴ DIDとは、国勢調査基本単位区を基礎単位とし、人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000以上となる地区のこと

3 図書館の施設整備計画と今後の見通し

今後 10 年間の施設整備計画及び今後 30 年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 63 今後 10 年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数 (2025 年度 末時点)	耐震 基準	計画期間	
			2026 年度 ～2030 年度	2031 年度 ～2035 年度
中央図書館	41 年	新	大規模改修	
高階図書館 (高階市民センター内)	18 年	新	中規模修繕	

※施設を使用する期間の目安となる耐用年数は、旧耐震基準の施設を 65 年、新耐震基準の施設を 65 年超としています。

【図表 64 今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度 ～2035 年度	2036 年度 ～2045 年度	2046 年度 ～2055 年度
中央図書館	大規模改修		中規模修繕
西図書館		大規模改修	
川越駅東口図書館 (クラッセ川越内)		大規模改修	
高階図書館 (高階市民センター内)	中規模修繕		大規模改修

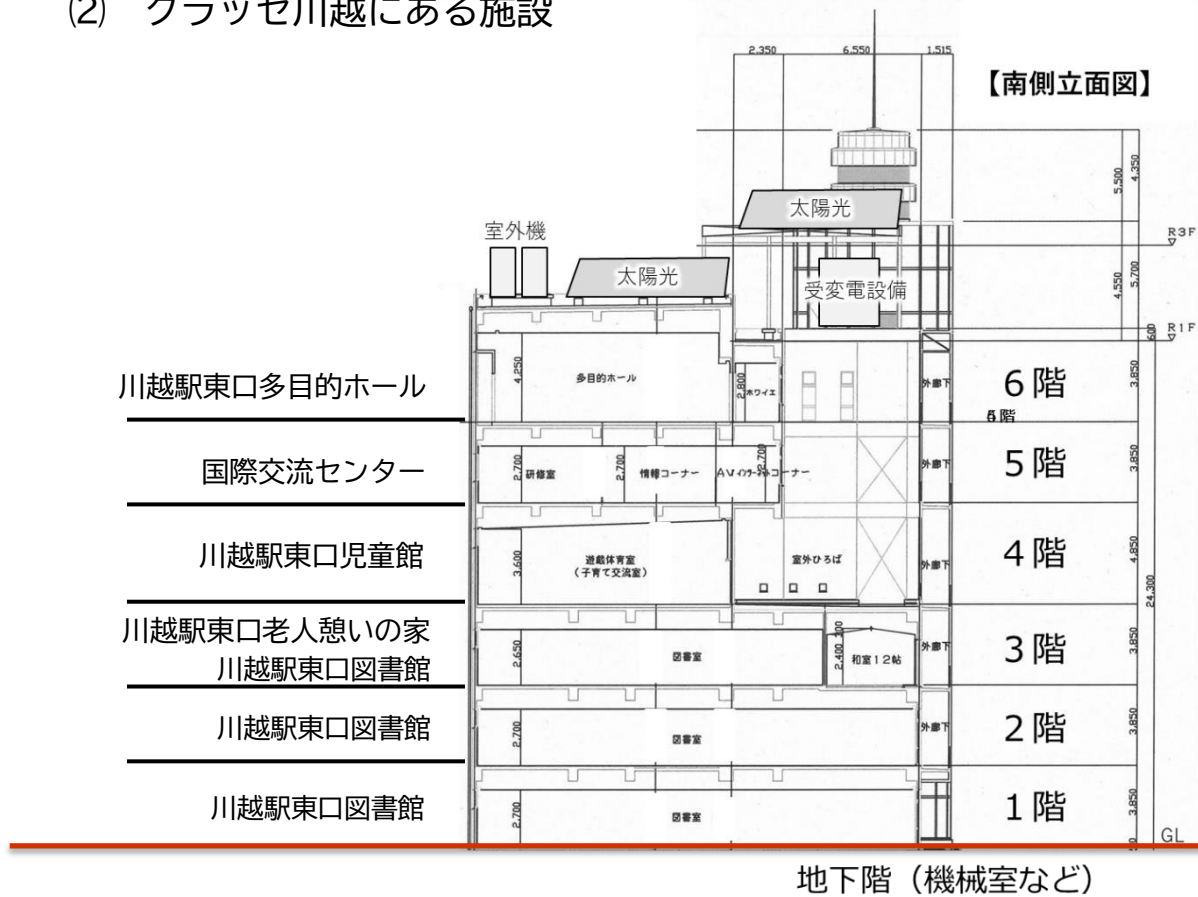
複合施設① クラッセ川越（川越駅東口複合施設）

クラッセ川越は、市民の積極的な文化・コミュニティ活動や生涯学習活動等の場として設置した施設で、図書館、老人憩いの家、児童館、国際交流センター、多目的ホールを設置しています。

(1) 施設諸元など

- ・名称 クラッセ川越
(クラッセは、ドイツ語で「すばらしい」「トップクラスの」)
- ・住所 川越市菅原町 23-10
- ・建築年度 2001 年度
- ・構造階数 鉄筋コンクリート造/地下1階地上6階
- ・敷地面積 770 m²
- ・延床面積 2,641 m²

(2) クラッセ川越にある施設



余白ページ

B-3 学習施設

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（共通）

学習施設は、比較的新しい施設で、全て新耐震基準建築物となっています。国際交流センター、市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設は、複合施設で、クラッセ川越やウェスタ川越に設置されています。

（国際交流センター）

国際交流センターは、クラッセ川越に設置されており、地域の国際化を推進するための拠点施設です。外国籍市民が快適な市民生活を送ることができるように、情報提供や日本語教室、相談業務等を行っています。

近年、本市の外国籍市民数は増加傾向にあり、2024年度の利用者数は11,861人でした。新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数は回復傾向にあります。

※国際交流センターのあるクラッセ川越の概要については、「B-2 図書館」に記載しています。

（市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設）

市民活動・生涯学習施設と男女共同参画推進施設は、ともに「川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設条例」に基づき文化芸術振興・市民活動拠点施設（ウェスタ川越）に設置されています。ウェスタ川越は、文化芸術の振興並びに市民の活動及び交流の促進を図り、もって市民の文化の発展及び福祉の増進に資することを目的としています。

また、ウェスタ川越は、埼玉県と共同で建築した施設であり、指定管理者制度を導入しています。ウェスタ川越には、この2施設に加え、南公民館が設置されており、それぞれの事業が重複することがないように指定管理者と市が調整を図りながら事業を行っています。

市民活動・生涯学習施設の2024年度の利用者数は、103,701人で、各室の平均使用率は65.4%です。

男女共同参画推進施設の2024年度の利用者数は、26,997人で、各室の平均使用率は68.7%です。

※両施設のあるウェスタ川越の概要については、「C-1 ホール施設」に記載しています。

(環境プラザ(つばさ館))

環境プラザ(つばさ館)は、資源化センターの敷地内にあり、熱回収施設やリサイクル施設等の見学やリサイクル品の頒布などを行っています。

2024年度の利用者数は39,411人で、リサイクル品の売払収入等が約530万円あります。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 65 対象施設一覧(学習施設)】

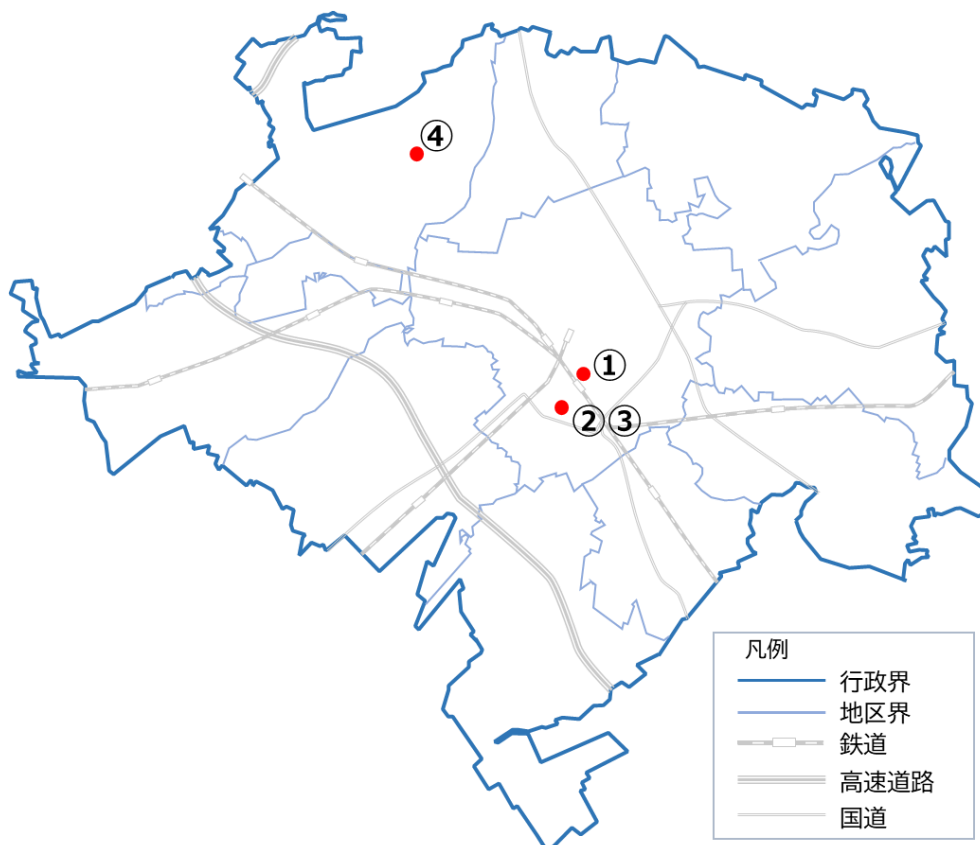
No.	施設名	地区	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	備考
1	国際交流センター	本庁	2001	—	—	クラッセ川越内
2	市民活動・生涯学習施設	本庁	2014	—	—	ウエスタ川越内
3	男女共同参画推進施設	本庁	2014	—	—	ウエスタ川越内
4	環境プラザ(つばさ館)	名細	2009	—	—	資源化センター内

※国際交流センターの延床・敷地面積は、川越駅東口図書館に含めて記載

※市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設の延床・敷地面積は、文化芸術振興施設(ウエスタ川越大ホール)に含めて記載

※環境プラザ(つばさ館)の延床・敷地面積は、資源化センターに含めて記載

【図表 66 配置図（学習施設）】



(3) 学習施設の課題

(国際交流センター)

今後、より一層、本市の外国籍市民の増加が見込まれます。国籍等にかかわらず、暮らしやすい地域社会づくりを推進するための環境整備が、本市においても求められています。

(市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設)

2014 年度に建築されたウェスタ川越に設置されており、施設も新しく、使用率も比較的高い施設です。建設後 11 年が経過していることから、設備や施設の劣化状況を把握し、適切に保全を進める必要があります。

(環境プラザ（つばさ館）)

資源化センターの敷地内に設置されており、建築後 16 年が経過していることから、計画的な保全が必要です。また、資源化センターの更新の際に、在り方の検討が必要です。

2 学習施設の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

(国際交流センター)

外国籍市民が増加することを考えると、地域社会の構成員である外国籍市民を支える国際交流センターが持つ機能は、さらに重要度が増すこととなります。

そのため、国籍や年齢等を問わない、利用しやすい環境づくりや周知活動に加え、関係機関等との連携による生活支援や学習支援の中核的役割が求められます。

(市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設)

市民活動・生涯学習施設は、地域住民が主体的に学び合い、活動を実践する拠点として、学習室・会議室・フリースペース等、多様な場の整備と柔軟な貸出運用が求められます。

男女共同参画推進施設は、男女共同参画を推進するための拠点として、地域団体の活動を支援し、意識啓発、講座開催、啓発図書の貸出、相談対応など、地域における男女共同参画社会の実現に向けた市民の利用促進につながる施策を展開することが求められます。

(環境プラザ(つばさ館))

設置目的が環境に係わる普及啓発のための施設であることから、資源化センターと一体となって活用が図られる施設です。

展示・体験型の学習プログラム、学校連携事業等を実施できる施設機能が求められます。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

学習施設は、稼働率や利便性の向上のため、必要に応じて利用状況やサービス自体の見直しの検討を行います。

② 保全方針

環境プラザ(つばさ館)については、劣化状況に応じた保全を行うとともに、資源化センターの更新を視野に入れた計画的な保全を行います。

その他の学習施設は、建築年数に応じて予防保全を行います。

(3) 規模・配置について

(環境プラザ（つばさ館）)

資源化センターと連動したサービス提供を行っているため、資源化センターと同一敷地内に配置されています。

3 学習施設の施設整備計画と今後の見通し

今後 10 年間の施設整備計画及び今後 30 年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 67 今後 10 年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数	耐震基準	計画期間	
	(2025 年度末時点)		2026 年度～2030 年度	2031 年度～2035 年度
市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設（ウエスタ川越内）	11 年	新		中規模修繕
環境プラザ（つばさ館）	16 年	新	中規模修繕	

※施設を使用する期間の目安となる耐用年数は、旧耐震基準の施設を 65 年、新耐震基準の施設を 65 年超としています。

【図表 68 今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度～2035 年度	2036 年度～2045 年度	2046 年度～2055 年度
国際交流センター（クラッセ川越内）		大規模改修	
市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設（ウエスタ川越内）	中規模修繕		大規模改修
環境プラザ（つばさ館）	中規模修繕	更新等の検討	

余白ページ

B-4 その他教育施設

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（博物館）

博物館は、「博物館法」及び「川越市立博物館条例」に基づき設置された施設で、市民一人ひとりの人間性豊かな教育と文化づくりをめざし、郷土川越の歴史と文化に対する認識を深め、郷土に誇りを持ち、市民の愛郷心の育成に資することを目的とし、市制施行60周年記念事業の一つとして建設されました。

2024年度の入館者数は、69,958人（図表69）で、4,949,420円の収入（入館料）がありました。2024年度末には、1990年3月の開館以来の入館者数が、延べ385万人に到達しています。

【図表 69 博物館の2015年度以降の入館者数の推移】



(美術館)

美術館は、「博物館法」及び「川越市立美術館条例」に基づき設置された施設で、市民の美術に関する知識及び教養の向上を図るとともに、市民に美術活動の場を提供し、もって芸術及び文化の発展に寄与することを目的とし、市制施行 70 周年記念事業の一つとして建設されました。

2024 年度の利用者数は、74,399 人（図表 70）で、7,311,904 円の収入（観覧料・使用料）がありました。

【図表 70 美術館の 2015 年度以降の利用者数の推移】



※その他…市民ギャラリー・創作室などの利用者

※2021 年度より、特別展の本数を 4 本から 2 本に減らしている

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 71 対象施設一覧（その他教育施設）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	博物館	本庁	1989	3,986	5,606	
2	美術館	本庁	2002	3,146	3,408	

【図表 72 配置図（その他教育施設）】



(3) その他教育施設の課題

① 計画的な施設・設備の保全

その他教育施設は、経年劣化による施設や設備の不具合などが発生し始めています。文化財や美術品等を収蔵し、展示している施設であることから、収蔵品等を保護するための設備は、不具合の予兆が発見された段階で、適切な改修が必要です。

② 効率的で効果的な運営手法の検討

「建築基準法」に基づく点検など、通常施設の維持管理に加え、文化財や美術品等の収蔵に係る維持管理業務を行っています。施設特性にも配慮した施設の維持管理について、効率的・効果的に行うための検討が必要です。

2 その他教育施設の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

博物館は、資料の収集・保管・展示・調査研究という基礎的役割を堅持するとともに、教育普及や地域文化の発信拠点としての機能強化（常設展示のリニューアル検討、収蔵スペースの有効活用と資料管理の徹底等）が求められます。

美術館は住民にとって身近な文化施設として、鑑賞を通じた感性の育成や生涯学習の場となることが求められます。また、入館者の増加のため、魅力的な特別展の開催や常設展の充実を図るとともに、市内外への周知を強化することも必要です。

なお、その他教育施設は、収蔵品等を適切な状態で維持管理するための設備整備も求められます。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

その他教育施設は、他に代替する施設がないことから、利用率を向上させる方法を検討するとともに、単機能ではなく他の機能の導入可能性等も検討し、施設効用の向上に努めます。

また、その他教育施設は、敷地が一体で施設が隣接している立地条件を活かし、施設の維持管理に係る共通した業務については一括で委託契約を行うなど、効率的で効果的な施設の維持管理を行います。

② 保全年方針

その他教育施設は、収蔵品等を適切な状態で維持管理を行うための温度や湿度、防火などの設備が適正に管理されていることが重要です。今後も、点検結果等に留意しつつ、建築年数に応じて予防保全を行います。

(3) 規模・配置について

文部科学省が示した、博物館や美術館の施設及び設備に関する基準¹⁵に照らしても、博物館と美術館は基準を満たしています。

本市にあるその他教育施設は、川越城本丸御殿などの歴史的建造物が近くにあり、「川越市歴史的風致維持向上計画」の重点区域に指定されている区域に設置しています。なお、博物館・美術館ともに文化庁の登録博物館に認定されています。

3 その他教育施設の施設整備計画と今後の見通し

今後10年間の施設整備計画及び今後30年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 73 今後10年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数	耐震基準	計画期間	
	(2025年度末時点)		2026年度～2030年度	2031年度～2035年度
博物館	36年	新	大規模改修	
美術館	23年	新	中規模修繕	

※施設を使用する期間の目安となる耐用年数は、旧耐震基準の施設を65年、新耐震基準の施設を65年超としています。

【図表 74 今後30年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026年度～2035年度	2036年度～2045年度	2046年度～2055年度
博物館	大規模改修		中規模修繕
美術館	中規模修繕		大規模改修

¹⁵ 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準（文部科学省告示 H23.12.20）（施設及び設備）」

第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備」

余白ページ

C 文化・スポーツ・観光施設

【目次】

- C-1 ホール施設
- C-2 スポーツ施設
- C-3 観光関連施設
- C-4 集会施設

余白ページ

C-1 ホール施設

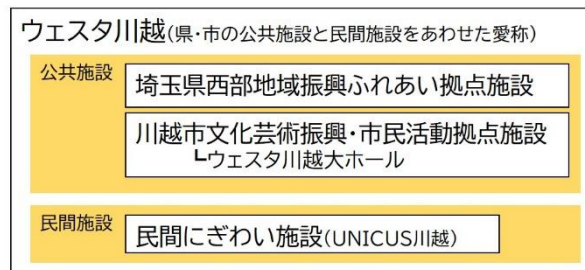
1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

(文化芸術振興・市民活動拠点施設 大ホール)

文化芸術振興・市民活動拠点施設は、「川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設条例」に基づき設置された施設で、文化芸術の振興並びに市民の活動及び交流の促進を図り、もって市民の文化の発展及び福祉の増進に資するために設置した施設です。

大ホールがあるウエスタ川越は、埼玉県が所有する埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設及び本市が所有する川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設の公共施設と、民間にぎわい施設



(UNICUS 川越)をあわせた愛称です。

なお、公共施設のある棟は、指定管理者である NeCST が運営しています。

ウエスタ川越大ホールは、座席数 1,722 席と本市のホール施設で最も大きい施設で、2024 年度のホール部分の利用件数は 331 件、利用者数は 224,704 人であり、使用率は 79.2%となっています。

(やまぶき会館、川越駅東口多目的ホール、西文化会館、南文化会館)

やまぶき会館、川越駅東口多目的ホール、西文化会館及び南文化会館は、「川越市文化施設条例」に基づき市民の文化の向上及び福祉の増進を図るために設置された施設です。

やまぶき会館は、旧市民会館の中ホールとして建築され、座席数 518 席です。2023 年度にピンスポットライト、2024 年度に音響設備の改修を行っています。

川越駅東口多目的ホールは、やまぶき会館分室としてクラッセ川越に設置されており、座席数 192 席です。

※川越駅東口多目的ホールのあるクラッセ川越の概要については、「B-2 図書館」に記載しています。

西文化会館のホールは 352 席、南文化会館のホールは 368 席の座席数があります。西文化会館は 2017 年度に屋根・外壁タイルの一部と舞台照明設備、南文化会館は 2020 年度に舞台照明操作卓、2024 年度にスライディングウォール、空調熱源制御機器、照明器具の改修を行っています。

2024年度の各施設のホールの利用状況は以下のとおりです（図表75）。
 なお、やまぶき会館、西文化会館及び南文化会館は、指定管理者である公益財団法人川越市施設管理公社が運営しています。

【図表 75 ホールの利用状況】

施設名称	使用率(%)	利用件数(件)	利用者数(人)
やまぶき会館	44.9	239	47,984
川越駅東口多目的ホール	76.2	704	13,783
西文化会館	33.7	183	26,626
南文化会館	26.9	149	19,629

（北部地域ふれあいセンター、東部地域ふれあいセンター）

北部地域ふれあいセンターと東部地域ふれあいセンターは、「川越市地域ふれあいセンター条例」に基づき、市民に文化活動及び学習の場を提供することにより市民の相互交流を図り、もって市民の文化の向上及び豊かな地域社会づくりに資するために設置された施設です。

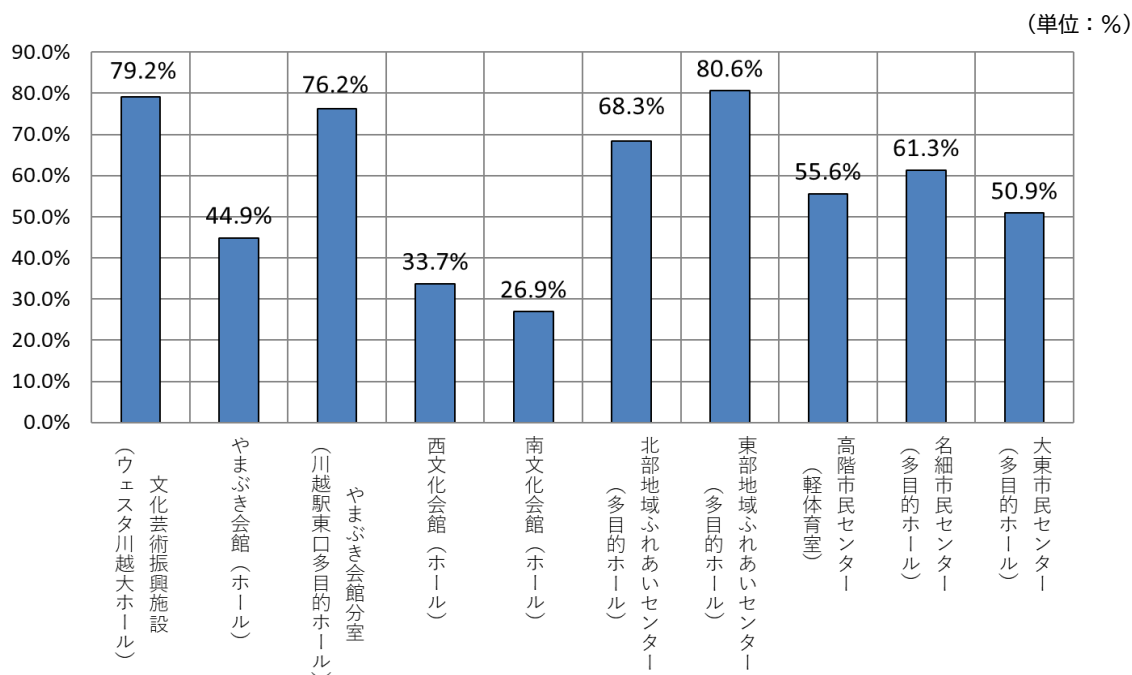
北部地域ふれあいセンターのホールの定員は201名、東部地域ふれあいセンターのホールの定員は200名です。

北部地域ふれあいセンターの2024年度のホール部分の利用件数は536件、利用者数は16,186人、使用率は68.3%となっています。2018年度に東面外壁の改修、2022年度に多目的ホール、会議室、調理実習室の空調設備の改修を行っています。

東部地域ふれあいセンターの2024年度のホール部分の利用件数は745件、利用者数は15,696人、使用率は80.6%となっています。2023年度に多目的ホールの照明設備、2024年度に屋根軒先の改修を行っています。

なお、北部地域ふれあいセンターは、特定非営利活動法人川越市北部地域ふれあいセンター運営協議会が、東部地域ふれあいセンターは、特定非営利活動法人川越市東部地域ふれあいセンター運営協議会が指定管理者として運営をしています。

【図表 76 ホールの使用率（2024年度）】



(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 77 対象施設一覧（ホール施設）】

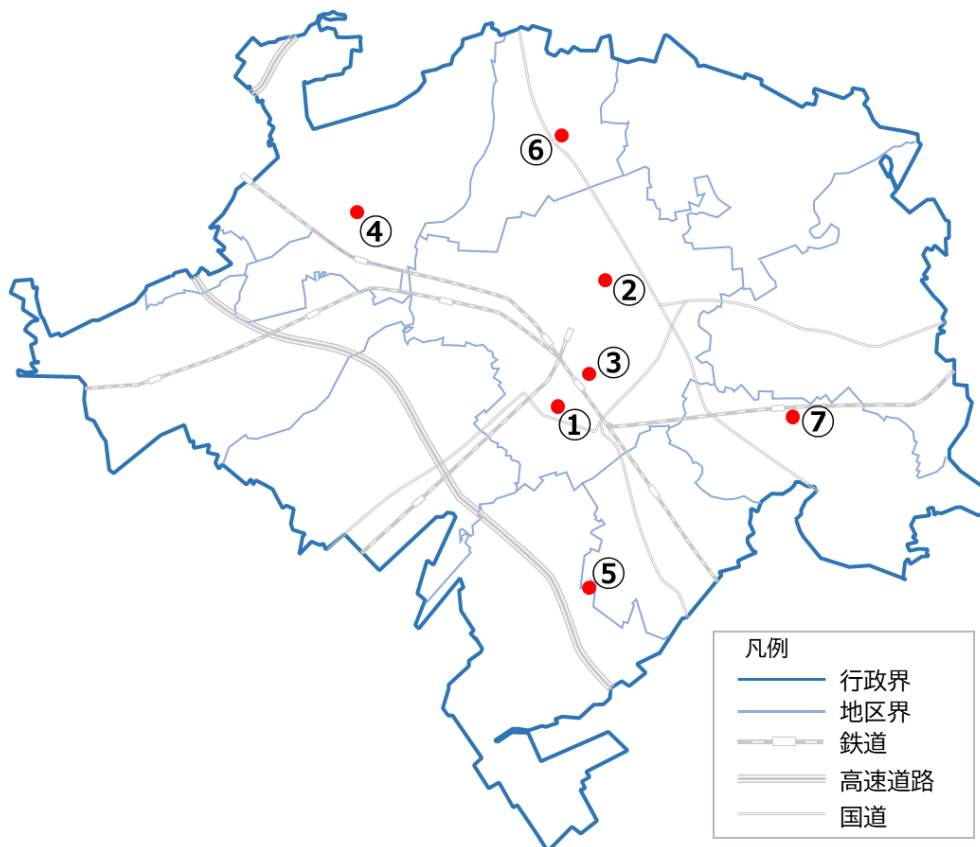
No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	文化芸術振興施設 (ウエスタ川越大ホール)	本庁	2014	40,211	15,637	ウエスタ川越内 内 2,222 ㎡借地
2	やまぶき会館	本庁	1991	4,909	6,193	内 2,809 ㎡借地
3	やまぶき会館分室 (川越駅東口多目的 ホール)	本庁	2001	—	—	クラッセ川越内
4	西文化会館(メルト)	名細	1988	3,191	8,849	内 2,532 ㎡借地
5	南文化会館 (ジョイフル)	福原	1993	4,298	14,670	
6	北部地域ふれあい センター	山田	2002	1,259	4,626	全借地
7	東部地域ふれあい センター	南古谷	2007	977	3,765	内 1,227 ㎡借地

※文化芸術振興施設（ウェスタ川越大ホール）の延床・敷地面積は、他の複合施設を含めた面積を記載。敷地面積は、民間にぎわい施設部分（7,658 m²）を除く。

※やまぶき会館の敷地面積は、旧市民会館を含めた面積を記載




※やまぶき会館分室（川越駅東口多目的ホール）の延床・敷地面積は、川越駅東口図書館を含めて記載

【図表 78 配置図（ホール施設）】



なお、ホールの形状や主に使用する用途により、劇場型や多目的型、体育館型などがありますが、対象施設は劇場型及び多目的型を対象とします（図表 79）。

【図表 79 ホール施設（類似を含む）の区分について】

	劇場型	多目的型	体育館型
施設名	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術振興施設（ウエスタ川越大ホール） やまぶき会館 西文化会館 南文化会館 中央図書館視聴覚ホール 博物館視聴覚ホール 	<ul style="list-style-type: none"> 北部地域ふれあいセンター 東部地域ふれあいセンター 川越駅東口多目的ホール 高階市民センター 名細市民センター 大東市民センター など 	<ul style="list-style-type: none"> 農業ふれあいセンター 多目的ホール なぐわし公園PiKOA 多目的ホール 川越運動公園総合体育館 小中学校体育館 など
イメージ			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ホール専用の室 ✓ 主にコンサートや講演会、観劇鑑賞などの会場として利用 ✓ 成果発表の場としても利用 ✓ 座席は固定されている ✓ 音響設備や照明設備等も設置 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生涯学習・社会教育の活動・成果発表の場や軽体育室として併用 ✓ フロアは平面（平土間） ✓ 座席は常設されていない ✓ 座席が電動で移動する施設あり 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主に運動を行う室 ✓ 式典等の会場としても利用 ✓ 座席は常設されていない ✓ 川越運動公園体育館は、座席が電動で移動

(3) ホール施設の課題

① 施設の適切な維持管理と施設効用の向上

ホール施設は、躯体に係る保全に加え、ホールが持つサービスを提供するため、ホールに付属する多くの機器設備も、合わせて維持管理を行う必要があります。

利用者が使用料を負担していることを踏まえ、サービスを安定的に提供できるよう維持管理を行っていく必要があります。

また、ホール施設の中には、ホールや貸室の使用率が低い施設もあることから、施設効用の向上に向けた取組を行う必要があります。

② ホールの規模の適正化と類似している機能の整理

本市のホールに係る文化施設の設置経緯を踏まえ、より市民が利用しやすいホールへ、更新時には規模を適正化する必要があります（図表 80）。

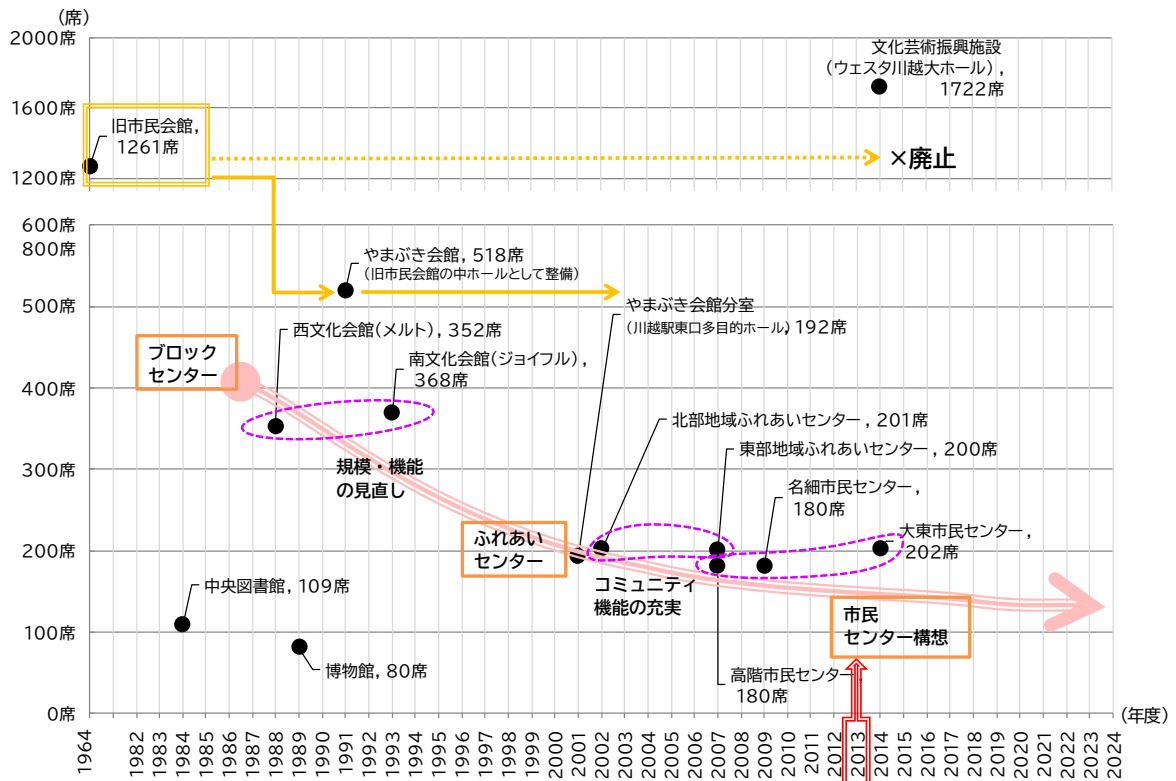
また、ホール施設の中には、他の公共施設と類似した座席規模であったり、貸室が設置されたりしていることから、地域における公共施設の配置状況を踏まえ、機能の整理を行う必要があります。

③ 文化芸術振興施設（ウエスタ川越）の維持管理

ウエスタ川越は、埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設と川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設という県と市の複合施設です。

本市の公共施設の中では最も延床面積が大きく(県有・共用部分を含む)、多種多様な施設が集まっていることから、維持管理のための業務委託や改修に係る費用が大きくなることが想定されます。

【図表 80 設置経緯からみたホール施設の建築年度と座席数】



2 ホール施設の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

ホール施設は、市民の文化の向上・発展及び福祉の増進を図るために設置された施設です。「行政や指定管理者等が提供する文化活動」も行いつつ、「市民の自主的な文化活動」を支援するため、地域住民が使用しやすい施設であることが求められます。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

ホール施設の更新時には、本市のこれまでのホールに係る設置の経緯を踏まえ、地域住民が使用しやすい施設になるよう施設規模の見直しを行います。

ホール施設にある「会議室」、「和室」、「調理実習室」、「工作室」、「音楽室」などの貸室は、地域にある公民館等の貸室と用途が重複しています。特に、和室、調理実習室及び工作室は、ホール施設と公民館等ともに使用率が低い状況です。

ホール施設の「規模の見直し」や「貸室の重複解消」のため、他の公共施設（市民センターや学校施設など）の更新の際には、ホール施設の複合化について検討を進めます（図表 81）。

ホールの使用率は、やまぶき会館で 44.9%、西文化会館で 33.7%、南文化会館で 26.9%となっていることから、使用率の向上のための取組を検討します。

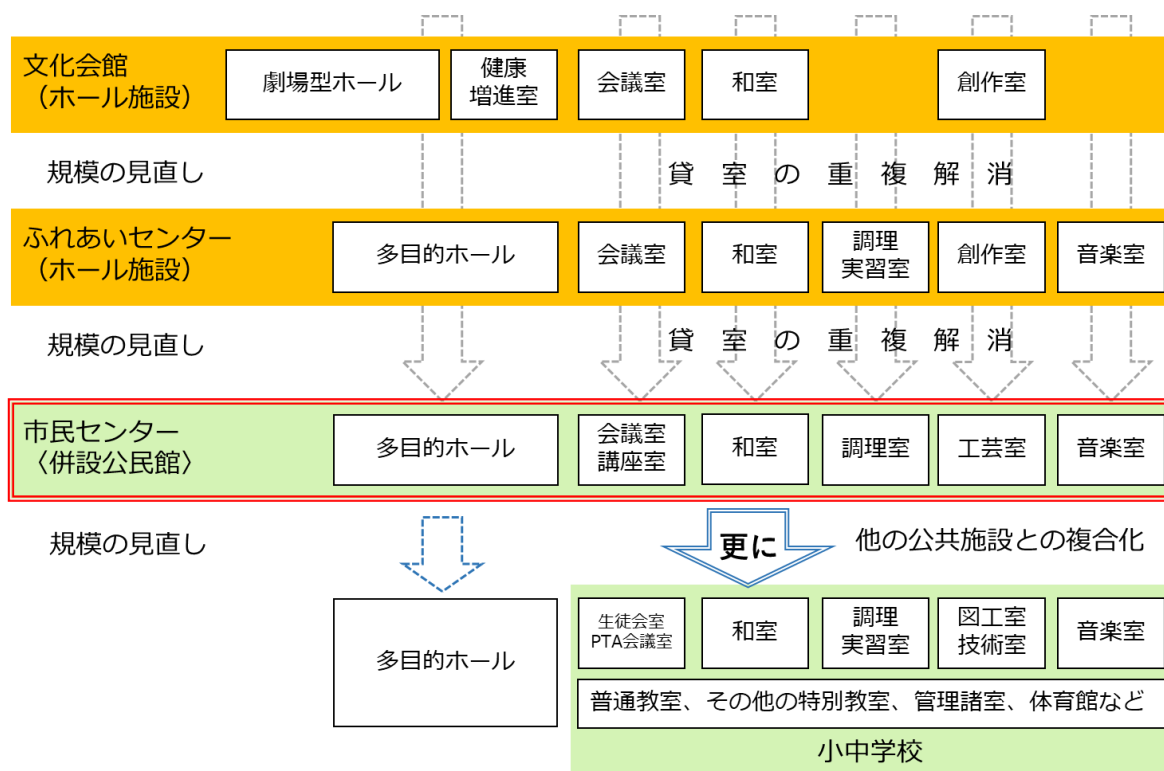
② 保全方針

ホール施設は、全て新耐震基準建築物であることから、計画的に保全を行い、長寿命化を図ります。

ホールには、音響設備、照明設備、舞台設備など、多くの機器設備が設置されています。ホールを利用する際、これらの設備の利用が前提となることから、必要に応じ改修を行います。

文化芸術振興施設（ウェスタ川越）は、埼玉県との複合施設であることから、予算や休館時期等について、埼玉県や指定管理者と協議・調整を行い、計画的に保全を行うとともに、財政負担の平準化に努めます。

【図表 81 重複した貸室の解消やホール機能の配置のイメージ】



(3) 規模・配置について

ホールは、本市における文化施設の設置の経緯を踏まえ、更新時には規模の見直しを行います。

また、ホールやホール以外の貸室についても、他の公共施設の配置状況を踏まえ、ホール施設や他の公共施設の更新の際、重複した貸室の解消やホール機能の配置の検討を行います。

3 ホール施設の施設整備計画と今後の見通し

今後 10 年間の施設整備計画及び今後 30 年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 82 今後 10 年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数 (2025 年度 末時点)	耐震 基準	計画期間	
			2026 年度 ～2030 年度	2031 年度 ～2035 年度
文化芸術振興施設 (ウエスタ川越大ホール)	11 年	新		中規模修繕
やまぶき会館	34 年	新		大規模改修
西文化会館(メルト)	37 年	新	大規模改修	
南文化会館 (ジョイフル)	32 年	新		大規模改修
北部地域ふれあい センター	23 年	新	中規模修繕	
東部地域ふれあい センター	18 年	新	中規模修繕	

※施設を使用する期間の目安となる耐用年数は、旧耐震基準の施設を 65 年、新耐震基準の施設を 65 年超としています。

【図表 83 今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度 ～2035 年度	2036 年度 ～2045 年度	2046 年度 ～2055 年度
文化芸術振興施設 (ウエスタ川越大ホール)	中規模修繕		大規模改修
やまぶき会館	大規模改修		中規模修繕
やまぶき会館分室 (川越駅東口多目的 ホール)		大規模改修	
西文化会館(メルト)	大規模改修		中規模修繕
南文化会館 (ジョイフル)	大規模改修		中規模修繕
北部地域ふれあい センター	中規模修繕	大規模改修	
東部地域ふれあい センター	中規模修繕		大規模改修

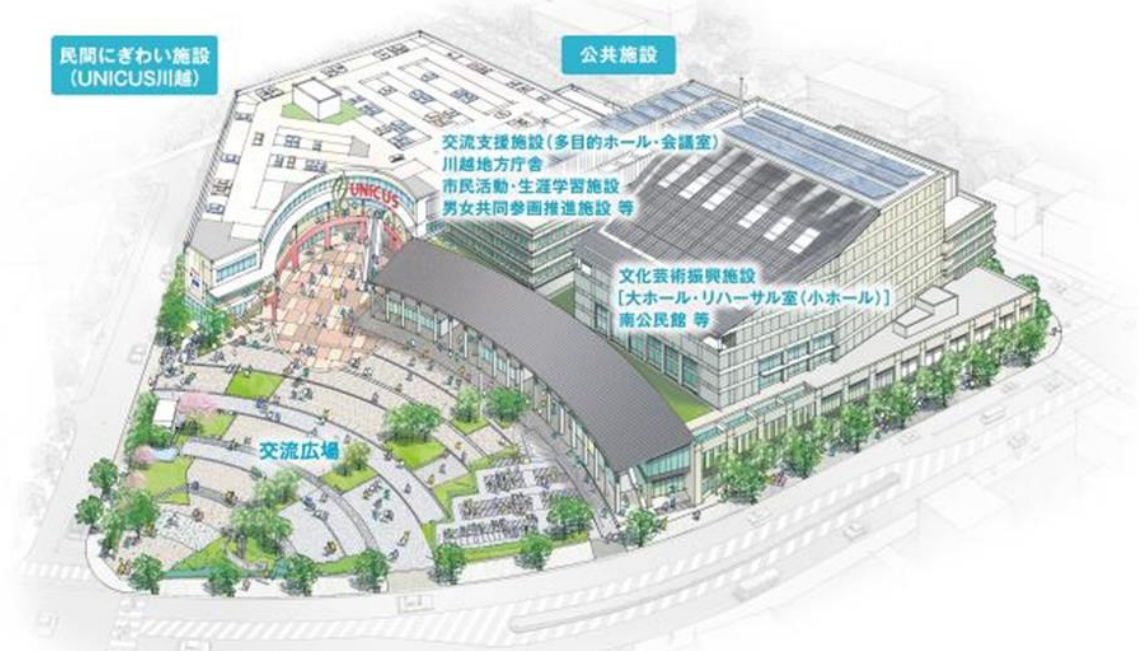
複合施設② ウェスタ川越

ウェスタ川越は、埼玉県と川越市が共同し、地域産業の振興に加え、文化芸術の振興や地域住民の活動・交流を促進するための県及び市の公共施設と、民間事業者による、民間にぎわい施設を一体的に整備した施設です。

ウェスタ川越にある本市の施設は、大ホール、市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設、公民館、子育て支援室などがあります。

(1) 施設諸元など

- ・愛称 ウェスタ川越
(埼玉県西部と川越駅西口の「西:West」と「スタート:Start」を組み合わせた造語)
県有施設の名称：埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設
市有施設の名称：川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設
民間施設の名称：UNICUS 川越
- ・住所 川越市新宿町1-17-17
(公共施設部分)
- ・建築年度 2014年度
- ・構造階数 鉄筋コンクリート造/地上6階地下2階
- ・敷地面積 15,637㎡
- ・延床面積 40,211㎡
- ・指定管理者 NeCST (2025年4月1日～2030年3月31日)



※指定管理者は2025年4月1日時点

(2) ウェスタ川越にある施設 (2025年4月時点)

各階の施設構成

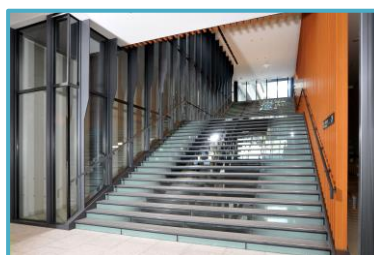
5F	川越農林振興センター 商工団体	創業支援ルーム		
4F	パスポートセンター川越支所 西部教育事務所 川越建築安全センター 西部環境管理事務所	川越比企地域 振興センター	ホワイエ	大ホール
3F	川越県税事務所 埼玉しごとサポート 男女共同参画推進施設 市民相談室		ホワイエ	
2F	市民活動・生涯学習施設 川越市子育て支援室		ホワイエ リハーサル室 (小ホール) 楽屋	
1F	多目的ホール 会議室 県政情報コーナー 川越市産業観光コーナー	川越市南公民館	楽屋 外部スタッフ室	
屋外	交流広場・駐輪場			
B1F B2F	駐車場			



外観



多目的ホール



大ホールへと続く大階段



大ホール

C-2 スポーツ施設

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（川越武道館）

川越武道館は、「川越武道館条例」に基づき設置された施設で、市民の健康と体力の増進に寄与することを目的として、剣道場、柔道場、弓道場を有しています。

2024年度の利用者数は、39,491人で、日使用率は100%です。

川越武道館は、旧耐震基準建築物です。2019年度から2020年度にかけて、耐震補強工事及び内部改修工事を実施しています。

（芳野台体育館）

芳野台体育館は、「川越市社会体育館条例」に基づき設置された施設で、市内で唯一の社会体育館です。市民のスポーツの振興を図り、もって市民の健康的な生活に資することを目的としています。隣接する中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）と、渡り廊下でつながっており、開設当初から一体的に管理されています。

2024年度の利用者数は、15,016人で、使用率は66.3%となっています。

芳野台体育館は、新耐震基準建築物です。1999年度に屋上防水、2000年度に床面塗装工事を実施しています。

なお、当施設は、指定管理者である公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターが運営しています。

（初雁公園野球場）

初雁公園野球場は、「都市公園法」に基づく都市公園に設置されています。有料の公園施設として、「川越市都市公園条例」に基づき設置された野球場であり、川越市民体育祭など、多くの大会に利用されています。

2024年度の利用者数は、11,387人であり、概ね1万人を超えて推移しています。

なお、初雁公園野球場は、旧耐震基準建築物です。

（川越運動公園（陸上競技場、総合体育館、テニスコート管理棟））

川越運動公園は、「都市公園法」に基づく都市公園です。有料の公園施設として、「川越市都市公園条例」に基づき設置された陸上競技場、総合体育館、テニスコートがあり、全て新耐震基準建築物です。

2024年度の陸上競技場の利用者数は、61,892人で、日使用率は99.7%です。総合体育館の利用者数は、131,777人で、日使用率は100%です。テニスコートの利用者数は62,763人で、日使用率は99.7%です。

なお、川越運動公園は、指定管理者である公益財団法人川越市施設管理公社が運営しています。

(なぐわし公園温水利用型健康運動施設 (PiKOA))

なぐわし公園は、「都市公園法」に基づく都市公園で、公園内には、有料の公園施設として、「川越市都市公園条例」で位置付けられた温水利用型健康運動施設 (PiKOA) があり、温水プール、温浴施設、多目的ホール、トレーニング室などの施設を有しています。

2024年度の利用者数は291,378人で、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数は回復傾向にあります。多目的ホールはバスケットボールやバレーボール、卓球などの各種スポーツなどで利用され、2024年度の使用率は55.4%です。

なぐわし公園温水利用型健康運動施設 (PiKOA) は、新耐震基準建築物です。当施設は、資源化センターの余熱利用施設として、PFI事業 (BTO方式¹⁶⁾) で整備され、指定管理者であるなぐわし公園 PFI 株式会社が運営しています。

¹⁶ BTO方式: Build Transfer Operate の略。PFIの一手法で、民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 84 対象施設一覧（スポーツ施設）】

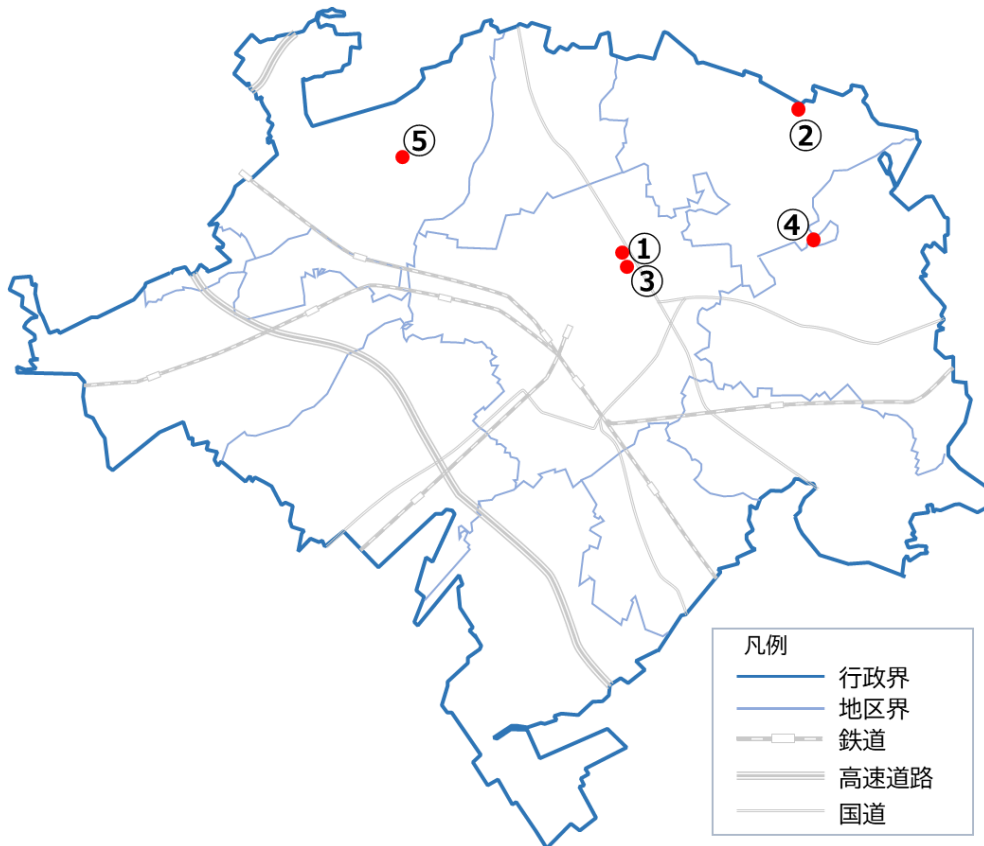
No.	施設名	地区	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	備考
1	川越武道館	本庁	1974	2,238	1,861	
2	芳野台体育館	芳野	1985	768	2,240	
3	初雁公園野球場	本庁	1952	382	—	
4	川越運動公園	芳野			135,000	
4a	陸上競技場		1989	5,962		
4b	総合体育館		1994	10,241		
4c	テニスコート管理棟		1999	136		
5	なぐわし公園温水利用型健康運動施設 (PiKOA)	名細	2012	7,076	53,698	

※初雁公園野球場の延床面積は、公園内の野球場関連施設の面積を記載

※川越運動公園陸上競技場の建築年度は、メインスタンドの建築年度を記載

※初雁公園野球場の敷地面積は、公園管理事務所に含めて記載。川越運動公園、なぐわし公園温水利用型健康運動施設 (PiKOA) の敷地面積は、公園供用面積を記載

【図表 85 配置図（スポーツ施設）】



(3) スポーツ施設の課題

① 計画的な施設の保全

スポーツ施設は、こどもから高齢者まで幅広く使用する施設です。また、体育館の床のはく離など、安全が確保されずに使用を続けると、利用者が負傷する事故が起こる可能性があります。事故を未然に防ぐためも、法定点検の実施や計画的な改修を実施し、適切な保全が必要です。

② 施設更新に向けた検討

初雁公園野球場は、既に建築後 70 年以上経過しており、老朽化が著しい状況です。また、施設更新の検討を行う必要がありますが、現在の場所は、史跡川越城跡にあるため、遺構保存に支障がある現地での建替えは困難な状況です。

③ 多様なニーズに対する対応

スポーツは多種多様であり、個々のスポーツに対応するための専用の施設を整備することは困難です。スポーツに係る多様なニーズを踏まえつつ、適切な施設の規模や仕様の検討が必要です。

2 スポーツ施設の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

スポーツ施設は、市民の体力の維持・向上を図り健康の保持増進に資する施設です。また、地域社会における世代間交流やコミュニティの形成など、社会全体の活力の維持・向上が図られる場でもあります。こどもから高齢者まで幅広い世代に利用されており、どの施設も使用率が高い状況です。そのため、今後も施設を適切に維持管理し、市民の健康の保持増進やコミュニティの活性化に資することが求められます。

2023年度市民意識調査では、望まれるスポーツ施設として、多目的グラウンドやプール、体育館など、複数の種目ができる施設を望む方が多い結果となっています（図表 86）。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

(共通)

少子高齢化の進展による人口減少や年齢別人口構成の変化、それらに伴うスポーツに対するニーズの変化を踏まえ、スポーツ施設の再編を検討します。また、大規模なスポーツ施設の改修や整備にあたっては、広域的な視点に立った施設の在り方を検討するとともに、整備にあたっての民間活力の活用を含め、地域の活性化に資するものとなるよう検討を行います。

(芳野台体育館)

芳野台体育館は、同一敷地内にある川越市中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）と一体となって運営されています。川越市中高年齢労働者福祉センターの今後の在り方の検討と共に、芳野台体育館の在り方についても検討を行います。

(初雁公園野球場)

初雁公園野球場は、スポーツニーズの把握等を行いつつ、整備の規模や時期、手法について検討を行います。

② 保全方針

(共通)

本市にあるスポーツ施設は、どの施設も使用率が高い状況です。今後も、適切に改修工事や修繕を実施していくことで、安全・安心にスポーツに取り組める環境を維持します。

(川越武道館)

川越武道館は、耐震補強工事及び内部改修工事を実施しました。今後、20年程度の使用を見込んでいます。適正な維持管理を行いつつ、目標使用年数を踏まえた保全を行っていきます。

(川越運動公園（陸上競技場、総合体育館、テニスコート管理棟）)

川越運動公園（陸上競技場、総合体育館、テニスコート管理棟）は、今後も安全に利用をするための維持管理を行います。

(なぐわし公園温水利用型健康運動施設（PiKOA）)

なぐわし公園温水利用型健康運動施設（PiKOA）は、引き続き民間活力の活用を進め、計画的に保全を行い、長寿命化を図ります。

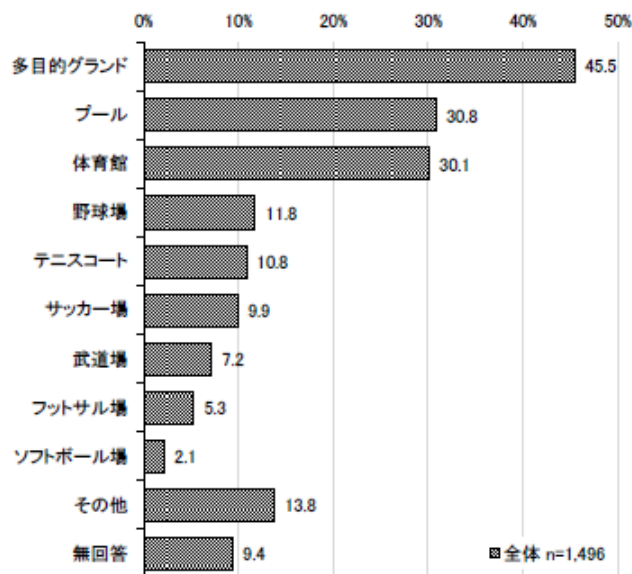
【図表 86 2023 年度市民意識調査（望まれるスポーツ施設）】

(8) 望まれるスポーツ施設

◇「多目的グラウンド」が45.5%

問 19 あなたは、今後、川越市内にどのようなスポーツ施設があると良いと思いますか。
(いくつでも)

望まれるスポーツ施設については、「多目的グラウンド」が45.5%で最も高く、次いで「プール」が30.8%、「体育館」が30.1%、「野球場」が11.8%となっている。



(3) 規模・配置について

スポーツ施設を建設する際、基本構想を策定し、その時代で求められている施設規模を検討し、整備しています。

スポーツ施設は、その施設の大きさや駐車場の確保など、一定規模の敷地が必要となります。今後、更新の検討を行う際には、この点にも留意しつつ、配置を検討します。

3 スポーツ施設の施設整備計画と今後の見通し

今後 10 年間の施設整備計画及び今後 30 年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 87 今後 10 年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数 (2025 年度 末時点)	耐震 基準	計画期間	
			2026 年度 ～2030 年度	2031 年度 ～2035 年度
芳野台体育館	40 年	新	大規模改修	
初雁公園野球場	73 年	旧	更新等の検討	
川越運動公園 (陸上競技場)	36 年	新	大規模改修	
川越運動公園 (総合体育館)	31 年	新		大規模改修
川越運動公園 (テニスコート管理棟)	26 年	新		
なぐわし公園温水 利用型健康運動施設 (PiKOA)	13 年	新		中規模修繕

※施設を使用する期間の目安となる耐用年数は、旧耐震基準の施設を 65 年、新耐震基準の施設を 65 年超としています。

※芳野台体育館、初雁公園野球場については、継続検討としています。

※川越運動公園（テニスコート管理棟）は、事後保全とします。

【図表 88 今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度 ～2035 年度	2036 年度 ～2045 年度	2046 年度 ～2055 年度
川越武道館		更新等の検討	
芳野台体育館	大規模改修		中規模修繕
初雁公園野球場	更新等の検討		
川越運動公園 (陸上競技場)	大規模改修		中規模修繕
川越運動公園 (総合体育館)	大規模改修		中規模修繕
川越運動公園 (テニスコート管理棟)			
なぐわし公園温水利用 型健康運動施設 (PiKOA)	中規模修繕		大規模改修

※川越運動公園（テニスコート管理棟）は、事後保全とします。

余白ページ

C-3 観光関連施設

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（産業観光館（小江戸蔵里））

産業観光館（小江戸蔵里）は、「川越市産業観光館条例」に基づき設置された施設です。市民の地域産業に関する理解を深めるとともに、市民と観光旅行者の交流を促進することにより地域の活性化を図ることを目的とし、地域の特産品の販売、地場野菜等を使用した創作料理の提供、県内産の日本酒の試飲等を行っています。

2024年度の利用者数は、292,418人で、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数は回復傾向にあります。

産業観光館（小江戸蔵里）は、明治・大正・昭和時代に建築された酒蔵等を2010年度に改修した、国の登録有形文化財の建物を活用している施設です。2017年度には一部リニューアルを行い、内装、給排水設備、電気設備等を改修しています。

なお、当施設は、指定管理者である株式会社まちづくり川越が運営しています。

（川越まつり会館）

川越まつり会館は、「川越まつり会館条例」に基づき設置された施設です。市民の川越まつりに関する知識及び教養の向上を図るとともに、観光の振興に寄与することを目的とし、川越まつりの山車や資料等の展示を行っています。

2024年度の入館者数は、73,795人で、13,721,680円の収入（観覧料）がありました。

川越まつり会館は、新耐震基準建築物です。2023年度に展示設備、2024年度に空調設備を改修しています。

（観光案内所）

観光案内所は、観光事業の振興を図ることを目的に、観光情報発信の拠点として川越駅、本川越駅、仲町の3か所に設置している施設です。

2024年度の3か所の利用者数の合計は452,772人で、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数は回復傾向にあります。

川越駅観光案内所及び本川越駅観光案内所は、賃貸物件に設置しています。仲町観光案内所は、1892年度に建築された旧笠間家住宅を2010年度に観光案内所として改修しています。

(元町休憩所)

元町休憩所は、一番街周辺における滞在時間の延長、回遊性の向上を図るため、観光客等の食事や休憩に対応できる施設として川越まつり会館の隣接地に設置しています。

元町休憩所は、新耐震基準建築物です。

(グリーンツーリズム拠点施設)

グリーンツーリズム拠点施設は、「川越市グリーンツーリズム拠点施設条例」に基づき設置された施設です。農のある生活を楽しむ場の提供による市民の健康的でゆとりのある生活の実現及び農業関係者に対する研修等の場の提供によるその資質の向上に資するとともに、グリーンツーリズムの推進による地域の活性化を図ることを目的としており、メイン施設の農業ふれあいセンターのほか、体験農園、緑地広場、大屋根広場などがあります。多目的ホール等の貸し出しのほか、田植えなどの農業体験事業や農業者を対象とした講演会などの実施、バーベキュー場やカフェの運営をしています。また、2026年度からはキャンプスペースの運営を開始します。隣接している伊佐沼農産物直売所及び伊佐沼庵では、地場産農産物や加工品の販売が行われています。

2024年度の貸館利用者数は37,265人です。会議室等は農業者団体による会議など、多目的ホールは卓球などのスポーツで利用され、貸室の平均使用率は58.9%となっています。

農業ふれあいセンターは、新耐震基準建築物です。伊佐沼庵及び伊佐沼農産物直売所は、展示用家屋（旧戸田家住宅）であった古民家と農業用倉庫を2005年度に改修し、食堂及び農産物直売所として整備した施設で、行政財産の使用を許可し農業者団体である有限会社めぐり小江戸が管理運営を行っています。

また、グリーンツーリズム拠点施設は、「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のプロジェクト「蔵 in ガルテン川越」事業において、農業ふれあいセンター、伊佐沼庵及び伊佐沼農産物直売所の改修、体験農園の拡張、バーベキュー場及びキャンプスペースの新設などの整備をしています。

(参考)「蔵 in ガルテン川越」について

2015年度に策定された「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のプロジェクトとして位置づけられた「蔵 in ガルテン川越(グリーンツーリズム拠点の整備)」は、「農のあるまち川越」の体験を通じて、市民の市に対する愛着の高まり、交流人口の増加による地域経済の活性化を目指すものです。農業ふれあいセンターを中心に、伊佐沼や田園など周辺の自然的景観や農業とのふれあいをコンセプトとしたグリーンツーリズムを推進しています。

なお、農業ふれあいセンターは2022年11月に川越市グリーンツーリズム拠点施設としてリニューアルオープンし、2026年度オープンを目標にキャンプスペースの整備をしています。

施設の全体図



(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 89 対象施設一覧（観光関連施設）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	産業観光館 (小江戸蔵里)	本庁	不明 (2010)	1,251	3,064	
2	川越まつり会館	本庁	2002	1,836	2,819	
3	仲町観光案内所	本庁	1892 (2010)	145	268	
4	元町休憩所	本庁	2014	188	469	
5	グリーンツーリズム 拠点施設	芳野			20,891	内 2,677 ㎡ 借地
5a	農業ふれあいセンター		1989	1,938		
5b	伊佐沼庵		不明 (1992)	147		
5c	伊佐沼農産物直売所		1989	290		

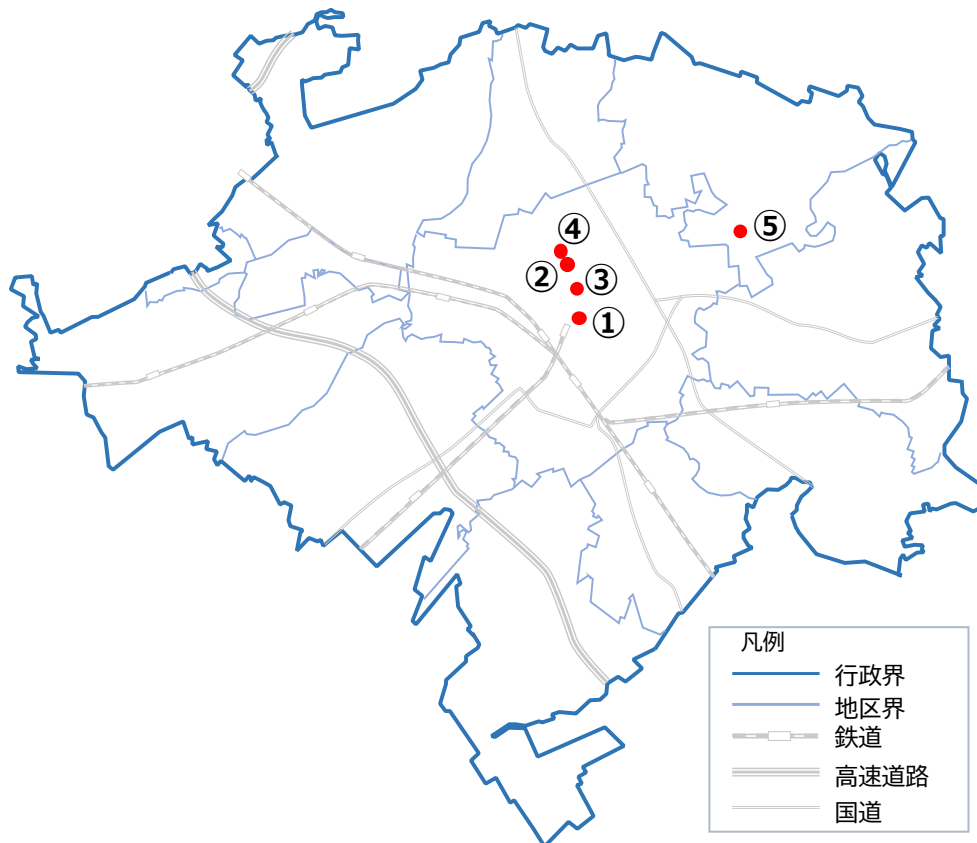
※産業観光館（小江戸蔵里）、仲町観光案内所及び伊佐沼庵は、明治時代等に建築された建物を改修した施設であり、建築年度にある括弧の中は、改修年度を記載

【図表 90 その他施設一覧（観光関連施設）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
-	川越駅観光案内所	本庁	-	38	-	賃借
-	本川越駅観光案内所	本庁	-	33	-	賃借

※川越駅観光案内所及び本川越駅観光案内所は、賃借している建物に設置しているため、個別施設計画の対象外とする。

【図表 91 配置図（観光関連施設）】



(3) 観光関連施設の課題

(産業観光館（小江戸蔵里）)

・ 効果的な施設の活用

産業観光館（小江戸蔵里）は、明治・大正・昭和時代に建築された酒蔵等を2010年度に改修した施設であり、現時点で施設に関する課題はありません。賑わいの創出により地域の活性化に資する施設として、より効果的に施設を活用していくため、施設の魅力を向上させ、利用者数の増加に向けた取組が必要です。

(川越まつり会館)

① 計画的な施設・設備の保全

川越まつり会館は建築後23年が経過しています。山車展示のための湿度管理に係る設備や映像設備等、特有の設備についても維持管理が必要です。

② 効率的で効果的な運営手法の検討

2023年3月に策定された「第二次民間委託等推進計画」において、指定管理者制度の導入について検討することとされており、民間活力を活用し、サービスの向上や効率的な運営手法の検討が必要です。

(仲町観光案内所、元町休憩所)

仲町観光案内所は1892年度建築の住宅を2010年度に改修した施設、元町休憩所は2014年度に建築した新しい施設であり、現時点で施設に関する課題はありません。

(グリーンツーリズム拠点施設)

・ 効率的な運営手法の検討

グリーンツーリズム拠点施設は、2026年度より指定管理者制度の導入を予定しています。今度、効率的かつ効果的な施設運営に向け、指定管理者による運営の進捗管理を適宜実施していく必要があります。

2 観光関連施設の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

観光関連施設は、市の地域産業、伝統行事の理解を深めることや、観光の振興を図ることなどを目的とした施設です。

本市の観光振興に資する施設であるため、今後も施設を適切に維持管理することが求められます。また、「第三次川越市観光振興計画」では、デジタル技術を活用した情報発信と観光案内サービスの推進や、外国人観光客の受入環境の整備などが重点施策とされており、観光関連施設においては無料Wi-Fiやデジタルサイネージなどの導入により多様な観光客のニーズに対応できる環境整備が求められます。

グリーンツーリズム拠点施設は、2019年度から2025年度にかけて「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のプロジェクト「蔵 in ガルテン川越」事業による施設整備をしていることから、今後は、施設を適切に維持管理することが求められます。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

(産業観光館(小江戸蔵里))

地域産業の魅力の発信のために活用できる地域コンテンツや、多様化する観光客等のニーズに対応するための必要な機能を検討するとともに、引き続き民間活力を活用し、より魅力的な施設とすることにより、施設効用の向上を図ります。

(川越まつり会館)

第二次民間委託等推進計画に基づき、指定管理者制度の導入を検討し、効率的な施設運営を図ります。

(仲町観光案内所)

多様化する観光旅行者のニーズや、他の観光施設の機能を鑑み、観光案内の機能だけでなく、観光情報を発信・収集する場としても活用します。また、民間事業者の知見を活用することで効果的かつ質の高い運営を図ります。

(グリーンツーリズム拠点施設)

グリーンツーリズム拠点施設は、第二次民間委託等推進計画に基づき、2026年度から指定管理者制度を導入し、効率的な施設運営を図ります。

② 保全方針

(共通)

明治時代等の建物を改修した産業観光館（小江戸蔵里）と仲町観光案内所や、新耐震基準建築物の川越まつり会館と元町休憩所は、計画的に保全を行い、長寿命化を図ります。

(川越まつり会館)

川越まつり会館は、2023年度に展示設備等の改修を行い、デジタル技術や音声ガイドを導入することで外国人観光客に対応した施設としてリニューアルオープンしました。今後も山車展示のための湿度管理に係る設備や映像設備等、特有の設備も含めて計画的に保全を行います。

(グリーンツーリズム拠点施設)

グリーンツーリズム拠点施設は、「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のプロジェクト「蔵 in ガルテン川越」事業において農業ふれあいセンターを中心として周辺施設を一体的に整備したことから、今後は施設を長期にわたって使用するため、計画的な保全を行います。

(3) 規模・配置について

産業観光館（小江戸蔵里）は、市民の利用及び市民と観光旅行者の交流の促進のため、多くの観光旅行者が訪れる蔵造りの町並み周辺とその最寄りの鉄道駅周辺を結ぶ結節地域に設置されています。

川越まつり会館、仲町観光案内所及び元町休憩所は、観光の振興に資する施設として、多くの観光旅行者が訪れる蔵造りの町並み周辺に設置されています。

グリーンツーリズム拠点施設は、伊佐沼や田園など周辺の自然的景観や農業とのふれあいをコンセプトとしているため、伊佐沼に隣接して設置されています。

3 観光関連施設の施設整備計画と今後の見通し

今後10年間の施設整備計画及び今後30年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 92 今後10年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数 (2025年度 末時点)	耐震 基準	計画期間	
			2026年度 ～2030年度	2031年度 ～2035年度
産業観光館（小江戸蔵里）	15年	旧	中規模修繕	
川越まつり会館	23年	新	中規模修繕	
仲町観光案内所	15年	旧	中規模修繕	
元町休憩所	11年	新		中規模修繕

※施設を使用する期間の目安となる耐用年数は、旧耐震基準の施設を65年、新耐震基準の施設を65年超としています。

※産業観光館（小江戸蔵里）、仲町観光案内所については、大規模改修からの経過年数を記載しています。

※川越まつり会館については、前期個別施設計画から継続して取り組んでいます。

【図表 93 今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度 ～2035 年度	2036 年度 ～2045 年度	2046 年度 ～2055 年度
産業観光館 (小江戸蔵里)	中規模修繕		大規模改修
川越まつり会館	中規模修繕	大規模改修	
仲町観光案内所	中規模修繕		大規模改修
元町休憩所	中規模修繕		大規模改修
グリーンツーリズム 拠点施設		中規模修繕	

余白ページ

C-4 集会施設

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越））

中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は、「川越市中高年齢労働者福祉センター条例」に基づき設置された施設です。中高年齢労働者の福祉の増進を図ることを目的とし、トレーニング室や会議室等の貸し出しのほか、ヨガやストレッチなどの運動系の教室や、着付けや外国語などの文化系の教室などを実施しています。また、隣接する芳野台体育館とは渡り廊下でつながり、開設当初から一体的に管理されています。

2024年度の利用者数は20,726人で、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数は回復傾向にあります。トレーニング室の利用者が5,438人と最も多く、他の会議室や和室の平均使用率は22.3%となっています。

中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は、新耐震基準建築物です。1998年度に屋上防水、外壁等の改修、2004年度から2007年度にかけて空調設備の改修を行っています。

なお、当施設は、指定管理者である公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターが運営しています。

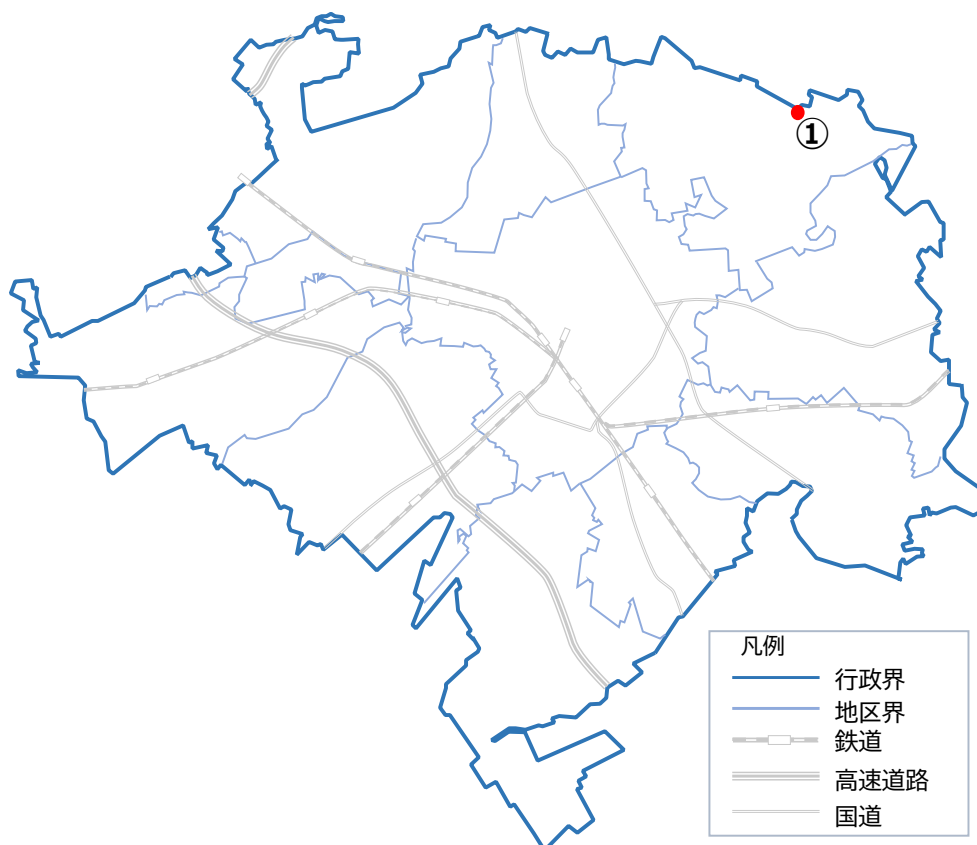
(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 94 対象施設一覧（集会施設）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）	芳野	1985	1,350	2,608	内552㎡借地

【図表 95 配置図（集会施設）】



(3) 集会施設の課題

(中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）)

① 計画的な施設・設備の保全

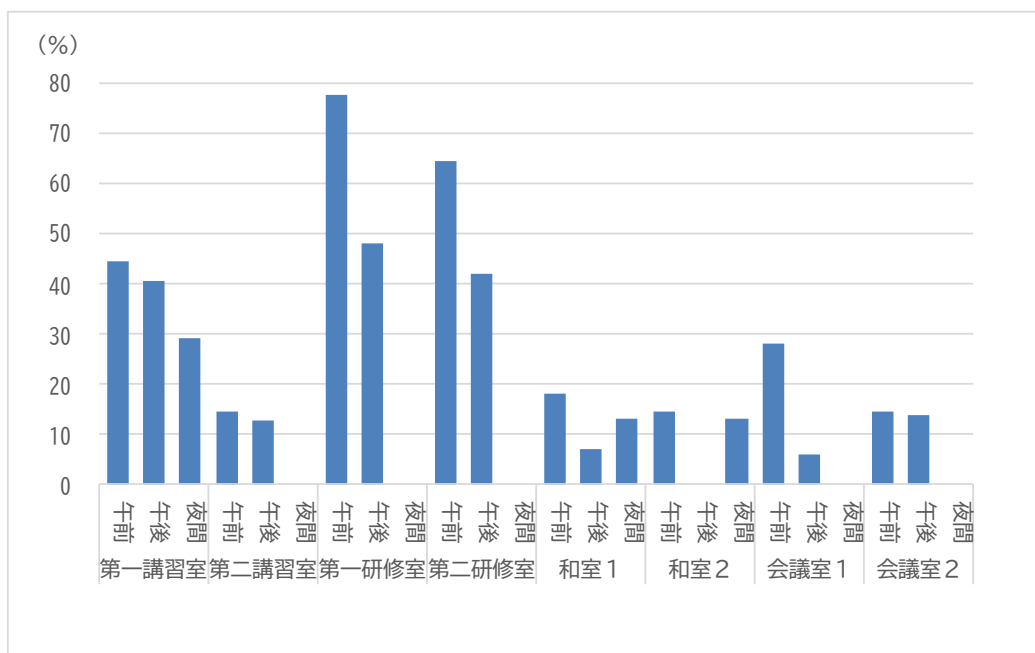
中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は建築後40年が経過しており、施設や設備の老朽化が進んでいます。外壁や受水槽、非常放送設備などの計画的な保全が必要です。

② 施設効用の向上

中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は、トレーニング室の利用が多く、研修室を活用したスポーツ教室等が実施されている一方、使用率の低い部屋や時間帯が見られます（図表96）。

施設の利用状況やニーズを検証し、施設の在り方を含め施設効用の向上のための検討が必要です。

【図表 96 中高年齢労働者福祉センターの部屋ごとの使用率（2024 年度）】



2 集会施設の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は、トレーニング室や広い部屋のニーズが高い傾向にあります。また、利用者全体の約 20%は中高年齢者以外の利用者です。施設がより多くの人に利用されるためには、中高年齢者の利用促進に加え、幅広い年齢層に向けたサービスの提供が求められています。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

（中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越））

中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は、大規模改修を行う前提として、施設の在り方の検討を行います。

検討にあたっては、施設の設置目的に照らして、施設の利用状況やニーズの検証を行うことにより、集約化や複合化なども含め、サービス内容や運営方法などの必要な見直しを行うとともに、開設当初より一体的に管理されている芳野台体育館の在り方も併せて検討することとします。

② 保全年方針

(中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）)

中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は、施設の在り方の検討状況を踏まえ、適切な維持管理を行います。

(3) 規模・配置について

中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は、施設の在り方の検討にあたり、類似する機能をもつ他の公共施設との複合化や共用化なども見据えて必要な規模・配置について検討します。

3 集会施設の施設整備計画と今後の見通し

今後 10 年間の施設整備計画及び今後 30 年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 97 今後 10 年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数 (2025 年度 末時点)	耐震 基準	計画期間	
			2026 年度 ～2030 年度	2031 年度 ～2035 年度
中高年齢労働者福祉 センター(サンライフ川越)	40 年	新	大規模改修	

※施設を使用する期間の目安となる耐用年数は、旧耐震基準の施設を 65 年、新耐震基準の施設を 65 年超としています。

※中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）については、前期個別施設計画から継続して取り組んでいます。

【図表 98 今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度 ～2035 年度	2036 年度 ～2045 年度	2046 年度 ～2055 年度
中高年齢労働者福祉 センター(サンライフ川越)	大規模改修		中規模修繕

D 福祉施設

【目次】

- D-1 市立保育園
- D-2 学童保育室
- D-3 児童福祉施設
- D-4 障害者等福祉施設
- D-5 高齢者福祉施設

余白ページ

D-1 市立保育園

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

市立保育園は、保育を必要とする児童を保育するため、「児童福祉法第39条第1項」に規定された保育所として「川越市保育所設置及び管理条例」に基づき設置された施設です。

こどもや子育てをめぐる環境が厳しい中、待機児童の解消や仕事と子育てを両立できる環境整備などの課題に対処し、質の高い幼児教育や保育を総合的に提供するため、こども・子育て支援新制度が2015年度から始まりました。

本市では、「川越市こども計画」に、幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援を基本目標に掲げ、更なる保育の質の向上に向けた取組を推進しています。

一方で、就学前児童数が減少傾向にある中で、将来的に、保育施設の定員が過大となることが予想されることから、保育全体の需給バランスの調整にも取り組む必要があります。

2025年4月1日時点で、市立保育園と民間保育所等¹⁷を合わせて97園が設置され、定員数は5,870人です。

② 利用状況など

市立保育園は、2025年4月1日時点で、19園設置され、利用児童数は1,532人¹⁸です。市立保育園の利用児童数は、近年、定員数に近い数値でほぼ横ばいに推移していますが、民間保育所等を含めた保育サービスの利用児童数は年々増加しています。

また、本市では、積極的に民間保育施設整備を進め、待機児童の解消に努めてきた結果、待機児童数は2025年4月1日時点で9人となりました。

なお、待機児童は1～3歳児において生じております。

市立保育園の定員数は、施設ごとに異なった定員数（60名から120名）で運営されています。

¹⁷ 民間保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業）をいう。

¹⁸ 川鶴保育園の鶴ヶ島市分は含まない。

【図表 99 保育サービスの定員数と待機児童数の推移】



※市立保育園の定員数には、川鶴保育園の鶴ヶ島市分を含まない。
 ※数値は、各年4月1日時点のもの

③ 施設の整備状況

2003年度の名細保育園の更新を最後に市立保育園の新設は行っていませんが、この間、耐震補強工事や改修工事等は実施しており、2019年度は耐震性が不足していた南古谷保育園の改築を行いました。旧耐震基準建築物の園舎は8園あり、耐震診断結果をもとに必要な工事を行い、全ての園舎で耐震性を確保しています。

なお、最も古い園舎である古谷保育園は、古谷第二保育園との一体的な見直しにより、新園舎の整備を進めています。

(2) 対象施設

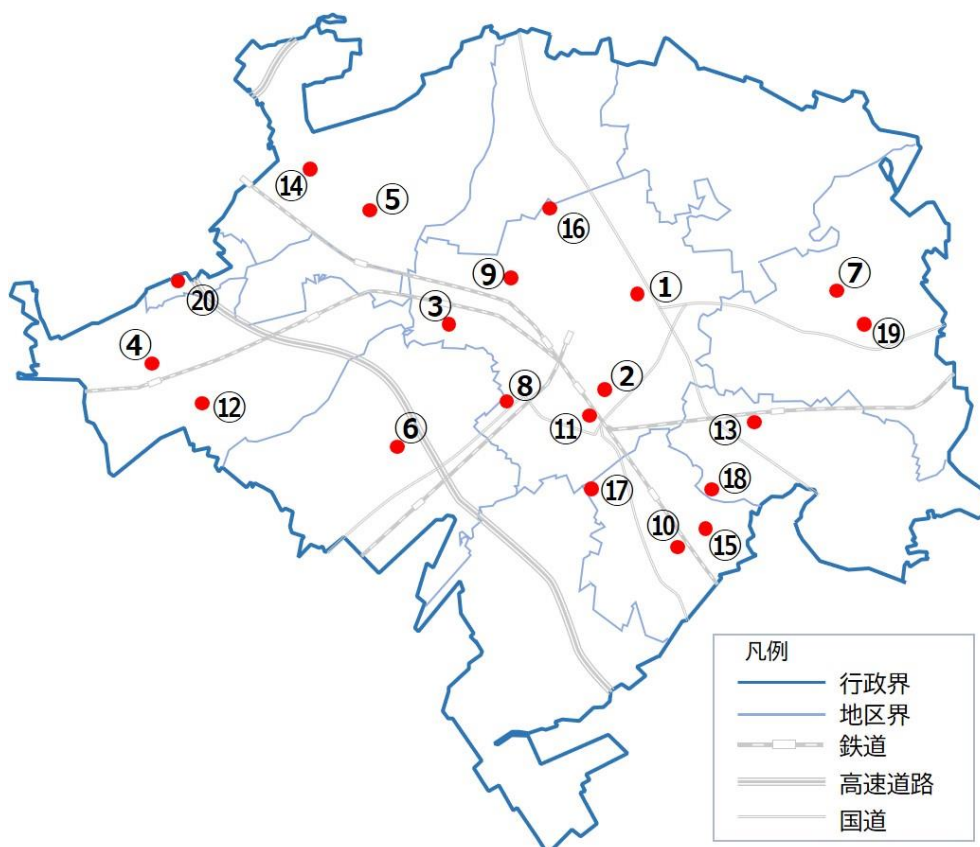
ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 100 対象施設一覧（市立保育園）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	備考
1	中央保育園	本庁	1988	750	1,438	全借地
2	仙波町保育園	本庁	1986	733	1,847	内 113 m ² 借地
3	小室保育園	本庁	1990	660	2,086	内 1,756 m ² 借地
4	霞ヶ関保育園	霞ヶ関	1992	653	2,022	内 262 m ² 借地
5	名細保育園	名細	2003	924	3,582	内 3,382 m ² 借地
6	大東保育園	大東	2001	869	2,640	内 278 m ² 借地
7	古谷保育園	古谷	1968	277	936	
8	脇田新町保育園	本庁	1998	867	2,086	
9	今成保育園	本庁	2000	866	2,443	全借地
10	高階保育園	高階	1995	759	2,199	
11	新宿町保育園	本庁	1974	773	2,074	内 684 m ² 借地
12	霞ヶ関第二保育園	霞ヶ関	1973	619	2,989	内 1,270 m ² 借地
13	南古谷保育園	南古谷	2019	539	1,211	内 303 m ² 借地
14	名細第二保育園	名細	1975	635	2,014	
15	高階第二保育園	高階	1976	761	2,194	内 743 m ² 借地
16	神明町保育園	本庁	1977	751	1,834	全借地
17	高階第三保育園	高階	1978	623	1,639	内 50 m ² 借地
18	南古谷第二保育園	南古谷	1980	613	2,421	内 799 m ² 借地
19	古谷第二保育園	古谷	1982	364	1,023	内 139 m ² 借地 古谷保育園と 一体整備予定
20	川鶴保育園	川鶴	1984	788	1,489	全借地

※古谷保育園と古谷第二保育園を一体的に見直し、古谷保育園の敷地を拡張して、新園舎の整備を進めている。新園舎での保育サービスについては2027年4月から実施予定。

【図表 101 配置図（市立保育園）】



(3) 市立保育園の課題

① 保育サービスの充実

就労形態の多様化や家庭環境の変化などに伴う、多様な保育ニーズへの対応が求められており、通常保育のほか、延長保育や一時保育など保育サービスの充実を図ることが必要です。

こうしたことから、今後も公立保育所と民間保育所それぞれが特長を生かし、相互に補完し高め合いながら、多様なニーズに対応した保育の提供を行う必要があります。

② 就学前児童人口の減少への対応

これまでは喫緊の課題である待機児童の解消に向け、民間保育所等の整備などで保育サービスの量的拡大に取り組んできました。一方で、将来的には就学前児童人口（0～5歳）の減少により、必要な保育量の減少が想定されるため、将来の保育サービスの量的動向を見込んだ対応が必要です。

③ 安全で快適な保育環境の整備

建築後40年以上経過した市立保育園は半数の10園であり、施設及び設備の老朽化が進んでいます。安全で快適な保育環境を提供するため、計画的な改修や修繕が必要です。

④ 効率的な保育園運営の推進

市立保育園を取り巻く環境が厳しくなる中、限られた人的資源や財源を有効活用するため、保育の質の更なる向上に取り組みつつ、民間が担うことができるものは民間に委ね、民間活力を活用していくことが必要です。

2 市立保育園の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

これまでは待機児童の解消に向けて、民間保育所等の整備などによる保育サービスの量的拡大を図ってきましたが、今後は就学前児童人口の減少による必要な保育量の減少が見込まれます。

このような中で、市立保育園については効率的な運営体制を整えるとともに、建物についても過剰な供給とならないように最適化を図り、より一層、利便性の向上や安全性の確保を図ることが求められます。

また、就労形態の多様化や家庭環境の変化などに伴う多様な保育ニーズへの対応も求められます。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

市立保育園の更新にあたっては、「川越市公立保育所のあり方」に基づき、将来の保育サービスの量的動向を見据えて対応することとします。

保育サービスの供給が過剰となった場合は、市立保育園において定員数を調整するものとし、具体的には、短期的な対応として施設定員の弾力化や定員規模の縮小、中長期的な対応として、市立保育園の統廃合などにより需給バランスの調整を図ることとします。

一方で、目標使用年数の経過など施設の老朽化に対しては、市立保育園の統廃合や、民間参入を検討するものとし、効率的かつ効果的な保育サービスの提供を目指します。

また、運営体制についても、施設用務業務など市立保育園の一部業務の委託化について検討します。

② 保全方針

市立保育園は、再編方針の考えを考慮しつつ、建築年数に応じた予防保全の検討を行います。

(3) 規模・配置について

施設規模については、定員数により保育室や園庭の規模が変わるため一律に設定することはできませんが、必要な諸室やその面積などを定めた「川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」等が基準となります。

また、配置については、児童の通園状況や保育需要などの地域性を考慮し、市域を7区域に区分し、きめ細やかな検討を図るとともに、地域の基幹となる公立保育所として、本庁地区では4園、その他の各区域で1園は維持する方針とします。

なお、維持する園数については、就学前児童数等や財政的状況などを考慮し、適宜見直しを行うものとします。

【図表 102 川越市公立保育所のあり方における提供区域】

区域	地区	保育園数	定員数
A	本庁、山田	36園（公立7園、民間29園）	2,099人
B	芳野、古谷	8園（公立2園、民間6園）	560人
C	南古谷	9園（公立2園、民間7園）	422人
D	高階	13園（公立3園、民間10園）	849人
E	福原、大東	11園（公立1園、民間10園）	635人
F	霞ヶ関、川鶴	9園（公立3園、民間6園）	646人
G	霞ヶ関北、名細	9園（公立2園、民間7園）	597人

※2021年4月1日時点の保育施設の状況。保育園数の民間は、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の合計を記載し、分園は本園に含める。

3 市立保育園の施設整備計画と今後の見通し

今後 10 年間の施設整備計画及び今後 30 年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 103 今後 10 年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数 (2025 年度 末時点)	耐震 基準	計画期間	
			2026 年度 ～2030 年度	2031 年度 ～2035 年度
小室保育園	34 年	新	中規模修繕	
古谷保育園	56 年	旧	集約化	
高階保育園	29 年	新	中規模修繕	
南古谷第二保育園	44 年	旧	大規模改修	
古谷第二保育園	42 年	新	集約化	

※施設を使用する期間の目安となる耐用年数は、旧耐震基準の施設を 65 年、新耐震基準の施設を 65 年超としています。

【図表 104 今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度 ～2035 年度	2036 年度 ～2045 年度	2046 年度 ～2055 年度
中央保育園			中規模修繕
仙波保育園			中規模修繕
小室保育園	中規模修繕		大規模改修
霞ヶ関保育園			中規模修繕
名細保育園		大規模改修	
大東保育園		大規模改修	
古谷保育園	集約化		
脇田新町保育園		大規模改修	
今成保育園		大規模改修	
高階保育園	中規模修繕		大規模改修

新宿町保育園		更新等の検討	
霞ヶ関第二保育園		更新等の検討	
南古谷保育園		中規模改修	
名細第二保育園		更新等の検討	
高階第二保育園		更新等の検討	
神明町保育園		更新等の検討	
高階第三保育園		更新等の検討	
南古谷第二保育園	大規模改修	更新等の検討	
古谷第二保育園	集約化		
川鶴保育園		中規模修繕	

D-2 学童保育室

1 施設の概要など

(1) 施設概要

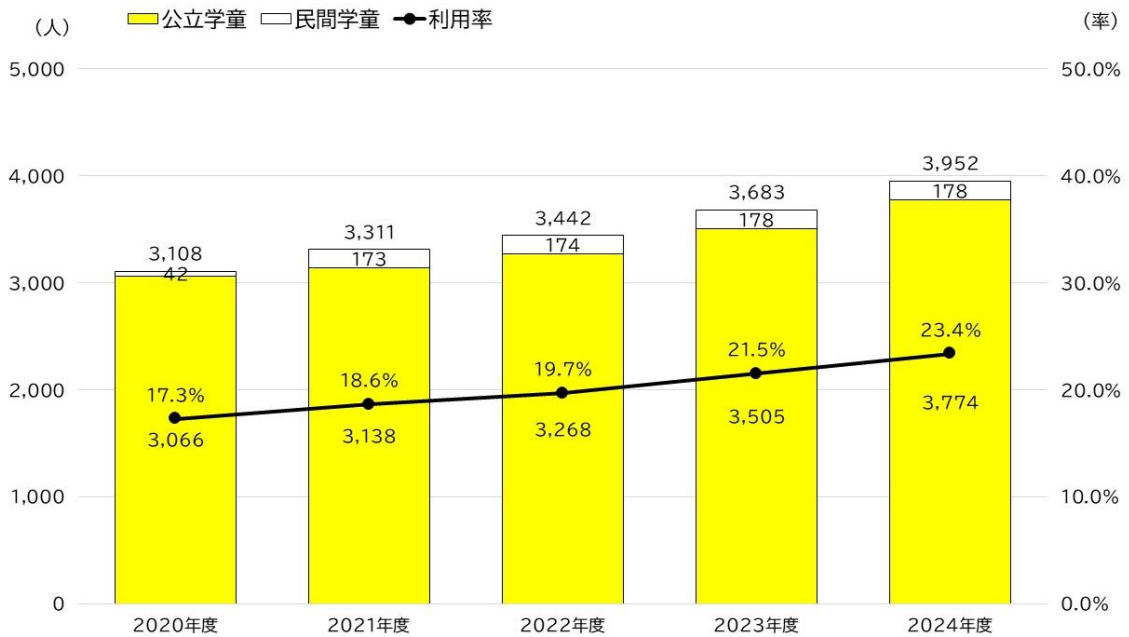
① 設置目的・経緯など

学童保育室は、「児童福祉法」及び「川越市学童保育室条例」に基づき設置された施設で、保護者の就労等により、家庭が常時留守になっている児童の健全な育成を図ることを目的としています。

② 利用状況など

2024年4月時点の利用児童数は、3,774人です。利用児童数は年々増加しており、高学年の児童（4年生から6年生）の利用も増えています。

【図表 105 学童保育室利用児童数の推移】



※利用児童数は各年度当初入室児童数

③ 施設の整備状況

公設公営で設置している学童保育室は32室です。

全ての小学校の敷地内に学童保育室が設置されており、学校の余裕教室等の活用や敷地内の別棟で運営しています。

校舎内に設置している学童保育室は19室、校舎外に設置している学童保育室は2室、校舎内及び校舎外に設置している学童保育室は11室あります。

なお、市内には、民間放課後児童クラブが5室あります。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

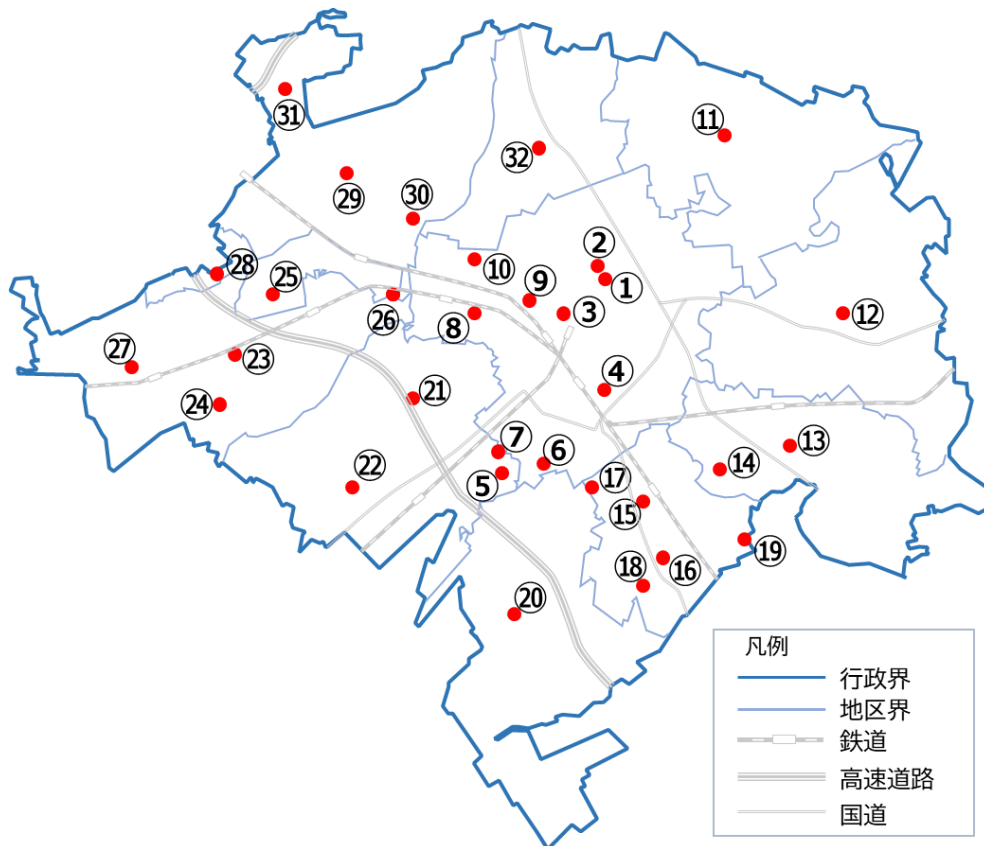
【図表 106 対象施設一覧（学童保育室）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	備考
1	川越第一学童保育室	本庁				
2	川越学童保育室	本庁				
3	中央学童保育室	本庁				
4	仙波学童保育室	本庁	1994	278		
5	武蔵野学童保育室	大東				
6	新宿学童保育室	本庁	1999	75		
7	大塚学童保育室	大東				
8	泉学童保育室	本庁				
9	月越学童保育室	本庁	2006	127		
10	今成学童保育室	本庁				
11	芳野学童保育室	芳野	1994	121		
12	古谷学童保育室	古谷	2006	151		
13	南古谷学童保育室	南古谷	2006	119		
14	牛子学童保育室	南古谷				
15	高階学童保育室	高階	2006	166		
16	高階南学童保育室	高階				
17	高階北学童保育室	高階				
18	高階西学童保育室	高階	2013	116		
19	寺尾学童保育室	高階				
20	福原学童保育室	福原				
21	大東東学童保育室	大東	1996	125		

22	大東西学童保育室	大東	2000 2015 2019	132 86 281	賃借 賃借
23	霞ヶ関学童保育室	霞ヶ関	1995 2007	114 102	
24	霞ヶ関南学童保育室	霞ヶ関			
25	霞ヶ関北学童保育室	霞ヶ関北			
26	霞ヶ関東学童保育室	霞ヶ関北	1983	135	
27	霞ヶ関西学童保育室	霞ヶ関			
28	川越西学童保育室	川鶴			
29	名細学童保育室	名細			
30	上戸学童保育室	名細			
31	広谷学童保育室	名細			
32	山田学童保育室	山田	2014	191	

※建築年度や延床面積等は、校舎外にある建物のみ記載

【図表 107 配置図（学童保育室）】



(3) 学童保育室の課題

① 狭あい化や老朽化する施設への対応

共働き世帯の増加や対象児童の拡大など、利用児童数は年々増加しており、一部の学童保育室では狭あい化しています。

また、建築後 30 年以上の施設やトイレなど設備の老朽化が進んでいます。

安全で安心な保育環境を提供するため、狭あい化や老朽化に計画的に対応することが必要です。

② 多様な学童保育ニーズへの対応

就労形態の多様化や家庭環境の変化などに伴い、学童保育ニーズも多様化しています。延長保育や一時保育など、利用者のニーズに応じた運営の検討が必要です。

また、多様な学童保育ニーズに対応できるよう、民間放課後児童クラブの活用など、放課後や長期休業期間等のこどもの居場所を充実させることが必要です。

2 学童保育室の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

学童保育室の利用児童数が増加する中で、安心・安全な施設環境の整備や運営体制の最適化が求められます。

また、利用児童数の増加や多様な学童保育ニーズに対応するため、小学校に設置されている学童保育室に加え、民間放課後児童クラブを活用するなど、更なる放課後等のこどもの居場所の確保を図ることが必要です。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

学童保育室の利用需要は今後も見込まれることから、狭あい化に対しては、余裕教室等の活用や特別教室等とのタイムシェアを引き続き行うとともに、民間放課後児童クラブを活用するなど、学童保育ニーズの解消に努めます。

また、校舎外に設置している施設については利用状況等や校舎の更新等に合わせ、校舎内への複合化等を検討します。

② 保平方針

学校の余裕教室等を利用している場合は、小学校と併せて保全を行います。また、校舎外で運営している施設については、建築年数や、校舎の更新予定を考慮しながら予防保全を行います。

(3) 規模・配置について

学童保育室は、全ての小学校に設置されています。

また、「川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を基準とし、規模を検討する必要があります。

3 学童保育室の施設整備計画と今後の見通し

今後 10 年間の施設整備計画及び今後 30 年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 108 今後 10 年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数 (2025 年度 末時点)	耐震 基準	計画期間	
			2026 年度 ～2030 年度	2031 年度 ～2035 年度
仙波学童保育室	31 年	新	複合化の検討	
古谷学童保育室	19 年	新	複合化の検討	
高階学童保育室	19 年	新	複合化の検討	
大東東学童保育室	29 年	新		複合化の検討
大東西学童保育室	25 年	新	複合化の検討	
霞ヶ関学童保育室	30 年	新	複合化の検討	

※校舎外にある建物のみ記載

※校舎外にある建物は、小学校校舎更新時期等の検討に合わせて、小学校校舎内へ学童保育室を移設する等、複合化を検討します。

【図表 109 今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度 ～2035 年度	2036 年度 ～2045 年度	2046 年度 ～2055 年度
仙波学童保育室	複合化の検討		
新宿町学童保育室			複合化の検討
月越学童保育室			複合化の検討
芳野学童保育室		複合化の検討	
古谷学童保育室	複合化の検討		
南古谷学童保育室		複合化の検討	
高階学童保育室	複合化の検討		
高階西学童保育室		複合化の検討	
大東東学童保育室	複合化の検討		
大東西学童保育室	複合化の検討		
霞ヶ関学童保育室	複合化の検討		
霞ヶ関東学童保育室		複合化の検討	
山田学童保育室		複合化の検討	

※校舎外にある建物のみ記載

※校舎外にある建物は、小学校校舎更新時期等の検討に合わせて、小学校校舎内へ学童保育室を移設する等、複合化を検討します。

D-3 児童福祉施設

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（児童館）

児童館は「児童福祉法」（高階児童館を除く¹⁹）及び「川越市児童館条例」に基づき設置され、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。

児童館は3館あり、2024年度の利用者数の合計は約11万人でした。新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数は、2024年度には一定程度回復したものの減少傾向にあります。（図表110）

児童センターこどもの城は、プラネタリウムを併設しており、他の児童館と比較して規模が大きく、市内で唯一単独の児童館として設置しています。当施設は新耐震基準建築物ですが、建築後43年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいます。なお、当施設の敷地の約9割が借地となっています。

川越駅東口児童館は、川越駅東口図書館等との複合施設であるクラッセ川越に設置しており、高階児童館も同様に、高階市民センターや高階図書館との複合施設に設置しています。

※川越駅東口児童館のあるクラッセ川越の概要については、「B-2図書館」に記載しています。

（子育て支援センター、子育て支援室、保育ステーション）

子育て支援センター及び保育ステーションは2021年度に新設した子育て安心施設（すくすくかわごえ）に設置されており、子育て支援室は文化芸術振興・市民活動拠点施設（ウェスタ川越）に設置されています。

子育て支援センター及び子育て支援室は、「児童福祉法」における位置付けはありませんが、地域子育て支援拠点事業（子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談の実施、関連情報の提供、講習会の実施等を行う）や利用者支援事業（こども及びその保護者並びに妊婦がその選択に基づき教育・保育・その他の子育て支援を円滑に利用できるような必要な支援）を実施しています。

2024年度の地域子育て支援拠点事業の利用者数²⁰は14,999人です。

なお、本市で実施している地域子育て支援拠点事業は、公営では子育て

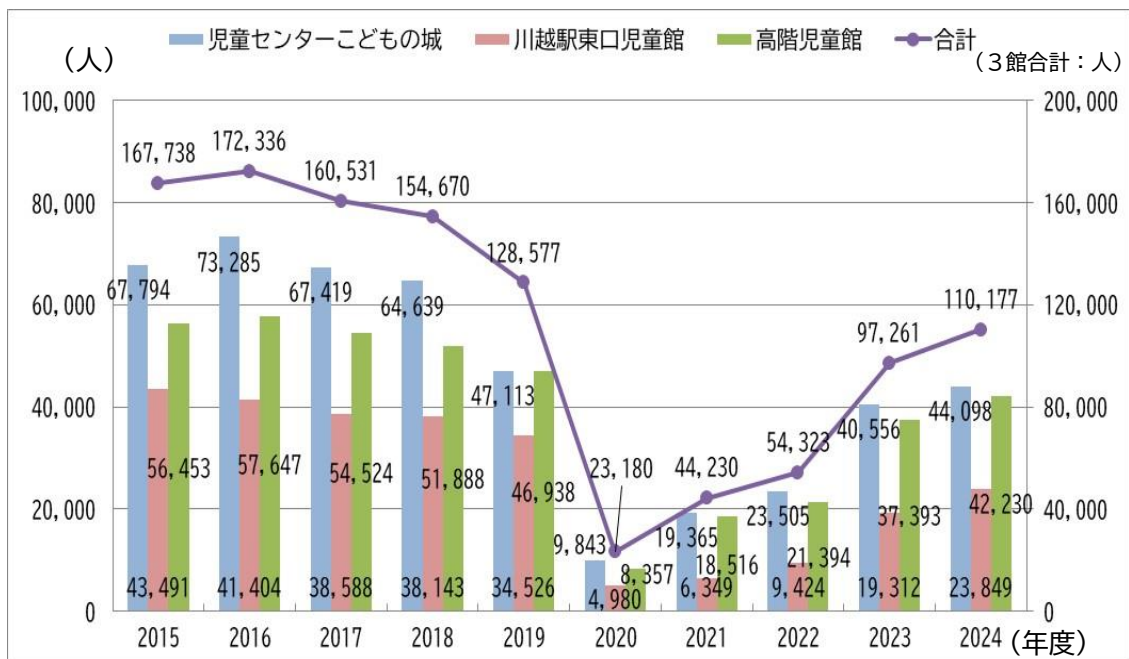
¹⁹ 児童センターこどもの城及び川越駅東口児童館は「児童福祉法」に規定する児童厚生施設に該当するが、高階児童館は該当しない。

²⁰ 子育て支援センター内で実施した地域子育て支援拠点事業のみ。

支援センターに加え、市立保育園や一部の市民センターなどで、民営では民間保育所などで実施されています。

保育ステーションは、保育の利用に関わる送迎に困難を抱える家庭の利便性の向上及び子育てをする家庭に対する支援の推進を図るための施設です。朝夕の1日2回、朝は保育ステーションから指定の保育所等へ、夕方は指定の保育所等から保育ステーションへ児童を送迎するとともに、保護者が迎えに来るまで児童を預かる「送迎保育」のほか、日中は年末年始を除き、休日も「乳幼児一時預かり保育」を実施しています。

【図表 110 児童館3館の利用者数の推移】



(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 111 対象施設一覧（児童福祉施設）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	児童センター こどもの城	本庁	1982	1,148	3,567	内 3,195 ㎡借地
2	川越駅東口児童館	本庁	2001	—	—	クラッセ川越内
3	高階児童館	高階	2007	—	—	高階市民センター等 との複合
4	子育て支援センター	本庁	2021	1,823	570	すくすく かわごえ内
5	子育て支援室	本庁	2014	—	—	ウエスタ川越内
6	保育ステーション	本庁	2021	—	—	すくすく かわごえ内

※川越駅東口児童館の延床・敷地面積は、川越駅東口図書館に含めて記載

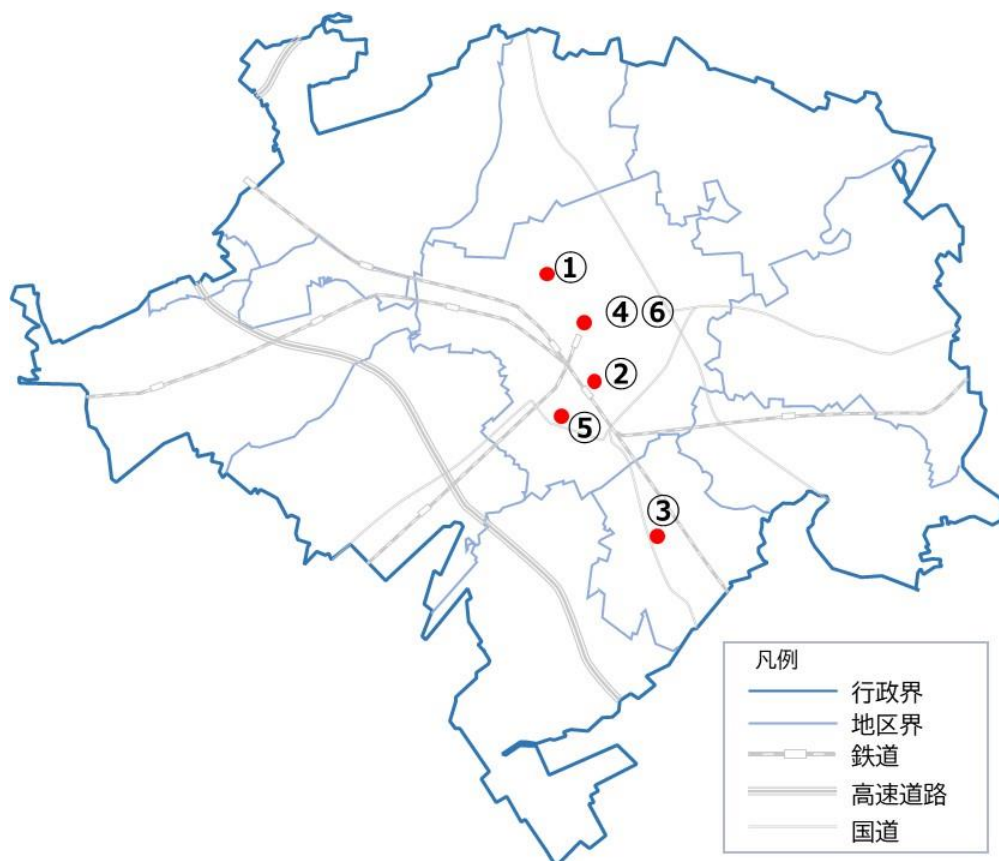
※高階児童館の延床・敷地面積は、高階市民センターに含めて記載

※子育て支援センターの延床・敷地面積は、子育て安心施設（すくすく かわごえ）の総面積を記載

※子育て支援室の延床・敷地面積は文化芸術振興施設（ウエスタ川越大ホール）に含めて記載

※保育ステーションの延床・敷地面積は、子育て支援センターに含めて記載

【図表 112 配置図（児童福祉施設）】



(3) 児童福祉施設の課題

① 子育てしやすい環境づくりと居場所づくりへの対応

少子化や子育て世帯の核家族化、地域社会のつながりの希薄化、共働き世帯の増加など、こども・若者・子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化しています。そのような環境を背景に、こども・若者が自分の居場所を持ちにくい状況に置かれていることから児童館を始めとした児童福祉施設が果たす役割は大変重要です。

今後、児童館等が持つ機能について、どのような手法でサービスを提供していくのか検討が必要です。

② 計画的な施設改修（児童センターこどもの城）

児童センターこどもの城は、建築後 43 年が経過し、施設やエレベーター、受水槽などの設備が老朽化しており、建築年数に応じた保全が必要です。また、プラネタリウムの設備更新については、これまでの利用状況や今後の活用方策、費用対効果など必要性を踏まえた判断が必要です。

③ 効率的で効果的な運営手法の検討

児童センターこどもの城を始めとする児童館は、開設以来、市が直接運営していますが、2023年3月に策定された第二次民間委託等推進計画において、業務委託の拡充や指定管理者制度の導入について検討することとされており、サービスの向上や効率的な運営手法の検討が必要です。

子育て支援センターは直営で、子育て支援室と保育ステーションは民間委託により事業を実施していますが、今後も効率的な手法で事業を継続する必要があります。

2 児童福祉施設の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

児童福祉施設は児童やその保護者が利用することの多い施設です。そのため、館内外の安全性や利便性の高い利用環境が求められます。

また、運営体制については、適正な職員配置や委託運営の検討を行うとともに、定期的な利用者アンケート等により、施設の利用実態や需要を把握し、改善していく必要があります。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

児童センターこどもの城については、施設に必要な機能や役割を改めて整理したうえで、必要に応じた借地の解消、運営手法の検討や長寿命化等を検討します。また、プラネタリウムについては、児童館に求められる役割に対する効果的な空間の利用方法という観点から、その在り方を検討します。

川越駅東口児童館及び高階児童館については、第二次民間委託等推進計画に基づき、委託の拡充や指定管理制度の導入について検討します。

子育て支援センター、子育て支援室及び保育ステーションは、駅周辺という立地的利点を生かし、引き続き利用率向上のための取組を進めます。

② 保全方針

児童福祉施設は全て新耐震基準の施設であることから、建築年数に応じた保全を行います。

子育て安心施設（すくすく かわごえ）は新しい施設であり、必要な修繕等を行いながら、建築年数に応じた保全を行います。

(3) 規模・配置について

児童館については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」や「児童館の設置運営要綱」を基準とし、その配置及び規模を検討する必要があります。

また、「児童館ガイドライン」(2024年こども家庭庁)によれば、前回のガイドライン改正に引き続き、児童館の特性として、「拠点性、多機能性、地域性」を挙げられていること、今回の改正において、こども自身が権利の主体であることを実感できる場としての「こどもの居場所」であることが求められています。今後、こどもの居場所づくりを検討する際には、この視点を踏まえ、児童館運営手法に係る検討が必要です。

3 児童福祉施設の施設整備計画と今後の見通し

今後 10 年間の施設整備計画及び今後 30 年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 113 今後 10 年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数 (2025 年度 末時点)	耐震 基準	計画期間	
			2026 年度 ～2030 年度	2031 年度 ～2035 年度
児童センター こどもの城	43 年	新	大規模改修	
高階児童館 (高階市民センター内)	18 年	新	中規模修繕	

※施設を使用する期間の目安となる耐用年数は、旧耐震基準の施設を 65 年、新耐震基準の施設を 65 年超としています。

【図表 114 今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度 ～2035 年度	2036 年度 ～2045 年度	2046 年度 ～2055 年度
児童センターこどもの城	大規模改修		中規模修繕
川越駅東口児童館 (クラッセ川越内)		大規模改修	
高階児童館 (高階市民センター内)	中規模修繕		大規模改修
子育て支援センター (すくすくかわごえ内)		中規模修繕	
子育て支援室 (ウエスタ川越内)		中規模修繕	
保育ステーション (すくすくかわごえ内)		中規模修繕	

余白ページ

D-4 障害者等福祉施設

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（総合福祉センター（オアシス））

総合福祉センター（オアシス）は、「老人福祉法」、「身体障害者福祉法」及び「川越市総合福祉センター条例」に基づき設置された施設で、高齢者や障害者の自立の促進や健康増進を図ることを目的とし、老人福祉センターと身体障害者福祉センターの機能を併せ持つ施設です。

2024年度の利用者数は、67,223人です（図表115）。

総合福祉センター（オアシス）は、1994年度に建築され、室内温水プールと体育室を併設しています。なお、当施設は、指定管理者である社会福祉法人川越市社会福祉協議会が運営しています。

（みよしの支援センター、職業センター）

みよしの支援センターと職業センターは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「川越市みよしの支援センター条例」、「川越市職業センター条例」に基づき設置された施設で、一般企業等で雇用契約が困難な障害者に対し就労や生産活動の場を提供する就労継続支援B型事業所です。加えて、職業センターは、「生活保護法」に基づく授産施設の機能も併せ持っています。

2024年度における一月あたりの平均利用者数は、みよしの支援センターは33.6人（定員45人）、職業センターは26人（就労継続支援B型事業所定員30人、授産施設定員50人）であり、ともに定員以下となっています。

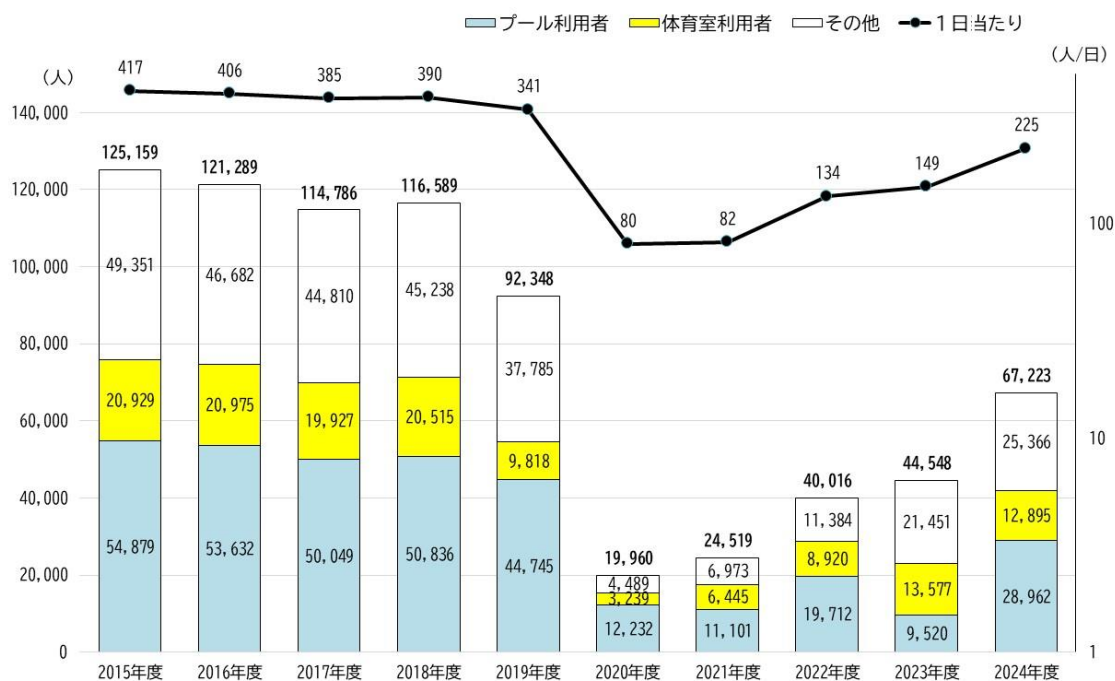
みよしの支援センターは、旧耐震基準建築物ですが、耐震性能を有しています。

職業センターは、新耐震基準建築物であり、建築後44年経過していますが、これまで大規模な改修を行っていません。

（児童発達支援センター）

児童発達支援センターは、「児童福祉法」及び「川越市児童発達支援センター条例」に基づき設置された施設です。発育・発達に不安や心配のあるこどもの育ちと、家庭における子育てを支援するために、児童発達支援を始め、保育所等訪問支援、各種相談支援業務や親子教室などを2019年度から実施しています。

【図表 115 総合福祉センターの利用者数の推移】



(2) 対象施設

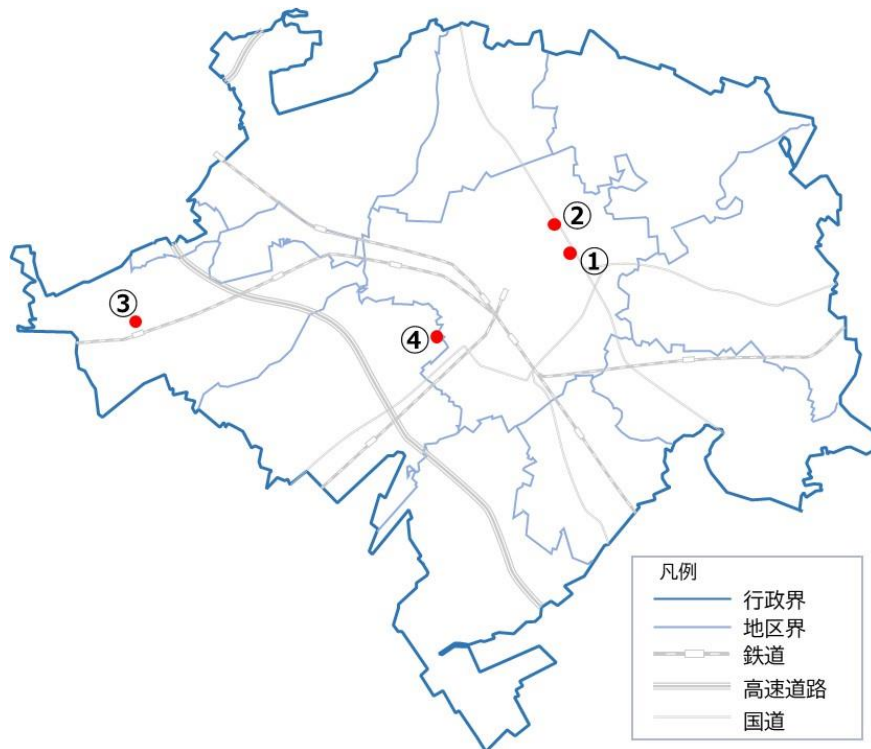
ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 116 対象施設一覧（障害者等福祉施設）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	総合福祉センター (オアシス)	本庁	1994	6,523	8,638	内 8,561 ㎡借地
2	みよしの支援センター	本庁	1975	948	—	集約時に一部改修予定
3	職業センター	霞ヶ関	1981	1,580	2,645	みよしの支援センターへ集約予定
4	児童発達支援センター	大東	2018	2,367	4,654	

※みよしの支援センターの敷地面積は、教育センター第二分室に含めて記載

【図表 117 配置図（障害者等福祉施設）】



(3) 障害者等福祉施設の課題

(総合福祉センター（オアシス）)

総合福祉センター（オアシス）は、建築後 31 年が経過し、施設や設備の不具合が生じています。施設の規模が大きいこと、室内温水プールを有していることなどを考慮した対応が必要です。

(みよしの支援センター、職業センター)

① 老朽化が進む施設・設備への対応

みよしの支援センターは建築後 50 年、職業センターは建築後 44 年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいます。

② 公設公営による施設サービスの在り方の検討

みよしの支援センターや職業センターが提供している就労継続支援 B 型を始めとした障害福祉サービスは、民間事業者によるサービス提供が普及しています。

市内の障害福祉サービスの充足状況を考慮した上で、公設公営による障害福祉サービスの必要性など、施設の在り方の検討は引き続き行う必要があります。

2 障害者等福祉施設の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

(総合福祉センター（オアシス）)

地域福祉の拠点を担っている総合福祉センター（オアシス）は、室内温水プールや体育室の利用者が多く、高齢者や障害者のいきがづくり、健康増進、在宅支援につながる事業を安定的に提供することが求められています。

(みよしの支援センター)

みよしの支援センターは、一般企業等での就労が難しい障害者に対して、働く機会を提供し、社会参加や自立を支援することが求められています。

(児童発達支援センター)

児童発達支援センターは、高度な専門性に基づく発達支援と家族支援、地域の保育所等のこどもや保育士への支援を提供するとともに、こどもの発達相談に対応する多様な相談機能を有しており、地域における障害児支援の中核的な役割が求められています。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

職業センターは廃止し、2027年度までを目途にみよしの支援センターへ集約化を行います。

また、みよしの支援センターは旧耐震基準の施設であることから、集約後の更新についても併せて検討する必要があります。その際は、改めて市内の民間サービス供給量を把握するとともに、指定管理者制度の導入等を含めた検討をします。

なお、職業センターは他の事業で活用を見込み、集約後は建物を速やかに除却します。

② 保全年間方針

総合福祉センター（オアシス）は、新耐震基準の施設であることから、建築年数に応じた保全を行います。

みよしの支援センターは旧耐震基準の施設であることから、目標使用年数を見据えた保全を行います。

児童発達支援センターは新しい施設のため、目標使用年数に応じた保全を行います。

(3) 規模・配置について

(みよしの支援センター、職業センター)

みよしの支援センターと職業センターは集約化し、職業センターの授産施設の機能は廃止します。

3 障害者等福祉施設の施設整備計画と今後の見通し

今後 10 年間の施設整備計画及び今後 30 年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 118 今後 10 年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数	耐震基準	計画期間	
	(2025 年度末時点)		2026 年度～2030 年度	2031 年度～2035 年度
総合福祉センター (オアシス)	31 年	新	大規模改修	
みよしの支援センター	50 年	旧	集約化 (一部改修)	
職業センター	44 年	新	集約化	

※施設を使用する期間の目安となる耐用年数は、旧耐震基準の施設を 65 年、新耐震基準の施設を 65 年超としています。

【図表 119 今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度～2035 年度	2036 年度～2045 年度	2046 年度～2055 年度
総合福祉センター (オアシス)	大規模改修		中規模修繕
みよしの支援センター	集約化		
職業センター	集約化		
児童発達支援センター		中規模修繕	

余白ページ

D-5 高齢者福祉施設

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（やまぶき荘）

やまぶき荘は、「老人福祉法」及び「川越市養護老人ホーム条例」に基づき設置された養護老人ホームで、環境上及び経済的な理由により在宅生活が困難な人を対象としています。

2024年度末時点では、100人の定員のところ、利用者数は42人でした。

やまぶき荘は、新耐震基準建築物です。居室は全て相部屋で、建物は2階建てですが、エレベーターは設置されていません。

なお、当施設は、指定管理者である社会福祉法人加寿美福祉会が運営しています。

（老人憩いの家、西後楽会館）

老人憩いの家及び西後楽会館は、高齢者の健康増進や教養の向上、レクリエーションの場を提供する施設です。小ヶ谷老人憩いの家、高階北老人憩いの家、川越駅東口老人憩いの家は、「川越市老人憩いの家条例」に基づき設置された施設で、西後楽会館は、「老人福祉法」及び「川越市老人福祉センター設置及び管理条例」に基づき設置された老人福祉センターです。なお、総合福祉センター（オアシス）も老人福祉センターの機能を有していますが、障害者等福祉施設で記述しています。

2024年度の老人憩いの家の利用者数は、小ヶ谷老人憩いの家は3,444人、高階北老人憩いの家は1,771人、川越駅東口老人憩いの家は2,470人でした。また、2024年度の西後楽会館の利用者数は、35,691人でした。

高階北老人憩いの家は高階北小学校と、川越駅東口老人憩いの家は川越駅東口図書館などとの複合施設です。

本市にはこのほかに、市の補助を受けて自治会が整備した老人憩いの家が53か所設置されています。

西後楽会館は、旧耐震基準建築物です。2018年度には、後楽会館機能の集約化にあわせ、西後楽会館の耐震補強工事と大規模改修工事を実施しました。なお、小ヶ谷老人憩いの家は、新耐震基準建築物です。

各老人憩いの家は公益社団法人川越市シルバー人材センターが、西後楽会館は社会福祉法人川越市社会福祉協議会が、指定管理者として運営しています。

※川越駅東口老人憩いの家のあるクラッセ川越の概要については、「B-2図書館」に記載

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

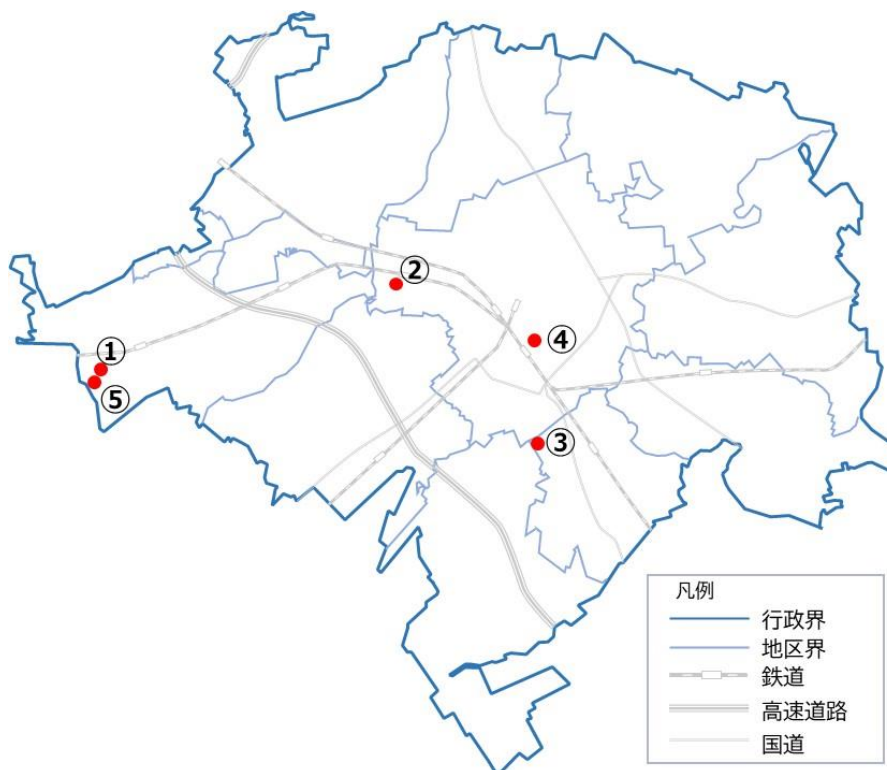
【図表 120 対象施設一覧（高齢者福祉施設）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	養護老人ホーム やまぶき荘	霞ヶ関	1983	3,064	7,489	内 3,065 ㎡借地
2	小ヶ谷老人憩いの家	本庁	1995	496	757	
3	高階北老人憩いの家	高階	1978	—	—	高階北小学校との複合
4	川越駅東口老人憩いの家	本庁	2001	—	—	クラッセ川越内
5	西後楽会館	霞ヶ関	1979	1,665	9,644	内 6,878 ㎡借地

※高階北老人憩いの家の延床・敷地面積は、高階北小学校に含めて記載

※川越駅東口老人憩いの家の延床・敷地面積は、川越駅東口図書館に含めて記載

【図表 121 配置図（高齢者福祉施設）】



(3) 高齢者福祉施設の課題

(やまぶき荘)

老朽化する施設や設備の対応とともに、居室の個室化やエレベーターの整備など、入所者に適した環境整備が求められています。また、高齢者の住まいは、特別養護老人ホームを始めとした介護保険施設や、サービス付き高齢者向け住宅の普及などにより多様化している状況があります。こうした状況や、やまぶき荘が定員割れとなっていることから、養護老人ホームの役割を始め、現在の公設民営の運営方法や定員数など、在り方の検討が必要です。

(老人憩いの家、西後楽会館)

老人憩いの家は、健康増進やレクリエーションなどの場として利用されています。新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数は回復傾向にありますが、機能の見直しを含め、施設の在り方の検討が必要です。

また、市の補助により自治会が整備した老人憩いの家の活用も含め、高齢者のニーズに応じたつどいの場づくりへの対応についても検討が必要です。

西後楽会館は、後楽会館の機能集約に合わせて耐震補強工事と空調設備改修を実施しましたが、建築後46年が経過し、設備の老朽化が進んでいることから、目標使用年数を見据えた必要な保全が必要です。

2 高齢者福祉施設の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

(やまぶき荘)

やまぶき荘は、基本的に自立した生活が送れる高齢者が入所する施設ですが、入所後に介護度が進行する場合があることから、日常生活支援、服薬管理、衛生管理等を安定的に行う体制が求められます。

なお、建築後42年が経過しているため、大規模改修や個室化等の環境整備について検討する必要がありますが、その前提として、養護老人ホームの在り方を検討する必要があります。

(老人憩いの家、西後楽会館)

老人憩いの家は教養の向上やレクリエーション等を通じて高齢者の心身の健康を図る場として提供されており、利用については利用者の自主性に委ねられています。そのため、市で管理する老人憩いの家については、施設の利便性の向上や安全性の確保が求められます。

西後楽会館は、老人福祉センターとしての役割である高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション及び交流の場の提供を安定的に行うことが求められます。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

やまぶき荘及び老人憩いの家は、施設の在り方の検討に合わせて、除却や民間移管等を検討します。

② 保全年方針

やまぶき荘及び老人憩いの家は、在り方検討を行い、必要な保全を行います。

西後楽会館は、目標使用年数を見据えた必要な保全を行います。

(3) 規模・配置について

養護老人ホームは「川越市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」等に基準があり、やまぶき荘は規模の基準を満たしていません。

3 高齢者福祉施設の施設整備計画と今後の見通し

今後 10 年間の施設整備計画及び今後 30 年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 122 今後 10 年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数 (2025 年度 末時点)	耐震 基準	計画期間	
			2026 年度 ～2030 年度	2031 年度 ～2035 年度
やまぶき荘	42 年	新	更新等の検討	
小ヶ谷老人憩いの家	30 年	新	更新等の検討	
高階北老人憩いの家	47 年	旧	更新等の検討	
川越駅東口老人憩いの家	24 年	新	更新等の検討	

※施設を使用する期間の目安となる耐用年数は、旧耐震基準の施設を 65 年、新耐震基準の施設を 65 年超としています。

【図表 123 今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度 ～2035 年度	2036 年度 ～2045 年度	2046 年度 ～2055 年度
やまぶき荘	更新等の検討		
小ヶ谷老人憩いの家	更新等の検討		
高階北老人憩いの家	更新等の検討		
川越駅東口老人憩いの家	更新等の検討		
西後楽会館		更新等の検討	

余白ページ

E 公営住宅

【目次】
E-1 市営住宅など

余白ページ

E-1 市営住宅など

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（市営住宅）

市営住宅は、「公営住宅法」及び「川越市市営住宅条例」で位置付けられた施設です。

市営住宅は、18団地65棟1,100戸設置されています。

市が設置した最も古い棟は1965年度に建築した月吉町団地（簡易耐火構造の一部）で、最も新しい棟は1997年度の岸町3丁目団地です。

また、2001年度に埼玉県住宅供給公社が建設した月吉町北団地（2棟144戸）を、2002年度から借上げています。

簡易耐火構造の市営住宅（17棟90戸）は、公営住宅法上の耐用年限²¹が45年と定められており、既に耐用年限を超過しています。

川越市立地適正化計画で定める居住誘導区域外にある市営住宅は、4団地（藤倉団地、笠幡団地、寿町2丁目団地、寿町2丁目南団地）16棟282戸あります。

2025年4月1日現在、空き家となっている住戸が363戸あり、全体の33.3%となっています。

市営住宅は、定期的に外壁や屋上防水の改修を、「川越市市営住宅長寿命化計画」に基づき実施しています。

なお、空き家の貸し出しを行うための内部改修については、予算の範囲内で進めています。

（再開発住宅店舗）

再開発住宅店舗は、「川越市再開発住宅店舗条例」で位置付けられた施設です。

川越駅東口第一種市街地再開発事業（1990年度事業終了）の施行に伴い、事業地区内に居住・出店している借家人等で事業の施行によって立ち退きを余儀なくされた者のために、国庫補助を受け設置しました。

区画は店舗が11店舗、住戸が14戸ありますが、現在、店舗で2店、住戸で3戸（2025年4月時点）が入居しています。

改修状況については、2018年度に屋上防水改修工事を実施していますが、外壁等の外部改修や受水槽等の設備改修は実施していません。

²¹ 簡易耐火構造の住宅の耐用年限は45年。中層耐火構造は70年。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 124 対象施設一覧（市営住宅）】

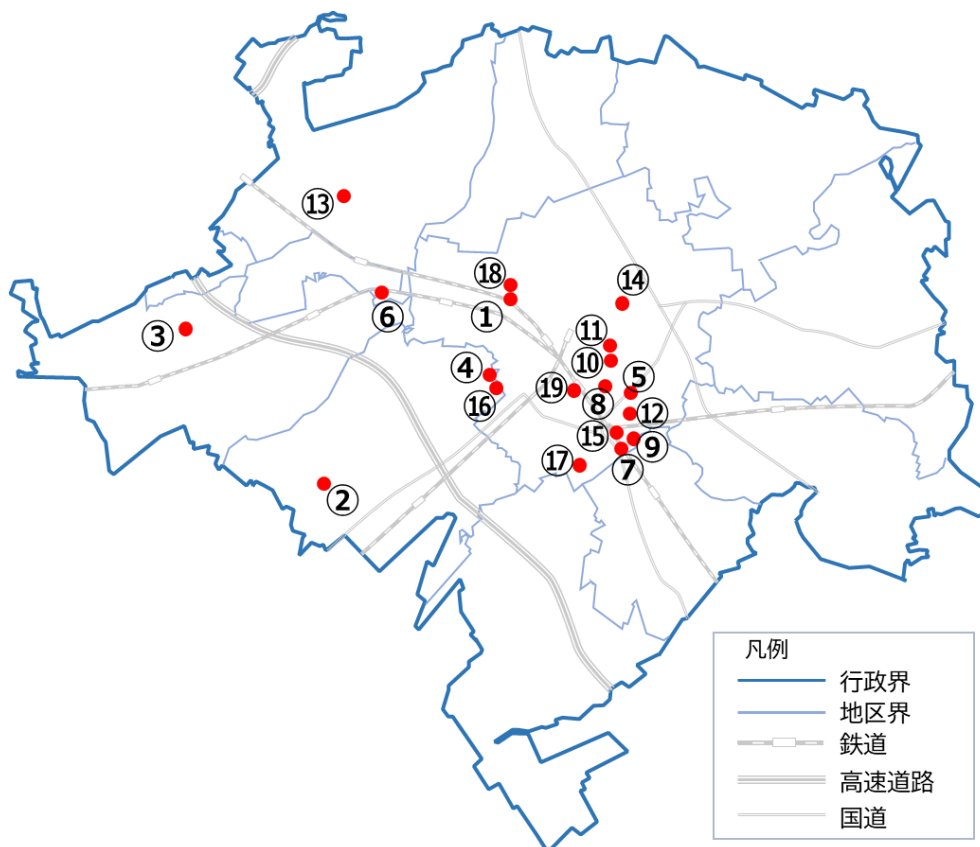
No.	施設名 (団地名)	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	月吉町団地	本庁	1965	3,981	7,365	
2	藤倉団地	大東	1969	513	1,090	
3	笠幡団地	霞ヶ関	1969	927	2,141	
4	寿町2丁目団地	大東	1970	9,838	9,692	
5	仙波町4丁目氷川団地	本庁	1973	2,188	1,759	全借地
6	的場団地	霞ヶ関北	1974	10,081	10,962	
7	岸町1丁目南団地	本庁	1978	850	1,015	
8	仙波町2丁目団地	本庁	1979	5,853	7,830	
9	岸町1丁目東団地	本庁	1982	1,556	1,794	
10	仙波町1丁目南団地	本庁	1983	2,293	3,185	
11	仙波町1丁目北団地	本庁	1984	2,816	3,167	
12	岸町1丁目カシの木団地	本庁	1987	1,312	1,094	
13	小堤団地	名細	1989	7,023	10,093	
14	小仙波町1丁目団地	本庁	1992	1,146	2,433	
15	岸町1丁目北団地	本庁	1993	1,598	2,899	
16	寿町2丁目南団地	大東	1994	3,470	4,938	
17	岸町3丁目団地	本庁	1997	1,358	5,577	
18	月吉町北団地	本庁	2001	8,962	7,590	賃借

※建築年度は、当該団地の中で最も古い棟の建築年度を記載

【図表 125 対象施設一覧（再開発住宅店舗）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
19	再開発住宅店舗	本庁	1981	1,180	620	

【図表 126 配置図（市営住宅など）】



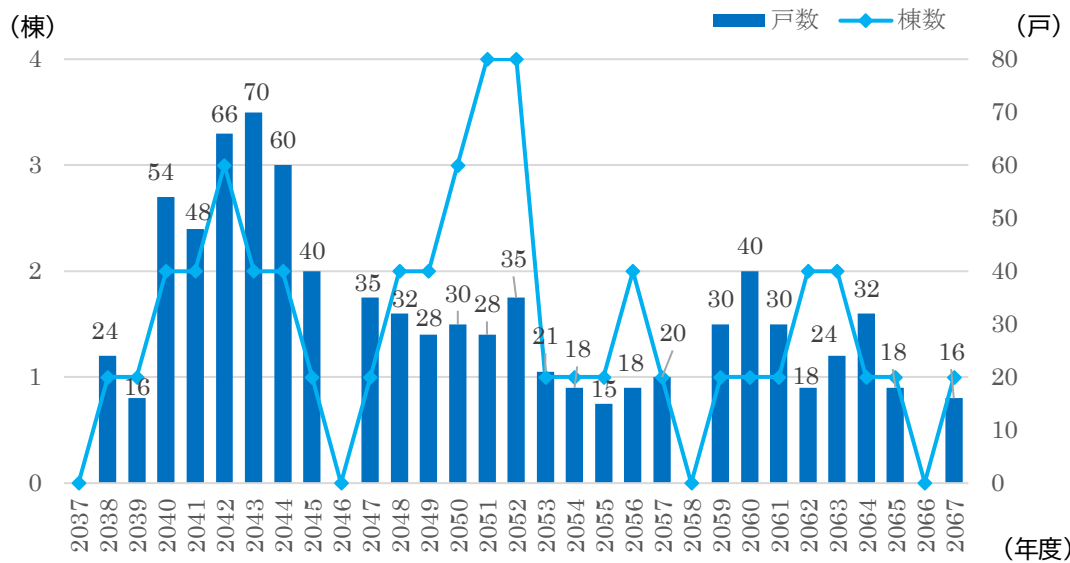
(3) 市営住宅などの課題

(市営住宅)

① 法定耐用年限を踏まえた各施設の対応

本市の市営住宅は、棟数も多く、建築年度にもばらつきがあります。公営住宅法上の耐用年限も踏まえ、各施設の対応の検討が必要です。なお、市営住宅の耐用年限を迎える棟数と戸数は次のとおりとなります。

【図表 127 年度別に見た耐用年限を迎える棟数と戸数】



※既に耐用年限を迎えている簡易耐火構造の市営住宅(17棟 90戸)及び埼玉県住宅供給公社から借り上げている住宅(2棟 144戸)は除く。

② 老朽化した施設への対応

老朽化した市営住宅に対し、屋上防水や外壁改修を実施しています。今後も、施設を長く使うためには、適切な時期に保全のための改修を行うことが必要です。

③ 社会情勢の変化を見据えた市営住宅の供給の検討

今後の人口減少や高齢化率の上昇、核家族化などの社会情勢の変化に伴い、バリアフリーなどとともに、求められる間取りも変化してきています。今後の市営住宅の整備にあっては、室内の段差解消や間取りの変更など、入居希望者のニーズに合った施設整備が必要です。

(再開発住宅店舗)

施設の在り方の検討

川越駅再開発住宅店舗は、川越駅近くに立地していますが、空き家が多く発生しています。建築後40年以上を経過しており、施設設備等も老朽化しています。施設設備等の改修にあたっては、施設の在り方について検討を行う必要があります。

2 市営住宅などの施設整備の基本的な方針

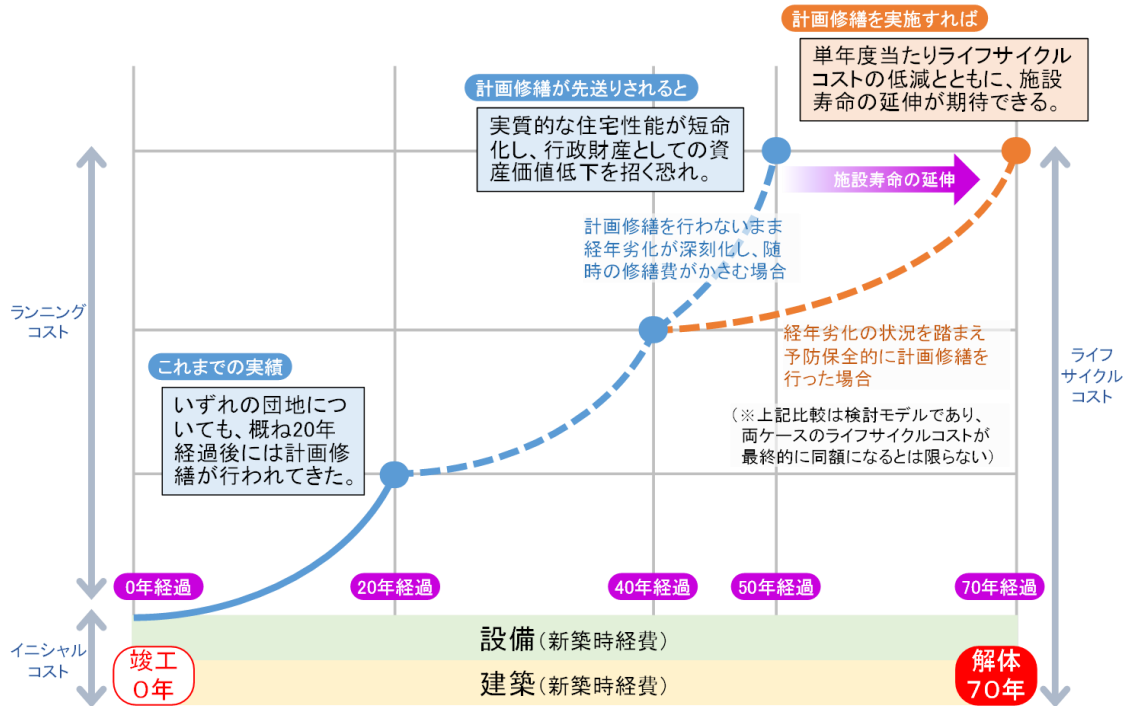
(1) 施設に求められているもの

(市営住宅)

市営住宅を含む公営住宅は、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸すること等により、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものです。

更新時期を迎えつつある老朽化した市営住宅について、効率的かつ円滑な更新や長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげていくことが求められています。

【図表 128 経年劣化とライフサイクルコストの概念】



(出典)川越市市営住宅長寿命化計画

(再開発住宅店舗)

入居者の減少や施設の老朽化が顕著であるので、施設の今後の運営、活用方策及び老朽化対策についての検討を行う必要があります。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

(市営住宅)

川越市市営住宅長寿命化計画に基づき、整備を行います。

当該計画において、公営住宅法上の耐用年限や、これまでの改修履歴などにより市営住宅を継続管理する団地と当面管理する団地に分類しました。分類ごとの方向性は、以下のとおりとします。

【図表 129 耐用年限等を踏まえた分類と分類ごとの方向性】

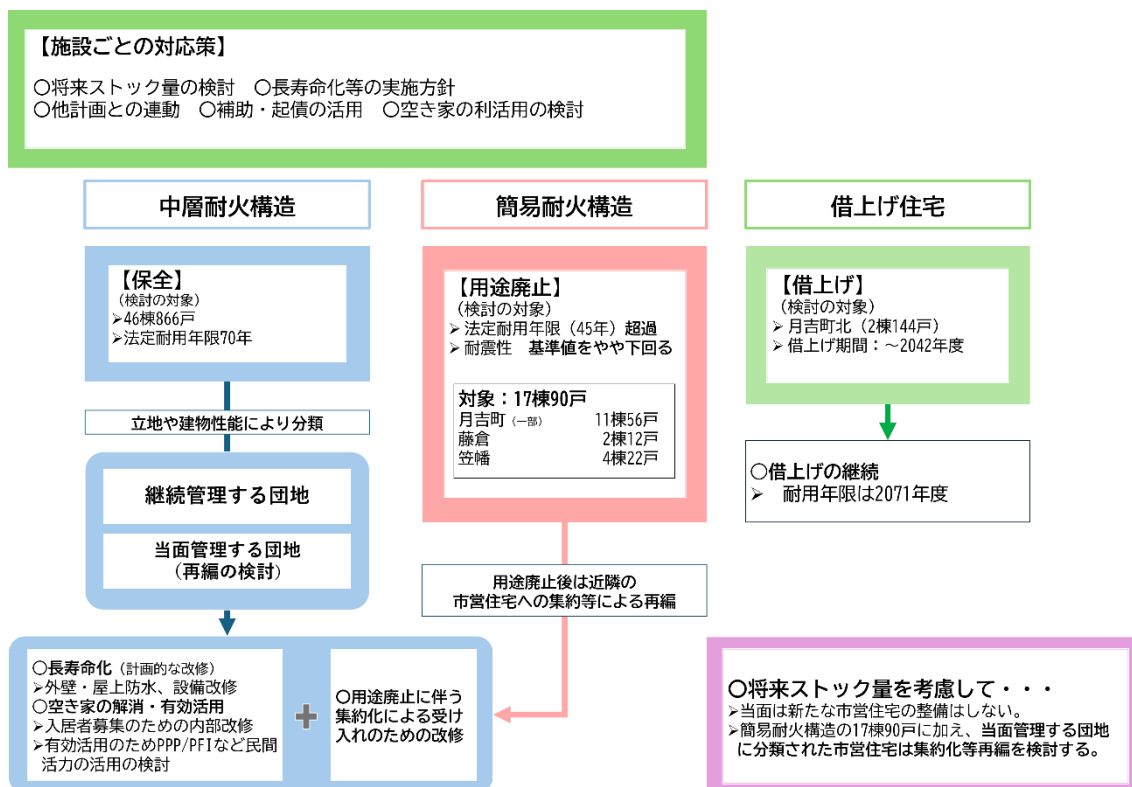
	(a)改善不要	(b)改善が必要	(c)優先的な対応が必要 (改善可能)	(d)優先的な対応が必要 (改善不可能)
(Ⅰ)継続管理する団地	継続管理	改善	優先的な改善	優先的な建替え
	⑫岸町1丁目カシの木 ⑬小堤 ⑭小仙波町1丁目 ⑮岸町1丁目北 ⑰岸町3丁目 ⑱月吉町北	⑥的場 ⑦岸町1丁目南 ⑧仙波町2丁目 ⑨岸町1丁目東 ⑩仙波町1丁目南 ⑪仙波町1丁目北		
		建替えの検討 ①月吉町(中層耐火)	優先的な建替え	
(Ⅱ)当面管理する団地 (建替えを前提としない)	当面維持管理	部分改善し 当面維持管理	優先的に改善し 当面維持管理	優先的な用途廃止
	⑯寿町2丁目南	④寿町2丁目 ⑤仙波町4丁目氷川		
	用途廃止	用途廃止	優先的な用途廃止 ①月吉町(簡易耐火) ②藤倉 ③笠幡	
新規整備	(将来ストック量を勘案し当面新規整備は想定しない)			

川越市市営住宅長寿命化計画を基に社会資本マネジメント課作成

優先的な用途廃止と分類された市営住宅(17棟90戸)については、簡易耐火構造であり、すでに耐用年限を超えているため、川越市市営住宅長寿命化計画の期間である2030年度までの用途廃止を目指し、手続きを進めます。

なお、今後の用途廃止に際し、当面は用途廃止後に新たな市営住宅の整備はせず、既存の市営住宅を改修し、住宅機能の集約を図ることや、民間賃貸住宅の活用により、将来需要に対応した必要戸数を確保します。

【図表 130 今後の方向性の検討フロー図】



(再開発住宅店舗)

当施設が再開発事業により設置された経緯を踏まえ、その役割や必要性、活用方策について検討を行ったうえで、必要に応じて施設の対象について検討を行います。

② 保全方針

(市営住宅)

川越市市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に保全を行います。

(再開発住宅店舗)

建築基準法第 12 条点検を含む点検を定期的実施し、適切な維持管理を行います。

(3) 規模・配置について

(市営住宅)

川越市市営住宅長寿命化計画に基づき、更新時に集約や用途廃止を検討します。また、当該計画の見直しや改定を行う際、本市が必要とする市営住宅の量について検討します。

各住戸の整備については、「川越市市営住宅条例施行規則」に記載されている基準とします。

また、川越市立地適正化計画における居住誘導区域外にある市営住宅が4団地あります。そのうちの2団地については用途廃止の対象となっていますが、残りの2団地については、用途廃止を含め検討します。

3 市営住宅などの施設整備計画と今後の見通し

今後10年間の施設整備計画及び今後30年の施設整備の見通しは以下の通りです。

【図表 131 今後10年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数 (2025年度 末時点)	耐震 基準	計画期間	
			2026年度 ～2030年度	2031年度 ～2035年度
月吉町団地（簡易耐火）	60年	旧	用途廃止・除却	
月吉町団地（中層耐火）	57年	旧		更新等の検討
藤倉団地	56年	旧	用途廃止・除却	
笠幡団地	56年	旧	用途廃止・除却	
岸町1丁目南団地	47年	旧	大規模改修	
仙波町2丁目団地	46年	旧	大規模改修	
岸町1丁目東団地	43年	新	大規模改修	
仙波町1丁目南団地	42年	新		大規模改修
仙波町1丁目北団地	41年	新		大規模改修

岸町1丁目カシの木 団地	38年	新		大規模改修
小堤団地	36年	新		大規模改修

※各公営住宅について、最も古い棟の経過年数を示しています。

※市営住宅は原則「公営住宅法施行令」による耐用年限70年での更新を検討します。

【図表 132 今後30年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026年度 ～2035年度	2036年度 ～2045年度	2046年度 ～2055年度
月吉町団地（簡易耐火）	用途廃止・除却		
月吉町団地（中層耐火）	更新等の検討		
藤倉団地	用途廃止・除却		
笠幡団地	用途廃止・除却		
寿町2丁目団地		更新等の検討	
仙波町4丁目氷川団地		更新等の検討	
的場団地		更新等の検討	
岸町1丁目南団地	大規模改修		更新等の検討
仙波町2丁目団地	大規模改修		更新等の検討
岸町1丁目東団地	大規模改修		更新等の検討
仙波町1丁目南団地	大規模改修		更新等の検討
仙波町1丁目北団地	大規模改修		更新等の検討
岸町1丁目カシの木 団地	大規模改修		
小堤団地	大規模改修		

小仙波町 1 丁目団地		大規模改修	
岸町 1 丁目北団地		大規模改修	
寿町 2 丁目南団地		大規模改修	
岸町 3 丁目団地		大規模改修	
月吉町北		賃借契約更新	

F 都市基盤施設

【目次】

- F - 1 自転車駐車場・駐車場
- F - 2 防災施設

余白ページ

F-1 自転車駐車場・駐車場

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（自転車駐車場）

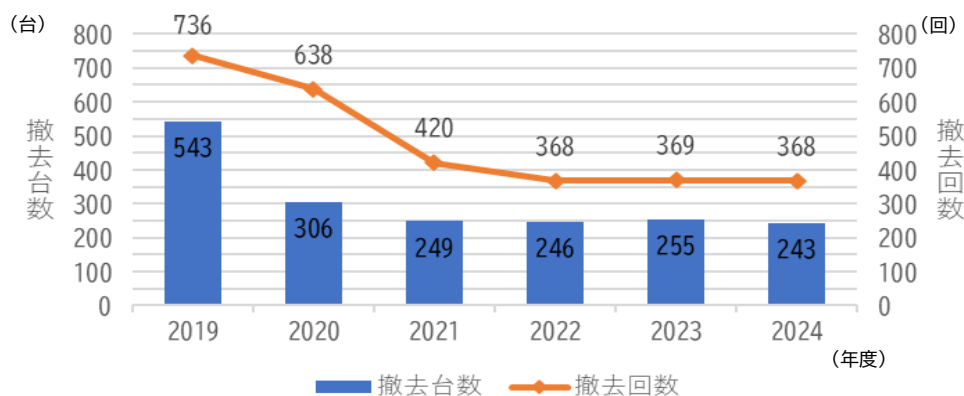
自転車駐車場は、「川越市自転車駐車場条例」に基づき設置された施設で、自転車等²²利用者の利便の増進を図ることによる駅周辺の放置自転車対策として、市営の自転車駐車場を8か所設置しています。

2024年度の年間放置自転車撤去台数は243台で、2019年度と比較すると約55%減少しています（図表133）。また、自転車駐車場の使用料収入は、概ね1億2千万円台で推移していますが、市収入（＝使用料収入－指定管理料）は、近年、減少傾向にあります。

市営自転車駐車場施設は、全て新耐震基準建築物です。2003年度に川越駅西口第一自転車駐車場、2005年度に川越駅西口第二自転車駐車場の外壁と屋上防水の改修を行っています。他の自転車駐車場では、これまで大きな改修等を実施しておらず、施設によっては、鉄部で経年による劣化が生じています。

なお、自転車駐車場は、指定管理者である公益社団法人川越市シルバー人材センターが運営しています。

【図表 133 年間放置自転車撤去台数及び撤去回数の推移（2019～2024年度）】



※撤去回数は、自転車放置禁止区域に指定している市内11駅周辺を中心に実施した、通行の妨げや景観の悪化の原因となる放置自転車の撤去作業や、広報車による周知啓発活動を含む放置自転車対策の延べ実施回数。

²² 自転車等とは、自転車又は原動機付自転車をいう。

(駐車場)

本市が設置している駐車場施設は、「川越駅東口公共地下駐車場条例」に基づき設置された川越駅東口公共地下駐車場の1か所です。労働者派遣契約や業務委託により管理・運営を行っています。

なお、当駐車場の一部は、「川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例」に基づく駐車場となっています。

駐車場施設の年間利用台数及び年間使用料収入は、近年横ばい傾向であります。川越駅東口公共地下駐車場特別会計から一般会計への繰出しを行っています（2024年度は約4,200万円）。

川越駅東口公共地下駐車場は新耐震基準建築物です。2010、2011年度に機械式駐車場の撤去を行っています。また、2015年度に泡消火設備の改修、2016年度にエレベーターの改修工事を実施しています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 134 対象施設一覧（自転車駐車場・駐車場）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	備考
1	川越駅西口第一自転車駐車場	本庁	1981	2,000	—	
2	川越駅西口第二自転車駐車場	本庁	1990	1,025	511	
3	川越駅西口第三自転車駐車場	本庁	2014	984	861	
4	川越駅東口自転車駐車場	本庁	1988	2,251	985	
5	本川越駅前自転車駐車場	本庁	2002	311	—	賃借
6	的場駅前自転車駐車場	霞ヶ関	1988	9	1,063	
7	新河岸駅自転車駐車場	高階	1993	10	1,124	
8	南大塚駅南口自転車駐車場	大東	1992	6	537	全借地
9	川越駅東口公共地下駐車場	本庁	1990	8,790	—	

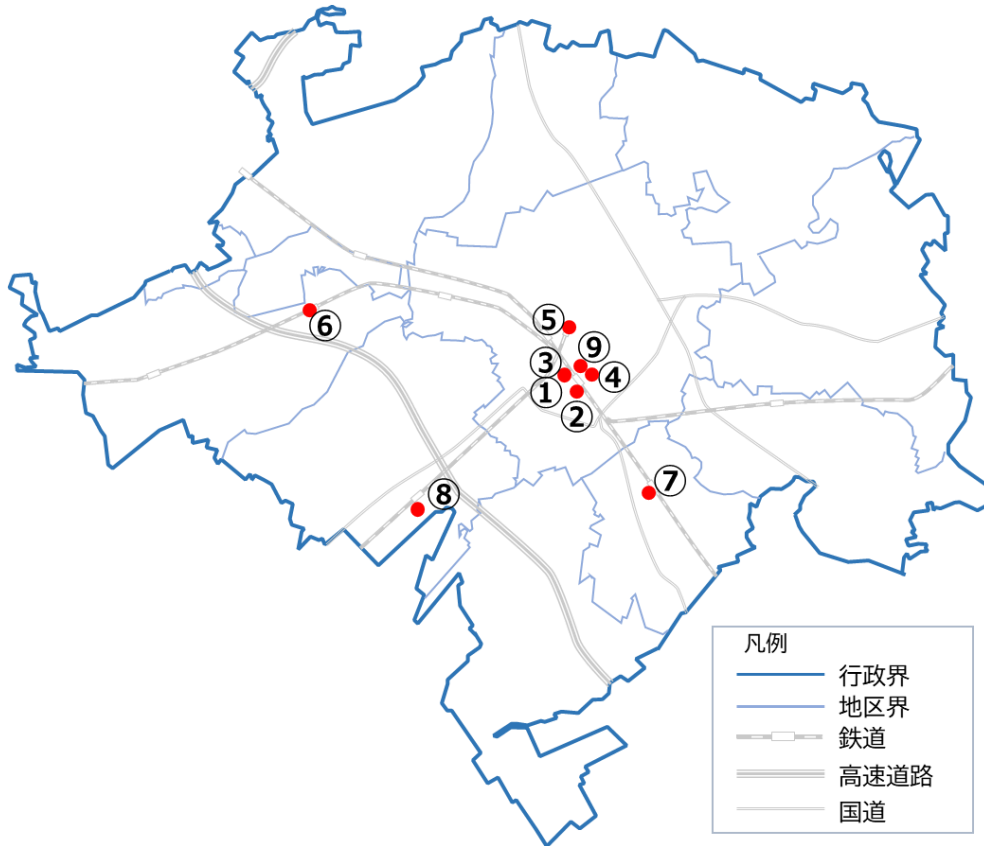
※的場駅前、新河岸駅、南大塚駅南口の各自転車駐車場にある建物は、駐車場管理人のための建物

※川越駅東口公共地下駐車場の敷地面積は、地下の施設のため記載しない。

【図表 135 自転車駐車場運営主体の分類】

自転車駐車場（有料）		※個別施設計画対象施設：市営自転車駐車場	
市営	8 か所	<ul style="list-style-type: none"> 川越駅西口第一自転車駐車場 川越駅西口第二自転車駐車場 川越駅西口第三自転車駐車場 川越駅東口自転車駐車場 本川越駅前自転車駐車場 的場駅前自転車駐車場 新河岸駅自転車駐車場 南大塚駅南口自転車駐車場 	(公社) 川越市シルバー人材センター ↳ 指定管理者 ・ 市営：公設公営 ↳ ただし、本川越駅前自転車駐車場は、自転車駐車場の部分を賃借している（民設公営）
公営	6 か所	<ul style="list-style-type: none"> 霞ヶ関駅南口自転車駐車場 霞ヶ関駅北口自転車駐車場 南古谷駅前自転車駐車場 笠幡駅第一自転車駐車場 笠幡駅第二自転車駐車場 西川越駅自転車駐車場 	(公財) 自転車駐車場整備センター ・ 公営：民設民営 ↳ センターは土地を無償貸借し、自転車駐車場の設置、維持管理、運営を行う。建設費などの償却が終了し、一定期間後、市へ施設が無償譲渡される。
民営	93 か所		・ 民営：民設民営
市営自転車置場（無料）		4 か所	※設置か所数については、2024年10月現在 <ul style="list-style-type: none"> 新河岸駅第一自転車置場 新河岸駅第二自転車置場 南大塚駅南口自転車置場 南大塚駅北口自転車置場

【図表 136 配置図（自転車駐車場・駐車場）】



(3) 自転車駐車場・駐車場の課題

① 駅ごとの自転車利用者数の把握と自転車駐車場の確保（自転車駐車場）

今後も、駅周辺環境整備に寄与するため、継続して放置自転車対策を行うことが必要です。放置自転車の撤去台数は近年横ばいで推移していますが、引き続き駅周辺の自転車駐車需要を注視する必要があります。今後も官民含めた自転車駐車場の需給状況を鑑み、自転車駐車場の確保または集約などの検討が必要です。

② 計画的な施設の保全（自転車駐車場・駐車場）

自転車駐車場は、既に建築後40年を超えている施設もあり、計画的な保全が必要です。

また、川越駅東口公共地下駐車場は、経年劣化による車路の整備やエレベーターなどの設備について、点検を定期的実施し、適切な維持管理を行うことが必要です。

③ 効率的で効果的な運営手法の検討（駐車場）

今後の人口減少に伴う自動車保有者の減少や施設の老朽化が進む中、更なる運営手法の効率化が求められます。

また、周辺の民間駐車場の設置数や利用状況を調査し、適切な料金設定等の検討が必要です。

2 自転車駐車場・駐車場の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

(共通)

今後も安全安心な施設として活用するため、適切な施設の保全が求められます。

(自転車駐車場)

自転車駐車場は、駅周辺に整備することで放置自転車の解消に寄与し、歩行者空間の確保と生活環境の改善につながります。また、駅に近接した自転車駐車場は、自転車と鉄道等の乗り継ぎを容易にし、自家用車利用の抑制や公共交通利用の促進につながります。

(駐車場)

川越駅東口公共地下駐車場は、駐車場不足による違法駐車や交通渋滞の解消に寄与しており、川越駅東口を中心とした駐車場需用に引き続き対応することが求められます。

また、利便性を向上させ、再開発ビル及び川越駅東口周辺の商業集積地への買い物客や事業者の駐車場として市内の商業を支援し、地域産業の振興の促進に寄与することも求められます。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

(自転車駐車場)

自転車駐車場は、自転車駐車場の駐車台数不足の解消や、施設更新の際は、公益財団法人自転車駐車場整備センターや民間自転車駐車場の活用を基本とします。

無料である市営自転車置場については、その在り方について検討します。

(駐車場)

川越駅東口公共地下駐車場は、中長期的な経営の基本計画である「川越駅東口公共地下駐車場経営戦略²³」を2025年度に改定しました。この中で、指定管理者制度といった民間活力の活用を検討するなど、効率的で効果的な運営手法の検討を進めていきます。

② 保全方針

(自転車駐車場)

自転車駐車場は、適切な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行います。なお、自転車駐車場のうち、管理人等が使用する小規模な建物については、事後保全での対応とします。

(駐車場)

川越駅東口公共地下駐車場は、適切な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行います。

²³ 経営戦略とは、中長期的な視点から経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に資するため、収入と支出を均衡させた「投資・財政計画」を中心とした経営の基本計画のこと。総務省通知により、技術的助言として策定を要請されている。

(3) 規模・配置について

(自転車駐車場)

各駅に設置しており、駅周辺の放置自転車撤去台数は一定の水準にとどまっています。

(駐車場)

川越駅東口に設置しており、駐車場附置義務駐車場としての役割も備えています。

3 自転車駐車場・駐車場の施設整備計画と今後の見通し

今後 10 年間の施設整備計画及び今後 30 年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 137 今後 10 年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数 (2025 年度 末時点)	耐震 基準	計画期間	
			2026 年度 ～2030 年度	2031 年度 ～2035 年度
川越駅西口 第一自転車駐車場	44 年	新	大規模改修	
川越駅西口 第二自転車駐車場	35 年	新	大規模改修	
川越駅西口 第三自転車駐車場	11 年	新		中規模修繕
川越駅東口 自転車駐車場	37 年	新	大規模改修	
川越駅東口 公共地下駐車場	35 年	新	大規模改修	

※施設を使用する期間の目安となる耐用年数は、旧耐震基準の施設を 65 年、新耐震基準の施設を 65 年超としています。

- (※1) 本川越駅前自転車駐車場は、賃借施設のため、必要に応じて設備の保全を行います。
- (※2) 的場駅前、新河岸駅、南大塚駅南口の各自転車駐車場にある建物は、管理人等が使用する小規模な建物のため、事後保全での対応とします。

【図表 138 今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度 ～2035 年度	2036 年度 ～2045 年度	2046 年度 ～2055 年度
川越駅西口 第一自転車駐車場	大規模改修		中規模修繕
川越駅西口 第二自転車駐車場	大規模改修		中規模修繕
川越駅西口 第三自転車駐車場	中規模修繕		大規模改修
川越駅東口 自転車駐車場	大規模改修		中規模修繕
本川越駅前 自転車駐車場（※1）			
的場駅前 自転車駐車場（※2）			
新河岸駅 自転車駐車場（※2）			
南大塚駅南口 自転車駐車場（※2）			
川越駅東口 公共地下駐車場	大規模改修		中規模修繕

- （※1） 本川越駅前自転車駐車場は、賃借施設のため、必要に応じて設備の保全を行います。
- （※2） 的場駅前、新河岸駅、南大塚駅南口の各自転車駐車場にある建物は、管理人等が使用する小規模な建物のため、事後保全での対応とします。

余白ページ

F-2 防災施設

1 施設の概要など

(1) 施設概要

本市では、災害時に備えた食料や生活必需品などの保管のため、災害備蓄庫 14 か所、備蓄品保管室 67 か所を設置しています。備蓄品保管室は、避難所となる小中学校、市立川越高等学校や教育センター等に設置しており、23 か所は別棟で、44 か所は校舎内等に設置しています。

また、災害用給水井戸を小中学校等の敷地内に 22 か所、飲料水兼用耐震性貯水槽を 1 か所設置しています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、下記のとおりです。

【図表 139 対象施設一覧（防災施設）】

施設の種類	設置数	
災害備蓄庫	14	
備蓄品保管室	67	23 (別棟で設置)
		44 (校舎内等に設置)
災害用給水井戸等	23	

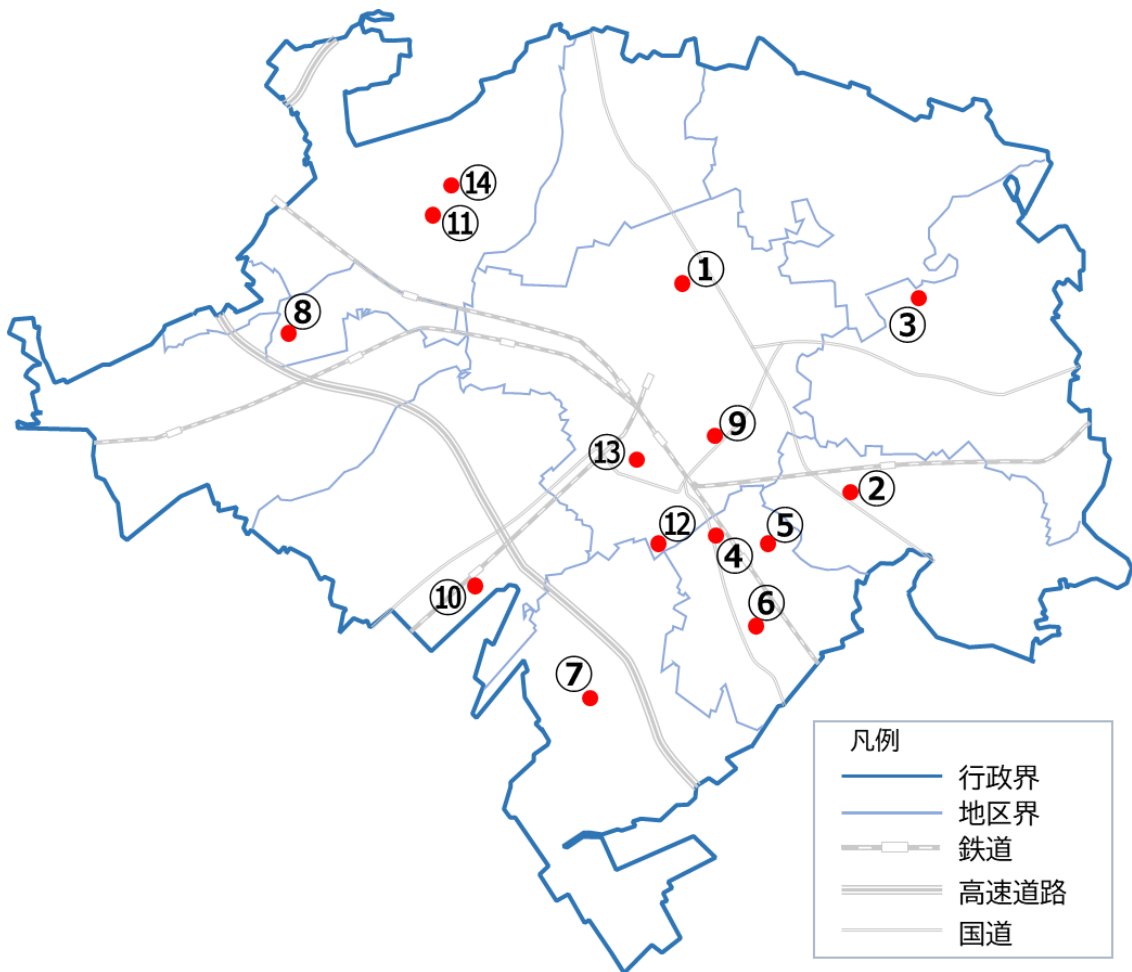
【図表 140 災害備蓄庫一覧】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	宮下備蓄庫	本庁	1996	309	—	初雁中学校敷地内
2	南古谷備蓄庫	南古谷	1994	13	—	並木西町公園敷地内
3	古谷備蓄庫	古谷	1984	95	—	
4	高階第1備蓄庫	高階	1992	59	—	
5	高階第2備蓄庫	高階	1992	52	137	全借地
6	高階第3備蓄庫	高階	1993	13	—	
7	福原備蓄庫	福原	1986	48	—	
8	霞ヶ関北備蓄庫	霞ヶ関北	1992	53	165	
9	仙波備蓄庫	本庁	1981	117	471	
10	大東備蓄庫	大東	1985	66	—	南台ふじみ公園敷地内
11	名細備蓄庫	名細	1983	108	—	鯨井第2児童遊園敷地内
12	岸町備蓄庫	本庁	1982	142	432	
13	ウエスタ川越備蓄庫	本庁	2015	100	—	ウエスタ川越内
14	なぐわし公園備蓄庫	名細	2012	340	—	なぐわし公園 温水利用型健康運動施設 (PiKOA) 内

※建築年度や面積は「川越市地域防災計画」による

※備蓄品保管室や災害用給水井戸等の施設諸元は、施設数が多いため割愛

【図表 141 配置図（防災施設）】



※災害備蓄庫のみ記載

(3) 防災施設の課題

防災施設は、災害時の備えとして必要な時に適切に活用できることが求められます。

2 防災施設の施設整備の基本的な方針

・ 施設整備の基本的な方針

災害備蓄庫、備蓄品保管室や災害用給水井戸等は、劣化状況に応じた保全を行います。

余白ページ

G 行政関連施設

【目次】

- G-1 市民センターなど
- G-2 庁舎関連施設
- G-3 環境衛生関連施設
- G-4 給食施設
- G-5 葬祭施設

余白ページ

G-1 市民センターなど

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

市民センターは、「地方自治法」に規定する出張所として「川越市市民センター条例」に基づき設置された施設で、地域における市民の自主的な活動を支援し、市民及び市が協働して行う地域づくりを推進するとともに、地域における行政の窓口として市民の利便に供することを目的としています。

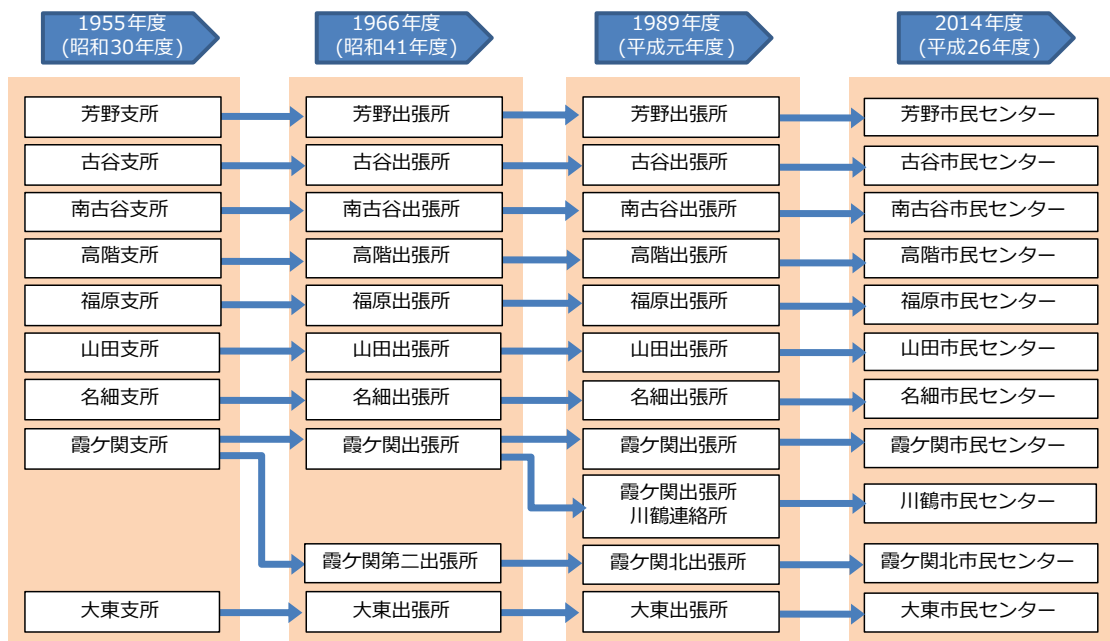
この目的を達成するため、併設公民館が連携して、地域活動の支援及び地域づくりを推進しています。

1955年度の近隣9村合併に伴い、各村にあった役場を支所とし、1961年度に出張所（芳野、古谷、南古谷、高階、福原、山田、名細、霞ヶ関、大東）へと移行しました。

その後、1966年度に霞ヶ関第二出張所（後の霞ヶ関北出張所）を、1989年度に霞ヶ関出張所川鶴連絡所を設置しました。

2014年度から、地域活動の主体となっている自治会が構成する自治会連合会支会を単位として、出張所10か所及び連絡所1か所の計11か所が、市民センターへ移行しています。

【図表 142 市民センターの設置経緯】



② 利用状況など

市民センターは、住民異動や印鑑登録、戸籍、国民年金、国民健康保険、児童手当、マイナンバーカード、市税等徴収など各種行政手続のための窓口と、自治会などを始めとした地域活動団体などのコミュニティの場として利用されています。

また、災害時における地域の防災拠点としての機能を有しています。

※併設公民館の利用状況などについては、「B-1 公民館」に記載しています。

③ 施設の整備状況

市民センターは、1969 年度から 2025 年度までに建築され、旧耐震基準建築物が 6 施設あり、そのうち 3 施設は建築後 50 年以上経過しています。旧耐震基準建築物の市民センターは、耐震補強工事を行い、耐震性能を確保しています。

市民センターは、公民館との複合施設ですが、高階市民センターは公民館のほかに図書館及び児童館と、霞ヶ関市民センターは公民館のほかに小学校とも併設しています。霞ヶ関北市民センターは、霞ヶ関北公民館と離れていましたが、霞ヶ関北公民館の移転・新築に伴い、2025 年度に複合施設になっています。

併設公民館にある貸室は、主に会議室、講座室、和室、実習室で構成され、音楽室や工芸室、軽体育室（多目的室含む）、プレイルームを設置している併設公民館もあります。

2007 年度以降に建築した 4 つの市民センター（高階、名細、霞ヶ関北、大東）では、窓口業務及び公民館業務等を一体運用するために、事務室を一つにしています。

市民センターは、老朽化している施設も多く、安全安心や施設運営の維持のため、改修工事を実施しています。

なお、芳野市民センターは、本計画に基づき更新を進めています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 143 対象施設一覧（市民センター）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	芳野市民センター	芳野	1969	571	1,494	更新整備中
2	古谷市民センター	古谷	1970	722	1,597	
3	南古谷市民センター	南古谷	1976	751	1,827	
4	高階市民センター	高階	2007	4,443	8,417	高階図書館、高階児童館との複合 内 2,066 ㎡借地
5	福原市民センター	福原	1978	1,137	2,102	
6	山田市民センター	山田	1971	715	900	内 134 ㎡借地
7	名細市民センター	名細	2009	1,697	5,984	
8	霞ヶ関市民センター	霞ヶ関	1976	—	—	霞ヶ関小学校との複合
9	川鶴市民センター	川鶴	1988	1,105	2,542	
10	霞ヶ関北市民センター	霞ヶ関北	2025	1,055	5,837	
11	大東市民センター	大東	2013	1,962	6,692	内 3,926 ㎡借地

※施設順は、「川越市市民センター条例」による

※高階市民センターの延床・敷地面積は、他の複合施設を含めた面積を記載

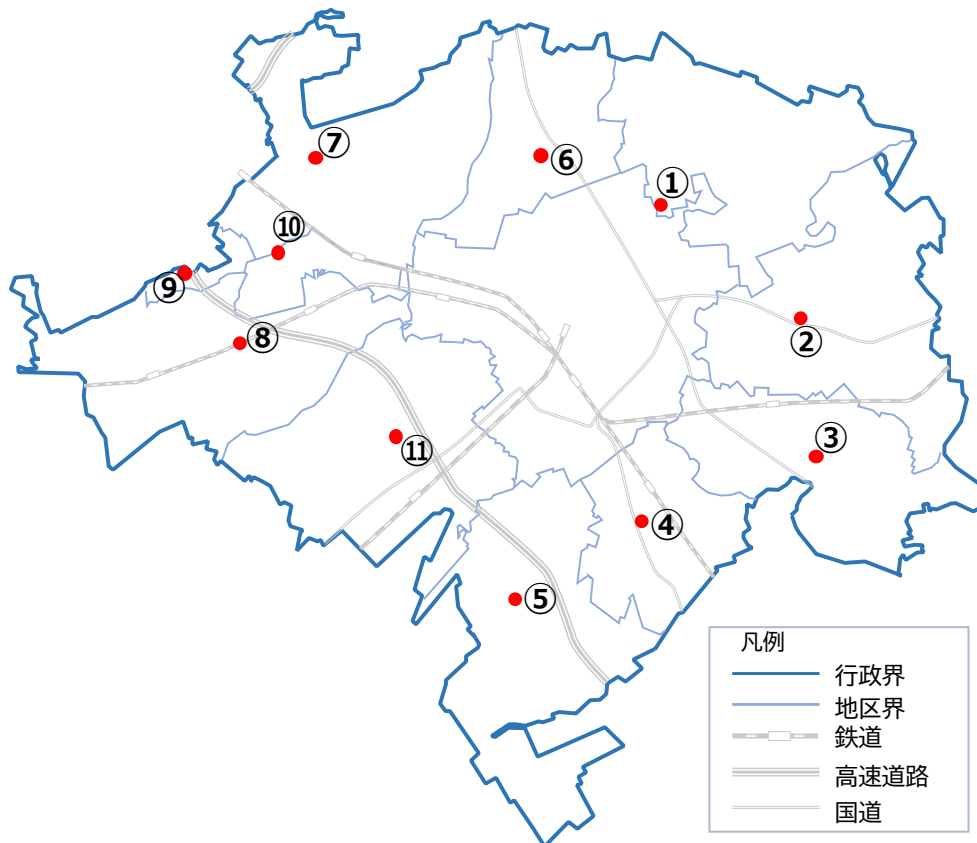
※霞ヶ関市民センターの延床・敷地面積は、霞ヶ関小学校に含めて記載

【図表 144 その他施設（連絡所）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
—	川越駅西口連絡所	本庁	—	179	—	賃借

※川越駅西口連絡所は、賃借している建物に設置しているため、個別施設計画の対象外とする。

【図表 145 配置図（市民センター）】



(3) 市民センターの課題

① 老朽化した施設の整備

市民センターは、11 施設中、旧耐震基準建築物が6 施設、そのうち建築後 50 年以上経過している施設が3 施設と老朽化が進んでおり、部位や設備の修繕件数が増加しています。

市民センターは地域防災拠点として位置付けられていることから、必要などきに必要な機能が適切に提供されるよう、計画的な保全や更新等の検討を行う必要があります。

② 運営の効率化の推進

市民センターでは、窓口業務や地域活動支援業務と公民館業務を一体的な組織体制のもとで運営していますが、2007 年度以降に建築した4つの市民センター（高階、名細、霞ヶ関北、大東）以外の市民センター（芳野、古谷、南古谷、福原、山田、霞ヶ関、川鶴）の事務室は、併設公民館の事務室と別々に配置しています。

市民センターの更新を検討する際、業務を効率的に運営するための検討が必要です。

③ 利用者ニーズに対する検討

各市民センター間で、地区人口あたりの各種行政手続きに係る窓口取扱件数に差があります。

また、マイナンバーカードを活用したオンライン手続きや、コンビニエンスストア等での公的証明書交付などがさらに普及することで、行政窓口の在り方も変化することが考えられます。

加えて、併設公民館でも、貸室（講座室や和室等）により使用率に差が見られます。

市民センターの更新にあたっては、利用者のニーズや提供する行政サービスを考慮した、施設の規模や部屋の構成を検討する必要があります。

2 市民センターの施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

市民センターは、市民生活に関わりが深い行政サービスを提供する機能のほかに、地域コミュニティの活性化を図り、地域における市民の自主的な活動を支援し、地域づくりを推進するという地域活動支援の機能や、災害時における地域の防災拠点としての機能を有していることから、地域コミュニティの拠点となる施設です。

なお、情報化の進展や少子高齢化、人口減少などの社会状況の変化により、利用者のニーズや提供する行政サービスは変化することが想定されます。行政サービスのデジタル化により、窓口に来なくても自宅等でできる手続きが増える一方、デジタル機器の操作に不慣れな方に対しては今後も窓口における行政サービスの提供が必要です。また、近年希薄になりがちな人と人とのつながりを生み出し、地域コミュニティを活性化する場所としての役割は、今後も必要とされることが見込まれます。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

市民センターは、地区ごとに設置しているため、市内に11施設あり、老朽化が進んでいる施設もあることから、計画的に更新等を行います。

市民センターの更新等にあたっては、社会状況の変化を見極めつつ、地域の人口や周辺の公共施設の設置状況を考慮して規模や配置を検討します。

また、学校などの周辺の公共施設との複合化や、地域内の施設にある類似した用途の部屋との重複の解消についても検討します。

② 保平方針

市民センターは、地域コミュニティの拠点となる施設であるため、計画的に保全を実施し、長寿命化を図ります。

(3) 規模・配置について

① 規模について

市民センターは、併設公民館と一体で更新します。更新の際、市民センターで必要となる部屋は、併設公民館の部屋と共用することを原則とします。

また、施設の規模については、職員が執務を行うために必要な部屋と公民館における社会教育事業に必要な部屋を充足する広さを基本とし、標準的な市民センターの規模を設定します。

その上で、地域内の既存類似施設の有無や新しいニーズへの対応等、地域の実情を加味して、その規模を検討します。

検討にあたっての考え方や標準的な施設規模は以下のとおりとします。

【図表 146 標準的な市民センターの規模】

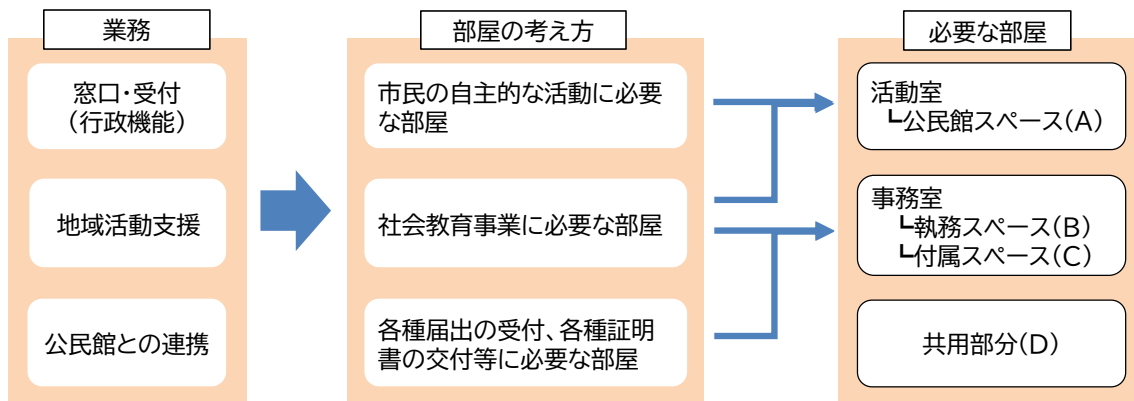
部屋		職員数		
		～7名	8～14名	15名～
活動室	会議室・和室・実習室	285㎡(標準)		
事務室	事務室・会議室・更衣室等	160㎡	220㎡	280㎡
共用部分	倉庫・トイレ・玄関ホール等	400㎡	440㎡	470㎡
延床面積		845㎡	945㎡	1,035㎡

市民センターの規模の考え方は以下のとおりです。

(ア) 市民センターにおける必要な部屋

市民センターに求められる基本的な業務を窓口・受付業務、地域活動支援業務及び公民館との連携と整理し、市民センターに必要な部屋を「活動室」と「事務室」、それらをつなぐ「共用部分」としました。

【図表 147 市民センターにおける必要な部屋】



「活動室」は、公民館スペース（A）で構成しています。

- ・ 公民館スペース（A）…公民館（社会教育活動を行う場）で必要な会議室、講座室及び実習室などに相当するスペース

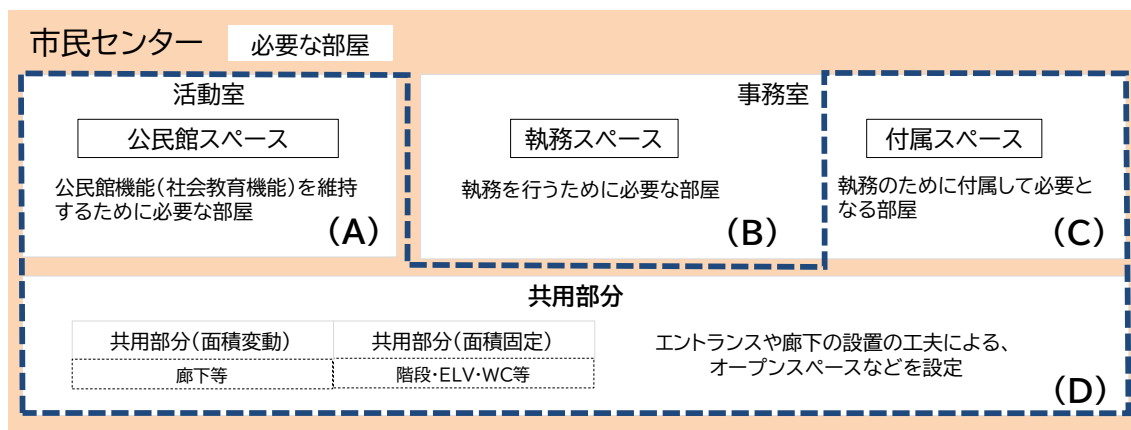
「事務室」は、執務スペース（B）と付属スペース（C）で構成しています。

- ・ 執務スペース（B）…窓口・受付業務、地域活動支援業務及び公民館業務などに従事する職員が執務を行うスペース
- ・ 付属スペース（C）…執務スペースに付属する会議室、相談室及び更衣室などのスペース

共用部分（D）は、一定の面積が必要となるもの（階段、エレベーター、トイレなど）と、施設規模や部屋の配置により面積が変動するもの（廊下など）に大別されます。

なお、（A）、（C）及び（D）（共用部分のうち、施設規模で面積が変動する空間）を活用して、施設効用を高める工夫をします。

【図表 148 市民センターの構成要素】



⇒(A)+(C)+(D)を活用して、多用途に利用

(イ)市民センターの施設規模(延床面積)

活動室の諸室の面積等は、標準的な市民センターの規模としますが、利用者が使い易い空間となるよう部屋の検討を行います。

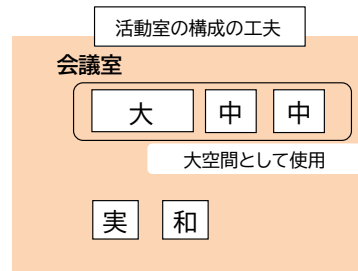
(配置の例)

- ・大会議室と2つの中会議室を隣接させて可動間仕切壁等で構成することで、大空間としても使用が可能
- ・大会議室を二分割すると合計4つの中会議室としても使用が可能

公民館スペース(A)の面積の考え方

- 活動室の諸室の面積等は下表を標準仕様とし、大会議室と2つの中会議室は、隣接させて可動間仕切壁等で構成することにより、200㎡の大空間としても使用を可能とするなど、利用者が使い易い空間とします。
- 大会議室を二分割し、2つの中会議室として使用することも考えられます。

スペース	面積	数	小計	合計
大会議室	100㎡	1	100㎡	285㎡
中会議室	50㎡	2	100㎡	
実習室	50㎡	1	50㎡	
和室	35㎡	1	35㎡	



執務スペース(B)と付属スペース(C) の面積の考え方

- 窓口・受付業務、地域活動支援業務及び公民館業務を一体運用できるようワンフロアー化を図ります。面積については、「総務省 平成22年度地方債同意等基準運用要綱」を参考として、職員数から算出される規模とします。

スペース	職員数		
	～7名	8～14名	15名～
執務スペース(B)	90㎡	120㎡	150㎡
付属スペース(C) (会議室・相談室等)	70㎡	100㎡	130㎡
合計	160㎡	220㎡	280㎡

- ※ 1. 執務スペース面積は、職員1人あたり4.5㎡を基準に役職による加算をして算出
- 2. 付属スペース面積は、執務スペース面積の概ね85%(直近の市有施設実績)で算出

共有部分(D) の面積の考え方

スペース	職員数		
	～7名	8～14名	15名～
倉庫 ※1	50㎡	60㎡	70㎡
トイレ・階段等 ※1	130㎡(固定)		
廊下・玄関ホール+ オープンスペース ※2	220㎡	250㎡	270㎡
合計	400㎡	440㎡	470㎡

- ※1. 「共用部分(倉庫、トイレ・階段等)」は、直近の市有施設の実績を参考に算出
- 2. 「共用部分(廊下・玄関ホール等)」は、その部分を除いた延べ床面積の概ね35%(直近の市有施設実績)で算出

② 配置について

当面の間は、現在の地区に配置（1地区1施設）することとしますが、将来的には、地域のコミュニティ、日常生活圏、歴史的沿革等を勘案して更新を検討します。

3 市民センターの施設整備計画と今後の見通し

今後 10 年間の施設整備計画及び今後 30 年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 149 今後 10 年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数 (2025 年度 末時点)	耐震 基準	計画期間	
			2026 年度 ～2030 年度	2031 年度 ～2035 年度
芳野市民センター	56 年	旧	更新	
古谷市民センター	55 年	旧	更新等の検討	
高階市民センター	18 年	新	中規模修繕	
山田市民センター	54 年	旧		更新等の検討
名細市民センター	16 年	新	中規模修繕	
川鶴市民センター	37 年	新	大規模改修	
大東市民センター	12 年	新		中規模修繕

※施設を使用する期間の目安となる耐用年数は、旧耐震基準の施設を 65 年、新耐震基準の施設を 65 年超としています。

※古谷市民センター、山田市民センターについては、前期個別施設計画から継続して取り組んでいます。

【図表 150 今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度 ～2035 年度	2036 年度 ～2045 年度	2046 年度 ～2055 年度
芳野市民センター	更新		中規模修繕
古谷市民センター	更新等の検討		
南古谷市民センター		更新等の検討	
高階市民センター	中規模修繕		大規模改修
福原市民センター		更新等の検討	
山田市民センター	更新等の検討		
名細市民センター	中規模修繕		大規模改修
霞ヶ関市民センター		更新等の検討	
川鶴市民センター	大規模改修		中規模修繕
霞ヶ関北市民センター		中規模修繕	
大東市民センター	中規模修繕		大規模改修

余白ページ

G-2 庁舎関連施設

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（市役所本庁舎、東庁舎、庁舎分室、郭町公用車管理棟、小仙波庁舎）

市役所の位置は、「川越市役所の位置を定める条例」で定められています。市役所本庁舎は本市の行政施設の核であり、議場を設置している施設であるとともに、防災拠点施設・選挙期日前投票所・納税申告会場など、多様な利用がなされています。

東庁舎及び庁舎分室は、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員事務局、農業委員会、総合政策部1課等が使用しています。郭町公用車管理棟は、車両管理として使用しています。小仙波庁舎は、旧川越市医師会看護専門学校の校舎を転用した施設であり、建設部6課が使用しています。

市役所本庁舎は旧耐震基準建築物で、2013年度から2015年度に耐震補強工事、2020年度から2022年度に空調設備の改修、2022年度に照明設備のLED化を実施しています。東庁舎は、新耐震基準建築物で、2021年度に空調設備の改修、2024年度に照明設備のLED化を実施しています。小仙波庁舎は、新耐震基準建築物で、2020年度と2022年度に空調設備の改修、2024年度に照明設備のLED化を実施しています。

（保健所、総合保健センター）

保健所及び総合保健センターは、「地域保健法」及び「川越市保健所条例」に基づき設置された施設です。保健所は、対人保健サービスや対物保健サービス等を提供し、市民の健康と安全を守るための拠点として設置しており、保健医療部4課が使用しています。総合保健センターは、本格的な少子高齢化、疾病構造の変化等々に対応するため、市民の健康づくりの拠点として設置しており、保健医療部2課及びこども未来部1課が使用しています。

また、総合保健センターには、ふれあい歯科診療所が設置され、障害のある方への歯科診療のほか、一般的な歯科診療を実施しています。

（動物管理センター）

動物管理センターは、「狂犬病予防法」や「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき設置された施設で、犬や猫等の抑留・収容のための施設です。

(収集管理棟)

収集管理棟は、一般廃棄物の収集運搬を円滑に行うための施設で、塵芥車の車庫、職員控室、更衣室、浴室等の設備があり、事務室は環境部2課が使用しています。

(計量検査所)

計量検査所は、「計量法」に基づき取引・証明に使用する計量器(はかり)が正しい値を示すことができるかを検査するための施設です。

(公園管理事務所)

公園管理事務所は、公園や緑地の維持管理、清掃、施設点検、施設利用の受付・案内などを行っています。

(上戸公園管理詰所)

上戸公園管理詰所は、主に上戸緑地の維持管理、清掃、施設点検、植栽管理、施設利用の受付・案内などを行っています。

(川越駅西口まちづくり推進室、新河岸駅周辺地区整備事務所)

川越駅西口まちづくり推進室は、都市計画部1課が使用し、川越駅西口市有地利活用事業や川越駅西口周辺の都市計画道路等の整備などを進めています。

新河岸駅周辺地区整備事務所は、都市計画部1課が使用し、新河岸駅を中心とした都市基盤の整備を進めています。

(道路管理事務所)

道路管理事務所は、道路の維持補修を行うための資材や車両置き場と作業員の事務室を設置しています。

(教育センター、教育センター第一分室(リバーラ)、教育センター第二分室)

教育センター、教育センター第一分室(リバーラ)、教育センター第二分室は、「川越市立教育センター条例」に基づき設置された施設で、教育の充実及び振興を図ることを目的とし、教職員の研修や教育相談、就学相談等を実施しています。教育センターは旧古谷東小学校校舎、第一分室は旧第三学校給食センター、第二分室は旧あけぼの・ひかり児童園園舎を転用して活用しています。

なお、教育センター第一分室(リバーラ)は、旧耐震基準建築物で、2000年度に耐震補強工事を実施しています。

(学校環境衛生検査センター)

学校環境衛生検査センターは、「学校保健安全法」に基づき児童生徒の健康の保持と増進を図るための環境衛生検査、安全及び保健に関する調査、研究を行っています。

(倉庫)

庁舎関連の倉庫として、神明町倉庫、三久保町倉庫、仙波4丁目倉庫などがあり、複数の部署が物品等の保管として利用しています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 151 対象施設一覧（庁舎関連施設）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	備考
1	市役所本庁舎	本庁	1972	12,019	12,298	
1a	東庁舎	本庁	2002	1,812	—	
1b	庁舎分室	本庁	1985	1,069	—	
1c	郭町公用車管理棟	本庁	2003	350	2,327	内 508 m ² 借地
2	市役所小仙波庁舎	本庁	1988	1,647	1,939	全借地
3	保健所	本庁	2003	3,072	3,855	全借地
4	総合保健センター	本庁	1998	4,481	8,090	全借地
4a	ふれあい歯科診療所	本庁				
5	動物管理センター	本庁	1983	427	998	
6	収集管理棟	名細	2009	2,707	—	資源化センター敷地内
7	計量検査所	本庁	1979	245	1,239	
8	公園管理事務所	本庁	2001	166	44,757	内 145 m ² 借地
9	上戸公園管理詰所	名細	1981	114	332	
10	川越駅西口まちづくり推進室	本庁	2008	265	1,455	全借地
11	新河岸駅周辺地区整備事務所	高階	1992	204	2,062	
12	道路管理事務所	本庁	1990	900	2,812	全借地
13	教育センター	古谷	1986	5,973	12,231	
14	教育センター第一分室	霞ヶ関北	1977	676	—	
15	教育センター第二分室	本庁	1983	1,059	3,200	
16	学校環境衛生検査センター	本庁	1982	254	455	全借地

※総合保健センターの延床面積には、ふれあい歯科診療所を含む。

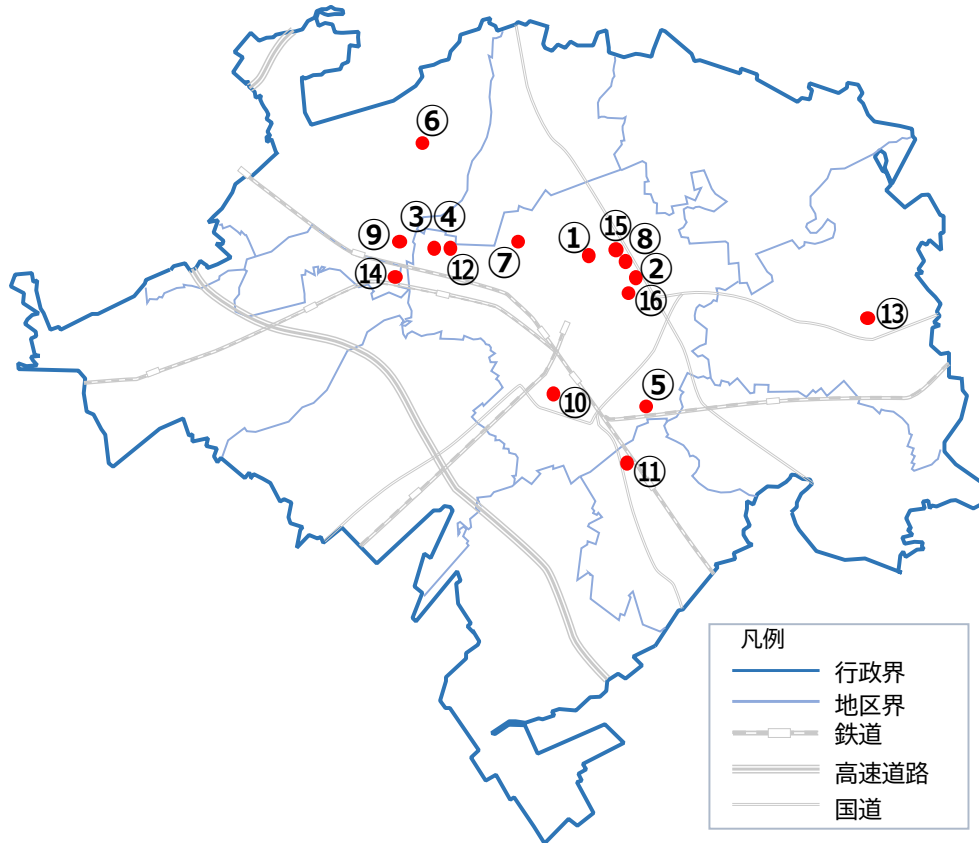
※収集管理棟の敷地面積は、資源化センターに含めて記載

※公園管理事務所の敷地面積は、初雁公園の公園供用面積を記載

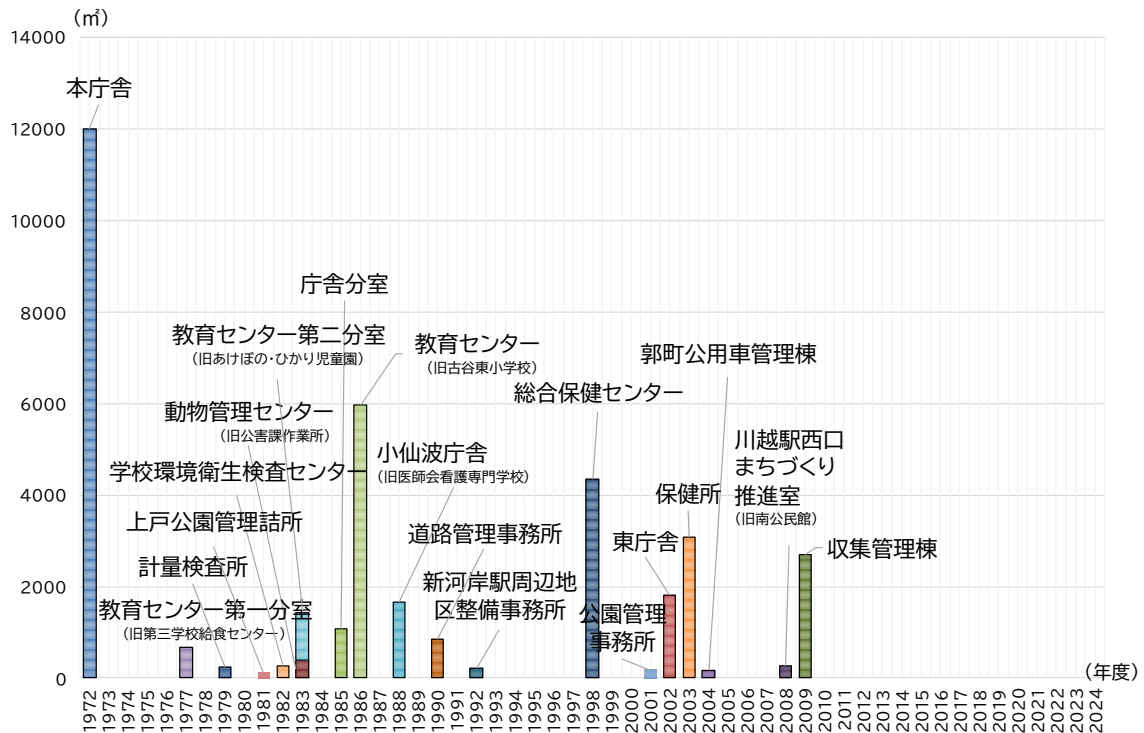
※教育センター第一分室の敷地面積は、さわやか活動館に含めて記載

※教育センター第二分室の敷地面積は、みよしの支援センターを含む。

【図表 152 配置図（庁舎関連施設）】



【図表 153 庁舎関連施設の建築年度と延床面積】



※括弧の中にある施設名は、転用前の施設名を表す

(3) 庁舎関連施設の課題

① 計画的な施設の保全

庁舎関連施設は、多くの市民の方々が申請や相談等のサービスを受けるために使用する施設です。市民サービスを継続的に提供するために、改修工事等の実施の際、業務を行いながらの改修を行うこととなることから、改修のスケジュール等については、計画的な対応が必要です。

加えて、個人情報や税情報、都市計画の情報など、多くの情報が集積しています。平常時だけではなく、災害発生時においても、庁舎関連施設が適正に機能することが、市民等の生命・財産を守ることに大きく寄与することから、施設を適正に維持管理することが必要です。

② 狭あい化・分散化に対する検討

市役所本庁舎は、現在の庁舎が開庁した1972年度以降、人口増加・中核市への移行・行政需要の多様化に対応するため、組織の拡大やOA機器の普及を進めたことにより事務スペースの狭あい化が進んでいます。これに対処するため、庁舎機能の一部を敷地外へ移転したことで、庁舎機能が分散しました。これにより、市民が利用しづらい状況にあるだけでなく、各課間の事務連絡・会議開催等について、事務の効率化・迅速化を妨げている状況です。

2 庁舎関連施設の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

庁舎関連施設は、本市の行政施設の核である市役所本庁舎のほか、市民の安全や健康を守り健康づくりの拠点である保健所・保健センター、教育相談や就学相談等を行う教育センターなど、多岐にわたる行政サービスを提供するために必要な施設です。また、多様化する市民ニーズや複雑化する行政課題、情報化の進展など、社会情勢の変化に伴い、庁舎関連施設に求められている機能は大きく変化しています。

感染症対応などの新たな行政サービスや災害が発生した際に迅速かつ柔軟に対応できるスペースの確保、個人情報等を扱う執務スペースのセキュリティ機能の向上、利用者が休憩等に使えるパブリックスペースの確保、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの実現、省エネルギー技術や再生可能エネルギーによる環境負荷の軽減など、多様な設備や機能が求められています。また、庁舎関連施設に求められるものは今後も変化することが見込まれます。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

(市役所（本庁舎、東庁舎、庁舎分室、郭町公用車管理棟、小仙波庁舎）)

市役所本庁舎は、更新に合わせて分散した庁舎機能の集約化について検討するとともに、今後の情報化社会の変化を見据え、必要な施設規模の検討を行います。

東庁舎・庁舎分室・郭町公用車管理棟・小仙波庁舎は、本庁舎の更新の検討の際、施設の集約化について検討を行います。

(動物管理センター)

動物管理センターは、更新時に施設の位置や規模について、検討を行います。

(収集管理棟)

収集管理棟は、資源化センターの更新を検討する際、当該施設の在り方について検討を行います。

(計量検査所)

計量検査所は、他の公共施設の更新等の機会に合わせて複合化を検討します。

(公園管理事務所)

公園管理事務所は、初雁公園整備区域内にあり、駐車場予定地となっているため、整備事業着手までに移転します。

(教育センター第一分室、教育センター第二分室)

教育センター第一分室及び第二分室は、他の施設との共用化や多機能化を検討します。また、学校施設などの更新等の機会に合わせて複合化を検討します。

(学校環境衛生検査センター)

学校環境衛生検査センターは、現在の敷地が借地であることや、利用内容が、学校の水質検査等であることを踏まえ、他の施設への複合化を検討します。

(倉庫)

倉庫については、今後、遊休施設が生じ、その利活用を検討する際には、倉庫の集約化についても検討を行います。

② 保全方針

(共通)

庁舎関連施設は、継続的な市民サービスを提供するため、計画的な維持管理に努めます。

(市役所（本庁舎、東庁舎、庁舎分室、郭町公用車管理棟、小仙波庁舎）)

市役所本庁舎は、2015年度に耐震補強工事、2022年度に空調設備及び照明設備改修工事が完了しました。今後は給排水設備改修工事の実施や更新の時期を見据えた適切な保全を行います。

東庁舎・庁舎分室・郭町公用車管理棟・小仙波庁舎は、今後も適切な維持管理を行います。また、本庁舎との集約化の検討状況を踏まえ、計画的に改修を行います。

(保健所、総合保健センター)

保健所及び総合保健センターは、適切な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行います。

(動物管理センター)

動物管理センターは、更新の時期を見据え、適切な維持管理を行います。

(収集管理棟)

収集管理棟は、今後も適切な維持管理を行います。

(計量検査所)

計量検査所は、今後も適切な維持管理を行います。

(公園管理事務所、上戸公園管理詰所)

公園管理事務所及び上戸公園管理詰所は、今後も適切な維持管理を行います。

(川越駅西口まちづくり推進室、新河岸駅周辺地区整備事務所)

川越駅西口まちづくり推進室及び新河岸駅周辺地区整備事務所は、設置目的である事業が完了するまで、施設の維持管理を続け、事業完了後は用途を廃止します。

(道路管理事務所)

道路管理事務所は、今後も適切な維持管理を行います。

(教育センター、教育センター第一分室、教育センター第二分室)

教育センター、教育センター第一分室及び教育センター第二分室は、適切な維持管理を行います。また、教育センターは、計画的に改修を行います。

(倉庫)

倉庫については、事後保全での対応とします。

(3) 規模・配置について

社会情勢の変化に伴い、庁舎関連施設に求められている機能は大きく変化しています。更新を検討する際は、今後の情報化社会の変化を見据え、必要な施設規模の検討を行います。

3 庁舎関連施設の施設整備計画と今後の見通し

今後 10 年間の施設整備計画及び今後 30 年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 154 今後 10 年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数 (2025 年度 末時点)	耐震 基準	計画期間	
			2026 年度 ～2030 年度	2031 年度 ～2035 年度
本庁舎	53 年	旧	更新等の検討	
小仙波庁舎	37 年	新	大規模改修	
保健所	22 年	新	中規模修繕	
総合保健センター	27 年	新	中規模修繕	
動物管理センター	42 年	新	更新等の検討	
収集管理棟	16 年	新	中規模修繕	
道路管理事務所	35 年	新	大規模改修	
教育センター	39 年	新	大規模改修	
学校環境衛生検査 センター	43 年	新	更新等の検討	

※施設を使用する期間の目安となる耐用年数は、旧耐震基準の施設を 65 年、新耐震基準の施設を 65 年超としています。

※保健所、総合保健センター、学校環境衛生検査センターについては、前期個別施設計画から継続して取り組んでいます。

【図表 155 今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度 ～2035 年度	2036 年度 ～2045 年度	2046 年度 ～2055 年度
本庁舎	更新等の検討		
東庁舎		大規模改修	
庁舎分室		中規模修繕	
郭町公用車管理棟		大規模改修	
小仙波庁舎	大規模改修		中規模修繕
保健所	中規模修繕	大規模改修	
総合保健センター	中規模修繕	大規模改修	
動物管理センター	更新等の検討		
収集管理棟	中規模修繕		大規模改修
計量検査所		更新等の検討	
公園管理事務所		大規模改修	
上戸公園管理詰所		中規模修繕	
川越駅西口 まちづくり推進室	※		
新河岸駅周辺地区 整備事務所	※		
道路管理事務所	大規模改修		中規模修繕
教育センター	大規模改修		中規模修繕
教育センター 第一分室		更新等の検討	

教育センター 第二分室			更新等の検討
学校環境衛生検査 センター	更新等の検討		

※川越駅西口まちづくり推進室、新河岸駅周辺地区整備事務所は、事業が完了するまで事後保全で対応します。

G-3 環境衛生関連施設

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（施設の概要）

環境衛生関連施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき設置された施設で、本市では、中間処理施設が2施設（東清掃センター、資源化センター）、最終処分場が1施設（小畔の里クリーンセンター）、し尿処理施設が1施設（環境衛生センター）の4施設があります。

環境衛生センターは旧耐震基準建築物ですが、その他の施設は、新耐震基準建築物です。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

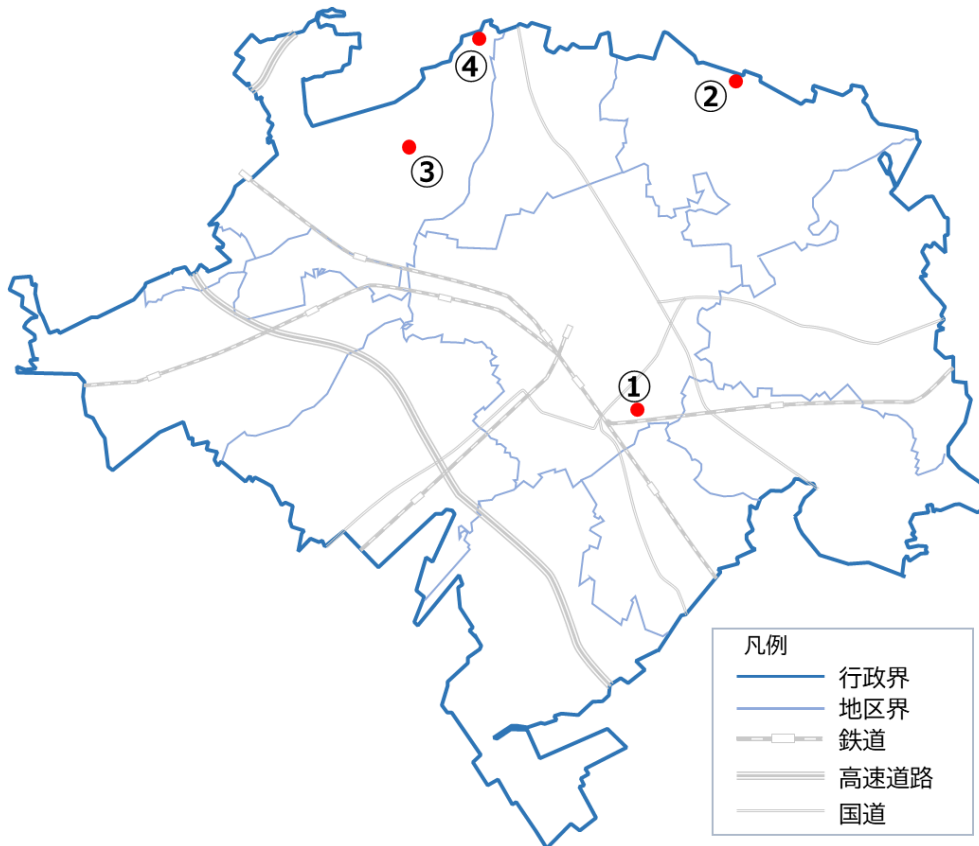
【図表 156 対象施設一覧（環境衛生関連施設）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	備考
1	環境衛生センター	本庁	1979	4,547	12,381	
2	東清掃センター	芳野	1986	8,713	12,324	内1,978 m ² 借地
3	資源化センター	名細	2009	31,277	106,278	環境プラザ（つばさ館）との複合
4	小畔の里クリーンセンター	名細	1988	640	94,723	

※資源化センターの延床面積は、環境プラザ（つばさ館）を含めた面積を記載

※資源化センターの敷地面積は、環境プラザ（つばさ館）及び収集管理棟を含めた面積を記載

【図表 157 配置図（環境衛生関連施設）】



2 環境衛生関連施設の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

環境衛生関連施設は、まちの環境保全には不可欠な施設です。

ごみやし尿等を安定的に処理することは、地域の衛生環境や河川の水質等を保全するうえで極めて重要であり、健康的な市民生活を確保するためには欠かすことのできないサービスです。環境衛生関連施設が機能停止すると地域社会全体に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、機器設備等を適切に維持管理し、安定的に稼働することが求められます。

【図表 158 機器設備の耐用年数等から想定した望ましい更新・改修のサイクル】

	2020～2025年度	2026～2035年度	2036～2045年度	2046～2055年度
東清掃センター 焼却施設 (1986年度) リサイクル施設 (1992年度)	大規模改修 *大規模改修完了後、15～20年の稼働を想定 *今後の方向性を検討		更新 or 大規模改修	
資源化センター (2009年度) 熱回収施設 リサイクル施設 草木類資源化施設		大規模改修 *施設の稼働状況を注視し、今後の方向性を検討	更新 or 大規模改修	
環境衛生センター (1979年度)		更新 *稼働から20年程度で大規模改修を想定 *既存施設の解体を検討		大規模改修
小畔の里 クリーンセンター (1988年度)	*第1期分の水処理施設は適宜改修 *残容率の推移を注視し、必要に応じて、第2期分の造成時期について検討			

.....→ *定期的な保全による維持管理を実施する期間

(2) 施設整備の基本的な方針

環境省が管理・所管するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画とした「環境省インフラ長寿命化計画」を受け、川越市においては、「川越市一般廃棄物処理基本計画」等の上位計画に基づき、本市が管理・所管する廃棄物処理施設における個別施設の維持管理・更新等の具体的対応方針を定める計画として施設の保全計画及び設備更新等の延命化計画を策定し、着実に維持管理・更新等を実施するものとします。

(3) 規模・配置について

川越市一般廃棄物処理基本計画は、時代に見合った適正な規模等で施設整備が行えるように定期的に見直しを行い、施設整備を進めます。また、施設更新手法や用地確保等の課題について検討を進めるものとします。

3 環境衛生関連施設の施設整備計画と今後の見通し

環境衛生関連施設は、個別施設ごとの長寿命化計画に基づき対応します。なお、個別施設ごとの長寿命化計画については、施設の健全性や社会情勢等を勘案し、適宜改訂するものとします。

余白ページ

G-4 給食施設

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

学校給食センターは、「学校給食法」、「川越市立学校給食センター設置及び管理条例」に基づき設置された施設です。

② 利用状況など

現在、3施設ある学校給食センターの給食規模の合計は、30,000食となっています。給食対象者（市立小中学校の児童生徒、特別支援学校、教職員等）は、2024年度では、27,445人となっており、適正規模と考えられます（図表159）。

今後の市立小中学校の児童生徒数の推移は、当分の間、大きな減少には至らないと想定していることから、今後もこの給食規模を維持していく必要があります。

【図表 159 2024年度における各学校給食センターの給食規模と給食対象者の数】

センター名	給食規模 (食)	担当校	児童・生徒数 (人)	教職員数 (人)	その他職員 (人)	合計 (人)
菅間学校 給食センター	12,000	小学校20校	10,352	530	180	11,062
菅間第二学校 給食センター	12,000	小学校12校	6,556	329	108	6,993
		中学校11校 特別支援学校 1校	4,397	290	52	4,739
		合計 24校	10,953	619	160	11,732
今成学校 給食センター	6,000	中学校11校	4,343	264	44	4,651
合計	30,000	小学校32校	16,908	859	288	18,055
		中学校22校	8,740	554	96	9,390
		合計：55校	25,648	1,413	384	27,445

③ 施設の整備状況

本市の学校給食は、センター方式を採用しています。現在、市内に給食施設は3施設あり、全て新耐震基準建築物です。

菅間第二学校給食センターは、PFI事業（BTO方式）で整備した施設であり、調理業務から配送、食器洗浄、清掃まで全て事業者が実施しています（図表160）。

今成学校給食センターは、改築後33年が経過しています。また、敷地の一部は借地です。

【図表 160 菅間第二学校給食センター PFI事業の概要】

事業名称	(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業	
事業期間	16年(2016~2032年度)	
施設概要	敷地面積：13,061.84㎡ 延床面積：7,370.47㎡ 構造階数：鉄骨造2階建 調理能力：12,000食/日	(1階) 食品庫、器具洗浄室、廃棄物庫、洗浄室、調理室、保冷室、配送・回収プラットフォーム、機械・ボイラー室、事務室など (2階) 研修室1、研修室2、相談室、見学廊下、来客用男女トイレ、多機能トイレ、調理員休憩室、洗濯・乾燥室など
事業内容	施設の老朽化が著しい2つの学校給食センター（藤間・吉田）の施設の更新及び1日2回の調理を行っていた今成学校給食センターの調理回数を1日1回とするため、前述の2つの学校給食センターの給食数分と1センターの給食数の一部を合わせた給食提供能力を有する新たな学校給食センターを整備、運営するもの。	
	設計・建設期間 開業準備期間 維持管理・運営期間 事業者 落札金額 事業方式 事業形態	2016年1月15日～2017年8月31日 2017年8月 2017年9月～2032年8月 株式会社川越学校給食サービス 代表企業：株式会社東洋食品 12,200,358,218円 BTO方式（Build Transfer and Operate） サービス購入型
	自主事業	事業者用駐車場など

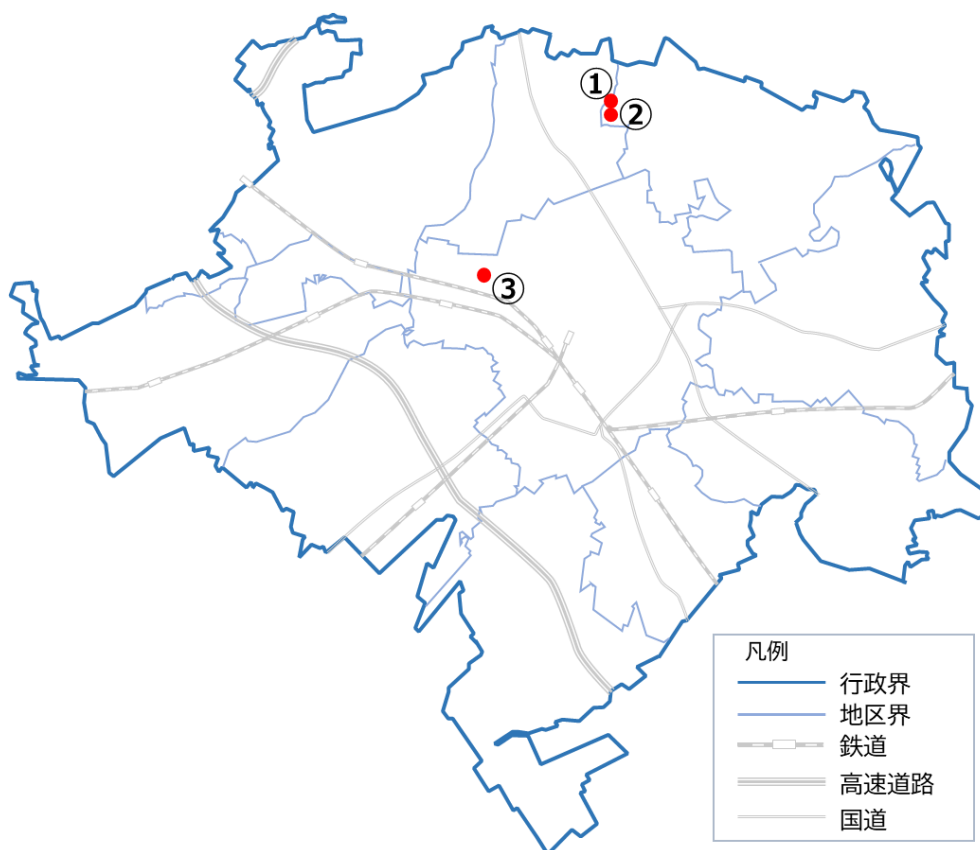
(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 161 対象施設一覧（給食施設）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	菅間学校給食センター	芳野	2005	5,700	9,908	
2	菅間第二学校給食センター	芳野	2017	7,370	13,154	
3	今成学校給食センター	本庁	1992	3,272	5,476	内 1,997 ㎡借地

【図表 162 配置図（給食施設）】



(3) 給食施設の課題

① 給食提供に係る機器設備の維持管理

給食提供にあたり、給排水、ボイラー、空調などの施設設備や、野菜裁断機、揚物機、焼物機などの調理器具など、給食施設には、多くの機器設備が設置されています。

これらの機器設備の一部でも不具合が生じると、安定的な給食提供をすることができなくなります。また、大型調理器具等は修繕にも多くの費用が必要となるだけでなく、修繕が行える時間・時期が限られることも念頭に、点検や修繕に取り組むことが必要です。

② 今成学校給食センターの更新に向けた検討

今成学校給食センターは、給食提供を始めてから、既に33年が経過しています。

2005年度で廃止した寿町学校給食センターは32年、2017年7月で廃止した藤間学校給食センターと吉田学校給食センターは、それぞれ37年と34年という運営期間でした。

また、PFI事業として整備した菅間第二学校給食センターは、検討から給食提供まで概ね10年間を要しています。

機器設備の多くは躯体より耐用年数が短いことなどからも、機器設備の更新時期を踏まえた、施設更新の検討が必要です。

③ 効率的で効果的な運営手法の検討

エレベーター設備や消防設備等、通常の施設の維持管理に加え、厨房設備やボイラーなど調理に必要な機器の保守点検を行っています。施設の維持管理や運営に多くの費用がかかっていることから、費用負担の軽減に取り組むことが必要です。

2 給食施設の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

給食施設は、給食対象者に対し、給食を提供することを目的とした施設です。給食の提供は、他の施設による代替も難しいことから、給食施設において提供すべき給食規模を将来にわたり安定的に提供することが求められます。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

給食施設の更新は、給食の提供に必要な不可欠な調理器具などの機器設備の耐用年数が、躯体に比べ短いため、調理器具などの機器設備の更新時期に合わせた対応とします。

また、現在の給食規模が給食対象者に見合った規模であり、他の施設による代替も難しいことから、更新の際は、更新する給食施設を建築した後に、既存施設の廃止を行うなど、将来にわたり提供すべき給食規模を見据えたうえで、必要な給食規模を確保しながら進めることとします。

なお、更新にあたっては、菅間第二学校給食センター建設時と同様に、民間活力の活用を検討するとともに、2023年3月に策定された第二次民間委託等推進計画や他の自治体の取組などを参考に、施設の維持管理・運営についても、効率化の検討を進めます。

② 保全方針

給食施設は、調理器具などの機器設備の点検を、今後も定期的を実施し、適切な維持管理を行います。

(3) 規模・配置について

本市には、3施設が配置されており、給食規模が給食対象者数に見合った規模です。

また、「学校給食衛生管理基準²⁴」に定める「調理後2時間以内に給食できるようにする」という基準も満たしています。

²⁴ 「学校給食衛生管理基準 第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準

(4) 調理過程 ④食品の適切な温度管理等

五 調理後の食品は、適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に給食できるよう努めること。また、配食の時間を毎日記録すること。さらに、共同調理場においては、調理場搬出時及び受配校搬入時の時間を毎日記録するとともに、温度を定期的に記録すること。」

3 給食施設の施設整備計画と今後の見通し

今後 10 年間の施設整備計画及び今後 30 年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 163 今後 10 年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数 (2025 年度 末時点)	耐震 基準	計画期間	
			2026 年度 ～2030 年度	2031 年度 ～2035 年度
今成学校給食 センター	33 年	新		更新等の検討

※施設を使用する期間の目安となる耐用年数は、旧耐震基準の施設を 65 年、新耐震基準の施設を 65 年超としています。給食施設の更新時期については、機器設備の更新時期に合わせた対応とします。

【図表 164 今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度 ～2035 年度	2036 年度 ～2045 年度	2046 年度 ～2055 年度
菅間学校給食 センター		更新等の検討	
菅間第二学校給食 センター		中規模修繕	
今成学校給食 センター	更新等の検討		

G-5 葬祭施設

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

斎場及び市民聖苑やすらぎのさとは、「川越市斎場及び川越市民聖苑やすらぎのさと条例」に基づき設置され、葬儀等を行う者の利便性及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の福祉の向上に資することを目的とした施設です。

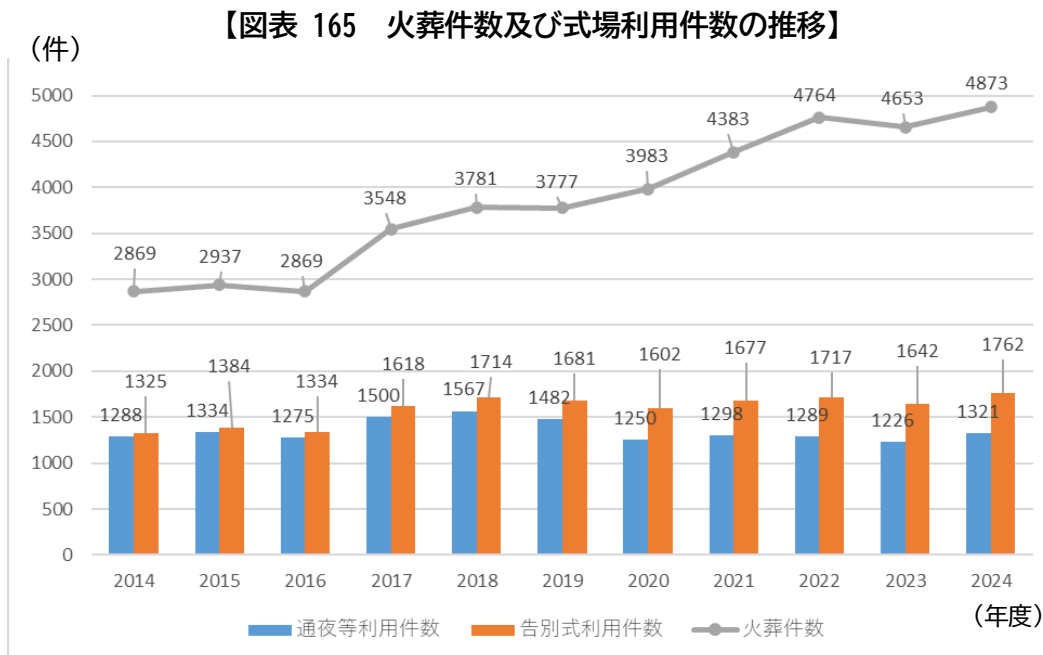
また、斎場は、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく火葬場です。

② 利用状況など

斎場は、火葬炉を12炉、小動物火葬炉を1炉設置しており、2024年度の火葬件数は4,873件、小動物火葬の件数は1,118件です。

また、斎場に2つ、市民聖苑やすらぎのさとに6つの式場を有しています。2024年度の斎場の式場の利用件数は、通夜等が401件、告別式が596件、市民聖苑やすらぎのさとの式場の利用件数は、通夜等が920件、告別式が1,166件です。

火葬件数は、年々増加していますが、式場の利用件数は概ね横ばいとなっています（図表165）。



③ 施設の整備状況

葬祭施設は、全て新耐震基準建築物です。両施設は市道を挟んだ隣地に設置され、一体的に管理・運営されています。

市民聖苑やすらぎのさとは、2014年度に会議室を式場に改修しています。また、2014年度から2017年度にかけて、非常用自家発電設備や空調設備、2022年度から2023年度にかけて、中央監視装置や音響設備等の改修を行っています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 166 対象施設一覧（葬祭施設）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	斎場	本庁	2016	7,316	17,881	
2	市民聖苑やすらぎのさと	本庁	1999	4,699	22,036	

【図表 167 配置図（葬祭施設）】



(3) 葬祭施設の課題

① 計画的な施設・設備の維持管理

斎場は、市内で唯一の火葬場であり、確実に安定した施設の稼働が求められます。火葬炉を12炉、小動物火葬炉を1炉設置しており、計画的な維持管理が必要です。

市民聖苑やすらぎのさとは、建築後26年が経過しており、計画的な施設の改修が必要です。また、年間を通じ利用されている施設であり、葬儀に対応できる状態を常に整えておく必要があります。

② 効率的で効果的な運営手法の検討

斎場では、火葬炉の運転などの専門性の高い業務が行われています。また、両施設合わせて8つの式場を管理運営しており、利用件数は、年間3,000件程度で推移していますが、通夜等の利用件数は減少傾向にあります。継続したサービス提供のため、効率的で効果的な運営手法の検討が必要です。

2 葬祭施設の施設整備の基本的な方針

(1) 施設に求められているもの

葬祭施設は、葬儀等を行う方の利便及び公衆衛生の向上のため、必要な施設です。今後、人口減少社会を迎えますが、安定的に施設を運営できるよう、適切な維持管理が求められます。

(2) 施設整備の基本的な方針

① 再編方針

葬祭施設は、指定管理者制度の導入を検討し、効率的な施設運営を図ります。

② 保全年方針

葬祭施設は、両施設とも新耐震基準建築物であり、計画的に保全を行い、長寿命化を図ります。

斎場は、安定した設備の稼働のため、機器設備の点検を定期的を実施し、適切な維持管理を行います。

市民聖苑やすらぎのさとは、市民の葬儀に支障が出ないように、計画的な改修を行います。

(3) 規模・配置について

斎場は、「川越市新斎場建設基本計画」において適正な規模及び配置が検討され、都市施設として都市計画に定められて設置されています。

式場施設である市民聖苑やすらぎのさとは、火葬場である斎場と隣接しています。

3 葬祭施設の施設整備計画と今後の見通し

今後 10 年間の施設整備計画はありません。

今後 30 年間の施設整備の見通しは、以下のとおりです。

【図表 168 今後 30 年間の施設整備の見通し】

対象施設	計画期間	今後の見通し	
	2026 年度 ～2035 年度	2036 年度 ～2045 年度	2046 年度 ～2055 年度
斎場		中規模修繕	
市民聖苑やすらぎの さと		大規模改修	

余白ページ

H その他の公共施設

【目次】

H-1 その他の公共施設

余白ページ

H-1 その他の公共施設

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 文化財建造物

文化財建造物は、地域の歴史や文化を象徴する建築物であり、教育や観光資源として活用される重要な公共財産です。これらの建造物は、歴史的、芸術的、学術的価値が高く、国や地方自治体によって指定・登録され、保護されています。

本市が所有する文化財建造物には「旧山崎家別邸」や「川越城本丸御殿」、「時の鐘」などがあり、これらの施設はそれぞれ、「旧山崎家別邸」が国重要文化財（建造物）、「川越城本丸御殿」が県指定有形文化財、「時の鐘」が市指定有形文化財として保存・活用されています。

文化財建造物の維持管理には、文化財特有の保存基準の遵守や建築当時の工法や材料の再現が求められ、一般的な公共施設とは異なる対応が必要となります。そのため、文化財建造物については、個別施設計画の対象とせず、川越市文化財保存活用地域計画や、個別の文化財の保存活用計画等により、計画的に維持管理することとします。

② 遊休施設

遊休施設は、一定の利用目的が終了した後、次の利活用方法を検討中の公共施設や取得後に具体的な利活用方法を検討中の公共施設です。

旧市立診療所は、市内の民間医療機関の増加等の状況を踏まえた見直しに伴い、2011年度に用途廃止し、遊休施設となっています。市立診療所の機能のうち、歯科診療の機能については、ふれあい歯科診療所として総合保健センターに集約しています。

旧母子生活支援施設すみれ館は、老朽化のため2015年度に用途廃止され、現在は遊休施設となっています。用途廃止後は、社会福祉法人が代替施設を設置し、運営しています。

③ 普通財産（建物）

普通財産とは、行政財産以外のすべての公有財産を指します。過去に行政目的で使われていたが現在は用途が廃止された建物、当初から特定の行政目的に使われていない建物などが該当します。

なお、個別施設計画で対象とする普通財産は建物のみとします。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 169 対象施設一覧（その他の公共施設）】

No.	施設名	地区	建築年 度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	旧市立診療所	本庁	1974	1,646	3,732	2012年3月 用途廃止
2	旧母子生活支援施設 すみれ館	本庁	1970	555	550	2016年3月 用途廃止

早期の財政効果と土地活用を図るため、対象施設を絞り込み集中的に対応を進めます。これにより、短期間で未利用状態を解消し、売却益の確保や土地の迅速な機能転換を目指します。その他の施設は、引き続き検討を進めます。

(3) その他の公共施設の課題

(遊休施設)

旧市立診療所及び旧母子生活支援施設すみれ館は、1階出入口や窓などを塞ぎ、機械警備の導入により侵入防止策を講じていますが、これに伴い継続的な維持管理コストが発生しています。

また、両施設とも旧耐震基準の施設であり、用途廃止後の改修等がなされていないため、老朽化が進むことで地域の景観や安全に影響を及ぼすリスクがあります。費用対効果が見合わない遊休施設については、将来にわたる市民負担の軽減を図るため、運用方法の見直しを行う必要があります。

(普通財産)

普通財産は、特定の行政サービスを直接提供する行政財産とは異なり、賃貸、売却、交換などによる財産収入を確保し、市の財政基盤を支える一助となる資産です。遊休状態の普通財産は、未利用期間が長引くほど、維持管理コストが増加するとともに、収益機会の損失につながるため、活用方法の検討が必要です。

【図表 170 配置図（その他の公共施設）】



2 その他の公共施設の施設整備の基本的な方針

（遊休施設）

遊休施設は、利活用による収益化の可能性を検討するとともに、利活用の見込みがないものや老朽化が著しいものについては、除却や売却を進めます。

旧市立診療所及び旧母子生活支援施設すみれ館は、解体・撤去を行います。旧市立診療所は2026年度中に、旧母子生活支援施設すみれ館は2027年度中に解体工事に着手する予定です。施設解体後の敷地の利活用は「川越市公有地利活用計画」に位置付けて取り組みます。

（普通財産）

普通財産は、市の財政基盤の強化を図るため、利活用が見込まれないものについては売却し、市の財政収入とすることで市民サービスの維持・向上に貢献します。また、貸し付けることで継続的な財産収入が見込まれるものについては、積極的な活用を図ります。

3 その他の公共施設の施設整備計画

今後 10 年間の施設整備計画は、以下のとおりです。

【図表 171 今後 10 年間の施設整備計画】

対象施設	経過年数	耐震基準	計画期間	
	(2025 年度末時点)		2026 年度～2030 年度	2031 年度～2035 年度
旧市立診療所	51 年	旧	施設解体・撤去	
旧母子生活支援施設すみれ館	55 年	旧	施設解体・撤去	

資料

公共施設の状態について

表1 「建築基準法12条」に基づく点検結果

表2 職員による点検結果

余白ページ

公共施設の状態について

本市の公共施設の状態を、「建築基準法第 12 条」に基づき行う点検の結果から整理すると次の表のとおりです（表 1）。

なお、「建築基準法第 12 条」の規定の対象とならない施設、「建築基準法第 12 条」に基づき行う点検の実績がない施設については、職員による点検を行うことで補足しています（表 2）。

【記載事項】

- ・公共施設は、建築物だけでなく、敷地から付属設備まで、様々な内容で構成されている。本表では、建築物本体（躯体）の劣化に影響する部位である「建築物の外部（外壁）」と「屋上及び屋根」の状態について、個別施設計画の対象施設ごとに整理した。
- ・表 1 では、「建築基準法第 12 条」に基づき行った、一定の用途及び規模を満たす建築物の点検における指摘の有無を、施設ごとに✓（チェック）で示した。
- ・当該建築物の点検は、3 年に一度の頻度で行われるため、2022 年度、2023 年度、2024 年度の 3 か年度中の直近の点検結果を反映した。また、調査年度は、表中に明示した。
- ・複合施設については、本計画に準じてまとめて記載した。
- ・新規施設などで、点検が未実施である施設は、次の点検実施予定年度を記載した。
- ・表 2 では、職員が行った現地調査において劣化を認めた施設について✓（チェック）で示した。また、表 1 と同様に複合施設については、本計画に準じてまとめて記載した。

「建築基準法第 12 条」に基づく点検とは？

建築物を建てる時は「建築基準法」に適合した建築物であることが求められており、建築物を使用している間も、「建築基準法」に適合している必要があります。

特に、多くの人々が利用する建築物については、適切な維持管理が不可欠であることから、危険を未然に防止することを目的に、一定の用途及び規模を満たす建築物の所有者や管理者に対して、資格者に定期的に当該建築物を点検させることを「建築基準法」で定めています。

表1 建築基準法第12条に基づく点検結果

建築基準法第12条に基づいて行った点検において指摘があるものについて✓マークで示しています。

■：職員による点検を実施した施設（点検結果は表2）

令和7年9月作成

分類	施設名	点検の結果			施設の概要					備考 (複合施設など)	
		実施 年度	建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数			
								地上	地下		
A 学校教育施設	1 市立小学校	川越第一小学校	2023	✓	✓	1963	旧耐震	RC	3	—	
	川越小学校	2023	✓	✓	1975	旧耐震	RC	4	—		
	中央小学校	2023	✓		1975	旧耐震	RC	4	—		
	仙波小学校	2023	✓	✓	1959	旧耐震	RC	4	—		
	武蔵野小学校	2023	✓	✓	1968	旧耐震	RC	4	—		
	新宿小学校	2023	✓		1981	新耐震	RC	4	—		
	大塚小学校	2023	✓		1974	旧耐震	RC	4	—		
	泉小学校	2023	✓	✓	1966	旧耐震	RC	4	—		
	月越小学校	2023	✓		2006	新耐震	RC	3	—		
	今成小学校	2023	✓	✓	1973	旧耐震	RC	4	—		
	芳野小学校	2023	✓	✓	1971	旧耐震	RC	4	—		
	古谷小学校	2024	✓	✓	1959	旧耐震	RC	4	—		
	南古谷小学校	2024	✓	✓	1974	旧耐震	RC	4	—		
	牛子小学校	2024	✓	✓	1976	旧耐震	RC	4	—		
	高階小学校	2024	✓	✓	1965	旧耐震	RC	4	—		
	高階南小学校	2024	✓	✓	1969	旧耐震	RC	4	—		
	高階北小学校	2024	✓		1972	旧耐震	RC	4	—	高階北老人憩いの家	
	高階西小学校	2024	✓	✓	1973	旧耐震	RC	4	—		
	寺尾小学校	2024			1977	旧耐震	RC	4	—		
	福原小学校	2024	✓	✓	1971	旧耐震	RC	4	—		
	大東東小学校	2024	✓		1967	旧耐震	RC	4	—		
	大東西小学校	2024	✓	✓	1964	旧耐震	RC	4	—		
	霞ヶ関小学校	2022	✓	✓	1970	旧耐震	RC	3	—	霞ヶ関市民センター	
	霞ヶ関南小学校	2022	✓	✓	1974	旧耐震	RC	4	—		
霞ヶ関北小学校	2022	✓	✓	2001	新耐震	RC	4	—	伊勢原公民館、西図書館		
霞ヶ関東小学校	2022	✓	✓	1974	旧耐震	RC	4	—			
霞ヶ関西小学校	2022	✓	✓	1977	旧耐震	RC	4	—			

分類	施設名	点検の結果			施設の概要				備考 (複合施設など)		
		実施 年度	建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数			
								地上		地下	
A 学校教育施設	1 市立小学校	川越西小学校	2022	✓	✓	1982	新耐震	RC	4	—	
		名細小学校	2022	✓	✓	1967	旧耐震	RC	4	—	
		上戸小学校	2022	✓		1975	旧耐震	RC	4	—	
		広谷小学校	2022	✓		1981	新耐震	RC	4	—	
		山田小学校	2022	✓	✓	1972	旧耐震	RC	4	—	
	2 市立中学校	川越第一中学校	2023	✓		1977	旧耐震	RC	4	—	
		初雁中学校	2023	✓		1977	旧耐震	RC	4	—	
		富士見中学校	2023	✓	✓	1971	旧耐震	RC	4	—	
		野田中学校	2023	✓	✓	1981	新耐震	RC	4	—	
		城南中学校	2023	✓		1971	旧耐震	RC	4	—	
		芳野中学校	2023	✓	✓	1977	旧耐震	RC	4	—	
		東中学校	2023	✓	✓	1961	旧耐震	RC	3	—	
		南古谷中学校	2024	✓	✓	1982	新耐震	RC	4	—	
		高階中学校	2024		✓	1969	旧耐震	RC	4	—	
		高階西中学校	2024	✓		1984	新耐震	RC	4	—	
		寺尾中学校	2024	✓		1977	旧耐震	RC	4	—	
		砂中学校	2024	✓		1980	旧耐震	RC	4	—	
		福原中学校	2024	✓	✓	1978	旧耐震	RC	4	—	
		大東中学校	2024	✓	✓	1960	旧耐震	RC	3	—	
		大東西中学校	2024	✓	✓	1986	新耐震	RC	4	—	
		霞ヶ関中学校	2022	✓	✓	1970	旧耐震	RC	4	—	
		霞ヶ関東中学校	2022	✓	✓	1976	旧耐震	RC	4	—	
		霞ヶ関西中学校	2022	✓		1982	新耐震	RC	4	—	
		川越西中学校	2022	✓		1982	新耐震	RC	4	—	
		名細中学校	2022	✓	✓	1973	旧耐震	RC	4	—	
		鯨井中学校	2022	✓	✓	1980	旧耐震	RC	4	—	
		山田中学校	2022	✓		1975	旧耐震	RC	4	—	
3 市立川越高等学校	市立川越高等学校	2022	✓	✓	1992	新耐震	RC	7	—		
4 市立特別支援学校	市立特別支援学校	2023	✓	✓	1982	新耐震	RC	2	—		

分類	施設名	点検の結果			施設の概要				備考 (複合施設など)		
		実施 年度	建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数			
								地上		地下	
B 生涯学習施設	1 公民館など	中央公民館	2023	✓	✓	1969	旧耐震	RC	3	—	
		中央公民館分室				1939	旧耐震	W	1	—	
		さわやか活動館	2023	✓		1977	旧耐震	RC	2	—	
		北公民館	2023	✓	✓	1991	新耐震	RC	2	—	
		高階南公民館	2023	✓	✓	1980	旧耐震	RC	2	—	
		大東南公民館	2023	✓	✓	1984	新耐震	RC	2	—	
		霞ヶ関西公民館	2023			2018	新耐震	RC	2	—	
		小堤集会所	2024	✓	✓	1996	新耐震	RC	2	—	
	2 図書館	中央図書館	2022	✓	✓	1984	新耐震	RC	3	1	
		川越駅東口図書館	2023	✓	✓	2001	新耐震	SRC	6	1	国際交流センター、川越駅東口多目的ホール、川越駅東口児童館、川越駅東口老人憩いの家
4 その他教育施設	博物館	2024	✓		1989	新耐震	RC	3	1		
	美術館	2023	✓	✓	2002	新耐震	RC	3	1		
C 文化・スポーツ・観光施設	1 ホール施設	文化芸術振興施設 (ウエスタ川越大ホール等)	2023			2014	新耐震	SRC	6	2	南公民館、市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設、子育て支援室
		やまぶき会館	2023			1991	新耐震	SRC	3	1	
		西文化会館 (メルト)	2023			1988	新耐震	RC	2	—	
		南文化会館 (ジョイフル)	2023			1993	新耐震	RC	3	—	
		北部地域ふれあいセンター	2024			2002	新耐震	S	2	—	
		東部地域ふれあいセンター	2022			2007	新耐震	S	2	—	
	2 スポーツ施設	武道館	2024			1974	旧耐震	RC	2	1	
		初雁公園野球場				1952	旧耐震	RC	2	—	
		川越運動公園 (陸上競技場)	2024	✓	✓	1989	新耐震	RC	3	—	
		川越運動公園 (総合体育館)	2024	✓		1994	新耐震	RC	3	—	
		川越運動公園 (テニスコート管理棟)				1999	新耐震	RC	1	—	
		なぐわし公園温水利用型健康 運動施設 (PiKOA)	2022			2012	新耐震	S	2	—	
	3 観光関連施設	産業観光館 (小江戸蔵里)	2023	✓	✓	不明	新耐震	W	2	—	
		川越まつり会館	2023	✓	✓	2002	新耐震	RC	3	—	
		仲町観光案内所				1892	旧耐震	W	2	—	
		元町休憩所				2014	新耐震	W	1	—	
	4 集会施設	中高年齢労働者福祉センター (サンライフ川越)	2024	✓	✓	1985	新耐震	RC	2	—	芳野台体育館
		グリーンツーリズム拠点施設	2023			1989	新耐震	S	1	—	

分類	施設名	点検の結果			施設の概要					備考 (複合施設など)	
		実施 年度	建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数			
								地上	地下		
D 福祉施設	1 市立保育園	中央保育園	2022	✓		1988	新耐震	RC	2	—	
		仙波町保育園	2024			1986	新耐震	RC	2	—	
		小室保育園	2024			1991	新耐震	RC	2	—	
		霞ヶ関保育園	2024	✓		1993	新耐震	RC	2	—	
		名細保育園	2022	✓	✓	2004	新耐震	S	1	—	
		大東保育園	2022		✓	2002	新耐震	S	2	—	
		古谷保育園	2024			1969	旧耐震	W	1	—	
		脇田新町保育園	2022	✓	✓	1999	新耐震	RC	2	—	
		今成保育園	2022	✓		2001	新耐震	S	2	—	
		高階保育園	2022	✓	✓	1996	新耐震	RC	2	—	
		新宿町保育園	2023			1975	旧耐震	RC	2	—	
		霞ヶ関第二保育園	2023	✓	✓	1974	旧耐震	RC	2	—	
		南古谷保育園	2024			2020	新耐震	S	2	—	
		名細第二保育園	2023		✓	1975	旧耐震	RC	2	—	
		高階第二保育園	2023		✓	1977	旧耐震	RC	2	—	
		神明町保育園	2023			1978	旧耐震	RC	2	—	
		高階第三保育園	2023			1979	旧耐震	RC	2	—	
		南古谷第二保育園	2023			1980	旧耐震	RC	2	—	
		古谷第二保育園	2024			1983	新耐震	RC	1	—	
	川鶴保育園	2024	✓	✓	1985	新耐震	RC	2	—		
	2 学童保育室	仙波学童保育室				1994	新耐震	S	2	—	
		新宿学童保育室				1999	新耐震	S	1	—	
		月越学童保育室				2006	新耐震	S	1	—	
		芳野学童保育室				1994	新耐震	S	1	—	
		古谷学童保育室				2006	新耐震	S	1	—	
		南古谷学童保育室				2006	新耐震	S	1	—	
高階学童保育室					2006	新耐震	S	1	—		
高階西学童保育室					2013	新耐震	W	1	—		
大東学童保育室					1996	新耐震	S	1	—		
大東西学童保育室					2000	新耐震	S	1	—		
霞ヶ関学童保育室					1995	新耐震	S	1	—		

分類	施設名	点検の結果			施設の概要				備考 (複合施設など)		
		実施 年度	建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数			
								地上		地下	
D 福祉施設	2 学童保育室	霞ヶ関東学童保育室			1983	新耐震	S	1	—		
		山田学童保育室			2014	新耐震	W	1	—		
	3 児童福祉施設	児童センターこどもの城	2022	✓	✓	1982	新耐震	RC	2	—	
		子育て支援センター	2027年度までに実施予定			2021	新耐震	S	5	—	保育ステーション、地域包括支援センター、在宅医療拠点センター
	4 障害者等福祉施設	総合福祉センター(オアシス)	2023	✓	✓	1994	新耐震	SRC	3	—	
		みよしの支援センター	2023	✓	✓	1975	旧耐震	RC	1	—	
		職業センター	2023	✓	✓	1981	新耐震	RC	2	—	
		児童発達支援センター	2025			2018	新耐震	S	2	—	
	5 高齢者福祉施設	養護老人ホームやまがき荘	2023		✓	1983	新耐震	RC	2	—	
		小ヶ谷老人憩いの家	2023	✓		1995	新耐震	S	2	—	
老人福祉センター西後楽会館		2023	✓	✓	1979	旧耐震	RC	1	—		
E 公営住宅	1 市営住宅など	月吉町団地			1965	旧耐震	RC	4	—		
		月吉町団地(K4, K5)	2023	✓	✓	1968	旧耐震	RC	4	—	
		藤倉団地				1969	旧耐震	RC	2	—	
		笠幡団地				1969	旧耐震	RC	2	—	
		寿町2丁目団地	2023	✓	✓	1970	旧耐震	RC	5	—	
		仙波町4丁目氷川団地	2024	✓	✓	1973	旧耐震	RC	5	—	
		的場団地	2022	✓		1974	旧耐震	RC	5	—	
		岸町1丁目南団地	2022			1978	旧耐震	RC	3	—	
		仙波町2丁目団地	2024	✓	✓	1979	旧耐震	RC	3	—	
		岸町1丁目東団地	2022			1982	新耐震	RC	3	—	
		仙波町1丁目南団地	2024	✓		1983	新耐震	RC	3	—	
		仙波町1丁目北団地	2024	✓	✓	1984	新耐震	RC	3	—	
		岸町1丁目カシの木団地	2022			1987	新耐震	RC	4	—	
		小堤団地	2022			1989	新耐震	RC	5	—	
		小仙波町1丁目団地	2024			1992	新耐震	RC	3	—	
		岸町1丁目北団地	2022			1993	新耐震	RC	4	—	
		寿町2丁目南団地	2023	✓		1994	新耐震	RC	4	—	
		岸町3丁目団地	2022			1997	新耐震	RC	4	—	
		再開発住宅店舗	2023	✓	✓	1981	新耐震	RC	5	—	

分類	施設名	点検の結果			施設の概要					備考 (複合施設など)	
		実施 年度	建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数			
								地上	地下		
F 都市基盤 施設	1 自転車駐車場 ・駐車場	川越駅西口第一自転車駐車場				1981	新耐震	S	2	1	
		川越駅西口第二自転車駐車場				1990	新耐震	S	2	1	
		川越駅西口第三自転車駐車場				2014	新耐震	S	2	—	
		川越駅東口自転車駐車場				1988	新耐震	S	2	1	
		的場駅前自転車駐車場				1988	新耐震	S	1	—	
		新河岸駅自転車駐車場				1993	新耐震	S	1	—	
		南大塚駅南口自転車駐車場				1992	新耐震	S	1	—	
		川越駅東口公共地下駐車場	2022	✓	✓	1990	新耐震	RC	0	1	
G 行政関連 施設	1 市民センターなど	芳野市民センター	2023	✓		1969	旧耐震	RC	2	—	芳野公民館
		古谷市民センター	2023	✓	✓	1970	旧耐震	RC	2	—	古谷公民館
		南古谷市民センター	2023	✓		1976	旧耐震	RC	2	—	南古谷公民館
		高階市民センター	2022	✓		2007	新耐震	RC	2	—	高階図書館、高階児童館、高階公民館
		福原市民センター	2023	✓	✓	1978	旧耐震	RC	2	—	福原公民館
		山田市民センター	2023	✓		1971	旧耐震	RC	2	—	山田公民館
		名細市民センター	2024			2009	新耐震	RC	2	—	名細公民館
		川鶴市民センター	2023		✓	1988	新耐震	RC	2	—	川鶴公民館
		霞ヶ関北市民センター				2000	新耐震	S	1	—	
		霞ヶ関北市民センター (霞ヶ関北公民館)	2023	✓	✓	1974	旧耐震	RC	2	—	
		大東市民センター	2022	✓	✓	2013	新耐震	RC	2	—	大東公民館
	2 庁舎関連施設	本庁舎	2023	✓	✓	1972	旧耐震	SRC	7	1	
		東庁舎	2023	✓	✓	2002	新耐震	S	3	—	
		庁舎分室	2023	✓	✓	1985	新耐震	RC	3	1	
		公用車管理棟	2025			2003	新耐震	S	1	—	
		小仙波庁舎				1988	新耐震	RC	2	—	
		保健所				2003	新耐震	SRC	3	—	
		総合保健センター	2024			1998	新耐震	RC	3	1	ふれあい歯科診療所
		動物管理センター				1983	新耐震	S	2	—	
		収集管理棟	2023	✓		2009	新耐震	S	2	—	
計量検査所				1979	旧耐震	S	2	—			
公園管理事務所				2001	新耐震	W	1	—			
上戸公園管理詰所				1981	新耐震	S	1	—			

分類	施設名	点検の結果			施設の概要				備考 (複合施設など)		
		実施 年度	建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数			
								地上		地下	
G 行政 関連 施設	2 庁舎関連施設	川越駅西口まちづくり推進室			2008	新耐震	S	1	—		
		新河岸駅周辺地区整備事務所			1992	新耐震	S	1	—		
		建設部道路管理事務所			1990	新耐震	S	2	—		
		教育センター	2022		✓	1986	新耐震	RC	4	—	
		教育センター第一分室 (リバーラ)	2022			1977	旧耐震	RC	2	—	
		教育センター第二分室	2022			1983	新耐震	RC	2	—	
		学校環境衛生検査センター				1982	新耐震	S	2	—	
	3 環境衛生関連施設	環境衛生センター	2023			1979	旧耐震	RC	2	1	
		東清掃センター				1986	新耐震	RC	3	—	
		資源化センター	2024	✓	✓	2009	新耐震	SRC	5	—	環境プラザ(つばさ館)
		小畔の里クリーンセンター				1988	新耐震	RC	1	—	
	4 給食施設	菅間学校給食センター				2005	新耐震	S	2	—	
		菅間第二学校給食センター				2017	新耐震	S	2	—	
		今成学校給食センター				1992	新耐震	S	2	—	
	5 葬祭施設	斎場				2016	新耐震	RC	2	—	
		市民聖苑やすらぎのさと				1999	新耐震	RC	2	—	

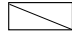
※ SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、W：木造

※ 建築年度と耐震基準は、施設内の主たる用途である棟の最も古いものについて記載

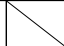
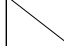
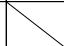
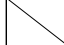
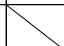
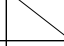
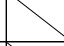
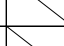
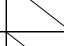
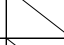
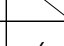
※ 構造は施設内の代表的な棟のもの、階数は施設内における最大値を記載

表2 職員による点検結果

職員による点検を行った結果、劣化が認められたものについて✓マークで示しています。

 : 高所にあるなどの理由で点検のための確認が実施できなかったもの

令和7年9月作成

分類	施設名	点検の結果			施設の概要					備考 (複合施設など)	
		実施 年度	建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数			
								地上	地下		
施学生 B 設置 生涯	1 公民館など	中央公民館分室	2025	✓		1939	旧耐震	W	1	—	
	観ス文 光ポ化 施ポ 設ツ	2 スポーツ施設	初雁公園野球場	2025			1952	旧耐震	RC	2	—
		川越運動公園 (テニスコート管理棟)	2024			1999	新耐震	RC	1	—	
3 観光関連施設		仲町観光案内所	2025	✓		1892	旧耐震	W	2	—	
		元町休憩所	2025			2014	新耐震	W	1	—	
D 福祉 施設	2 学童保育室	仙波学童保育室	2025		✓	1994	新耐震	S	2	—	
		新宿学童保育室	2025	✓	✓	1999	新耐震	S	1	—	
		月越学童保育室	2025			2006	新耐震	S	1	—	
		芳野学童保育室	2025			1994	新耐震	S	1	—	
		古谷学童保育室	2025	✓		2006	新耐震	S	1	—	
		南古谷学童保育室	2025			2006	新耐震	S	1	—	
		高階学童保育室	2025			2006	新耐震	S	1	—	
		高階西学童保育室	2025			2013	新耐震	W	1	—	
		大東東学童保育室	2025	✓		1996	新耐震	S	1	—	
		大東西学童保育室	2025	✓	✓	2000	新耐震	S	1	—	
		霞ヶ関学童保育室	2025			1995	新耐震	S	1	—	
		霞ヶ関東学童保育室	2025			1983	新耐震	S	1	—	
		山田学童保育室	2025			2014	新耐震	W	1	—	
E 公営 住宅	1 市営住宅など	月吉町団地	2025	✓		1965	旧耐震	RC	4	—	
		藤倉団地	2025			1969	旧耐震	RC	2	—	
		笠幡団地	2025	✓		1969	旧耐震	RC	2	—	
F 都市 基盤 施設	1 自転車駐車場 ・駐車場	川越駅西口第一自転車駐車場	2025	✓		1981	新耐震	S	2	1	
		川越駅西口第二自転車駐車場	2025	✓	✓	1990	新耐震	S	2	1	
		川越駅西口第三自転車駐車場	2025	✓	✓	2014	新耐震	S	2	—	
		川越駅東口自転車駐車場	2025	✓	✓	1988	新耐震	S	2	1	
		の場駅前自転車駐車場	2025	✓		1988	新耐震	S	1	—	
		新河岸駅自転車駐車場	2025	✓		1993	新耐震	S	1	—	
		南大塚駅南口自転車駐車場	2025	✓		1992	新耐震	S	1	—	

分類	施設名	点検の結果			施設の概要					備考 (複合施設など)	
		実施 年度	建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数			
								地上	地下		
G 行政 関連 施設	1 市民センターなど	霞ヶ関北市民センター	2025			2000	新耐震	S	1	—	
	2 庁舎関連施設	小仙波庁舎	2025			1988	新耐震	RC	2	—	
		保健所	2024			2003	新耐震	SRC	3	—	
		動物管理センター	2024	✓	✓	1983	新耐震	S	2	—	
		計量検査所	2025	✓		1979	旧耐震	S	2	—	
		公園管理事務所	2025			2001	新耐震	W	1	—	
		上戸公園管理詰所	2025			1981	新耐震	S	1	—	
		川越駅西口まちづくり推進室	2025			2008	新耐震	S	1	—	
		新河岸駅周辺地区整備事務所	2025			1992	新耐震	S	1	—	
		建設部道路管理事務所	2024	✓		1990	新耐震	S	2	—	
		学校環境衛生検査センター	2025	✓	✓	1982	新耐震	S	2	—	
	3 環境衛生関連施設	東清掃センター	2025	✓		1986	新耐震	RC	3	—	
		小畔の里クリーンセンター	2025	✓	✓	1988	新耐震	RC	1	—	
	5 葬祭施設	斎場	2025	✓	✓	2016	新耐震	RC	2	—	
		市民聖苑やすらぎのさと	2025	✓	✓	1999	新耐震	RC	2	—	

※ SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、W：木造

※ 建築年度と耐震基準は、施設内の主たる用途である棟の最も古いものについて記載

※ 構造は施設内の代表的な棟のもの、階数は施設内における最大値を記載

索引

余白ページ

【索引】

A 学校教育施設

A-1 市立小学校	P. 53~
川越第一小学校、川越小学校、中央小学校、仙波小学校、武蔵野小学校、新宿小学校、大塚小学校、泉小学校、月越小学校、今成小学校、芳野小学校、古谷小学校、南古谷小学校、牛子小学校、高階小学校、高階南小学校、高階北小学校、高階西小学校、寺尾小学校、福原小学校、大東東小学校、大東西小学校、霞ヶ関小学校、霞ヶ関南小学校、霞ヶ関北小学校、霞ヶ関東小学校、霞ヶ関西小学校、川越西小学校、名細小学校、上戸小学校、広谷小学校、山田小学校	
A-2 市立中学校	P. 57~
川越第一中学校、初雁中学校、富士見中学校、野田中学校、城南中学校、芳野中学校、東中学校、南古谷中学校、高階中学校、高階西中学校、寺尾中学校、砂中学校、福原中学校、大東中学校、大東西中学校、霞ヶ関中学校、霞ヶ関東中学校、霞ヶ関西中学校、川越西中学校、名細中学校、鯨井中学校、山田中学校	
A-3 市立高等学校	P. 75~
市立川越高等学校	
A-4 市立特別支援学校	P. 79~
市立特別支援学校	

B 生涯学習施設

B-1 公民館など	P. 85~
中央公民館、中央公民館分室、さわやか活動館、南公民館、北公民館、高階南公民館、大東南公民館、霞ヶ関西公民館、伊勢原公民館、小堤集会所	
B-2 図書館	P. 95~
中央図書館、西図書館、川越駅東口図書館、高階図書館	
B-3 学習施設	P. 103~
国際交流センター、市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設、環境プラザ（つばさ館）	
B-4 その他教育施設	P. 109~
博物館、美術館	

C 文化・スポーツ・観光施設

C-1 ホール施設	P.117～
文化芸術振興施設（ウェスタ川越大ホール）、やまぶき会館、 やまぶき会館分室（川越駅東口多目的ホール）、西文化会館（メルト）、 南文化会館（ジョイフル）、北部地域ふれあいセンター、東部地域ふれあいセンター	
C-2 スポーツ施設	P.129～
川越武道館、芳野台体育館、初雁公園野球場、 川越運動公園（陸上競技場、総合体育館、テニスコート管理棟）、 なぐわし公園温水利用型健康運動施設（PiKOA）	
C-3 観光関連施設	P.139～
産業観光館（小江戸蔵里）、川越まつり会館、仲町観光案内所、元町休憩所、 グリーンツーリズム拠点施設（農業ふれあいセンター、伊佐沼庵、伊佐沼農産物直売所）	
C-4 集会施設	P.149～
中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）	

D 福祉施設

D-1 市立保育園	P.155～
中央保育園、仙波町保育園、小室保育園、霞ヶ関保育園、名細保育園、大東保育園、 古谷保育園、脇田新町保育園、今成保育園、高階保育園、新宿町保育園、 霞ヶ関第二保育園、南古谷保育園、名細第二保育園、高階第二保育園、神明町保育園、 高階第三保育園、南古谷第二保育園、古谷第二保育園、川鶴保育園	
D-2 学童保育室	P.163～
川越第一学童保育室、川越学童保育室、中央学童保育室、仙波学童保育室、 武蔵野学童保育室、新宿学童保育室、大塚学童保育室、泉学童保育室、月越学童保育室、 今成学童保育室、芳野学童保育室、古谷学童保育室、南古谷学童保育室、 牛子学童保育室、高階学童保育室、高階南学童保育室、高階北学童保育室、 高階西学童保育室、寺尾学童保育室、福原学童保育室、大東東学童保育室、 大東西学童保育室、霞ヶ関学童保育室、霞ヶ関南学童保育室、霞ヶ関北学童保育室、 霞ヶ関東学童保育室、霞ヶ関西学童保育室、川越西学童保育室、名細学童保育室、 上戸学童保育室、広谷学童保育室、山田学童保育室	
D-3 児童福祉施設	P.169～
児童センターこどもの城、川越駅東口児童館、高階児童館、子育て支援センター 子育て支援室、保育ステーション	
D-4 障害者等福祉施設	P.177～
総合福祉センター（オアシス）、みよしの支援センター、職業センター、 児童発達支援センター	
D-5 高齢者福祉施設	P.183～
養護老人ホームやまぶき荘、小ヶ谷老人憩いの家、高階北老人憩いの家、 川越駅東口老人憩いの家、西後楽会館	

E 公営住宅

E-1 市営住宅など	P. 191～
月吉町団地、藤倉団地、笠幡団地、寿町2丁目団地、仙波町4丁目氷川団地、的場団地、岸町1丁目南団地、仙波町2丁目団地、岸町1丁目東団地、仙波町1丁目南団地、仙波町1丁目北団地、岸町1丁目カシの木団地、小堤団地、小仙波町1丁目団地、岸町1丁目北団地、寿町2丁目南団地、岸町3丁目団地、月吉町北団地、再開発住宅店舗	

F 都市基盤施設

F-1 自転車駐車場・駐車場	P. 203～
川越駅西口第一自転車駐車場、川越駅西口第二自転車駐車場、川越駅西口第三自転車駐車場、川越駅東口自転車駐車場、本川越駅前自転車駐車場、的場駅前自転車駐車場、新河岸駅自転車駐車場、南大塚駅南口自転車駐車場、川越駅東口公共地下駐車場	
F-2 防災施設	P. 211～
災害備蓄庫、備蓄品保管室、災害用給水井戸等	

G 行政関連施設

G-1 市民センターなど	P. 217～
芳野市民センター、古谷市民センター、南古谷市民センター、高階市民センター、福原市民センター、山田市民センター、名細市民センター、霞ヶ関市民センター、川鶴市民センター、霞ヶ関北市民センター、大東市民センター	
G-2 庁舎関連施設	P. 229～
市役所本庁舎（東庁舎、庁舎分室、郭町公用車管理棟）、市役所小仙波庁舎、保健所、総合保健センター（ふれあい歯科診療所）、動物管理センター、収集管理棟、計量検査所、公園管理事務所、上戸公園管理詰所、川越駅西口まちづくり推進室、新河岸駅周辺地区整備事務所、道路管理事務所、教育センター、教育センター第一分室、教育センター第二分室、学校環境衛生検査センター	
G-3 環境衛生関連施設	P. 241～
環境衛生センター、東清掃センター、資源化センター、小畔の里クリーンセンター	
G-4 給食施設	P. 245～
菅間学校給食センター、菅間第二学校給食センター、今成学校給食センター	
G-5 葬祭施設	P. 251～
斎場、市民聖苑やすらぎのさと	

H その他の公共施設

H-1 その他の公共施設	P. 259～
旧市立診療所、旧母子生活支援施設すみれ館	

第二期川越市個別施設計画
(公共施設編)

令和8(2026)年3月

発行 川越市 社会資本マネジメント課

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-6377(直通)

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>

川越市公式ホームページ



社会資本マネジメントの取組

